



P F I 事業における V F M 評価に関する研究

佐々木, 仁

(Degree)

博士 (経済学)

(Date of Degree)

2012-09-05

(Date of Publication)

2013-01-28

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

乙3197

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2003197>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



平成 24 年 2 月 16 日 提出

PFI 事業における VFM 評価に関する研究

研究科：国際協力研究科

専攻：国際開発政策専攻

研究指導教員：太田 博史 教授

学籍番号：995I051I

氏名：佐々木 仁

目 次

序章 本研究の背景、目的及び構成	1
第 1 章 PFI の概念及び我が国における導入と展開	5
本章の目的と構成	5
第 1 節 PFI の定義と概念に関する基礎的考察	5
第 2 節 PFI の特徴と VFM 達成の仕組み	17
第 3 節 PFI の事業の種類と基本的な事業スキーム	22
第 4 節 我が国における PFI の導入と展開	30
本章の総括	39
第 2 章 PFI 事業の VFM 評価に関する既存研究サーベイ	41
本章の目的と構成	41
第 1 節 PFI・PPP に関する既存研究	41
第 2 節 PFI 事業の VFM 評価に関する既存研究	44
第 3 節 既存研究と本研究の視点と独自性	60
本章の総括	62
第 3 章 我が国における PFI 事業のプロファイル分析	64
本章の目的と構成	64
第 1 節 既存研究の成果と本研究の独自性	64
第 2 節 PFI 事業の公共契約機関と実施件数	67
第 3 節 PFI 事業の公共契約機関と実施地域	71
第 4 節 PFI 事業の分野	80
第 5 節 事業方式及び事業類型	87
第 6 節 英国及び韓国との比較分析	93
本章の総括	110
第 4 章 VFM 評価のあり方及び方法論の再検討	114
本章の目的と構成	114
第 1 節 VFM 評価の概要と方法論	116
第 2 節 VFM 評価の意義の再確認	121
第 3 節 論考 1 : VFM の意義と事後評価	123
第 4 節 論考 2 : VFM 評価の実施対象	128

第 5 節 論考 3 : VFM 評価の経済学的性質	133
第 6 節 論考 4 : PSC の前提の見直し.....	136
第 7 節 論考 5 : VFM 評価における割引率	141
本章の総括	158
第 5 章 我が国の PFI 事業の VFM 分析とケース・スタディ	160
本章の目的と構成	160
第 1 節 関連研究の再確認.....	161
第 2 節 我が国の PFI 事業の VFM 分析	171
第 3 節 VFM 評価のあり方に関する考察 : ケース・スタディ	183
本章の総括	210
終章 本研究における達成事項と今後の課題	212
参考文献	215
別紙 1 PFI 事業のマスターデータ (実施方針公表済事業)	A-1
別紙 2 PFI 事業のマスターデータ (PFI 事業契約締結済事業)	A-11

序章 本研究の背景、目的及び構成

(1) 問題意識と本研究の目的

近年、我が国では政府や地方公共団体の財政難の深刻化、或いは東日本大震災からの復興を背景に、社会資本の整備及び公共サービス提供の手法として、PFI (Private Finance Initiative) が再度、注目を浴びている。

PFI は、もともと 1990 年台はじめに英国で生まれた概念・手法で、我が国では 1999 年に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」、いわゆる PFI 法が制定されて PFI の普及が図られた。以来、2009 年 3 月末 (平成 21 年度末) までに 366 件の事業が実施されている¹。

PFI 活用の目的は、PFI 事業を発注する省庁や地方公共団体等の公共契約機関²の VFM (Value For Money) を向上させることである³。すなわち、事業実施に係る財政支出をできるだけ低く抑えるとともに、提供されるサービスの質の向上を図るというものである。このため、我が国では、PFI 事業の採択に当たっては、VFM が得られることの検証が義務付けられている。これは、一般に、「VFM 評価」と呼ばれる。

VFM 評価については、PFI 法、PFI 基本方針及び VFM ガイドラインにおいて実施が義務付けられるとともに、その方法論等が示されている。それらの中で、VFM 評価は、PFI 事業を採択するための重要なプロセスの一つとして位置づけられている。

VFM 評価の方法論については、これまでも PFI 推進委員会や国の調査等で多くの議論がなされ、問題点や改善の必要性が指摘されている。しかし、そうしたニーズに応じる具体的な検討や対応は必ずしも十分になされていない。また、学術的にもこの分野は比較的新しい分野であり、まだ十分な研究の蓄積がない。このため、PFI 事業を実施しようとする省庁や地方公共団体の間で、一部、混乱や誤解を生じさせている。

こうした状況を踏まえ、本研究は、現状の PFI 事業における VFM 評価のあり方や方法論について、その問題点や課題を整理するとともに、その解決策について検討を行うものである。また、これらの批判的検討を通じて、我が国における PFI 事業の VFM 評価の再構築を試みる。

¹ 内閣府「PFI に係る年次報告 (平成 21 年度)」より引用。なお、ここでいう事業件数は、PFI の実施方針公表済みの事業件数をいう。

² 本研究では、PFI 事業の発注する省庁や地方公共団体等 (PFI 契約の契約の公共側の当事者) を、「公共契約機関」と称する。

³ この点については第 1 章第 1 節で具体的に解説する。

(2) 本研究の構成

本研究の構成は、以下のとおりである。

- 序章 本研究の背景、目的及び構成
- 第1章 PFI の概念及び我が国における導入と展開
- 第2章 PFI 事業の VFM 評価に関する既存研究サーベイ
- 第3章 我が国における PFI 事業のプロファイル分析
- 第4章 VFM 評価のあり方及び方法論の再検討
- 第5章 我が国の PFI 事業の VFM 分析とケース・スタディ
- 終章 本研究における達成事項と今後の課題

第1章では、PFI の定義や基本的な概念を整理するとともに、我が国における PFI の導入過程やその後の展開について整理する。

第2章では、PFI 及び VFM 評価に関して、主として経済学の観点から行なわれた研究等のサーベイを行なう。はじめに、諸外国における PFI や PPP の VFM 評価の制度や方法論を概観する。その上で、国内外の関連する主要研究のサーベイを行なう。それを通じて、これまでの研究で達成された事項と本研究との関連性（本研究の独自性・新規性）について整理する。

第3章では、我が国で PFI 法が導入された 1999 年から 2008 年までの 10 年間に実施された PFI 事業について、実施主体、実施地域、事業（施設）分野、事業・方式等の観点から情報の分類・整理を行う。また、英国及び韓国における PFI 等の実施状況を比較することにより、我が国の PFI のプロファイル（特徴）の分析を行う。

第4章では、VFM 評価の性質に関する詳細な考察を行う。また、VFM 評価の趣旨、目的、及び評価を実施する実際の状況を踏まえ、そのあり方に関する考察を行い、あるべき姿を提言する。具体的には、「VFM 評価の意義と事後評価」、「VFM 評価の実施対象」、「VFM 評価の経済学的性質」、「PSC (Public Sector Comparator) の前提の見直し」、「VFM 評価の割引率」の5点について論考を行う。

第5章では、前章までの考察に基づき、実際の VFM 評価結果のデータを用いた分析及びシミュレーションを行う。はじめに、第3章の PFI 事業データを用いて、我が国の PFI 事業の VFM の傾向や特徴に関する計量分析を行う。次に、横浜市と神戸市の実際の PFI 事業のデータ等を行い、ケース・スタディ及び実証分析を行う。これを通じて、第4章で示した VFM 評価の課題及びその解決策について、データの裏づけを行うとともに、筆者の考察

の更なる展開を図る。

終章では、本研究で達成した事項及びその意義を確認するとともに、本研究の限界と今後の研究課題を示す。

(3) 用語・略称

本研究では、PFI及びVFM評価に関し、以下の用語（略称）を用いる。

【用語】

- PFI法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年9月24日施行）
- PFI基本方針：民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年3月13日総理府告示第11号）
- PFIガイドライン：内閣府が定めた以下のガイドラインの総称
 - ・プロセスガイドライン（PFI事業実施プロセスに関するプロセスガイドライン〈H19.6.29〉）
 - ・リスクガイドライン（PFI事業におけるリスク分担等に関するリスクガイドライン3.1.22〉）
 - ・VFMガイドライン（VFM(Value For Money)に関するガイドライン改定版〈H20.7.15〉）※本研究では、特に断りのない限り、「VFMガイドライン」とは、改訂版のことを指す。
 - ・契約ガイドライン（契約に関するガイドライン〈H15.6.23〉）
 - ・モニタリングガイドライン（モニタリングに関するガイドライン〈H15.6.23〉）
- PFI推進室：内閣府民間資金等活用事業推進室
- PFI推進委員会：民間資金等活用事業推進委員会
- PFI事業：PFI法に基づいて特定事業として選定された事業
- 公共契約機関：PFI事業の公共側の発注機関（PFI法における「公共施設等の管理者等」と同義⁴）
- PFI事業者：PFI事業契約に基づきPFI事業を実施する民間事業者
- PFI事業契約：公共施設等の管理者等（実施主体）とPFI事業者の間で締結されるPFI事業に係る契約

⁴ PFI法上の表現に厳密にするならば、PFI事業の公共側の契約主体は、「公共施設等の管理者等」とするのが適切である。しかし、本研究では、表現の煩雑さを回避するため、簡略的に「公共契約機関（英語で一般的に呼ばれている「Contracting Agency」に相当する。）」という表現を用いる。

【略語／頭字語】

- PPP : Public Private Partnerships (官民連携)
- VFM : Value For Money (バリュー・フォー・マネー)
- PSC : Public Sector Comparator (公共が PFI 以外の方式で事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値)
- PFI-LCC (公共が PFI 方式で事業を実施した場合の事業期間全体を通じた公的財政負担 (Life Cycle Cost) の見込額の現在価値)
- SPC : Special Purpose Company (特定の PFI 事業の実施を唯一の目的として設立される特別目的会社)

(4) 謝辞

本論文の完成までには、多くの方々のご支援、ご協力を得た。この場を借りて、お礼を申し上げたい。

まず、指導教員の太田博史先生には、本論文の構成から完成まで、きめ細かく、ご丁寧にご指導いただいた。また、先の指導教官である本台進先生及び上野宏先生にも、博士論文の構想や執筆について多くご指導を頂いた。こうした諸先生のご指導に対し、深くお礼を申し上げたい。

論文の内容については、筆者の PFI・PPP のコンサルタントとしての業務を通じて、多くの方々に刺激を受けながら筆者なりの考えをまとめるに至ったものである。特に、弁護士の佐藤長英先生及び友人の山下興一氏には、我が国で PFI 法が導入された当時より、PFI や PPP に関し、様々な知識や情報、或いは刺激を与えて頂いた。感謝の念に絶えない。

論文作成の実務面については、特に久保田淳様及び種村祐三子さんにお礼を申し上げたい。久保田氏には、横浜市の PFI 事業のデータの入手等の際に大変お世話になった。また、種村さんには、データ整備や論文の製本等の様々な面でお手伝い頂いた。

最後に、博士課程の編入からこの論文を完成させるまでの足掛け 11 年、ずっと筆者のことを励まし、応援し続けてくれた妻の雅己にお礼を申し上げたい。

第1章 PFI の概念及び我が国における導入と展開

本章の目的と構成

本章では、本研究を進める前段の作業として、我が国における PFI の定義と概念の整理を行う。具体的には、以下の事柄について整理する。

- ・ PFI とは何か。
- ・ PFI の特徴は何か。
- ・ PFI と PPP はどのような関係にあるか。
- ・ PFI はどのようにして（どのような要因によって）VFM を達成するのか。
- ・ PFI にはどのような種類があるか。
- ・ PFI における事業資金調達はどのように行われるか。また、金融機関は PFI 事業においてどのような役割を果たすか。

上の整理に続いて、我が国における PFI の導入の経緯及び展開の過程について整理する。

第1節 PFI の定義と概念に関する基礎的考察

(1) PFI の定義

PFI は、英国で生まれた公共サービス提供手法の一種である。英国で PFI が導入されたのは 1992 年のことであった。我が国では、それから 7 年後の 1999 年に PFI が導入された⁵。

PFI は、「Private Finance Initiative」の頭字語である。PFI は、直訳すると、「民間資金活用施策」であるが、我が国では PFI という表現がそのまま用いられている。したがって、本研究においても和訳にこだわることなく、PFI という表現をそのまま用いている。

PFI については、我が国でも英国でも統一された定義はない⁶。英国におけ

⁵ ここでは、PFI 法の施行（1999 年 9 月 24 日）をもって PFI の導入としている。我が国において PFI が導入された経緯については、本章第 4 節において述べる。

⁶ 柏木（2004）は、英国における PFI の定義について、次のように指摘している。「PFI の正確な定義はない。あまり厳格な定義にこだわらないのが、英米法の伝統である。イギリスで発達した PFI にも厳格な定義はない。イギリスでは PFI は Private Finance Initiative の略とされているが、UNCITRAL 指針では、PFI は Privately Financed Infrastructure の略ということになっている。また、労働党政権になってからは、Public Private Partnership :PPP と名前を変えているが、保守党政権下の PFI と大きく変わる

る PFI の定義の一例を以下に示す⁷。

“Definition: the public sector contracts to purchase quality services, with defined outputs, on a long-term basis from the private sector, and including maintaining or constructing the necessary infrastructure. The term also covers financially free-standing projects (e.g.the Second Severn Bridge) where the private sector supplier designs, builds, finances and then operates an asset and covers the costs entirely through direct charges on the private user of the asset, with public sector involvement limited to enabling the project to go ahead through assistance with planning, licensing and other statutory procedures.”

これは、PFI に関してかなり詳しく書かれた定義であるが、上述のように特に英国において一律的に定められている定義ではない。一方、我が国における PFI に関しては、内閣府の PFI 推進室は、「公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法」と説明している⁸。また、PFI 推進委員会は、PFI を「公共部門が、民間部門の経営・技術的能力と資金調達能力を活用して、公共サービスを提供するための新しい行政手法」としている⁹。どちらの定義を用いることも可能であるが、この二つを比べると、後者は PFI が公共サービスを提供するための手法と明示しており、PFI の概念をよりの確に表現しているといえる。また、これは上に示した英国における PFI の定義にも近い。よって、本研究では、素直に PFI 推進委員会による定義を用いることとする。

(2) PFI の基本概念

PFI の基本概念として、以下の 5 点を挙げるができる。

- ・ PFI は、公共事業の実施手法の一つである。
- ・ PFI は、公共契約機関¹⁰が公的なサービスを提供する手法の一つである。

ものではない。」(p.2)

⁷ H.M.Treasury (2000) p.47 より引用。

⁸ 内閣府ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/pfi>) より引用 (2009 年 5 月 1 日現在)。

⁹ PFI 推進委員会 (2004) p.7 より引用。

¹⁰ 本研究では、PFI 事業の発注者を表す用語として、「公共契約機関」という表現を用いている。PFI 法第二条第三項では、PFI 事業の発注者(契約者)として「公共施設等の管理者等」という表現が用いられているが、本研究では同義として用いる。参考までに、同法では「公共施設等の管理者等」を以下の三つに分類している。

一 公共施設等の管理者である各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。)又は特定事業を所管する大臣

- ・ PFI の目的は、公共サービス提供における VFM の達成にある。
- ・ PFI 事業契約には、一般的に公共サービス提供業務（運營業務）のほか、施設整備業務及び当該施設の維持管理業務も含まれる。
- ・ PFI は、公共サービス提供にあたって、民間の資金調達能力を含む様々な能力を活用するものである。

第一に、PFI は、公共事業の実施手法の一つである。すなわち、公共契約機関がその必要性を確認し、その意思決定と責任において実施されるものである。民間企業が自主的に、或いは公共機関からの許認可を得て実施する事業とは異なる。PFI 推進委員会も「VFM の評価の必要条件として行う導入可能性調査の前に、「公共性原則」を充足するか否か、すなわち、そもそも公共事業として行うかどうかの過程をきっちりと踏む必要がある。」とし、PFI が公共事業であるとして実施されるものとの認識を明確に示している¹¹。

第二に、PFI は、公共契約機関が公的なサービスを提供する手法の一つである。このことは、上に示した幾つかの定義でも示されているが、英国の文献では直接的に次のように述べられている¹²。

“PFI approach involves the public sector in contracting to purchase quality services, with defined outputs, from the private sector on a long term basis, and including maintaining or constructing the necessary infrastructure so as to take advantage of private sector management skills incentivised by having private finance at risk, and includes projects procured within procurement vehicles such as BSF and LIFT.”

我が国においても、この考え方は同じである。たとえば西野（2001）は、我が国において PFI が導入された当初から、PFI は単なる社会資本の整備手法ではなく、公共サービスを提供するための手法であることを述べている¹³。

二 公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の長

三 公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人（市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を施行する組合を含む。以下「公共法人」という。）

¹¹ 「VFM (Value For Money) に関するガイドライン (平成 13 年 7 月 27 日) の一部改定及びその解説」 pp.7-8 より引用。

¹² H.M.Treasury (2004) p.5 より引用。

¹³ 西野（2001）は、「PFI に関してまず理解していただきたいことは、PFI とは公共部門が公共サービスを住民に提供するための一つの方法だということである。(中略) 本来の PFI は社会資本整備という限定的なものではなく、より一般的な「公共サービスの提供」を対象にしている。社会資本整備は公共サービスを提供するための手段にすぎない。」と述べている。(pp.2-3)

また、このことは、2005年のPFI法の第二次改正においても再確認された。具体的には、PFI法第一条の目的規定において、PFI(法)は、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保することを目的とすることが明記された¹⁴。

この点に関し、近年、我が国ではPFI的な手法を用いながらも、運営や維持管理等のサービスの提供を含まずに、施設整備のみを事業内容とする方式（いわゆるBT(Build-Transfer)方式)を採用する事例が現れてきている¹⁵。しかし、この方式は、公共サービスの提供を含まないためPFI事業としては認識されていない¹⁶。逆に、施設整備業務を含まなくとも、運営や維持管理等のサービス提供のみの事業内容でもPFI事業として認められているもの（いわゆる「O(Operate)方式」の事業）がある¹⁷。

第三に、PFIの目的は、公共サービス提供におけるVfMの達成にある。VfMとは、“Value for Money”の頭字語である。直訳すると「お金に対する価値」となるが、PFIの文脈では「支払いに対して最も高い価値のサービスを提供する考え方」とされる¹⁸。

VfMは、PFIに関係する最も重要な概念の一つとされ、英国においては次のように解説されている¹⁹。

“The central proposition should always be that PFI should only pursued where it delivers value for money (VfM), where VfM is the optimum combination of whole life cost and quality (of fitness for purpose) to meet the user’s requirements, and does not always mean choosing the lowest cost bid.”

この説明のように、PFI事業を実施する場合は、PFI事業としての採択に先立って、PFI事業で実施した場合のVfM発生の検証を行うこととされている。そして、十分なVfMが認められる場合のみPFI事業としての採択が認められることになる。

¹⁴ 数次に渡るPFI法改正の経過と内容については、本章第4節を参照のこと。

¹⁵ いわゆるBT方式を採用している事例としては、「大阪府営筆ヶ崎住宅民活プロジェクト」、「大阪府営荻田住宅民活プロジェクト」、「大阪府営岸和田下池田住宅民活プロジェクト」などがある。

¹⁶ このことは、PFI推進室のホームページ等で確認することができる。ただし、その事実をもってBT方式の意義や有効性が否定されるものではない。

¹⁷ そのような事業の例としては、「八尾市立病院維持管理・運営事業」、「喜連川社会復帰促進センター等運営事業」、「播磨社会復帰促進センター等運営事業」などがある。

¹⁸ VfMガイドラインの1(1)より引用。なお、VfMの概念は、PFI固有のものではなく、従来方式や他のPPP手法においても適用される概念である。

¹⁹ H.M.Treasury(2004) P.3より引用。

PFI の目的が VFM の達成であることは、我が国においても同じである。内閣府 PFI 推進室は、我が国における PFI 導入の目的・効果として、「国民に対する良好かつ低廉なサービスの提供」、「公共サービスの提供における行政の関わり方の改革」、「民間の事業機会の創出等による経済構造改革の推進」の3点を掲げているが、この第一点目がまさにこのことを述べている²⁰。

我が国においても、英国と同様に、PFI 方式を採用する場合には、VFM の有無を検証することが義務付けられている。具体的には、PFI 事業（PFI 法でいうところの特定事業）の選定を行う際と、民間事業者の選定を行った際の2つの段階において、VFM に関する客観的評価を行うことが、PFI 法において定められている²¹。

VFM 評価は、「公共が PFI 方式で事業を実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値」と「公共が PFI 以外の手法で実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値」を比較する形で行われる²²。VFM ガイドライン等では、前者を「PFI 事業の LCC（以下、「PFI-LCC」と表記する。）」、後者を PSC（Public Sector Comparator）と呼ぶこととしている。すなわち、PFI-LCC と PSC の比較を通じて、VFM の有無が検証されるのである。

VFM ガイドラインでは、VFM が得られるケースとして、次の3つを挙げている。

- ・ PFI 方式と他の方式で同一の公共サービス水準が提供されるとの仮定の下、PFI-LCC が PSC(他の方式を採用した場合の LCC)を下回った場合
- ・ PFI-LCC と PSC が同一であるとの仮定の下、PFI 方式で提供されるサービスの水準が他の方式で提供されるサービス水準を上回る場合
- ・ PFI-LCC が PSC を上回る場合でも、PFI 方式で提供されるサービスがその差を上回る場合

すなわち、VFM は、公共サービス提供における「財政負担額の多寡」と「提供されるサービスの質」の両面を勘案してその有無が検証されるのである²³。

²⁰ 内閣府（2006）p.3より引用。なお、個々の事業における PFI 活用の目的・効果は、ほぼ第一点目に限られるが、我が国における PFI 導入の目的・効果という視点で見ると、第二点目及び第三点目も非常に重要である。

²¹ PFI 法第八条第1項では、「公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。」としている。実際は、特定事業選定時にはほとんどの事業において VFM 評価がなされているが、民間事業者の選定時においては VFM 評価が実施されていない事業も多い。

²² VFM 評価の現状の方法論については、第4章第1節で詳細に解説する。

²³ 上に示した英国における VFM の説明においても、“Vfm is the optimum combination of

第四に、PFI 事業契約には、一般的に公共サービス提供業務（運營業務）のほか、施設整備業務及び当該施設の維持管理業務も含まれる²⁴。PFI を構成する概念の一つとして、PFI は公共サービスを提供する手法の一つであることを述べたが、ほとんどの場合、公共サービスを提供するための施設整備とその施設の維持管理もその業務の中に含まれる²⁵。これらの複数業務が一括して契約内容に含まれている点が、PFI を独立した（固有の）公共サービス提供手法として特徴づける大きな要素となっている。

ただし、上述のように、我が国の PFI 法の定めによれば、施設整備を伴わない事業も PFI 事業として認められている。例えば、事業施設がすでに存在する、或いは施設整備は公共が行う場合、施設整備は事業範囲に含まれない。こうした事業類型は、「O (Operate) 方式」と呼ばれる。

第五に、PFI は、公共サービス提供にあたって、民間の資金調達能力を含む様々な能力を活用するものである。ここでいう「様々な能力」とは、PFI 推進委員会の定義においては、経営能力、技術的能力、及び資金調達能力の三つが挙げられている。実際に、我が国の PFI 基本方針で示されている五原則・三主義においても、「民間経営資源活用原則」が明記されている（表 1-1 参照）。

表 1-1 我が国の PFI における五原則・三主義

原則／主義	内 容
公共性原則	公共性のある事業であること。s
民間経営資源活用原則	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用すること。
効率性原則	民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施すること。
公平性原則	特定事業の選定、民間事業者の選定において公平性が担保されること。
透明性原則	特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されること。
客観主義	各段階での評価決定について客観性があること。
契約主義	公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすること。
独立主義	事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されること。

出典：「PFI 基本方針」より筆者が作成

whole life cost and quality (of fitness for purpose)”としている。

²⁴ 内閣府調査によると、「選定事業者の事業範囲別事業数をみると、設計業務及び建設業務は、90%以上の事業において選定事業者の業務範囲としており、また、維持管理業務は、303事業すべてが選定事業者の業務範囲としている」とある。(内閣府(2007) P.35)

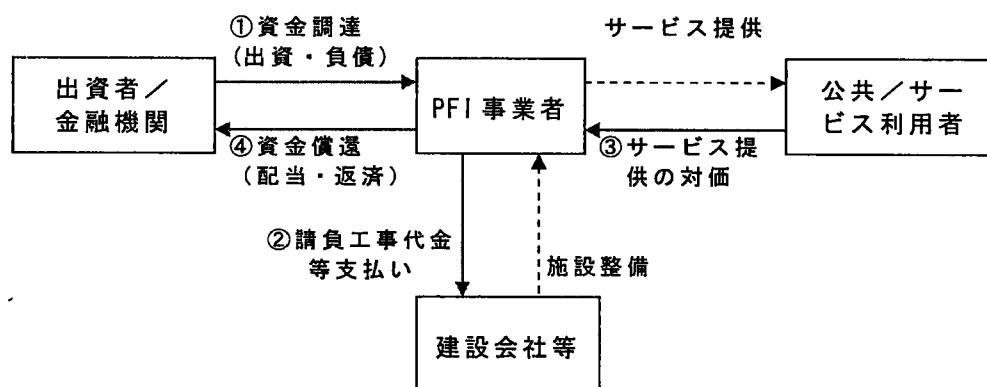
²⁵ 施設整備は、事業により新規の整備と既存施設の改修とがある。

このなかでも、PFI を固有の手法として特徴づけるのは、民間の資金調達能力を活用する点である。この資金調達は、上で述べた施設整備の資金を民間にて調達するというものである。民間による調達は、PFI の本質とも言えるので、この点について以下で少し詳しく解説する。

まず、PFI 事業における事業資金の調達及び償還の流れは、以下のとおりである。

- ①PFI 事業者が金融機関等から資金調達を行う。
- ②当該調達資金を用いて施設整備を行う。(建設会社等に対して工事請負代金等を支払う。)
- ③サービス提供の対価を、公共またはサービスの利用者から受け取る²⁶。
- ④受け取ったサービス提供の対価を調達資金の償還に充当する。

以上のことを模式化したのが、図 1-1 である。



出典：筆者が作成

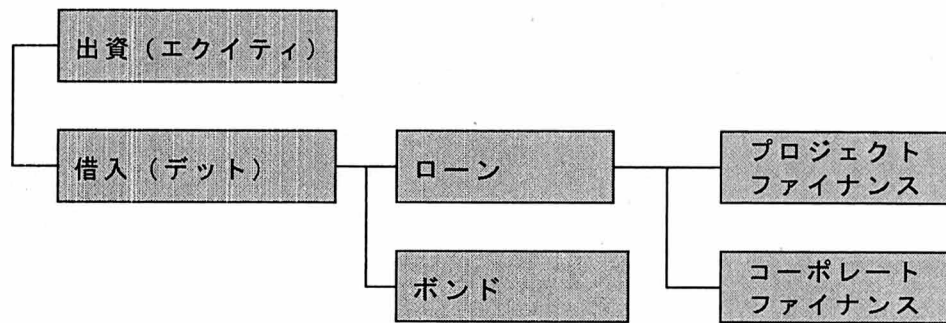
図 1-1 PFI 事業における資金の調達と返済

資金調達の方法としては、出資（エクイティ）と負債（デット）に大きく分類され、後者はさらにローン（金融機関等からの借入）とボンド（社債発行による資金調達）に大きく分類される。英国ではボンドによる資金調達も一般的であるが、我が国においてはボンドによる資金調達を行った PFI 事業は、2011 年末時点でまだ存在しない²⁷。

²⁶ 事業類型としては、サービス提供の対価を公共から受け取る場合には「サービス購入型」、利用者から受け取る場合は「独立採算型」となる。より詳細については、本章第 3 節を参照のこと。

²⁷ ボンド発行は行っていないが、格付機関からローンの格付を取得した事業としては、金町浄水場常用発電 PFI モデル事業（格付 BBB、格付機関は R&I）、近江八幡市民病院整備運営事業（格付 A、格付機関は R&I）公務員宿舎綾瀬川住宅（仮称）整備事業（予備格付 AAA、格付機関は日本格付研究所）などがある。また、ローン債権の流動化を前提

ローンによる資金調達の方法としては、一般的には、プロジェクトファイナンスが用いられる。プロジェクトファイナンスは、当該事業が生み出す将来のキャッシュフローを基礎的な担保として融資が行われる融資形態の一つである²⁸。PFI 事業者による資金調達手法を整理したのが、図 1-2 である。



出典：筆者が作成

図 1-2 PFI 事業における主な資金調達手法

ただし、我が国の PFI では、民間資金調達に関する例外も存在する。例えば、PFI によるケアハウスの施設整備費については、補助金が交付されることになっており、施設整備費の全額を補助金で賄うことが可能である²⁹。

もう一つの例外として、いわゆる DBO (Design-Build-Operate) 方式というものがある³⁰。これは、施設整備費を民間資金ではなく地方債の発行により調達するというものである³¹。具体的には、地方公共団体の事業において、施設整備費分を地方公共団体が起債により調達し、PFI 事業者に対して一括または分割により施設整備を支払うというものである。一般に、民間借入の金利よりも地方債の金利の方が低いため、地方公共団体の支出をより低く抑えることができるというメリットがある。この場合も、民間の資金調達能力は基本的に活用しないことになる。

としたファイナンス・スキームを構築した例として、九州大学（馬出）総合研究棟改修（旧医学部基礎 A 棟）施設整備等事業がある。

- ²⁸ プロジェクトファイナンスについては、横井（1985）、第一勧業銀行国際金融部（1999）、Yescombe（2002）、加賀（2007）を参照のこと。
- ²⁹ PFI を活用したケアハウスの整備・運営事業の実施手続きに関しては、地域ケア政策ネットワーク（2002）を参照のこと。
- ³⁰ 英国においては、DBFO (Design-Build-Finance-Operate) 方式という表現は、道路 PFI 事業等において用いられているが、DBO 方式という表現や概念は存在しない。我が国で DBO 方式という用語が使われ始めた経緯や根拠は明らかではないが、英国の DBFO 方式から「F (Finance)」を抜いて、「基本的には PFI であるが民間資金調達は含まない」という意味合いで使われ始めたものと推測される。
- ³¹ いわゆる DBO 方式を我が国ではじめて採用したのは、「(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業」である。その後、「松山市・かきつばた浄水場・高井神田浄水場ろ過施設整備等事業」、「(仮称) 姫路市新美化センター整備運営事業」などにおいて、同方式が採用されている。

DBO方式については、我が国においてはPFIとして認められている³²。確かに、DBO方式は、民間資金調達を大前提とする英国流PFIの原則に反する。実務においても、「邪道」と揶揄されることもある。しかし、その方法が有効であるか否かについては、まさにVFM評価において検証されるべきことである。この点については、第4章及び第5章において詳細に検討する。

(3) PFIとPPP

ここでは、PFIとPPPの関係について、基本的な整理を行う。PPPは、“Public Private Partnerships”の頭字語であり、我が国では、官民連携、公民連携などと訳されている³³。“Public Private Partnerships”という表現自体は古い歴史を持つが、現代的な意味において用いられるようになったのは、1990年代後半からである³⁴。

PPPの活用は、いまや世界的な潮流である。実際、英国、フランス、イタリア、オランダ、スペイン、ポルトガルといった欧米諸国は無論のこと、中国、シンガポール、タイ、マレーシア、インドネシア、ベトナムといったアジア諸国、また、ブラジル、チリなどの中南米諸国にも広まっている。また、世界銀行等の国際機関においてもPPPの概念が導入されている³⁵。

しかし、PPPの定義については、統一されたものはなく、各国において、独自の意味で用いているというのが現状である

例えば、英国の会計検査院(National Audit Office, NAO)では、PPPについて、次のように解説している³⁶。

“What is PFI/PPP?”

A Public Private Partnership (PPP) is an arrangement by which a

³² このことは、PFI推進室ホームページに掲載されているPFI事業データで、DBO方式を用いた事業がPFI事業としてカウントされていることから読み取ることができる。

³³ 我が国におけるPPPの先進的な研究としては、経済産業省及び経済産業研究所が2002年に立ち上げた「日本版PPP研究会」がある。この成果は、日本版PPP研究会(2002)「日本版PPP(Public Private Partnership: 公共サービスの民間開放)の実現に向けてー市場メカニズムを活用した経済再生を目指してー」の形でまとめられている。同報告書においては、PPP、または日本版PPPについて特に定義は与えていないが、PPPを「公共サービスの民間開放」を代替する表現として用いている。また、関連した記述として、日本版PPPには、民間委託(アウトソーシング・公設民営)、PFI、民営化、独立行政法人が含まれている日本版PPP研究会(2002)P.14を参照のこと。

³⁴ PPPの概念や、欧米諸国におけるPPPへの取り組みの歴史については、Grimsey and Lewis(2002)の第3章が詳しい。

³⁵ また、途上国を含む近年における世界的なPPPの発展の潮流については、Yescombe(2007)の第3章が詳しい。

³⁶ NAOホームページ(http://www.nao.org.uk/practice_areas/private_finance/what_is.htm)より引用。(2007年9月時点)

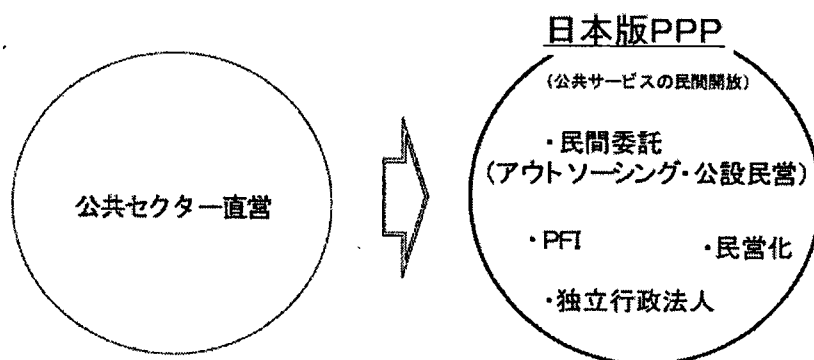
government service or private business venture is funded and operated through a partnership of government and the private sector. Public private partnerships include several delivery models, the most common of which is the Private Finance Initiative (PFI) initiated in 1992.

これによると、PPP は、公共サービス等を提供するための、官（パブリック）と民（プライベート）の取り決め（アレンジメント）とされる。また、PPP に含まれる手法に関しては、英国財務省の次のような記述が見られる³⁷。

“Public private partnerships (PPP) are a key element in the Government’s strategy for delivering modern, high quality public services and promoting the UK’s competitiveness. They cover a range of business structures and partnership arrangements, from the Private Finance Initiative (PFI) to joint ventures and concessions, to outsourcing, and to the sale of equity stakes in state-owned businesses.”

これらによると、PPP には、PFI のほか、ジョイント・ベンチャー、コンセッション、アウトソーシング、公営事業への民間資本参加（民間への一部株式譲渡）が含まれる³⁸。

我が国においても、PPP という用語は特に法令において用いられていない。我が国における PPP に関する研究の先駆けとしては、既出の日本版 PPP 研究会による研究成果を挙げることができる。同研究会では、「日本版 PPP」として、次のような概念図を示している。



出典：日本版 PPP 研究会（2002）P.2

図 1-3 日本版 PPP 研究会における PPP の位置づけ

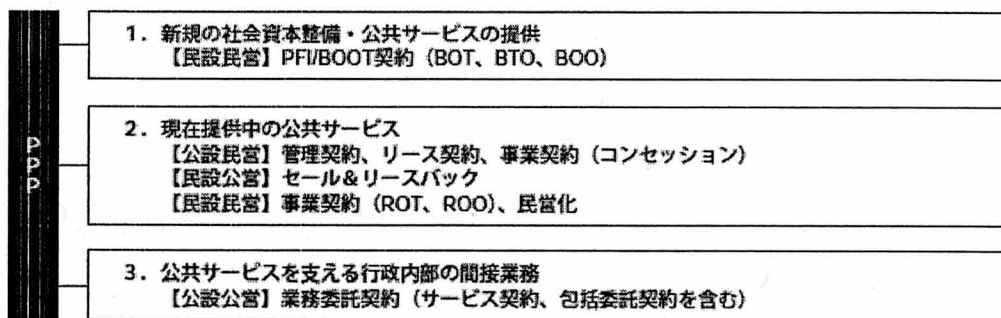
³⁷ H.M. Treasury (2000) p.8 より引用。

³⁸ なお、以下の英国における PFI・PPP に関する記述においては、特に PFI を使い分ける必要がある部分以外は、PFI を含む意味で「PPP/PFI」の表現を用いる。

また、比較的最近の経済産業省の公表資料では、PPP について、次のように解説している³⁹。

「(PPP とは) 経済成長の源泉として、「市場」と「競争」を通じ、公共サービスの効率性を向上させるとともに、新たな雇用を創出し、新たなサービス産業を創出する公共サービスの民間開放のことである。なお、その際、官と民が協働して、リスクとコストを応分に担い、例えば、官が基礎インフラを整備したり、規制ルール作りをしたりして、市場において相互的な補完を行うことが、PPP の特色である。」

我が国における PPP については、上記の経済産業省のもの以外にも様々な解説がある。例えば、JICA では、次のような整理を行っている。



* 既存サービスについて今後追加投資や改修・維持更新が発生する場合は、すべて 2. に含まれる。

出典：JICA (2005)

図 1-4 PPP の分類と主な事業スキーム

また、野田 (2004) では、「PPP には、PFI のほか、フランスに由来するコンセッション、BOT/BOO 手法、経営委託、アウトソーシングなどを含む」としている⁴⁰。

以上、英国及び我が国における PPP という用語に関する研究や実務での用法を概観した。PPP に関しては、その言及の仕方については若干の差異はあるもの、いずれも厳密な定義というものはなく、また一方で、趣旨や内容についてはほぼ共通の理解・認識が得られているというのが現状である。

こうした現状を踏まえ、本研究では、PPP を「公共部門が、民間部門 (営利団体と非営利団体の双方を含む) の様々な能力等を活用して、公共サービス等を提供するための行政手法の総称をいう。」と定義する。この定義においては、我が国における PFI は、PPP の一種とすることができる。

PPP に含まれる具体的な手法は国によって異なるが、我が国においては、

³⁹ 経済産業省 (2009) p.1 より引用。

⁴⁰ 野田編著 (2004) p.36 より引用。

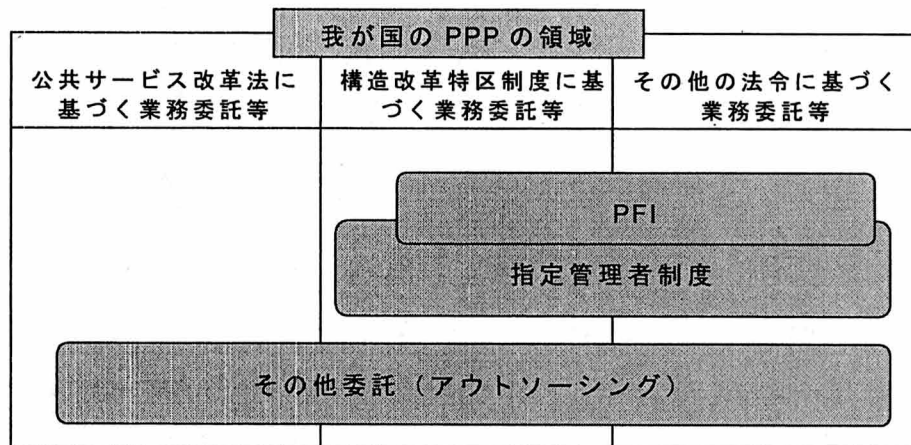
PPPに含まれるものとしては、PFIのほか、指定管理者制度、構造改革特区制度、市場化テスト、一般的なアウトソーシング、及び行政による支援等を挙げることができる⁴¹。

表 1-2 我が国の PPP 手法

手法	内 容
PFI	PFI 法に基づく委託契約
指定管理者制度	地方自治法に基づく行政処分
構造改革特区制度	構造改革特区法に基づく委託契約
市場化テスト	公共サービス改革法に基づく委託契約
アウトソーシング	その他の請負契約、委託契約等

出典：筆者が作成

このうち、指定管理者制度のみは行政処分的一种⁴²であるが、そのほかは基本的に委託契約の形をとる。なお、これらの手法は組み合わせて用いられることもあり、その主な適用範囲と組み合わせの可能性は、次のように整理することができる。



出典：筆者が作成

図 1-5 各 PPP 手法の組み合わせの可能性

⁴¹ 文献によっては、独立行政法人化や民営化も PPP に含むものもある。しかし、本研究では、独立行政法人化については、多くの場合において実質的に経営責任が独立行政法人に移行されないこと、また、逆に民営化については、基本的に当該サービスの提供は行政の責任においてなされるものでなくなることから、PPP には含まないものとする。

⁴² ただし、指定管理者制度においても協定を締結することとされており、その契約としての性質を認める議論も存在する。その点の具体論については、地域総合整備財団（2009）を参照のこと。

本節の最後にもう一点付記しておきたいことがある。日本では PFI という用語や概念はかなり普及しているが、世界的では一般的ではない。PFI を公的な用語・概念として用いている国は、我が国と英国のほかは、マレーシアのみである⁴³。また、英国においても、最近では PFI を、日本でいうところの「サービス購入型事業」或いは英国で広く用いられている「ユニタリー・ペイメント方式」を用いる事業という限定的な意味合いで使うという傾向も見られる。このように、我が国でいう PFI の概念は、必ずしも外国では同じ意味で用いられていないという点に留意する必要がある。

第2節 PFI の特徴と VFM 達成の仕組み

(1) PFI の特徴と VFM 達成のための7つの要素

前節において、PFI の目的は公共サービスの VFM の達成であることを述べた。VFM は、PFI を考える上で最も重要な概念の一つである。ここでは、PFI が VFM を達成する基本的な仕組みについて論じる。

PFI は公共サービス提供手法の一つであるが、個々の事業の内容や実施条件は、具体的には PFI 事業契約に定められる⁴⁴。すなわち、PFI の特徴とは、PFI 事業契約の特徴と言い換えることができる。PFI 事業契約には、一般的に、「複合契約」、「長期契約」、「アウトプット仕様」、「インセンティブの付与」、「詳細かつ適切なリスク分担」といった特徴がある。これらが相互に作用して VFM の達成が実現されるものとされる。

また、上の要素に加え、実際には、PFI 事業契約の内容以外にも、「競争環境の確保」や「公共契約機関による適切なプロジェクト・マネジメントの実施」といった要素も非常に重要である。

本研究では、これを、VFM 達成のための7つの要素と捉える。以降では、これらの要素が如何に VFM に寄与するかについて、一般論を整理する⁴⁵。

⁴³ 例えば、インドネシアやフィリピンでは、PFI という表現は、しばしば「サービス購入型の PPP 事業」という意味で用いられている。

⁴⁴ PFI 事業契約に関し、PFI 法（2010年12月時点）では、「協定」という用語と「契約」という用語が見られるが、実務ではすべて「契約書」の表現が用いられている。そのことを踏まえ、本研究では、「PFI 事業契約」という用語を統一に用いている。

⁴⁵ これらの要素が実際に VFM に寄与しているかの検証は、第4章第2章で行う。

(2) VFM 達成の仕組み

PFI 事業契約の第一の特徴は、複合契約の採用である⁴⁶。公共機関が伝統的な方式で事業を行う場合、施設の設計、建設、維持管理⁴⁷、運営⁴⁸は基本的に別々に発注される⁴⁹。しかし、本章第1節でも述べたように、PFI ではこれらの業務はこれらの複数業務を包含した形でPFI事業契約が締結される。特に、施設の「設計・建設」と「運営・維持管理」の双方が含まれる点が大きな特徴である。複合契約化によって得られる効果としては、「施設の設計と建設を同一者が行うことにより、施設の設計と建設を合理的・効率的に行うことが可能になる。また、施設整備のスケジュール管理も容易となる。」「施設の設計・建設を行う者と施設の運営・維持管理を行う者が同一者であるため、運営段階におけるサービスの充実や、ライフサイクルコストの最適化を踏まえた施設整備を行うことができる。」といったことが挙げられる。

PFI 事業契約の第二の特徴は、長期契約である。PFI の契約期間は、10年程度から30年程度と長期に渡る⁵⁰。我が国の公的機関では、いわゆる単年度主義を採用している。したがって、通常、契約期間は長くても一年である。地方公共団体に関しては、2004年の地方自治法の改正により長期継続契約が締結できることになったが、その適用可能範囲は限定的であり、また、その場合でも契約期間は2~3年程度である。こうした意味で、PFI 事業契約は超長期契約ともいえる。

長期契約によって生じると考えられる効果は、長期の事業ライフサイクルを考えて、最も効率的な施設の維持管理を行うことができるという点にある。

長期契約のメリットとして、しばしば、公共機関の財政負担の平準化を挙

⁴⁶ PFI 実務においては、広く「一括発注」と呼ばれるが、実は、何を以て「一括」としているのが不明である。したがって、本研究では、一般的な契約実務に従い、「複合契約」という用語を用いている。

⁴⁷ BELCA (2006) によると、我が国では「維持管理」という用語に正式な定義はない。(p.10) これに類する用語としては、「維持保全」がある。この用語は建築基準法第8条の見出しとして用いられており、本文は、「建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。」とされる。また、(社)日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」によると、「維持保全」とは、「対象物の初期の性能及び機能を維持するための保全」とある。本研究では、PFI の実務を踏まえて「維持管理」という表現を用いるが、その意味は上の「維持保全」と同義と解釈するものとする。

⁴⁸ 同様に、「運営」についても特別な定義があるわけではないが、本研究では、「当該施設の主要なサービスの提供実務を行うこと」と定義する。

⁴⁹ ただし、公共事業においては、施設の設計と建設を一括して発注する「デザイン・ビルド方式」が存在する。近年では、同方式を採用する事例も増加傾向にある。

⁵⁰ 内閣府 (2006) によると、これまで実施方針が公表された事業における事業期間は、最短が4年、最長が34年とされる。なお、事業期間として最も多いのが22年(32件)で、続いて、15年(26件)、17年(25件)、16年(20件)の順となる。(p.50)

げられる。確かに予算的制約を緩和するという意味では、公共機関内の実務的な面においては意味があるかもしれない。しかし、社会経済的な側面からとらえた場合、それ自体は効果とはいえない。長期契約のメリットとしては、むしろ、後述する長期の事業期間に渡る「最適なリスク管理」を実現できることにあると考えられる。

PFI 事業契約の第三の特徴は、アウトプット仕様の採用である⁵¹。アウトプット仕様とは、PFI 事業者が提供するサービスの種類、内容や水準を規定することを強く意識した仕様のことをいう⁵²。アウトプット仕様の効果としては、「施設の整備やサービス提供にかかるインプットの規定は必要最小限にし、PFI 事業者による創意工夫の余地を高める。」「一方で、サービスのアウトプットについては厳格に定め、適切なモニタリングを実施することにより、サービスの安定的な調達を実現する。」といったことが挙げられる。

なお、アウトプット仕様を用いた場合でも、仕様書の中にインプット関連規定が全くなくなるわけではない。特に施設整備部分については国等の基準の適用が求められることが多い。また、実際には、事業契約締結後に、モニタリングを実施するためにインプットが敢えて定められることがある。要は、必要なインプットについては規定しつつも、そうでない部分についてはできるだけ PFI 事業者に委ねるとというのがアウトプット仕様の思想である。

PFI 事業契約の第四の特徴は、インセンティブの付与である。これは、PFI 事業者が自発的に運営パフォーマンスを達成させるような条件を設定するというものである⁵³。特に、PFI 事業者は収益の最大化を目的とする企業であるから、自らの努力や創意工夫が収益の増大につながるようなインセンティブの仕組みを事業の中にビルト・インすることは、サービスの向上という観点からも非常に重要な要素である。

PFI 事業におけるインセンティブには幾つかの種類が考えられるが、その

⁵¹ アウトプット仕様は、英国では “Output Specification” または “Output-based Specification” と称される。PFI におけるアウトプット仕様（性能発注）の重要性については随所で言及されているが、例えば、国土交通省大臣官房官庁営繕部（2003）では、「PFI 手法導入の趣旨である民間の資金、経営能力、技術的能力を存分に活用することにより、低廉・良質な公共サービスの提供を図るため、要求水準の設定に当たっては、求めるサービスを具体的な方法や仕様で示すのではなく、できる限り性能で示すことが重要である。」としている（p.69）。

⁵² 実務においては、「性能発注」という表現が用いられることも多い。「性能発注」はしばしば「仕様発注」と対比されるが、前者の場合でも「仕様書」は存在する。また、PFI 事業がサービス提供に主眼をおくものだとすると、「性能」という表現はなじみにくい。以上のことから、本研究では、「アウトプット仕様」という用語を用いている。なお、公共契約機関としては、福岡市が「アウトプット仕様」という表現を公式に用いている。（福岡市（2004）p.49 を参照のこと。）

⁵³ PFI 事業におけるインセンティブの重要性については、先に赤井（2002）が経済学的な観点から論じている。

典型的な例は、業績連動払いである。すなわち、PFI事業者の事業パフォーマンスに応じて、サービス購入料の支払額を変動させるというものである。業績連動払いの例を表 1-3 に示す。

表 1-3 業績連動払いの例

評価段階	PFI 事業者への支払い条件
評価 A 優	契約金額(ベース額)の 110%を支払う。
評価 B 良・可	契約金額(ベース額)の 100%を支払う。
評価 C 不可	契約金額(ベース額)の 90%を支払う。

出典：筆者が作成

上の表から明らかなように、PFI事業者のパフォーマンスを一定基準に基づいて評価し、その評価結果に従って、PFI事業者に対する委託料等の金額を変更するというものである。こうした仕組みを講じることにより、PFI事業者によるモラルハザードを回避するとともに、事業のパフォーマンスを更に向上させようとするモチベーションを向上・維持する機能が期待される⁵⁴。

PFI事業契約の第五の特徴は、詳細かつ最適なリスク分担の実現である。これは、「リスクは、それを最もよく管理できるものが管理する。("Risk should be allocated to whoever is best able to manage it")⁵⁵」という考えに基づき、事業に関する詳細なリスクの特定を行い、その分担を決定するというものである。一般に、我が国のPFI事業においては、次頁の表に示すようなリスク分担がなされる。

リスク移転については、英国ではVFM達成の最も大きな要因として、公共から民間へのリスク移転であるとの報告がなされている⁵⁶。しかし、我が国においては、リスク移転とVFMについての研究・調査はなされていない。

上に示した5つの点に加え、VFM達成の観点からは、事業の競争環境の確保と公共契約機関による適切なプロジェクト・マネジメントの二つは欠かせない要素である。

⁵⁴ PFI推進委員会(2004)も、次のように述べ、PFI事業におけるインセンティブの重要性を指摘している。「PFIにおいては、民間事業者が創意工夫を発揮する機会を設けた事業を公共部門が立案し、その事業を担う者を競争的に選定し、その選定事業者との間で締結する契約において、選定事業者に創意工夫を発揮するインセンティブを効果的に与えることで、はじめて、民間部門の経営・技術的能力の活用による効果的かつ効率的な公共サービスの提供が実現される。」(p.7)

⁵⁵ この表現は、H.M.Treasury(1995)をはじめとして、英国PFIの関連文書においては随所に見られる。

⁵⁶ The Treasury Taskforce(2000)を参照。

表 1-4 PFI 事業における一般的なリスク分担

分類	主要なリスク	概要	分担	
			公共契約 機関	PFI 事業者
全事業期間	事業計画リスク	事業計画の瑕疵に関するリスク	◎	
	募集要項リスク	募集要項の不備に関するリスク	◎	
	仕様変更リスク	仕様や条件変更に関するリスク	◎	
	許認可リスク	許認可の取得に関するリスク	△	△
	用地収用リスク	事業用地の収用に関するリスク	◎	
	用地瑕疵リスク	事業用地の瑕疵に関するリスク	◎	
	資金調達リスク	事業資金の調達に関するリスク		◎
	金利変動リスク	事業期間中の金利変動リスク	△	△
	住民リスク	事業に対する抗議に関するリスク	◎	○
	環境リスク	事業が環境に与えるリスク	◎	○
	法令リスク	法令変更に関するリスク	◎	○
	不可抗力リスク	不可抗力の発生に関するリスク	◎	○
	政策変更リスク	政策の変更にかかるリスク	◎	○
	議会リスク	議会对応に関するリスク	◎	
設計建設期間	費用リスク	費用変動に係るリスク	○	◎
	工期リスク	工期の遅延に関するリスク		◎
	測量リスク	測量のミスに関するリスク		◎
	設計リスク	設計のミスに関するリスク		◎
	建設リスク	設計（施工）のミスに関するリスク		◎
	施工監理リスク	施工監理のミスに関するリスク		◎
	品質リスク	施設の仕様適合に関するリスク		◎
運営期間	運営遅延リスク	運営開始の遅延に関するリスク		◎
	品質リスク	サービスの質の確保に関するリスク		◎
	需要変動リスク	需要変動に関するリスク	○	◎
	施設修繕リスク	施設状態の維持に関するリスク		◎
	原料費リスク	原料費の変動に関するリスク	○	◎
	委託費リスク	委託費支払の遅延に関するリスク	◎	
	第三者リスク	第三者への損害に関するリスク		◎
	大規模修繕リスク	施設の大規模修繕に関するリスク	○	◎

出典：筆者が作成

判例：◎主分担、○従分担、△両者分担

競争環境の確保の重要性については、論を待たない。すなわち、いくら PFI 事業の仕様や条件が適切に定められていても、それが民間市場で十分な競争が期待できなければ、VFM の達成はあまり期待できない。入札や公募の過程で複数者による競争を通じて、より優れた提案を引き出すことが可能になる⁵⁷。

もう一つ欠かせない要素が、公共契約機関による適切なプロジェクト・マネジメントの実施である。「PFI プロセスガイドライン」では、PFI 事業の実施プロセスを以下のように定義している。

- ・ステップ 1 : 事業の発案
- ・ステップ 2 : 実施方針の策定及び公表
- ・ステップ 3 : 特定事業の評価・選定、公表
- ・ステップ 4 : 民間事業者の募集、評価・選定
- ・ステップ 5 : 協定等の締結等
- ・ステップ 6 : 事業の実施、監視等
- ・ステップ 7 : 事業の終了

また、佐々木（2006）では、PFI や PPP 事業におけるプロジェクト・マネジメントの重要性を指摘しているが、特に、「事業目的」、「サービス仕様」、「事業実施条件」、「事業者選定」、「契約管理」の 5 つの点を重要な要素として挙げている⁵⁸。

第3節 PFI の事業の種類と基本的な事業スキーム

（1）PFI 事業の種類

PFI 事業にはいくつかの種類があるが、代表的なものとしては、PFI 事業者の収入源に着目したものと、事業施設に着目したものがある。

PFI 事業者の収入源に着目した類型としては、以下のものがある。

- ・独立採算型
- ・サービス購入型
- ・ミックス型（ジョイント・ベンチャー型）

⁵⁷ VFM 達成における競争環境の重要性は、野田（2003）が指摘している。本研究においては、第 4 章第 2 節において、競争性と VFM の関係を検証する。

⁵⁸ この点に関する具体については、佐々木（2006）p.19 以下を参照のこと。

第一の類型は、独立採算型である⁵⁹。これは、PFI事業者が、公共契約機関からの委託費等の支払いを受けずに、専らサービス提供の対価を当該サービスの受け手から直接に受けとり、自身の収益とするものである。

独立採算型を採用するためには、PFI事業者がサービスの受け手が直接に対価を収受できること、及びその事業に十分な採算性が認められることの二つの条件が必要である⁶⁰。

第二の類型は、サービス購入型である。これは、PFI事業者が、サービスの受け手から直接に対価の支払いを受けずに、専ら公共契約機関から委託料等（一般的に「サービス購入料」と称される。）を受け取り、自身の収益とするものである。これは、我が国で最も採用件数の多い事業類型である。

第三の類型は、ミックス型（ジョイント・ベンチャー）である⁶¹。これは、PFI事業者が公共契約機関が支払うサービス購入料を受け取る一方で、サービスの受けてからも直接に対価を受け取り、自身の収益とするものである⁶²。これは、独立採算型とサービス購入型の折衷的な類型である。

これらの分類は、基本的に昔の英国のそれに倣ったものである。例えば、Allen (2001) は、PFI を、「Free-standing projects」、「Services sold to the public sector」、「Joint venture」の3つに分類している。これらは、それぞれ、我が国でいう独立採算型、サービス購入型、ミックス型に対応している⁶³。各類型の収入構造を図示したのが図1-6である。

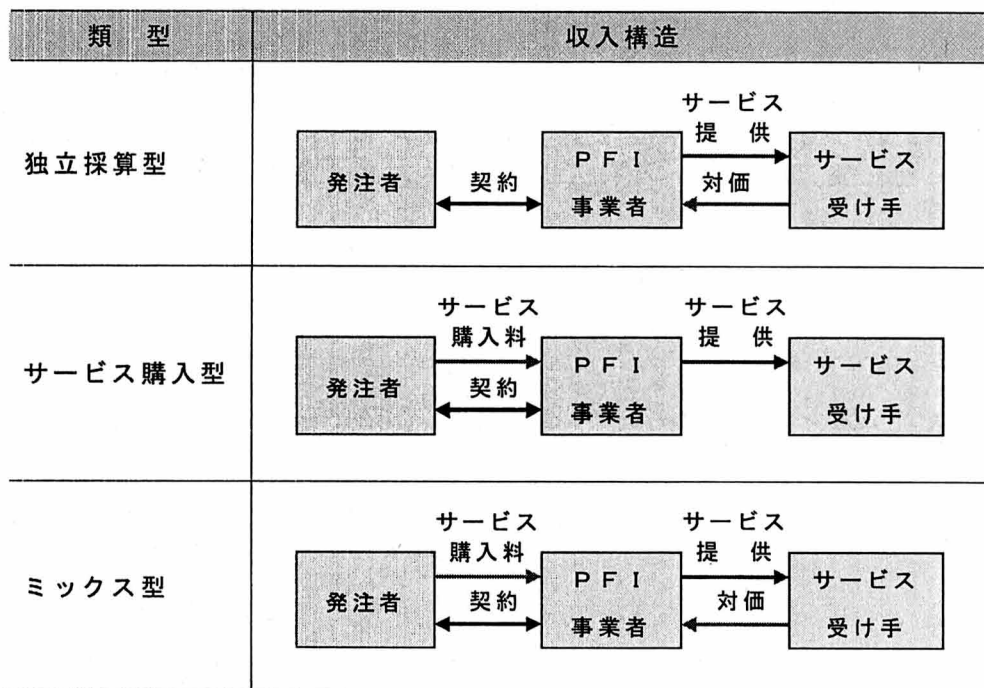
⁵⁹ 独立採算型については、内閣府（2006）では、「いわゆる独立採算型」という表現を用いている。これは、独立採算型といわれる事業でも、実際は公共契約機関により施設整備費の一部負担や事業用地の無償貸付が行われており、完全には独立採算ではないことを踏まえたものである。この点については、筆者も厳密にはそのように表現すべきと考える。ただし、本研究では表現の煩雑さを避けるため、単に「独立採算型」と称する。

⁶⁰ PFI事業の多くでは、この二つの条件のうち、特に後者を満たすことが難しい。しかし、PFI事業が公的な事業であることを鑑みると、これはある意味必然ともいえる。

⁶¹ この類型については、もともと我が国では英国に倣って「ジョイント・ベンチャー」という表現を用いていた。しかし、近年、PFI推進室等の公表文書では、ミックス型または混合型という表現が用いられるようになってきた。こうした事情を踏まえ、本研究においてもミックス型の表現を用いることとする。

⁶² この際のサービス購入料は、諸外国のPPP事業では“Viability Gap Funding (VGF)”と呼ばれることが多い。

⁶³ Allen(2001) pp.12-13を参照。



出典：筆者が作成

図 1-6 各類型の収入構造

一方、事業施設の所有関係に着目した分類としては、BOT、BTO、BOO、RO 等がある。これらは、基本的に事業の時系列に沿って、事業施設の建設（Buildまたは Rehabilitate）、公共契約機関への事業施設の移管（Transfer）、及び事業施設の運営（Operate）の三点に着目して整理した分類である。主要な分類の概要を表 1-5 に示す⁶⁴。

⁶⁴ なお、実務においては、この表に示した以外にも BT（Build-Transfer）方式というものがある。これは、施設の設計・建設を一括して単一の会社に委ねるが、完成した施設の維持管理や運営は事業範囲に含まないとするものである。ただし、BT方式では運営業務（サービス提供）が含まれないことから、我が国では PFI としては分類されていない。

表 1-5 事業施設の状態に着目した分類

類 型	概 要
BOT 方式	BOT (Build・Operate・Transfer) 方式とは、PFI 事業者が対象施設を設計・建設し、完工後も対象施設を所有し続けたまま維持管理及び運営を行い、事業期間終了時に公共部門に施設所有権を移転する方式である。
BTO 方式	BTO (Build・Transfer・Operate) 方式とは、PFI 事業者が対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、公共部門の所有となった施設の維持管理及び運営を行う方式である。
BOO 方式	BOO (Build・Own・Operate) 方式とは、PFI 事業者が対象施設を設計・建設し、これを所有したまま維持管理及び運営を行う点では BOT 方式と同じだが、事業期間終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去する点が異なる。
RO 方式	RO 方式 (Rehabilitate・Operate) 方式とは、PFI 事業者が対象施設を改修した後、その施設の維持管理及び運営を事業期間終了時まで行う方式である。
O 方式	O (Operate) 方式とは、PFI 事業者は、施設の設計・建設や保有は行わず、施設の維持管理及び運営のみを事業期間終了時まで行う方式である。

出典：内閣府（2009）資料編 P.8-9

BOT 方式と BTO 方式では、事業期間中における事業施設の所有権が公共契約機関と PFI 事業者のどちらに属するかが異なるとされる。これは、論理的には、事業期間中の施設所有にかかるリスクに影響する。しかし、現在のところ、事業の運営上は大きな違いはないようである⁶⁵。

BOT 方式と BTO 方式では、最終的には公共が事業施設を所有することになる。これに対し、BOO 方式では事業期間終了後も公共契約機関は事業施設の譲渡を受けない。一般的には、事業施設をそのまま廃棄または PFI 事業者が事業施設を所有したままで再契約の形を取る⁶⁶。

RO 方式は、既存施設の改修を行うという点で、BOT 方式、BTO 方式、BOO 方式などの施設の新規整備を含む事業方式とは異なる⁶⁷。なお、RO 方式と RTO 方式は、工事期間中の施設の所有権の帰属先に違いはあるものの、基本的には同一の方式とみなすことができる⁶⁸。

⁶⁵ 現在のところ、我が国における BTO と BOT の相違に関する議論は、主として、固定資産税や補助金に関するイコルフッティング（条件の平等化）の議論が中心である。今後は、大規模修繕に関するリスクの問題がクローズアップされてくる可能性がある。

⁶⁶ 当該サービスの需要が引き続き存在し、かつ事業施設がまだ利用可能な場合は、後者の選択肢がとられることが想定される。また、その場合、運営・維持管理のみの契約となることが想定される。なお、入札になるか随意契約になるかは発注者の判断による。

⁶⁷ 金融（プロジェクトファイナンス）の実務においては、施設の新規整備を行う事業を「グリーンフィールド案件（Green Field Project）」、既存施設の改修等を行う事業を「ブラウンフィールド案件（Brown Field Project）」と呼ぶこともある。

⁶⁸ RO 方式と RTO 方式について、水田（2006）は、以下のような解説を行っている。（P.57）「RO は、Rehabilitate・Operate の略。民間事業者が自ら資金を調達し、既存の施設を改修（Rehabilitate）し、引き続き一定期間の管理・運営（Operate）を行う方式。既

(2) PFIの基本的な事業スキーム

ここでは、PFIの基本的な事業スキームについて整理する。まず、英国では、PFI事業スキームについて、以下のような解説が見られる⁶⁹。

“PFI is an arrangement whereby the public sector contracts to purchase from the private sector on a long-term basis, often between 15 to 30 years. Typically:

- under the contract the private sector will need to construct and maintain infrastructure in order to deliver the services required, hence there are development or construction phase followed by an operational phase;
- the private sector party contracting with the public sector will usually special purpose company;
- the special purpose company will use private finance, usually a mix of and limited recourse debt, to fund the up-front construction works;
- the special purpose company will be paid a fee – often referred to as the unitary payment – that will include principal and interest payments on the debt and a return to the private sector shareholders (which together largely repay the up-front borrowings used to fund the initial construction work) plus an amount for the services delivered. The unitary payment normally commences post-completion of the construction work once services start being delivered and continues over the rest of the contract life;
- the unitary payment will be at risk to the contractor’s performance during the life of the contract so that payment will be reduced if performance falls below the required standard, thus harnessing private sector management skills and incentivising the private sector to deliver services on time, on budget and to the required standard; and
- the risk allocation between the public and private sector is well understood and involves the private sector bearing cost overrun, delay and service standard risks. Government has developed Standardisation

存施設の所有権は常に公共部門にあり、移転は発生しない。RTOは、Rehabilitate-Transfer-Operateの略。民間事業者が自ら資金を調達し、既存施設を所有・改修し、改修終了後にその所有権を公共部門に移転するが、引き続き一定期間の管理・運営を行う方式。」

⁶⁹ H.M.Treasury (2006a) pp.5-6 より引用。

of PFI Contracts (SOPC) which sets out a standard approach to the risk allocation between the public and private sectors and includes mandatory principles and drafting for certain key contractual clauses.”

この記述は、PFI 事業スキームの特徴を的確に捉えている。その要諦は、以下のとおりである。

- ・公共契約機関と PFI 事業者の間では、サービス提供に関する PFI 事業契約（15 年～30 年）が締結される。
- ・PFI 事業者は、当該契約に基づき、施設の設計・建設及び運営・維持管理を行う。
- ・PFI 事業者は、一般的に、特別目的会社（Special Purpose Company）の形態をとる。
- ・PFI 事業者は PFI 事業契約に基づいてサービスを提供し、その対価として公共契約機関よりサービス購入料を受け取る。（上の記述では“Unitary Payment”⁷⁰とされる。）
- ・サービス購入料は、PFI 事業者が提供するサービスが不十分な場合は減額される。このように、PFI 事業契約には、いわゆる「インセンティブ」が組み込まれている。
- ・公共契約機関と PFI 事業者の間では、適切なリスク分担がなされる。

この英国での記述を踏まえ、本研究では、我が国における典型的な PFI 事業のスキームとして、以下のように整理する。

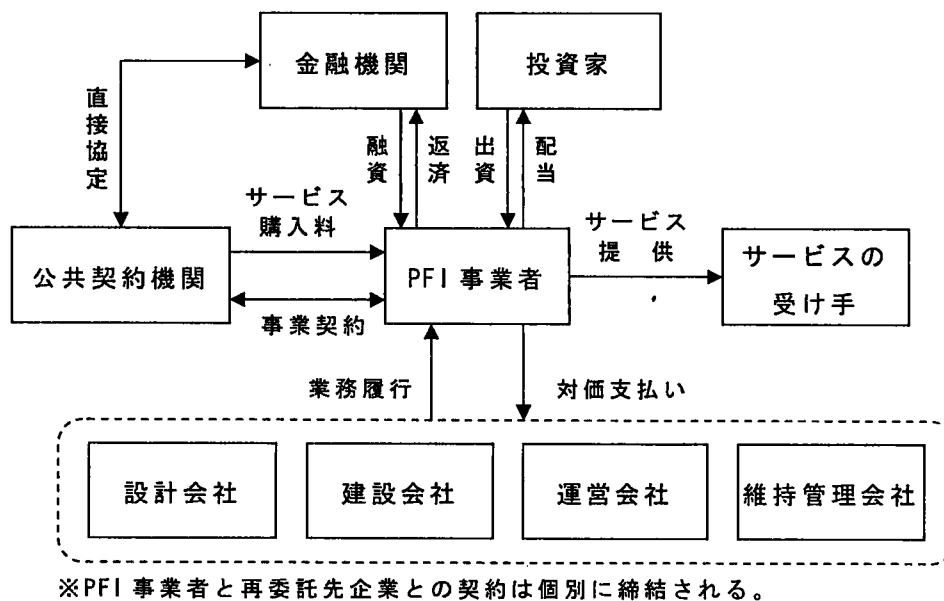
- ・公共契約機関と PFI 事業者の間で、PFI 事業の実施に係る契約（PFI 事業契約）が締結される。
- ・PFI 事業者は、当該契約に基づき、事業施設の設計、建設、運営、維持管理等を行う。（実際は、専門企業に業務の再委託を行う。）
- ・PFI 事業者は、当該事業を実施することを唯一の目的として設立される特別目的会社（Special Purpose Company, SPC）の形をとる。
- ・施設の設計、建設等に必要な費用は、PFI 事業者が自ら調達する。調達の方法としては、エクイティとローン（プロジェクトファイナンス）による調達が一般的である。
- ・PFI 事業者の収入は、公共契約機関が支払うサービス購入料及び（また

⁷⁰ ユニタリー・ペイメント（Unitary Payment）とは、施設の整備と運営・維持管理の対価を一体不可分的としてサービス購入料を払う考え方のことをいう。我が国の PFI 事業では、サービス購入料は施設整備費分と運営・維持管理費分に分けられるのが一般的であり、この点に関しては英国の考え方や運用実態と基本的に異なる。

は) サービスの受け手が支払う利用料等である。

- ・ PFI 事業者は、上記収入からエクイティの配当やローンのデットサービス（元金の返済及び利息の支払い）を行う。

以上のことを模式化したのが図 1-7 である⁷¹。



出典：筆者が作成

図 1-7 典型的な PFI の事業スキーム

(3) PFI 事業における資金調達と金融機関の役割

PFI では、施設整備にかかる資金調達を PFI 事業者が自ら調達するという点に大きな特徴がある。ここで、PFI 事業の資金調達面について概要を整理する。

前述のとおり、我が国の PFI においては、ローン（基本的にプロジェクトファイナンス）とエクイティによって資金調達がなされる。両者の割合は事業の内容やリスクの程度によって異なるが、我が国の PFI 事業においては、エクイティによる調達の割合はきわめて低い。ただし、シニア・ローンとして提供可能な金額や割合にも限界があるので、その差分について、リース会社や出資企業からメザニン・ローンの形で融資されることも多い⁷²。

⁷¹ ここでは、我が国で最も採用件数が多いサービス購入型の事業スキームを示している。

⁷² メザニン・ローンとは、返済優先度の高いシニア・ローンと、優先頻度の低い劣後ローン或いは出資に対する配当の中間に位置づけられるローンのことをいう。メザニンとは、

サービス購入型の場合は、一般的にサービス購入料は、施設整備費相当と運営・維持管理費相当に分けられ、前者がまずシニア・ローンのデットサービス（元本の返済と利息の支払い）に充てられる。また、その残余部分がメザニン・ローンや劣後ローンのデットサービスに充当される。一方、後者については各種経費の支払いや必要資金の留保を行った上で配当に充当される。

PFİ 事業において、PFİ 事業者が SPC の形を取るのには、資金調達上の事情によるところが大きい。すなわち、PFİ 事業の資金調達手法としては、プロジェクトファイナンスが一般的に用いられるが、プロジェクトファイナンスは当該事業が生み出すキャッシュフローが主要な返済原資となるため、融資金融機関は当該事業のリスクを厳密に管理する必要がある。具体的には、PFİ 事業者を SPC にすることにより、他事業への投資に関するリスクを回避するとともに、財務面の管理を容易にする。これにより、デットサービスの安定性・継続性を維持するものである。

一方、これは、公共契約機関のニーズにもマッチする。なぜならば、PFİ 事業は公的な事業であるため、提供されるサービスの量や質の安定性や継続性を維持することが求められるからである。これが、「プロジェクトファイナンスが PFİ に馴染む」とされる所以である⁷³。

こうした公共契約機関と融資金融機関の利害の一致を背景として、公共契約機関と融資金融機関の間で直接協定 (Direct Agreement, DA) が結ばれる。直接協定では、事業施設への担保権設定等の承認事項を定めるほか、PFİ 事業に関する両者の報告義務等を定めるものである。

例えば、PFİ 事業者が債務不履行の危険性が認められた場合に、相手方に対して早期にその旨を報告するといった規定が定められる。また、PFİ 事業者が契約不履行 (デフォルト) を引き起こした場合に、融資金融機関が PFİ 事業者にとって事業管理を行う権利も与えられる。これは、一般的に事業介入権 (ステップ・イン・ライト) と呼ばれる⁷⁴。

このように、PFİ を考える上で、民間資金調達は非常に重要な位置づけを占める。しかし、一方で、国内では、民間資金を活用しない PFİ 事業 (いわゆる DBO 事業等) や PFİ 的の事業、あるいは民間資金調達と公的資金調達を併用するような事例が現れてきている。これらは、PFİ における民間資金調

「中二階」のことをいう。

⁷³ PFİ 事業において金融機関が果たす役割については、第一勧業銀行国際金融部 (1999) を参照のこと。

⁷⁴ ただし、実際に融資金融機関が既存の PFİ 事業契約を維持したままステップ・イン・ライトを行使できるかという点については、法的な議論のあるところである。関連する議論については、杉本 (2006) pp.418-425 を参照のこと。

達の必要性や意義に対する根本的な疑問を投げかけるものである。この点については、第4章及び第5章において考察を行うこととする。

第4節 我が国における PFI の導入と展開

(1) 我が国における PFI の導入

我が国における PFI 導入の動きは、1990 年代の橋本内閣における構造改革の中で生まれた。1996 年に成立した橋本内閣は、行政、財政、経済、金融システム、社会保障、教育の「6 大改革」を掲げた。そして、その中の財政改革において、公共事業費の削減が一つの重要な課題として挙げられた。

一方で、バブル崩壊による公共事業の減少や、東南アジア諸国における道路 BOT 事業の増加を背景に、1996 年より当時の建設省において、海外の BOT 案件（主として道路事業）に関する調査・研究が開始された。また、これに先立ち、当時の通産省においても海外の BOT 案件（主としてプラント事業）に関する調査・研究が 1995 年ごろから行われていた。さらに、BOT や PFI に関する研究・調査は、公共事業の減少にあえぐ建設業界（日本建設連合会や全国建設業業界）においても進められていた⁷⁵。

政府が公式に PFI という用語を用いたのは、1997 年のことである。同年 11 月 18 日に経済対策閣僚会議が発表した「21 世紀を切りひらく緊急経済対策」において、社会資本の整備手法として、PFI についてはじめに言及された。また、これを受けて、1998 年はじめには自民党に「民間資本の社会資本整備（PFI）推進調査会」が設置された。さらに、同年 4 月に閣議決定された「総合経済対策」においては、PFI を促進する法律及び関連組織の整備が具体的にうたわれた⁷⁶。

1998 年 7 月、橋本総理は、参院選で自民党大敗の責任を取って辞任した。その後、小渕内閣（1998 年 7 月～2000 年 4 月）、森内閣（2000 年 4 月～2001

⁷⁵ こうした動きを受けて、1998 年 5 月には、建設省（民間投資を誘導する新しい社会資本整備委員会）が「日本版 PFI のガイドライン」を、同年 6 月には通産省（民間主導型インフラ研究会）が「日本版 PFI 実現のために」をそれぞれ公表している。なお、1997 年には社団法人日本プロジェクト産業協議会（JAPIC）において、次世代民活事業研究会が動き出した。同研究会がまとめた『次世代民活事業に関する中間報告書』及び『次世代民活事業（PFI）に関する報告書』は、その後の我が国における PFI に関する知識やノウハウの普及に少なからぬ貢献をした。

⁷⁶ PFI は、その導入当初は、社会資本整備の手法であると捉えられることが多かったように思われる。これは、当時は公共事業の減少により国会議員や建設業界における新たな社会資本整備の機会・方法が盛んに模索されていたことや、上述の「総合経済対策」等において、PFI が「民間資金等を活用した新たな手法による社会資本整備」という文脈で用いられたことによる。

年4月)と内閣は代わったものの、構造改革の基本的な路線は引継がれた。

そして、ついに1998年5月、PFI法の法案が議員立法として国会に上程された。PFI法は、翌1999年の7月23日、参議院本会議で可決成立し、7月30日に公布された。9月17日、PFI法の施行日を定める政令が閣議決定され、同法は9月24日に施行された。また、PFI法の施行令、PFI推進委員会の委員会令も同じく9月17日に閣議決定され、9月24日に施行された。

PFI法の公布に伴い、PFI法に基づく基本方針の作成や、PFI推進委員会の庶務等を担当する組織として、8月4日に総理府(現：内閣府)にPFI推進室が設置された。そして、2000年3月13日には、PFI基本方針が告示された。以上を持って、我が国におけるPFIの制度的基礎及び組織が整備された。

(2) 我が国におけるPFIの展開⁷⁷

我が国におけるPFIの年度毎の展開は、「創生期」、「学習期」、「成長期」、「混迷期」、「停滞期」の5つの区分に整理することができる。

まず、平成11～13年度を「創生期」と呼ぶ。平成11年9月に施行されたPFI法に則った形で初めて実施方針が公表されたのが、常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業である(平成11年3月23日に実施方針公表)。これを皮切りに、平成13年度末までに合計43の事業の実施方針が公表された。事業の実施主体はすべて地方公共団体であった。

この期間では、まだ我が国におけるPFIの関連制度の整備もまだ十分ではなく、また、実施主体(自治体)、PFI事業者(受注者)、及びコンサルタント⁷⁸も、経験やノウハウがほとんどない状態であった。このため、すべての関係者が、手探り状態で事業に取り組むというような状況にあった。事業スキームに関しても、BOT方式、独立採算型、インセンティブ条項⁷⁹の導入など、英国の典型的なPFIを強く意識したものであった。また、我が国独自の発想として、民間収益施設と特定事業施設(PFI事業施設)を組み合わせた合策スキームの採用を試みる事業も多かった。結果として、この時期においては、荒削りながらも、ユニークなスキームの事業が多く現れた。

平成14～15年度を「学習期」と呼ぶ。これは、我が国におけるPFI事業

⁷⁷ この記述のみ、年号を用いる。これは、日本政府の動きやイベントについては、年度毎に整理した方が整理しやすく、分かりやすいと考えられるためである。

⁷⁸ 我が国のPFI事業では、民間のコンサルタント会社(シンクタンク、建設コンサルタント、会計事務所、建築事務所等)が、事業実施主体のコンサルタントとして事業実施を支援するのが一般的である。この形式は、やはり英国のそれを倣ったものである。

⁷⁹ これは、事業のパフォーマンスに応じて、PFI事業者の収入が増加する仕組みのことを言う。

の実施手法の定式化が進んだ時期であった。特に、この時において、PFI コンサルタントの方法論の定式化が進んだ。この背景には、各種のPFIガイドラインの整備が進んだということもあったが、最も影響が大きかったのは、文科省による、いわゆる「国立大学シリーズ」の実施であった。これは、文部科学省及び複数の国立大学が、同時期にPFI事業の実施に着手したという事象である。平成14年度の国立大学シリーズ（第1弾）においては、14の事業の実施方針が公表された。そして、これらに関する「PFI導入可能性調査」⁸⁰や「PFIアドバイザー業務」⁸¹が複数のコンサルタント会社等に発注された。実際の発注事務は各大学に任されたが、文部科学省は、それらの複数業務の様式や計算方法の調整・統一を図る役割を果たした。結果として、コンサルタント業務の標準化が図られた。平成15～16年度にかけては、国立大学シリーズ（第2弾）の12事業が実施された。これらの事業は、第1弾の実施結果を受けて、既存施設の改修を含む事業や、より運營業務の比重の高い事業の採択がなされた。

PFI事業の実施手続きについては、平成15年度には、契約ガイドラインやモニタリングガイドラインも整備された。また、平成16年度には、PFI推進委員会の中間報告も公表された。そのほか、国の各省庁や自治体においても、個別にPFIガイドライン等の整備も進められた。これにより、PFI事業の実施主体においても、参考となる手続きが整備され、よりPFI事業を実施しやすい環境が整ってきた⁸²。

なお、その間、国としての第一号案件である衆議院赤坂議員宿舎整備等事業（事業実施主体は衆議院）や、大型案件（入札価格で1,000億円規模）である中央合同庁舎第7号館整備等事業等（事業実施主体は国土交通省及び文部科学省）の実施方針が公表された。また、平成15年3月には、我が国で初となる刑務所PFI事業（事業実施主体は法務省）の実施方針も公表された。

創生期における自治体の試行錯誤の経験を踏まえ、自治体やPFIコンサルタントの経験やノウハウの蓄積が進むとともに、国においても本格的にPFI事業の推進が始められたのがこの時期である。

平成16～17年度を「成長期」と呼ぶ。平成16年6月には、PFI推進委員会から、我が国におけるさらなるPFIの推進に向けた、中間報告書が公表さ

⁸⁰ PFI導入可能性調査とは、実施方針の公表に先立ち、当該事業をPFIで実施することの可否を検討する調査のことをいう。特に法令で定められたものではないが、事業スキームの検討や、VFMの有無に関する基礎的検討が行われる重要な調査である。

⁸¹ PFIアドバイザー業務とは、実施主体がPFI事業の調達を行うのを支援するコンサルタント業務の一般的な呼称である。当該業務では、VFM検証、入札関連書類の作成支援、事業者選定や落札者との契約締結交渉の支援等を行う。

⁸² 文部科学省のPFI事業の詳細については、水田（2006）を参照のこと。

れ、我が国の PFI のさらなる推進に向けた提言がなされた。また、平成 17 年 4 月には、国で初のインフラ事業となる、羽田空港三事業⁸³の実施方針が公表された。また、この時期には、施設整備を完了して運営段階に入る事業も増加した。法制度面においても、PFI 法の第二次改正が行われ、事業形式の多様化や基盤の強化がなされた⁸⁴。

一方で、PFI に関するマイナス面が表面化してきたのも、この時期である。例えば、平成 16 年度には、初の PFI 事業者破綻事例が発生した⁸⁵。また、平成 17 年 8 月には、PFI 施設で事故が発生した⁸⁶。この時期には、こうした PFI に関する問題の発生も見られるようになってきた。

平成 18～19 年度を「混迷期」と呼ぶ。この時期においては、大手ゼネコンの談合事件の発覚及びそれを受けた指名停止が多く発生した。主な談合事件を、表 1-6 に示す。

表 1-6 主な談合事件

発成年月	事件名	概要
H16 年 7 月	新潟市官製談合事件	公正取引委員会が、113 社に対して排除勧告を行った。
H18 年 1 月	防衛施設庁談合事件(その 1)	防衛施設庁の談合事件が発覚した。
H18 年 3 月	防衛施設庁談合事件(その 2)	国交省等は、事件に関係した建設会社 8 社を指名停止した。
H18 年 11 月	和歌山県官製談合事件	国交省等は、事件に関係した建設会社 2 社を指名停止した。
H19 年 3 月	名古屋地下鉄談合事件	刑事告発された 5 社が国交省より指名停止を受けた。
H19 年 6 月	防衛施設庁談合事件(その 3)	公取引委員会が 56 社に対して排除措置命令を行った。
H19 年 9 月	防衛施設庁談合事件(その 4)	建設会社 58 社が国交省より営業停止処分を受けた。

出典：筆者が作成

とりわけ、数次に渡って指名停止がなされた防衛施設庁談合事件は、PFI 事業の実施の実務面に直接的かつ甚大な影響を与えた⁸⁷。具体的には、多く

⁸³ これらは、東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業、東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業、及び東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業の三事業である。

⁸⁴ PFI 法の概要及び改正の経緯については、後述する。

⁸⁵ 福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業において、PFI 事業者が経営破たん陥った。

⁸⁶ (仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業において、PFI 事業施設の天井設備が崩落し、施設利用者が怪我をするという事故が発生した。

⁸⁷ PFI 事業では、複数の企業が企業連合(コンソーシアム)を組んで、入札に参加する。

の事業において、入札の不落・不調⁸⁸や延期が多く見られた。また、そうした結果、特定事業を取り消すという事例も見られた。平成18年～19年の間に、入札が不落・不調となったり、PFI特定事業の取り消しが行われた事例を表1-7に示す。

表1-7 主な入札の不落・不調や事業取り消しの事例

時期	事業名	概要
H18年3月	朝霞公務員宿舎（仮称）整備等事業	防衛施設庁談合事件を受けて、特定事業の取り消しを行った。
H18年5月	吹田市「（仮称）山田駅前公共公益施設整備事業」	指名停止を受けて入札参加者が1グループになったため入札を延期した。
H18年5月	法務省「島根あさひ社会復帰促進センター」（仮称）」	複数の応募グループが参加資格を失ったため、再入札の実施を公表した。
H18年11月	山梨県「新たな学習拠点整備事業」	入札を行ったが、応札者がなかった。
H19年8月	財務省「公務員宿舎厨川住宅整備事業」	入札を行ったが、応札者がなかった。
H19年10月	大阪府立病院機構「大阪府立精神医療センター再整備事業」	入札を行ったが、応札者がなかった。
H19年11月	下関市「下関地域総合武道館（仮称）整備等事業」	入札を行ったが、応札者がなかった。
H19年11月	仙台市「宮城野区文化センター」の整備事業」	落札したグループの構成員が指名停止になり、契約を締結しなかった。その後も入札不調が続き、最終的に事業を断念した。

出典：筆者が作成

注：この資料は報道資料ベースで作成したものであるが、応札者がなかった事例については、必ずしも談合事件との関係が検証されたものではない。

こうした事態の発生により、多くの事業において事業実施予定が乱され、見直しがなされた。このことは、多くの公的機関に対して、「PFI事業は難しい」という印象を与える結果になった。また、こうしたリスクが、「PFIのデメリット」と捉えられ、積極的な採択が回避されるようになった可能性もある。

一方、実施方針の公表件数自体は、この時期にも比較的安定しており、年間40件～45件程度であった。また、この時期においては、事業分野、事業施設、事業実施主体について多様化した傾向が見られる。事業の進捗について

入札参加資格は、そのコンソーシアムの構成業種毎（例えば、建設企業、維持管理企業、運営企業等）に定められる。ほとんどのPFI事業において、建設会社の参加は必須である。したがって、建設企業に入札参加資格が認められなければ、そのコンソーシアム事態の参加ができなくなるのである。結果、応募したい企業がいても、資格を有した建設企業がいなければ応札できない、或いは、入札中でも途中でグループとしての参加資格を失う、ということが発生するのである。

⁸⁸ 関東財務局によると、「不落」とは、入札の結果、落札者が決定しなかったもの、「不調」とは、応札者がいなかったものをいう。ここではその意味で用語を用いている。

でも、次々と運営段階に入る事業が増えてきた。また、政策面においても、プロセスガイドラインの改訂、PFI推進委員会の報告の公表、総務省によるPFI事業に関する政策評価の公表など、PFIの更なる促進に向けた動きが見られる。

最後に、平成20年度以降⁸⁹を「停滞期」と呼ぶ。第3章で見るように、PFI事業は、実施方針公表件数は減少している⁹⁰。平成20年度においても最も重要な出来事は、病院PFI事業におけるPFI契約締結の解除である。具体的には、平成20年12月に、近江八幡市民病院整備運営事業におけるPFI事業の解除の決定がなされた。この出来事は、上述の入札不調・延期問題により現場が混迷している状況において、PFIは必ずしも万能ではない（失敗することもある）ということを示し、世の中に対して決定的に印象付ける結果となった⁹¹。

一方で、民間資金を活用しない、DBO方式や、公の施設の管理を民間団体に委ねる指定管理者制度の活用も普及を見せ、PFI以外の事業手法も多様化してきた。このような状況を背景に、PFIの意義や活用のメリット、或いはその留意点について、見直しを求められた時期が平成20年度といえよう。

以上、我が国におけるPFI展開を示した。各期間区分及びそれらの期間における主な出来事（イベント）を整理したのが、表1-8である。

⁸⁹ 「停滞期」の期間について、本論文ではデータは示していないが、事業の実施件数、国内情勢、東日本大震災等のことを鑑み、平成22年度までを「停滞期」ということができる。

⁹⁰ 実施方針が公表された件数は、前年度の45件から38件に減少した。

⁹¹ 参考までに、高知医療センターPFI事業においても、PFI事業者から平成21年5月に契約解除の申し入れがあり、平成22年3月にPFI事業契約が解除されるに及んでいる。

表 1-8 我が国における PFI の展開と主な出来事（イベント）

年度	月	イベント	期
H11 年度 (1999 年)	9 月 3 月 "	・ PFI 法施行 ・ 自治体向け総務省通知*1 ・ 第 1 号案件の実施方針公表*2	創 生 期
H12 年度 (2000 年)	1 月 2 月	・ PFI 法第一次改正 ・ 病院 PFI 第 1 号案件の実施方針公表*3	
H13 年度 (2001 年)	4 月 7 月	・ 小泉内閣成立 ・ VFM ガイドライン公表	
H14 年度 (2002 年)	4 月 6 月 9 月	・ 国の第 1 号案件の実施方針公表*4 ・ 国の大型庁舎案件の実施方針公表*5 ・ 国立大学シリーズ（第 1 弾）第 1 号案件の実施方針公表*6	学 習 期
H15 年度 (2003 年)	5 月 6 月 9 月 3 月 "	・ PFI 事業に関する訴訟発生*7 ・ 契約ガイドライン及びモニタリングガイドライン公表 ・ 地方自治法の改正により、指定管理者制度を導入 ・ 国立大学シリーズ（第 2 弾）第 1 号案件の実施方針公表*8 ・ 刑務所 PFI 第 1 号の実施方針公表*9	
H16 年度 (2004 年)	6 月 11 月	・ PFI 推進委員会中間報告公表 ・ 初の PFI 事業者破綻事例が発生*10	成 長 期
H17 年度 (2005 年)	4 月 8 月 8 月	・ 羽田空港 3 事業の実施方針公表*11 ・ PFI 法第二次改正 ・ PFI 施設で事故が発生*12	
H18 年度 (2006 年)	1 月 9 月	・ 防衛施設庁官製談合事件による排除措置命令が出される。(以降、複数に渡り、大手建設会社の指名停止がなされる。) ・ 小泉内閣終了	混 迷 期
H19 年度 (2007 年)	6 月 11 月 1 月	・ プロセスガイドライン改訂版公表 ・ PFI 推進委員会報告公表 ・ 総務省「PFI 事業に関する政策評価」を公表	
H20 年度 (2008 年)	7 月 12 月	・ VFM ガイドライン改訂版公表 ・ 病院 PFI 事業で PFI 契約解除の合意*13	停 滞 期

出典：筆者が作成

注：*1：PFI 法に基づいて地方公共団体が実施する事業に係る地方財政措置について

*2：常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業

*3：(仮称)高知県・高知市新病院整備運営事業

*4：衆議院赤坂議員宿舎整備等事業

*5：中央合同庁舎第 7 号館整備等事業

*6：総合地球環境学研究所施設整備事業

*7：衆議院赤坂議員宿舎整備等事業に関する訴訟

*8：熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備等事業

*9：美祿社会復帰促進センター整備・運営事業

*10：福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業

*11：東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業、東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業、及び東京国際空港国際線地区エプロン等整備等事業

*12：(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業

*13：近江八幡市民病院整備運営事業

(3) PFI法の概要と改正の経緯

我が国におけるPFI法成立の意義は、次のとおりである。

- ・国庫債務負担行為の設定
- ・PFI推進委員会（民間資金活用等事業推進委員会）の設立
- ・PFI推進組織・制度の整備
- ・行政財産の活用に関する規制緩和

特に、国庫債務負担行為の設定に関しては、国の機関の場合は財政法によって原則5年以内までと限定される。しかし、PFI法の施行により、PFI法の手続きに則った場合は、その期間が30年まで認められることになった。これは、国にとっては大きなメリットといえる⁹²。

PFI法の施行以降の制度面の主な動きは、表1-9に示すとおりである。

表1-9 PFI関連の法令等の整備等の経緯

時期	法令等の整備等
2000年3月13日	PFI基本方針が内閣総理大臣により定められた。
2001年1月22日	プロセスガイドライン及びリスクガイドラインがPFI推進委員会においてとりまとめられた。
2001年7月27日	VFMガイドラインがPFI推進委員会においてとりまとめられた。
2001年12月5日	PFI法の第一次改正
2003年6月23日	契約ガイドライン及びモニタリングガイドラインがPFI推進委員会においてとりまとめられた。
2005年8月5日	PFI法の第二次改正
2007年6月29日	VFMガイドライン及びプロセスガイドラインの改定について、PFI推進委員会において了承された。
2011年5月24日	PFI法の第三次改正

出典：内閣府等の公表資料に基づき筆者が作成。

上表に示されているように、2012年2月現在、PFI法は、2001年、2005年、及び2011年の三回に渡って見直しがなされている。2001年に行われたPFI法の第一次改正の主な内容は、以下のとおりである⁹³。

⁹² 地方公共団体に対しては、長期債務負担行為の期間に関する法令上の定めは特にない。

⁹³ この2点に関するより具体的な内容については、内閣府公表資料『PFI法の改正について（要点）』を参照のこと。

- PFI 事業に係る行政財産の貸し付けの取扱の拡充
 - ・合築（一棟の建物の区分所有）について
 - ・行政財産の貸し付けについて
- 公共施設等の管理者の範囲の拡大

2005 年に行われた PFI 法の第二次改正の主な内容は、次のとおりである。

- PFI 事業がサービス分野を対象とすることの明確化
- 基本理念等において国公有財産の有効利用等の観点を明確化
- 国公有財産（行政財産）の貸付けの拡充
- 民間事業者の選定に当たっての評価方法の明確化（原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行う。）
- その他の主要事項
 - ・公共法人及び地方公共団体への PFI 法適用の明確化等
 - ・PFI 事業と指定管理者制度との整合
 - ・PFI 法の少なくとも 3 年ごとの見直し
 - ・段階的事業者選定方法の導入等の検討を明記

2011 年に行われた PFI 法の第三次改正の主な内容は、次のとおりである。

- 公共施設等運営権（いわゆる「コンセッション」）の概念の確立
- PFI への適用範囲の拡大（「賃貸住宅」及び「船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星」が追加された。）
- 民間事業者による提案制度の導入
- 地方公共団体による PFI 事業の実施プロセスの明確化
- 民間資金等活用事業推進会議の設置

特に、第三次改正について、新たに導入された公共施設等運営権の概念は、それに基づく PFI 事業者の更なる創意工夫の発揮や資金調達条件の向上等の観点から、PFI の活性化の効果が期待されている。一方、民間資金等活用事業推進会議の設置については、その趣旨や効果が不明確である。同会議の会長は内閣総理大臣が務めることとしているが、PFI 推進室や PFI 推進委員会がすでに存在するなかで、同会議がどうした役割を果たしていくのか、今後の動向が注目される。

以上が、PFI 法改正の一連の動きである。なお、これらの一連の改正では、本研究の中心的な研究テーマである VFM 評価については、特に触れられていないことを補足しておきたい。

本章の総括

本章は、本研究の導入部分に当たる章として、PFI の概念及び我が国における導入・展開過程について整理した。本章の冒頭にあげた視点に対する回答については、以下のように整理することができる。

①PFI とは何か。

PFI は、英国で生まれた公共サービス提供手法の一種である。我が国では「公共部門が、民間部門の経営・技術的能力と資金調達能力を活用して、公共サービスを提供するための新しい行政手法」と定義される。

②PFI の特徴は何か。

従来方式等、他の公共サービス提供手法に比べた場合の PFI の特徴は、以下のとおりである。

- ・ PFI は、公共契約機関が公共サービスを提供する手法の一つである。
- ・ PFI の目的は、公共サービス提供における VFM の達成にある。
- ・ PFI 事業契約には、一般的に公共サービス提供業務（運營業務）のほか、施設整備業務及び当該施設の維持管理業務も含まれる。
- ・ PFI は、公共サービス提供にあたって、民間の資金調達能力を含む様々な能力を活用するものである。

③PFI と PPP はどのような関係にあるか。

PPP についての統一した定義はないが、本研究では、PPP を「公共部門が、民間部門（営利団体と非営利団体の双方を含む）の様々な能力等を活用して、公共サービス等を提供するための行政手法の総称をいう。」と定義する。また、PFI は、PPP の一種として位置づけられる。

④PFI はどのようにして（どのような要因によって）VFM を達成するのか。

PFI が VFM を生み出す要素としては、主として以下の「7つの要素」を挙げることができる。これらが相互に作用して、VFM が達成される。

- ・ 複合契約
- ・ 長期契約
- ・ アウトプット仕様
- ・ インセンティブの付与

- ・ 詳細かつ適切なリスク分担
- ・ 競争環境の確保
- ・ 公共契約機関による適切なプロジェクト・マネジメントの実施

⑤ PFIにはどのような種類があるか。

PFI事業者の収入源に着目した類型としては、以下のものがある。

- ・ 独立採算型
- ・ サービス購入型
- ・ ミックス型（ジョイント・ベンチャー型）

また、事業施設の所有関係に着目した分類としては、BOT、BTO、BOO、RO等がある。

⑥ PFIにおける事業資金調達はどうに行われるか。また、金融機関はPFI事業においてどのような役割を果たすか。

PFI事業においては民間からの資金調達が基本となるが、多くの場合、プロジェクトファイナンスの手法が用いられる。この手法においては、金融機関は、PFI事業会社と締結する融資契約や公共契約機関との間で締結する直接協定に基づいて事業のモニタリングを行う。なお、PFI事業者がデフォルトを引き起こした際に事業に介入できる「ステップ・イン・ライト」を留保する。

以上が本章の総括である。次章では、実際に我が国のPFI事業の実施状況について把握するとともに、そのプロファイル分析を行い、我が国におけるPFIの特徴を明らかにする。

第2章 PFI事業のVFM評価に関する既存研究サーベイ

本章の目的と構成

本章では、PFI及びVFM評価に関する既存研究のサーベイを行なう。本研究では、PFI事業のVFM評価に着目し、特に「VFM評価の意義と事後評価」、「VFM評価の実施対象」、「VFM評価の経済学的性質」、「PSC（Public Sector Comparator）の前提の見直し」、「VFM評価の割引率」の5点に着目して論考を行なうものである。これに関連し、既存のPFI及びVFM評価に関する研究の実施状況、それらの達成事項、及び本研究の独自性・意義を示すことを試みる。本章の構成は、以下のとおりである。

- ・ PFI・PPPに関する理論研究
- ・ 諸外国におけるVFM評価に関する研究
- ・ 我が国におけるVFM評価に関する研究
- ・ 既存研究を踏まえた本研究の視点と独自性

以上を踏まえた上で、本研究の独自性・意義を整理し、次章以降の論考への橋渡しとする。

第1節 PFI・PPPに関する既存研究

（1）海外におけるPFI・PPPに関する研究

PFI及びPPPについては主に理論面からの研究が中心的行なわれている⁹⁴。PFI・PPPの経済理論については、Hart（2002）が、契約理論（プリンシパル－エージェント理論）を用いてPPPにおける公共契約機関とPPP事業者の関係及びPPP活用の意義について理論化を試みている⁹⁵。この研究では、情報の非対称性等の概念を用いて、PPP事業において、プリンシパルたる公共契約機関による事業契約の作りこみが甘く、その管理もしつかりなされなければ、エージェントたるPPP事業者にモラルハザードが発生し、事業のパフォーマンスが低下しうることを明らかにしている。その結果、PPP

⁹⁴ PFI・PPPが本格的に普及する以前には、民営化（Privatization）に関する研究も多く行なわれた。その代表的なものが、Savas（2000）である。この研究では、民営化について理論と実践の双方から検討を行い、その意義や実現するための要件について検討を行なっている。なお、一部、PPPについても言及されている。

⁹⁵ この論文のベースとなっている研究が、Hart（1995）である。

事業契約のしっかりした作り込みが技術的に可能で、事業のモニタリングも適切に実施できるならば、PPP 事業者が有効に機能しより良いサービスを提供できることを明らかにしている。

PFI の問題点・留意点について、比較的早期に研究対象とし問題提起を行なったのが、Grout (1997) であり、その後の多くの関連文献で引用されている。この研究では、英国での初期の PFI 導入経験について、経済学の観点から分析を行い問題点の整理を行っている。特に、適切なリスク分担が重要であること、適切なインセンティブの付与が事業のパフォーマンスに大きな影響を与えうることを示している。また、この論文では、VFM 評価についても論じられている。具体的には、PSC と PFI-LCC について同じ割引率を用いることは適切ではなく⁹⁶、PFI-LCC についてはより高い割引率を使うべきだとしている。その結果、より多くの事業で PFI が採択されうることを示している。

PPP の主要論点に関して既存の経済理論を適用することにより PPP の解説を試みた研究が、Bettignies and Ross (2004) である。この論文では、まず、Demsetz (1968) による「契約前の競争 (Ex Ante Competition)」の概念を用いて競争を確保した上で、PPP 事業の契約後も緊張感を持ってモニタリングを行なっていくことの重要性を説いている。また、Williamson (1979) の「規模の経済」の理論を用いて、PPP 事業の事業費及び収入には一定の規模が必要であることを述べている⁹⁷。また、Crocker and Masten (1996) の「長期契約と垂直統合」の理論を、PPP・PFI (長期契約) と PSC (垂直統合) の枠組みに適用し、事業環境の複雑性や不確実性に基づき PPP・PFI の採択を決定すべきと論じている。また、PPP・PFI における Incentive の重要性について、Schmidt (1996) 及び上述の Hart (1995) の契約理論を引用して論じている。

PFI においては官民間の適切なリスク分担を実現することが重要であるが、そのあり方を理論的に分析し、政府も相応のリスクを負担する必要があると論じたのが、Froud (2003) である。この研究では、「リスクと不確実性」について関連する既存研究のサーベイを行なったうえで、PFI におけるリスク分担のあり方への適用を試みている。また、英国におけ複数の病院事業の

⁹⁶ 異なる割引率を用いるべき理由として、Grout (1997) は、PSC はコストベースで計算し、PFI-LCC はレベニューベースで計算されるべきとしている。一般的に、前者はリスクプレミアムを含まず、後者はリスクプレミアムを含むので、後者は前者より値が大きくなるはずであるとしている。この点についてモデルを用いて理論的な証明を行なったのが、Grout (2003) である。

⁹⁷ この規模について、具体的な金額等については特に言及されていない。

VFM について精査を行い、民間へのリスク移転が VFM 評価に大きく影響を与えること、一方で、そのリスク移転分の定量的評価が難しいことを示している。また、ここでも Hart (1995) が言及されて、予めすべてのリスクについて事前に把握し適切な対策をとっておくことは難しいことを述べている。そして、Walsh (1995) 等における政府のリスク負担能力について言及しながら、政府によりリスク負担能力が総じて民間のそれより高いとし、PFI 事業においては政府も相応のリスク負担をすることが重要であると述べている。

(2) 我が国における PFI・PPP に関する研究

我が国においても、PFI に関する理論的な研究がいくつか行なわれている。まず、PFI を題材として、政府と民間のあるべき形の理論的整理を行なった研究がある。杉浦 (2008) 及び杉浦 (2009) では、公民役割分担の観点からイギリスの PFI に関する理論的研究を行なっている。具体的には、PPP において、小さな政府を理論背景として民間の主導に比重を置く Nelson (2001) や、逆に大きな政府を理論背景として政府の主導に比重を置く Linder (2000) の研究の批判的検討を行い、政府のあるべき姿について検討を行なうための理論的枠組みを設定した。また、Froud (2003) が指摘した、政府のリスク能力の高さ及び PPP に関する政府の責任負担に関する考え方を肯定し、PFI においても政府が相応のリスク分担を行なうことが必要であることを述べている。

次に、公共財供給における PFI の性質について理論的研究を行なったものがある。齋藤 (2004) は、ミクロ経済学及び公共選択論の理論を用いて、PFI が公共財供給システム全体に与える影響について検討している。特に、PFI と政府の生産効率性について焦点を当てて理論的分析を行っている。まず、損益分岐点分析を用いて、政府が PFI 事業者に対して効率化のインセンティブを与えることが重要であることを明らかにしている。また、政府の生産効率性の諸理論を用いて、PFI で競争性とインセンティブが保たれるならば、従前の手法に比べてより効率的・合理的に事業を実施できることを示している。最後に、これらを踏まえて、PFI の導入が我が国における公共財供給システムを見直す一つの重要な契機になると結論付けている。

契約理論を用いた PFI に関連する研究も行なわれている。赤井 (2002) 及び赤井・篠原 (2002) では、契約理論による PFI の性格を分析した上で、第 3 セクターの破綻事例のデータを用いて、PFI を成功させるための方策についての提言を試みている。まずは、Hart (1995) らによる契約理論を援用し、

PFI 契約がモラルハザードや逆選択の問題を内包していることを明らかにしている。その上で、第3セクターの破綻事例について、官民出資の割合に着目して分析した結果、民間の出資割合が40%程度のものがもっとも破綻件数が多いことを示した。そして、この分析結果を持って、PFIにおいても官民の馴れ合い構造が、インセンティブ問題（モラルハザード）を引き起こしうると論じている。その上で、こうしたインセンティブ問題を事前に回避するためには、PFI 事業契約書のしっかりした作りこみ（詳細かつ適切な役割分担の実現）及びそれを現実のものとするための公共契約機関職員の能力向上が重要であると結論付けている。

赤井らの研究と同様に、大西（2005）は、Hart（1995）、Hart（2002）等による契約の不完備性の理論を用いて、我が国における建設契約の瑕疵責任ルール、建設契約の紛争の発生・解決のメカニズムについて具体的なモデルを用いた理論分析を行い、それらを回避・解決するための新たな制度構築の必要性を論じている。特に、PFI に関しては、まず、PFI のリスクが外生的リスクと内生的リスクに分類されることを明らかにし、それぞれの対処方法について論じている。特に、それを実現するための新たな制度設計が必要であることが述べられている。また、PFI 事業が破綻した場合の対処方法について、企業のための効率的な事業再生手続きである BAHM モデル⁹⁸を基礎として、PFI 事業における効率的な事業再生手法を提案している。

第2節 PFI 事業の VFM 評価に関する既存研究

（1）概要

本節では、VFM 評価に関する研究についてサーベイを行う。VFM 評価に関しては、特に海外において多くの研究がなされている。ここでは、以下の7つの項目に分類してサーベイを行う。

- ・各国による VFM 評価の実施状況に関する研究
- ・VFM 評価のフレームワークに関する研究
- ・VFM 評価の信頼性に関する研究
- ・VFM の事後評価に関する研究
- ・VFM の発生要因に関する研究

⁹⁸ このモデルは、民営会社のための効率的な事業再生手続きとして、Bebchuk, Aghion, Hart, Moore が開発したモデルである。具体内容については、Benchuk（1988）及び Aghion et al.（1992）を参照のこと。

- ・リスク分析に関する研究
- ・割引率に関する研究

(2) 各国による VFM 評価の実施状況に関する研究

PFI・PPP の事業は世界的に多くの国で実施されているが、VFM 評価の実施状況についてサーベイを行なったのが、Grimsey and Lewis (2005) である。この研究では、英国、米国、豪州、日本等を含む 29 カ国⁹⁹について、PPP 事業の実施状況及び VFM 評価の扱いを調べている。

この研究での興味深い発見は、英国式の PSC と PFI-LCC を比較するという方法がきちんと制度化（ルール化）されて実施されているのは、英国のほかは、豪州（ビクトリア州、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州）と日本ぐらいであるという点である¹⁰⁰。他の国では、事業によっては VFM 評価がなされているものも存在するが、それらは必ずしもルール化されておらず、手法も確立・統一されたものではないことが明らかになっている。

また、この研究では、VFM 評価の実施段階としては、以下の 3 段階のいずれかで行われていることが明らかにされている。

- ・入札前（F/S 等の実施段階に実施）
- ・入札中（提案書の評価基準として実施）
- ・入札後（契約締結時の数字に基づいて実施）

一方で、事業契約締結後の事業実施後（建設工事開始後、或いは運営開始後）の VFM 評価については、この研究成果で見ると、明確に実施の義務や手続きを定めた国は見当たらない。

また、Morallos and Amekudzi (2008) では、VFM 評価を実施している主要国について、VFM 評価の実施条件や内容について整理している（次頁の表を参照のこと）。この表から明らかなのは、以下の 3 点である。

- ・多くの国では VFM 評価は、入札評価時或いは入札実施後に行なわれる。
- 入札実施前に本格的な VFM 評価を行なっているのは、日本のほかは、英国、アイルランド及びオランダのみである。

⁹⁹ この 29 カ国に含まれる国は、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チョコ共和国、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、香港、インド、アイルランド、イタリア、日本、オランダ、ニュージーランド、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、南アフリカ、スロベニア、スペイン、英国、米国である。

¹⁰⁰ なお、筆者の調べによると、この研究で対象となっていない韓国においても PPP 事業の採択の際には VFM 評価の実施が義務付けられている。

- ・割引率の水準及びその設定根拠は、国によって様々である。
- ・VFM 評価は、必ずしも PFI・PPP 採択の意思決定における主要な判断基準として用いられているわけではない。

表 2-1 諸外国における PFI・PPP 事業の VFM 評価の比較

国・機関	VFM 評価実施時期	リスクと割引率	意思決定における VFM 評価の活用
豪州：パートナーシップ・ピクトリア	・入札前（仮） ・入札後（本格）	割引率は、「3%（リスクフリー・レート）+リスクプレミアム」を使用。	PSC は入札評価時のベンチマークとして用いられる。
英国：財務省	・予算計画段階 ・ <u>入札前</u> ・入札後	割引率は、一律 3.5%（リスクフリー・レート）を使用。	PSC が VFM 評価のベンチマークとして用いられる。なお、VFM 評価に先立って、アフォーダビリティの評価がなされる。
カナダ：パートナーシップ BC	・入札後 ・入札評価時	割引率は、民間セクターの WACC を使用。	PSC は入札評価時のベンチマークとして用いられる。
オランダ：財務省 PPP センター	・ <u>入札前</u> ・入札評価時	割引率は、政府事業には同期間の国債の利率を使用。民間には「リスクフリー・レート+リスクプレミアム」を使用。	VFM 評価は入札実施前になされる。なお、PSC は入札評価時のベンチマークとしても用いられる。
アイルランド：財務省中央 PPP 政策ユニット	・ <u>入札前（2度）</u> ・入札評価時 ・入札後（適宜）	割引率は、政府事業と PFI/PPP に共通してリスクフリー・レートを使用。	各段階において VFM 評価の実施が求められる。
南アフリカ：財務省 PPP ユニット	・入札前（仮） ・入札後（本格）	特に具体的な指針は示されていない。	VFM 評価は実施されるものの、基本的な判断基準はアフォーダビリティとされる。
香港：特別行政区効率ユニット	特に決まっていない。（できるだけ早期）	特に具体的な指針は示されていない。	サービス購入型のいくつかの事業に対して VFM 評価が行なわれる。独立採算型事業に対しては VFM 評価は実施されない。
日本：内閣府 PFI 推進室（※参考）	・ <u>入札前</u> ・入札後	特に定められていない。（リスクフリー・レートが示唆されている。）	VFM 評価は入札実施の前後になされる。入札評価時に PSC の概念は用いない。

出典：Morallos and Amekudzi (2008) p.117-118 からの抜粋

注：日本については、参考として筆者が追記した。上表の下線も筆者が加筆した。

(3) VFM 評価のフレームワークに関する研究

本章の第 1 節で見たように、PFI や PPP 自体に関する研究は多くの研究が存在する。一方で、PFI・PPP の VFM 評価という視点に着目した研究は、意外にそれほど多くない。

政府の公共支出に関して VFM の概念を早期に導入したのは、Butt and Palmer (1985) である。この研究では、VFM の構成要素としてエコノミー

(Economy)、効率 (Efficiency)、効果 (Effectiveness) の 3 点を挙げ、これを「3 Es」と称している。ここでいう、「エコノミー」とは公共支出の最小化、「効率」とはインプット（公共支出）に対するアウトプット（目的達成度）の比率、「効果」とは目的達成度のことをいう。

この考え方は、英国において PFI 導入以前に提唱されたもので、特に PFI を意識したものではない。しかし、例えば英国国際開発庁 (DFID) では、「DFID's Approach to Value for Money (VfM)」という文書を発行し¹⁰¹、そのなかで DFID にとっての VfM の位置づけを明確にするとともに、その具体的な要素としてこの「3 Es」が挙げられることを述べている¹⁰²。

この「3 Es」の概念は、政府にとって重要な視点であることは疑いの余地がない。ただし、PFI・PPP の VfM 評価という視点では、「3 Es」の概念の導入の必要性を論じたものはほとんどなく、また、実際にそれを手続き上制度化した国は確認できていない。なぜなら、第 4 章で詳細に見るように、狭義の VfM 評価の実務・手続きにおいては、VfM は PSC と PFI-LCC の差分と定義されており、効果の概念は直接的には考慮されないためである。

PFI に「3 Es」の概念の適用を試みた研究としては、Akbiyakikli and Eaton (2006) がある。この研究では、英国の道路 PFI 事業を題材として、「3 Es」を用いた VfM 評価のフレームワーク構築の検討を行なっている。しかし、その内容としては定性的かつ一般的な内容にとどまっており、具体的な事業や数値やデータを用いた VfM 評価は行なわれていない¹⁰³。

VfM 評価の方法論として、国際的なスタンダードになっているのが、H.M.Treasury (2006) “Value for Money Assessment Guidance”である。これは、英国財務省が PFI 事業の評価のために作成した VfM 評価の実施ガイドであり、多くの国における VfM 評価の研究・実務のベンチマークとなっているものである。実際、我が国、韓国及び豪州で策定されている VfM 評価ガイドラインも、英国のこのガイドラインをベースとして策定されているようである。このガイドラインでは、PFI 事業を実施するためには VfM の検証が必要であるとし、PSC 及び PFI-LCC の比較による VfM 評価の実施手順や方法論が記されている。その具体的な内容については、適宜、本研究の第 4 章及び第 5 章で言及する。

¹⁰¹ DFID (2011) を参照のこと。

¹⁰² 援助機関としては、DFID 以外にも、USAID も近年では事業評価の VfM の支援を加えるケースが出てきている。また、世界銀行も、特に貧困や保健分野における事業評価において、VfM の概念を用いるようになってきている。ただし、これらは、PFI や PPP を対象としたものではなく、VfM の解釈や方法論は PFI・PPP のそれと異なる。

¹⁰³ DFID は、自身の事業における VfM の位置づけについて委託調査による検討を行っている。その検討結果は、Bernett et al. (2010) にまとめられている。

PPP 事業の VFM 評価については、OECD もガイドラインを公表している。OECD (2008) では、PPP を採用している諸国に対して、PPP の定義、世界的なトレンド、PPP 活用の意義、PPP の会計上の取り扱い、PPP 推進機関のあり方、政策フレームワークに関する基本的な考え方、論点及び方向性を示している。中でも興味深いのは、この文献では、PPP の採択の基準として、VFM 評価だけでなく、政府のアフォーダビリティ (Affordability) (= 支出負担能力) についても確認することの重要性を述べている点である。すなわち、従来方式及び PFI 方式の双方のケースにおいて、現状の予算制約の中で、それぞれ確実に予算を確保できるかという視点を強調するものである。これは、仮に、一般的な VFM 評価で、PFI 事業の VFM が得られなかったとしても、従来方式で事業を実施する予算を確保することができないならば (そして PFI の場合であれば予算確保できるならば)、PFI を採択することの正当性が認められる可能性を示唆するものである。

一方、我が国においては、VFM の事後評価の必要性や意義について論じられた研究はほとんど存在しない。そのような研究としては、筆者自身が著した佐々木 (2005) がほぼ唯一と言ってよいと考えられる。この具体内容については、本研究の第 4 章及び第 5 章において言及する。

(4) VFM 評価の信頼性に関する研究

VFM 評価の信頼性の問題点については多くの文献で議論されているが、特に会計検査の観点から問題にされることが多い。なかでも特に痛烈な批判は、2002 年当時、英国 NAO の Deputy Controller and Auditor General を務めていた Jeremy Dolman によるものである¹⁰⁴。彼は、VFM 評価の計算は不必要に複雑で、「科学的な方法論を偽装しているが実際はわけが分からない」(Pseudo-Scientific Mumbo-Jumbo)、「実際は専門家でも必ずしもその分析内容を理解できるわけではない」とコメントしている。さらには、次のように述べて、VFM 評価は、「結果ありき」で「恣意的に行なわれている」と断言している。

“Public sector agencies in the UK are being forced to produce Value for Money comparisons that favour PPPs: People have to prove value for money to get a PFI deal... If the answer comes out wrong you don't get

¹⁰⁴ 以下の引用は、すべて、「Nicholas timmins “Warning out ‘Spurious’ figures on Value of PFI.” Financial Times, 5 June 2001, Unpaginated document retrieved from Factiva」からのものである。

your project. So the answer doesn't come out wrong very often.”

このコメントについては異論も多くあり、簡単に一般化することはできない。しかし、確かに VFM 評価の分析手法が複雑で、その前提条件の設定の妥当性や結果の信頼性については、必ずしも誰もが納得できるものではないこと、また、人によっては「結果ありき」で、恣意的に好都合な結果を引き出しているのではないかという疑問を持ちうるということは率直に認識し、そうした疑念を払拭できるような説明や手立てを考えていく必要がある。

VFM 評価の信頼性に関する主要な問題点を分かりやすく整理しているのが、Morallos and Amekudzi (2008) である。この研究では、諸外国における PFI・PPP の VFM 評価の制度や手法を比較した上で、VFM 評価が抱える共通の問題点を列記している。具体的には、主要な問題点として以下の点を挙げ、VFM 評価の信頼性について疑問を呈している。

- ・割引率の設定根拠が不明なことが多い。
- ・「PFI・PPP ありき」の評価が散見され、前提条件やパラメータ設定の段階、PFI・PPP が PSC に比べて有利になるようなバイアスがかかっている。
- ・リスク移転の定量化は容易ではなく、それを考慮した形での VFM 評価結果は逆に疑わしい。
- ・VFM 評価は単に PFI・PPP 事業選定のときだけでなく、事業実施後も行き、予想しなかった変化も考慮しながら VFM の有無を確認していく必要がある。

特に、会計検査の観点からは、Edwards and Shaoul (2003) 及び Heald (2003) が、英国における VFM 評価に着目し、いくつかの問題点を提起している。問題点は、大きく、VFM 評価自体の問題点と、その後の事業のフォローの問題点が挙げられている。VFM 評価自体の問題点としては、次の事項が指摘されている。

- ・VFM 評価の計算結果は必ずしも絶対の（その通りに実現される）ものではないこと。
- ・特に、リスク移転の評価については必ずしもその根拠や妥当性が十分でなく、評価においては注意を要すること¹⁰⁵。

¹⁰⁵ Edwards and Shaoul (2003) は、“In conclusion, our analysis has shown that the concept of risk transfer that lies at the heart of the rationale for partnerships is problematic, regardless of whether the project is “successful” or not.”と述べ、VFM

なかでも、Shaoul は、リスク分担については、Shaoul (2005) にて、VFM 評価の実務におけるリスク移転の評価が「主観的」かつ「恣意的」であると し、「概念的欠陥がある」(Risk transfer is conceptually flawed) と明言している。これを受けて、Shaoul は、「VFM 評価は、事前評価 (Ex Ante Evaluation) のみならず、事後評価 (Ex Post Evaluation) も実施する必要があること」、及び「VFM 評価は、単に公共支出の金額だけに着目して行なうのではなく、事業が当初の計画や仕様書どおりに実施されて、期待された以上の効果を挙げているかという定性面・実態面についての評価を行なう必要がある」としている。

こうした VFM 評価の信憑性に関する疑問を呈する声は、英国に限ったことではない。Murray (2006) は、ブリティッシュコロンビア州 (カナダ) における PPP の VFM 評価の割引率の決定における恣意性の介在 (特に PPP への有利な判断) について、次のように述べている¹⁰⁶。

“In BC (British Colombia), the discount rates being used in Value For Money analyses are quite varied, and are arguably higher than appropriate, which raises the question: are the discount rats based on an objective standard, or are they being chosen to ensure a more favourable Value for Money evaluation?”

こうした疑問に対して、VFM 評価の意義や留意点について網羅的に整理・解説したのが、Grimsey and Lewis (2005) である。この研究は、学術的視点と実務的視点の双方から、VFM 評価の問題点や課題について整理を行なうとともに、その捉え方や対応策について網羅的に示したものである。以下、その要諦を整理する。

- ・PSC と PFI-LCC が僅差である場合の比較については、感度分析やリスク分析を用いて、「点」ではなく「レンジ」で評価する。そのレンジを踏まえて総合的に両者の比較を行なうことで、より適切な判断ができるようになる。
- ・割引率については、考え方は色々あるが、その根拠を示すとともに、論理整合的で説明力を持った分析を行なうことが重要である。たとえば、英国と豪州では割引率の設定根拠が異なるが、どちらが正しい或いは優れているという問題ではない。

評価におけるリスク移転評価の信頼性に大きな疑問を投じている。P.418

¹⁰⁶ Murray (2006) の P.22 より引用。

- ・不確実性（Uncertainty）については、上述のように感度分析や、リスク分析（モンテカルロ・シミュレーション等）を用いて、極力あるべきシナリオを想定し、それが VFM 評価結果にどのような影響を与えるかを事前によく把握しておく¹⁰⁷。
- ・長期的な VFM 評価については、その意義や必要性を認めるものの、狭義の（財政支出を評価する）VFM 評価自体は難しくあまり意味がない。むしろ、事業契約締結後、フィナンシャル・クローズ（全ての事業契約・事業関連契約及び融資契約・融資関連諸契約が締結され、かつ必要な条件が充足され、融資実行が可能となった状態または時点）にきちんと到達できるか、また、運営開始後、適切にアウトプットを提供できているかという点のモニタリングや契約マネジメントを重視すべきである。

以上を踏まえた上で、VFM 評価の位置づけについて次のように整理し、その意義を再確認している。

- ・VFM 評価の結果自体には不確実な点は残ることは事実であるが、そのプロセスを経ることにより、PFI や PPP の採択の合理性の検証や、事業に関するリスクについて詳細な分析を与えるきっかけになる。仮に数量的な精度は高くなくとも、そうしたプロセスをきちんと経ることが重要である。
- ・VFM 評価は、本来、狭義の評価（PSC と PFI-LCC の差）だけではなく、PFI の採択による事業サービスの質の変化についても検討するものである。VFM 評価というと、どうしても狭義の評価結果に目が行きがちであるが、その点のみをもって PFI・PPP の採択を決定するというのは間違った運用、もしくは誤解である。

実際、上述した Murray（2006）も、VFM 評価の意義や必要性を否定しているものではない。同研究では、VFM 評価の実施を前提とした上で、VFM 評価の実施プロセス及び方法論につき、実務的な観点から以下の 10 項目に関する改善対応が必要と結論付けている。

- ・VFM 評価を実施する前に、費用便益分析を実施し、事業の必要性を検証しておく必要がある。
- ・VFM 評価の方法論は、十分な客観性を保たなければならない。

¹⁰⁷ Grimsey and Lewis（2005）では、不確実性やリスクに対する具体的かつ説得的な解決策は示されていない。しかし、この点については、後で言及する Grimsey and Lewis（2002）において、具体的な考え方が述べられている。

- ・ PFI・PPP 採択の前に、VFM 評価を行いその報告書を作成・提出する必要がある。
- ・ VFM 評価は、事業を主管する省庁等ではなく、会計検査院等の第三者的機関が実施すべきである。
- ・ 政府は、割引率について研究を行い、統一した指針を示すべきである。
- ・ VFM 評価では、リスク評価を踏まえた分析と、それを踏まえない分析とが明確に区分されるべきである。
- ・ リスク移転の評価については基準や方法論について政府で検討し指針を示すべきである。
- ・ PFI・PPP 事業の VFM のレビュー (Reviews) と事業実施機関や当該事業の監査は別物であるので混同しないこと。
- ・ 会計検査院には、PFI・PPP 事業の事後評価を行なうための十分な予算が与えられること。
- ・ 事業実施後、事業者がリファイアンスにより得られた利益については、公共と民間の間で平等に配分されるべきこと。

以上のことから、VFM 評価に関しては、PFI 事業を評価するツールとしては一定の有効性はあるものの、割引率の設定根拠が不明であったり、リスク分析の信頼性が必ずしも十分でないということを認識し、それをカバーする手立てが必要とされることを理解する必要がある。

参考までに、我が国では、総務省が 2008 年に実施した政策評価において、VFM 算出の客観性及び透明性を確保するため、次の事項を実施するよう改善勧告を行っている。

- (1) 公共施設等の管理者等における VFM の適切な算出が推進されるよう、① VFM 算出の具体的な方法を示すなどガイドラインを充実させること、② VFM 算出に係る事例を蓄積し、情報提供すること、③ コンサルタントへの委託の要否を検討する際に VFM を試算することや、コンサルタントが算出した VFM をチェックすることができる知識を習得できる研修を開催することなど、VFM 算出に係る支援方策を充実させること。
- (2) 特定事業の選定時においては、PSC、PFI の LCC、割引率等 VFM の算出過程や算出方法を公表することについて、当面 VFM ガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等所要の措置を講ずること。また、民間事業者の選定時においては、選定事業者が決定された後、当該選定事業者の事業計画に基づく VFM が算出されるとともに、その算出方法を含め公表することについて、当面 VFM ガイドライン等の趣旨の普及啓発を図ること等

所要の措置を講ずること。

(3)独立採算型 PFI 事業の選定のための評価における需要予測及び収益性の積算に資する事例を蓄積し、情報提供すること。」

(5) VFM の事後評価に関する研究

PFI・PPP 事業の事後評価自体については、諸外国においては多く実施されている。特に、英国においては、PFI 事業に関して、道路、学校、病院等、多くの事業に対して事業実施省庁及び会計検査院 (NAO) のそれぞれにおいて実施されている。特に、NAO (1999) では、会計検査院の立場から事業実施後の PFI 事業についてどのように監査を行なうべきかのフレームワークと方法論を示している。

英国の PFI 事業において個々のセクターの事後評価を行なった代表的なものとして、Highways Agency (1997) 及び Audit Comission (2003) がある。前者は、1990 年代に実施された 8 件の道路事業について事業発注者たる Highways Agency が自ら評価を行なったものである。また、後者は、地方政府監査委員会 (Audit Comission) が、地方政府が実施した学校 PFI 事業の事後評価を行なったものである。ただし、これらは必ずしも VFM 評価として実施されたものではなく、主として事業のアウトプットが確実に達成されているかという点に着目して実施されたものである。

実際に VFM の事後評価を意識した研究としては、Broadbent et al (2003) がある。この研究では、英国の病院事業 (National Health Service, NHS) が実施した事業について、試験的に VFM の観点を含む事後評価を実施している。具体的には、現在実施が計画されている 17 の病院 PFI 事業を取りあげ、そのリスクや不確実性を評価したうえで、VFM の的確な把握のためには事業実施後の事後評価が必要であることを述べている。結論として、この研究では、PFI にかかる事後評価に関して次の提言を行なっている。

- ・ VFM の事後評価の視点は、あくまでも PFI を採択したことの妥当性を検証するという、当初の VFM 評価と視点を合わせること。特にリスクの発現や影響等について注意する必要がある。
- ・ 財政支出の数量面の VFM 評価は必須であること。
- ・ ただし、VFM の事後評価の中心は、上記の数量分析ではなく、事業が適切に定められたアウトプットを提供できているかという点の評価とすべきである。

この研究によると、特に、リスクの発現については、長期に渡る事業期間において、実際はどのようなリスクが発現し、事業にどのような影響を与えるかが分からないため、事業のモニタリングを継続的に実施していく必要があるとされる。

実際、事業の計画段階や入札段階で、事業のリスクをすべて把握・評価することは難しい。Mallos and Amekudzi (2008) も次のように述べて、事前のリスク評価の難しさを認め、VFM の事後評価の重要性を認めている¹⁰⁸。

“It is quite difficult to ensure or even define an optimal risk allocation scenario, as it is highly improbable to account for all of the risks and possible outcomes of a project.”

我が国の PFI 事業については、これまでほとんど VFM 事後評価はなされていない。また、VFM の事後評価の必要性や方法論について論じた研究もまだ存在しない。具体的に見ていくと、まず、内閣府を含む政府機関において、VFM の事後評価を実施したケースはない。地方公共団体においても、福岡市や近江八幡市など、破綻した PFI 事業の経緯や要因分析について検討した報告書は存在するものの、それらは特に VFM の事後評価として実施されたものではない。

内田 (2005, 2006) は、我が国の 6 年間の PFI の実施状況を振り返ってその実態を整理しているが、VFM 評価には直接は触れていない。水田 (2006) は、国立大学における PFI の導入についてその状況や傾向について事後的な分析を行なっている。ただし、これについても VFM 評価が行なわれたわけではない。

VFM の事後評価を行なった数少ない事例の一つとしては、山下他 (2006) がある。これは、高知医療センターにおける PFI 事業について、DAC の 5 つのプロジェクト評価基準に基づいて評価を行なったものである。財務面に関する数値の分析 (PSC と PFI-LCC の比較分析) はなく、あくまでも定性面について当初予定されていた効果が得られているか否かの検証を行なったものである。これは、我が国において PFI の事後評価を意識して実施された数少ない研究である。

また、野田 (2002a, 2002b) においても高知医療センターにおける事後評価を実施している。これらの研究では、NPM (New Public Management) 理論に基づき、PFI の位置づけを整理した上で、同事業の VFM の再評価を

¹⁰⁸ Mallos and Amekudzi (2008)

行なっている。ただし、ここでいう VFM 評価は、正確には事業が実施されてからの実際の VFM を検証する意味での事後評価ではなく、特定事業選定時に公表された VFM 評価の値について、前提条件等を見直して VFM を再計算したものである。この事業では、当初、特定事業選定時には 5.0%、落札者決定時には 4.2%の VFM の発現が確認されていた。再評価の結果、野田は、VFM を 6.4%としている¹⁰⁹。

(6) VFM の発生要因に関する研究

VFM の発生要因については、英国及び我が国においてある程度の研究がなされている。英国の PFI 事業については、Arthur Andersen and Enterprise LSE (2000) が 1999 年までの PFI 事業について事例研究を行っている。方法は、事業実施機関の職員に対するヒアリング及びアンケートの方法をとっている。調査の結果、同研究では、VFM の達成に貢献した要因として次の 5 点を挙げている。

- ・ Risk Transfer (リスク移転)
- ・ Output Based Specification (アウトプット仕様)
- ・ Long-Term Nature of Contract (長期契約)
- ・ Performance Measurement and Incentive (パフォーマンス評価とインセンティブ付与)
- ・ Competition (競争)
- ・ Private Sector Management Skills (民間のマネジメント・スキル)

この結果を参考にし、井上 (2005) では、特に「リスク移転」と「アウトプット」仕様について、実際に日本の PFI 事業においてもこれらの要因が VFM の発現に大きく貢献しているかの検証を試みている。方法論としては、VFM 発生の理論モデルを構築した上で、定性的な考察を行っている。結果として、リスク移転については、用地の取得遅延や工事の完工遅延に注目し、日本では英国と状況が異なりこれらのリスクが顕在化することは少なく、英国ほどリスク移転の効果は高くないと結論付けている。また、これに続く、井上 (2007) では、実際の事例 (大阪府警察寝屋川待機宿舍建替整備等事業) に基づき、上記の 5 点に関する VFM への貢献度合いについて、公共契約機関及び事業者に対してインタビューを行い、それらが日本にも適用されるか

¹⁰⁹ ただし、本事業は、その後、PFI 事業解約に至っている。詳細については、本研究第 4 章及び第 5 章の関連議論を参照のこと。

の検証を行っている。その主な結果は、次のとおりである。

- ・特に BTO 方式では、民間に移転されるリスクの度合いは少ない。
- ・リスクの適正分担は、官民のもたれあいを排除し、適切な者がリスクを負担すれば、事業がより効率化される可能性がある。
- ・アウトプット仕様による一括発注は、大きな効率化を有む可能性がある。
- ・民間のノウハウを引き出すために、入札競争システムによる競争は欠かせない。
- ・本事業では運営は別になることから、出来高払い要因が効率化を促す要因にはならない。

これらの一連の研究を踏まえて、最終的に、井上（2008）では、「アウトプット仕様による一括発注」と「総合評価による競争」が効率化を生み出し、VFM の発現に貢献していると結論付けている。

以上の研究とは異なる方法で、PFI の成功要因について研究を行なったのが、Orkar（2010）である。この研究では、英国における PFI 事業の経験を有する民間企業（30 社）の社員（エンジニア、プロジェクトマネージャ、積算担当者、チームリーダー、シニアコンサルタント）に対してアンケート調査を行い、民間の目から見た事業の成功の定義とその要因について分析を行なったものである。調査の結果、民間企業の視点から見ても、「事業の成功を定義するのは VFM である」ことが確認された。また、そのためには「適切な民間へのリスク移転」が重要であるということも確認された。さらに、事業を成功に導く大きな要因として、「適切に作成されたアウトプット仕様（A well drafted output specification）」と「しっかりしたビジネスケース（事業計画）（A robust business case）」であることが確認された。

（7）リスク分析に関する研究

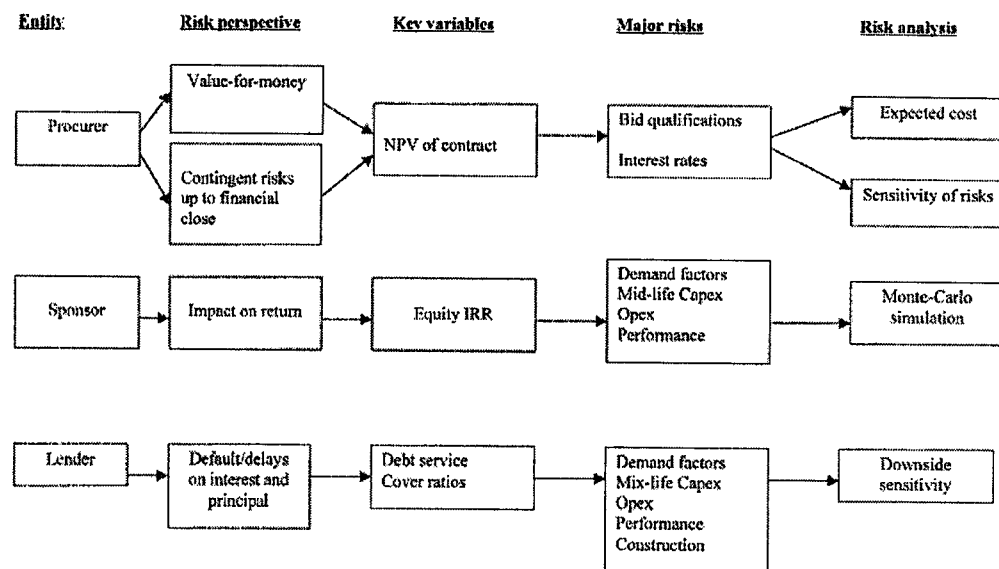
リスク分析は、VFM 評価に関して最も重要であり、かつ多くの議論がなされている分野である。まず、英国流のシンプルなリスク定量化の方法は、大西（2001）が分かりやすく整理している。これによると、リスク評価は、①リスクの種類の特定、②リスクの定量化、③リスクの分担と3つの段階を経る。そしてその数量化の結果を、PSC と PFI-LCC にそれぞれコストとして含んで比較を行うというものである。

英国及び豪州での実務を踏まえて、実際の VFM 評価におけるリスク分析の具体的な内容や方法論を示したのが、Grimsey and Lewis（2000）である。こ

の研究でも、まずリスク分析は事業に関連するリスクの洗い出しからはじめる。まず、PFI・PPP事業の主なリスクとして、次の9つを挙げている。

- ・技術リスク (Technical Risk)
- ・建設リスク (Construction Risk)
- ・運営リスク (Operating Risk)
- ・収入リスク (Revenue Risk)
- ・金融リスク (Financial Risk)
- ・不可抗力 (Force Majeure)
- ・規制・政治リスク (Regulatory/Political Risk)
- ・環境リスク (Environmental Risk)
- ・事業倒産リスク (Project Default)

次に、このようにして特定されたリスクについて、公共契約機関 (Procurer)、出資者 (Sponsor)、金融機関 (Lender) 毎にリスク定量化の分析を行う。それぞれの主体ごとに分析方法は異なる。公共契約機関については、予想費用 (Expected Costs) とリスク感度分析 (Sensitivity to Risks)、出資者についてはモンテカルロ・シミュレーション (Monte-Carlo Simulation)、金融機関についてダウンサイドの感度分析 (Downside Sensitivity) の手法を用いることとされる。(次図を参照のこと)



出典：Grimsey and Lewis (2000)

図 2-1 リスク分析アプローチのフローチャート

PFI 事業のリスクの定量化手法として最も広く知られているのが、モンテカルロ・シミュレーション法である。VFM 評価におけるモンテカルロ・シミュレーションの活用として具体的に解説したものとしては、Tanaka, et, al. (2005) がある。この研究によると、モンテカルロ・シミュレーションは、次の4段階で行われる。

- ・ PFI 事業の財務モデルの構築
- ・ リスクの特定及び各リスクへの確率分布の付与
- ・ 相関関係の確認とパラメータ修正
- ・ シミュレーションの実施

上述の Grimsey and Lewis (2000) によると、実際に英国や豪州においても、「@Risk」等のソフトウェアを用いてモンテカルロ・シミュレーションがなされている。

以上が、VFM 評価のリスク分析の具体的な手順と手法である。しかし、実際は、英国、豪州、そして我が国においても、VFM 評価における具体的な実施手続きや手法は示されていない¹¹⁰。また、実際の事業の VFM 報告書等においても、具体的にリスクの分析・評価がどのように行われているのかは示されないのが通常である¹¹¹。この結果、リスク分析の信頼性に対して大きな疑問が寄せられている。

最も代表的な批判者は、Shaoul (2005) である。この研究では、実際は事業に関する全ての（或いは多くの）リスクを特定し、定量化することは事実上不可能に近いとした上で、結局は分析する者の能力にかかっており、その過程には主観と恣意性が介在する余地が大きいとしている。そうした点を踏まえて、リスク分析は技術的な欠陥を有すると指摘している。こうした実情を踏まえ、Edwards and Shaoul (2002) では、「VFM 評価におけるリスク移転評価は、政治的・社会的意思決定を偽装し、政府のアカウンタビリティを不明瞭にしている」と論じている。

VFM 評価のリスク分析に対して疑問を投じているのは Shaoul だけではな

¹¹⁰ 少なくとも英国では、そうしたリスク分析に関する明確な指針が存在しないと、Pollok et al. (2002) は述べている。

¹¹¹ Murray (2006) は、政府及びそのコンサルタントに対して実際の PFI・PPP 事業のフィージビリティ調査報告書の開示を求めたところ、はじめは秘匿性を理由に拒否され、後に開示されたときにも多くの部分が黒塗りにされていた、と述べている。(p.35) 我が国においても、PFI 事業のフィージビリティスタディは積極的には公表されていない。

く、他の多くの研究者及び実務家も疑問視している。例えば、Morallos and Amekudzi (2008) も、「官民間の最適なリスク分担のシナリオの設定（或いはその定義すら）は、実際は極めて困難である。また、実際に事業に関連するすべてのリスク（すべてと叫びないまでも多くのリスク）を洗い出し、それらが事業に与える影響を把握することはほとんど不可能だ」と指摘している¹¹²。Murray (2006) も、英国やカナダにおける PFI・PPP の実務を観察した上で、リスク移転の定量化は極めて困難（“There is great difficulty in quantifying risk transfer”）としている。英国の公認会計士協会である ACCA も、ACCA (2002) において、「VFM 評価の報告書を見ると、多くの場合、VFM の発現は官から民へのリスク移転によっている。しかし、その評価を行うに際してバイアスを一切もたずに実施できるかは疑問である」としている。

このように、VFM 評価におけるリスク分析については、学術面と実務面の双方から疑問・批判が提示されている。ただし、この議論は収束しておらず、特に英国における PFI 実務においては、「うやむやにされている」というのが現状である。ちなみに、近年における我が国の PFI 事業の VFM 評価では、リスク評価が定量的に考慮・反映されることはなくなっている。

(8) 割引率に関する研究

VFM 評価における割引率については、従前より多くの研究・議論がなされているところである。まず、割引率設定の根拠・方法としては、Yescombe (2007) でも紹介されているように、主として以下の3種類がある。

- ・社会的時間選好率 (STPR) を用いて計算する。
- ・CAPM (Capital Asset Pricing Model) を用いて計算する。
- ・国債などのリスクフリー・レートを用いる。

これらは、本節の表 2-1 で示した Morallos and Amekudzi (2008) による各国の VFM 評価実践のサーベイ結果にも符合する。

STPR によるアプローチは英国で採用されているものである。英国の PFI 事業では、グリーンブック及び VFM の評価ガイドラインに従い、STPR である 3.5% の割引率を用いることとされている。このアプローチの理論的な妥当性について、特に Bugress (2010) において種々の角度から検討はされている。この研究では、主として割引率へのリスク考慮の問題や、PSC と PFI-LCC への異なる割引率の適用の問題について言及されているが、結論と

¹¹² Morallos and Amekudzi (2008) の P.123 を参照のこと。

しては STPR による割引率の設定を支援しているものである。

CAPM によるアプローチは、豪州によって採用されている。オーストラリア政府が発行している、Australian Government (2008)「National Public Private Partnership Guidelines Volume 4: Public Sector Comparator Guidanc」では、CAPM の方法論によって、個別の事業に固有の割引率を設定する手順、手法、及び基準が示されている。このアプローチを基本的に支援しているが、Grimsey and Lewis (2005) である。この研究では、英国による STPR によるアプローチと豪州による CAPM によるアプローチを比較して論じているが、割引率の設定についてはどちらが正しい、或いは優れているということではなく、VFM 評価と割引率設定の論理と運用が一貫したものであれば、いずれの方法も採用しようとしている。

国債などのリスクフリー・レートによるアプローチは、表 2-1 によるとオランダやアイルランドで採用されている。

以上が割引率の設定根拠に関する基本的な分類と研究の状況であるが、より詳細については本研究の第 4 章及び第 5 章で扱うこととする。

第3節 既存研究と本研究の視点と独自性

以上のサーベイ結果を踏まえて、既存研究の達成事項と、本研究における視点及びその独自性について整理する。

(1) 我が国の PFI 事業のプロファイル分析

我が国の PFI 事業については、内閣府による毎年のレポートが提出されている。ただし、このレポートは基本的に PFI データを集計したものであり、特に分析やそれに基づく提言等が示されているわけではない。また、前野・下野 (2006) 及び前野 (2007) において、地方公共団体による PFI 事業の実施状況が確認されている。この研究は、本研究を実施するうえで多いに参考となるものであるが、対象とする事業が 2005 年頃までのものであること、及び対象の公共契約機関が地方公共団体であるので我が国の PFI 事業を俯瞰したものとはなっていない。また、我が国の PFI と他国の PFI・PPP についても特に比較がなされているわけではない。本研究では、PFI 法施行後 10 年間における、全公共契約機関の事業を対象として実施する点、及び他国との比較を実施している点が既存研究に対して特徴的な点といえる。

(2) VFM 評価のあり方及び方法論の再検討

ここでは、VFM 評価に関し、特に本研究で着目している5点について、既存研究の達成事項と本研究の視点・独自性について整理する。

①VFM 評価の意義と事後評価

VFM の意義については多くの研究において論じられているので、本研究ではその本質部分をまず整理する。その上で、本研究では VFM 評価の意義はアカウントビリティにあるという考え方に基づき、VFM 評価のフレームワークを提示する。特に VFM の事後評価の意義や方法論を具体的に示す。VFM の事後評価については、Broadbent et al (2003) でその必要性が論じられ、試験的な評価の試みがなされている。また、個別の事業では、特に英国では、公共契約機関や会計検査委員等により、定性的な事後評価がなされている。ただし、VFM の定量評価まではなされていない。こうしたことを踏まえ、本研究では、事業実施後（運営開始後）の実際の事業の VFM について、定量的及び定性的な分析（ケーススタディ）を行う。

②VFM 評価の実施対象

本研究の第1章で示したように、PFI の事業は、「独立採算型」、「ミックス型」、「サービス購入型」に分けられる。このうち、独立採算型とミックス型については VFM 評価の実施の可能性或いは意義が明確にされていない¹¹³。既存の研究においても、この点に焦点を当てて論じたものは、いまのところ見当たらない。本研究では、VFM 評価の構造や方法論を踏まえた上で、独立採算型及びミックス型事業についての VFM 評価の実施可能性や意義について検討を行うものである。

③VFM 評価の経済学的性質

公共部門の VFM については、Butt and Palmer (1985) で示された「3 Es」の考え方が原点となっており、それが PFI 事業の VFM 評価の元となっている。ただし、その研究自体は PFI や PPP の、非常に狭義の VFM 評価を想定したわけではない。実際の PFI 事業の評価は、経済評価 (Economic Evaluation)、財務評価 (Financial Evaluation) 及び VFM 評価 (VFM

¹¹³ 英国や香港の VFM ガイドラインにおいて、一部関連する記述が見受けられるが、具体的な対象検討について、明示的に示されていない。

Evaluation) がなされるが、これらの関係については明確に整理、或いは論じられたものは見受けられない。こうした点を鑑み、本研究では、PFI の VFM 評価という文脈において、経済分析、財務分析との比較を通じて VFM 評価の意義や性質を整理する。

④PSC (Public Sector Comparator) の前提の見直し

本研究では、PSC の計算においても、PFI 以外の手法や公的な起債によりコスト削減が可能である（すなわち、PSC の値がもっと低くなって PFI の優位性が低くなる）ことを論じる。この点に関し、本研究でサーベイを行った論文では、すべての文献において、PSC は、「公共契約機関が自ら事業を実施する場合」という記述となっており、他の PPP 手法等を用いた場合のコスト削減が想定されていないように見られる。我が国における PPP の手法がそれだけ多様化しているかという考え方もあるが、現実としてはそうした観点からの PSC の計算方法の見直しについて論じられた研究は確認することができない。

⑤VFM 評価の割引率

VFM 評価の割引率については、社会的時間選好率(STPR)、CAPM(Capital Asset Pricing Model)、国債などのリスクフリー・レートを用いるという3つの方法がすでに類型化されている。それぞれ根拠は異なるが、Grimsey and Lewis (2005) の検討からは、いずれの方法であれ理論と実用が一貫しているのであれば有効であるとの見解が示されている。一方で、我が国においては、一貫した指針や考え方が示されていないということで、実務者の間では大きく問題視されている。こうした事情を踏まえ、本研究では、これらの三つを論理的及び客観的に比較した上で、実務上の観点を踏まえて採用すべき割引率の考え方や基準を示すことを試みる。

本章の総括

本章では、PFI・PPP や VFM 評価に関する既存研究のレビューを行った。その結果、PFI・PPP 自体に関する理論研究や実証研究、及び VFM 評価のフレームワークに関する研究については一定の蓄積があることが分かった。特に、VFM 評価については、以下の項目に基づいて既存研究をのサーベイを行い、既

存研究における達成事項とそうでない事項を明らかにした。

- ・各国による VFM 評価の実施状況に関する研究
- ・VFM 評価のフレームワークに関する研究
- ・VFM 評価の信頼性に関する研究
- ・VFM の事後評価に関する研究
- ・VFM の発生要因に関する研究
- ・リスク分析に関する研究
- ・割引率に関する研究

一方で、本研究で直接の対象としている VFM 評価の方法論についての研究についてはまだ必ずしも十分とはいえず、本研究と既存研究の違いや本研究の意義について確認することができた。次章以降では、実際に我が国の PFI のプロフィール分析及びそれに基づいた VFM 評価に関する論考を進める。

第3章 我が国における PFI 事業のプロファイル分析

本章の目的と構成

本章においては、我が国における PFI 事業に関する基礎的データを整理し、その実施状況の把握を行う。また、整理したデータを用いて、我が国における PFI 事業のプロファイルを明らかにする。本章の整理の基本的な着眼点は、以下のとおりである。

- ・ PFI 事業はどの程度実施されているか。また、その数はどのように推移しているか。
- ・ PFI 事業の公共契約機関としては、どのようなものが多いか。
- ・ PFI 事業はどのような地域で実施されているか。
- ・ PFI はどういった事業分野や事業施設に適用されているか。
- ・ PFI の事業方式や事業類型としては、どのようなものが多いか。

特に、事業分野及び事業施設については、以下の点について更に詳しく見てみる。

- ・ 我が国では、いわゆる「ハコモノ事業」が多いという指摘が多い¹¹⁴が、その傾向は見られるか。
- ・ 海外で多く見られる、道路、空港、港湾、鉄道等の運輸系インフラ分野の事業実績はどの程度あるか。

以上の分析に加え、本章の最後の節では、我が国と、英国及び韓国の PFI 事業の実施状況の比較分析を行う。これを行うことにより、我が国の PFI の特徴がより明確になると考えられる。英国を比較対象として選定するのは、無論、PFI 発祥の国であり、日本がモデルとしている国だからである。韓国を比較対象として選定するのは、近年における韓国における PPP 事業の推進は目覚しく、我が国にとっても参考となる点が多いと考えられるためである。

第1節 既存研究の成果と本研究の独自性

我が国における PFI の実施状況については、PFI 推進室の「PFI アニュアルレポート」（各年度）において基本情報が整理されている。このレポートでは、

¹¹⁴ このような指摘については、例えば、熊谷（2007）を参照のこと。

PFI 事業数、公共施設等の管理者等（公共契約機関）、事業分野、事業類型、施設の所有形態等について整理されているが、経年変化やクロス集計、或いは詳細な分析はなされていない。同様に、日本 PFI 協会も毎年「PFI 年鑑」を発行している。整理の項目や方法は若干異なるものの、基本的なデータ集という意味では、PFI アニュアルレポートと同様である。

一方、学術的な研究については、我が国ではまだ PFI に関する研究が少ないというのが実情である。研究論文としては、内田（2005）がある。この研究では、1999 年から 2004 年までの 5 年間における PFI 事業について、国の事業分野分類に基づいて現状整理している。主な結果は以下のとおりである¹¹⁵。

- ・学校改修も含め教育・文化分野では案件が増加している。
- ・廃棄物処理等の健康・環境分野での事業が多い。また、生活・福祉については、今後、増加が期待される。
- ・観光・まちづくり等については、実績は少ない。
- ・庁舎・宿舍等、建物整備中心の案件が多い。
- ・複合施設としては、多種多様な公共施設が同居する。

また、旧国立大学等（以下、単に「国立大学等」と称する。）の事業に特化した研究として、水田（2006）がある。我が国の PFI 普及において国立大学等の案件が果たした役割は大きく、その研究結果は注目に値する。この研究では、2002 年から 2004 年に数多く導入された国立大学等の案件について分析を行った後、国立大学等 PFI の評価と今後のあり方についての提言を行っている¹¹⁶。

「まず、今までに国立大学で実施された PFI 案件は、PFI の名に値しない極端にシンプルなハコモロ中心プロジェクトと、PFI するには極端に参入難易度の高い改修プロジェクトの両端に偏っており、PFI のメリットを最大限に活かすような適切なプロジェクトがほとんど行われていない。（中略）2005 年以降、国立大学では、PFI 事業がほとんど実施されなくなっているが、「糞に懲りて膾を吹く」ような判断にならないように、今後も PFI として実施した方が適切と判断される案件は積極的に提案されるべきであり、文部科学省の検討会も保守的にならず、挑戦的な案件の採用を進めることが必要である。」

このように、国立大学等 PFI については、厳しい評価が与えられている。しかし、実際に、水田が指摘したように、2005 年以降、大学施設等 PFI 事業の

¹¹⁵ 内田（2005）pp.86-87 より引用。なお、内田（2006）においても、基本的に同様の研究結果が示されている。

¹¹⁶ 水田（2006）p.56 より引用。

案件数は大幅に減少している。

また、地方公共団体の PFI 事業に関するデータを整理したものとして、前野（2007）がある。これは、地方公共団体の PFI 事業に特化して分析を行っているものである。この論文では、地方自治体の財政力と PFI 事業についてデータを整理したうえで、PFI を実施した自治体と実施しない自治体の違いについて、財政規模の観点から計量分析を行っている。分析対象は PFI の実施件数の多い市レベルの地方自治体である。

以上を踏まえて、先行研究の成果については、次のように整理することができる。

- ・ PFI 法施行後 5 年間のレビューは行われているが、10 年間のレビューを行った研究はない。
- ・ 既存研究は、すべての内閣府が定めた事業分類に基づいて行われている。したがって、詳細な施設分類による分析を行った研究がない。
- ・ 公共契約機関、事業分野、事業形態等の項目について単純集計分析は行われているが、クロス集計分析がなされた研究は少ない。（国立大学等や地方公共団体の案件など部分的なものに限られている。）
- ・ 我が国の PFI 動向のみに着目しており、他国との比較分析を行った研究がない。

先行研究の成果については上に述べたとおりである。本研究では、それを踏まえて以下の点に独自性を持たせて研究を行った。

- ・ PFI 法施行後 10 年間の総括的な分析を行った。
- ・ 事業分野と事業施設の分類を独自に設定して分析を行った。
- ・ 事業類型、事業分野、事業施設について、クロス集計分析を行った。
- ・ 事業件数及び分野について、英国及び韓国との比較を行い、我が国の PFI の特徴を浮き彫りにすることを試みた。

以下、第 2 節においては、我が国における PFI の導入経緯とその後の経過について整理する。第 3 節～第 5 節においては、PFI 事業の公共契約機関と地域、事業分野、事業方式及び類型を観察する。第 6 節では、特に事業分野について、英国及び韓国との比較を行い、我が国の PFI のプロファイルを明らかにする。

第2節 PFI 事業の公共契約機関と実施件数

(1) 実施方針公表済みの事業

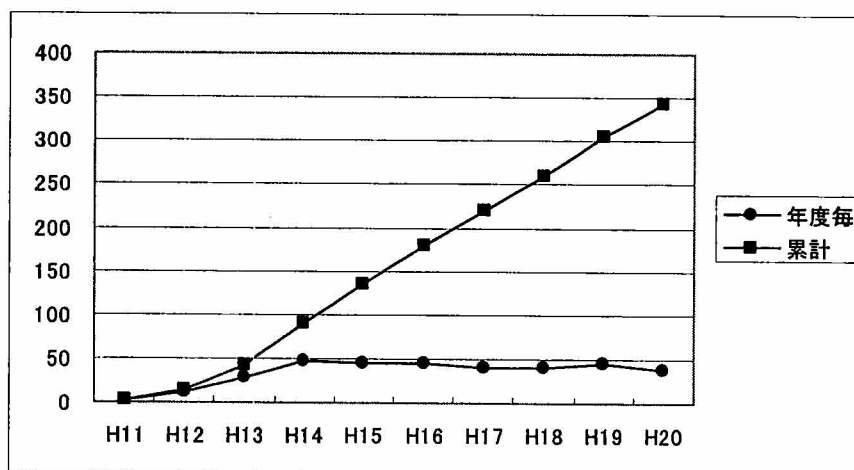
2009年3月末日現在における、公共契約機関ごとのPFI事業の実施状況（実施方針ベース）は、表3-1のとおりである。

表3-1 PFI事業の実施状況（実施方針ベース）

公共契約機関	年度										計
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
国	0	0	0	7	8	6	9	3	15	8	56
地方公共団体	3	12	27	26	35	31	29	36	29	27	255
うち都道府県	1	5	9	7	11	12	10	9	6	4	74
うち市区町村	2	5	18	19	22	19	18	25	21	22	171
うち組合	0	2	0	0	2	0	1	2	2	1	10
特殊法人等	0	0	1	14	2	9	2	1	1	3	33
合計	3	12	28	47	45	46	40	40	45	38	344
累計	3	15	43	90	135	181	221	261	306	344	—

出典：PFI推進室ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/pfi/>）及び日本PFI協会（2010）「PFI年鑑2010年版」に基づき著者が作成

また、上の表を図化したのが図3-1である。



出典：表3-1に同じ。

図3-1 PFI事業の実施状況（実施方針ベース）

上の図表から明らかなように、1999年9月にPFI法が施行されてから、

2009年3月末（平成11年度～平成20年度）までの10年間に、実施方針が公表された事業は、344件である。毎年度の事業件数としては、平成14年度以降は、40～50件の実施方針がコンスタントに公表されている。このことから、PFIは我が国において着実に普及しつつあるといえる。

しかし、見方を変えると、これをPFI事業の「伸び悩み」とも言える。また、平成14年度以降の実施件数はほぼ横ばいではあるが、平成20年度には事業件数は若干減少している¹¹⁷。これについては、現状で適切な解釈を与えることは難しいが、「PFI事業の減少の兆し」と捉えることもできる。

（2）事業契約締結済みの事業

上では、実施方針ベースの件数について整理したが、場合によっては実施方針や特定事業の取り消しなどがなされ、PFI事業契約の締結に至らないケースもある。したがって、実際に事業契約が締結された案件数についても確認しておく必要がある。この推移を示したのが表3-2である。

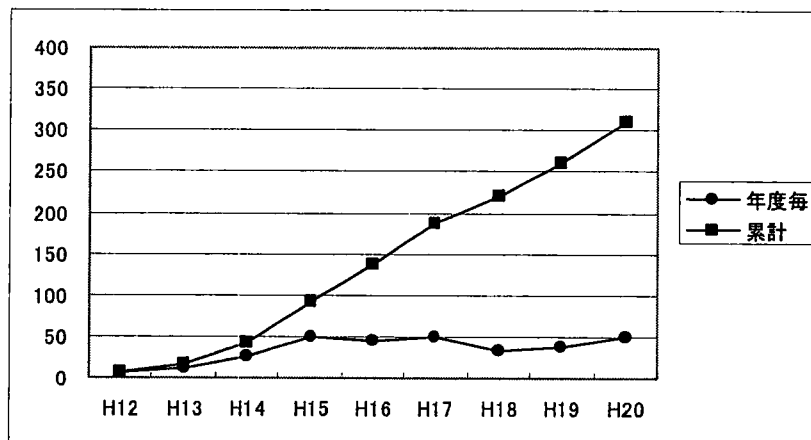
表3-2 PFI事業の実施状況（事業契約ベース）

公共契約機関	年度										
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	計
国	0	0	0	3	6	9	6	7	6	14	51
地方公共団体	0	6	11	22	31	31	35	26	32	34	228
うち都道府県	0	2	7	5	7	10	12	11	7	6	67
うち市区町村	0	4	4	16	23	20	21	15	23	27	153
うち組合	0	0	0	1	1	1	2	0	2	1	8
特殊法人等	0	0	0	1	13	5	8	1	1	1	30
年度毎	0	6	11	26	50	45	49	34	39	49	309
累計	0	6	17	43	93	138	187	221	260	309	—

出典：表3-1に同じ。

また、上の表を図化したのが図3-2である。

¹¹⁷ 参考までに、PFI推進室「PFIに関する年次報告（平成21年度）」によると、平成21年度に公表された実施方針の数は39件で、平成20年度から横ばい状態である。



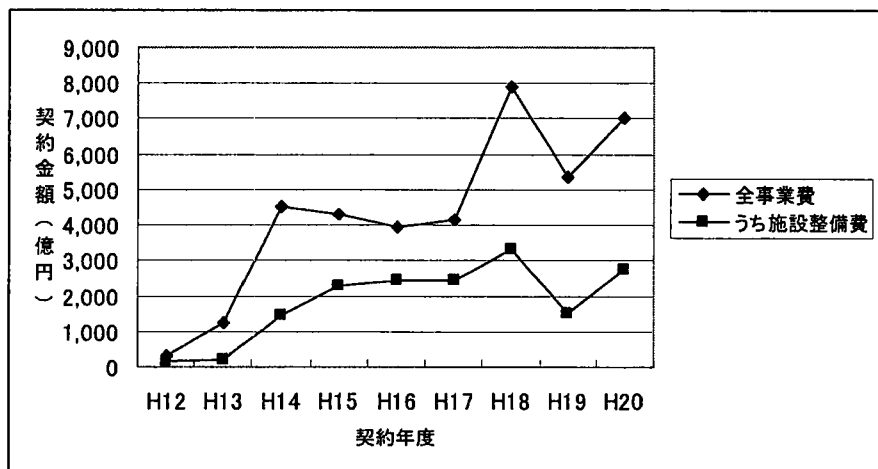
出典：表 3・1 に同じ。

図 3-2 PFI 事業の実施状況（事業契約締結ベース）

2009年3月末現在で、事業契約が締結された案件数は、309件である。件数の推移は、実施方針公表ベースの案件数のそれと基本的に同じである。しかし、第1章に示した「混迷期（H18年度～H19年度）」には、若干、PFI事業契約締結数の減少が見られる。平成20年度に入って一応の回復は見られるものの、先述した実施方針公表数減少の状況を踏まえると、平成21年度以降についても予断を許さない状況といえる¹¹⁸。なお、実施方針公表から事業契約締結日までの所要期間の平均は、379日（約1年）となっている。

次に、事業契約が締結された金額の推移について観察する。平成12～20年度までの間、事業契約が成立した案件の金額合計の推移は、次図のとおりである。

¹¹⁸ 参考までに、PFI協会（2010）「PFI年鑑（2010年度版）」によると、平成21年度に新たに事業契約が締結された事業数は、わずか22件である。



出典：表 3・1 に同じ。

図 3-3 PFI 事業の契約金額の推移

上図では、全事業費の金額と、契約金額のうち、施設整備費のみの推移を示している。図から明らかのように、全事業費、施設整備費とも、基本的に右肩上がりの傾向を示している。平成 19 年度の実績が両方とも落ちているが、平成 20 年度には回復している。平成 19 年度の減少は、これは、第 1 章第 4 節に示したように、主として談合事件の発生による、入札の延期・不調等の影響によるものである。しかし、平成 20 年度には、平成 19 年度より大きく回復していることが分かる。

全事業費と施設整備費との比較においては、全事業費の金額が平成 20 年度で増加しているのに対し、施設整備費については平成 20 年度でも過去の年度（例えば平成 15～18 年度）に比べて増加していない¹¹⁹。これは、PFI 契約における運営・維持管理部分の増加を示唆する一方で、新規の施設整備（既存施設の更新も含まれる）については、停滞の傾向が現れていることを示唆するものである¹²⁰。

（3）我が国の PFI 事業実施状況の総括

内閣府によると、2009 年 3 月末日時点で施設の整備が終了し、実際に事業の運営が開始されている事業は、206 件である¹²¹。また、そのうち 1 事業に

¹¹⁹ 正確には、平成 20 年度の実績は、平成 15 年度～17 年度の実績は上回っているものの、平成 18 年度の水準までには回復していない。

¹²⁰ なお、本章の第 6 節では、英国及び韓国との比較から、公共事業に占める PFI 事業の割合を示している。そちらのデータについても、適宜、参照のこと。

¹²¹ PFI 推進室ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/pfi>)による。(2009 年 6 月 3 日時点)

については、既に事業契約期間が満了している¹²²。

以上、我が国における PFI 事業の実施状況(件数)を整理したのが、表 3-3 である。

表 3-3 我が国の PFI 事業の実施状況 (2009 年 3 月末日時点)

項目	件数
①実施方針公表済み事業件数	344 件
②事業契約締結済み事業件数	309 件
③事業運営開始済み事業件数	206 件
④事業契約期間満了事業	1 件

出典：上表の①及び②は、表 3-1 に同じ。③及び④については、PFI 推進室ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/pfi/>) による。(2009 年 6 月 3 日時点)

そのほか、運営開始後に PFI 事業者が破綻した案件が 2 件、運営開始後に事業主体側の事由により PFI 事業契約が解約された案件が 1 件存在する¹²³。

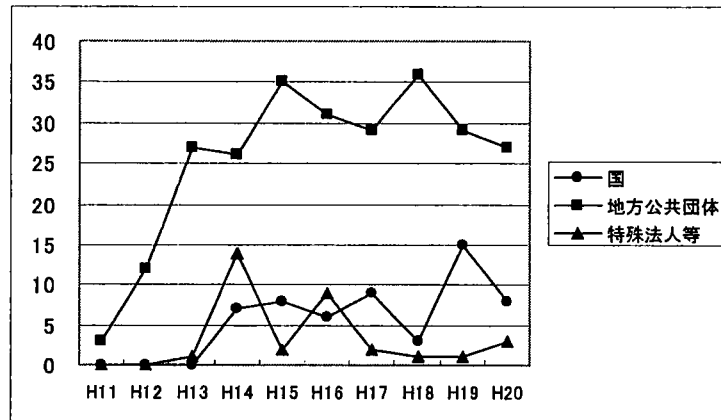
第3節 PFI 事業の公共契約機関と実施地域

(1) 公共契約機関 (総括)

本章第 1 節の表 3-1 に示したように、PFI 事業の公共契約機関ごとの実施件数としては、地方公共団体が最も多く 255 件(実施方針ベース、以下同じ。)となっている。また、国の実施件数は 56 件、特殊法人等の実施件数が 33 件となっている。これらの件数の推移を図化したのが次図である。

¹²² 移動体通信試験施設整備運営事業は、2006 年 3 月に事業契約が満了している。

¹²³ 前者の 1 件目は、福岡市「臨海工場余熱利用施設整備事業(タラソ福岡)」である。当初の事業者が経営破綻に陥ったために、運営開始後 2 年 7 ヶ月が経過した 2004 年 11 月に施設を閉鎖し、その後他の事業者による営業譲渡を行ったものである。市と新たな事業者の間では、新たな PFI 事業契約が締結され、2005 年 4 月より事業が再開された。前者の 2 件目は、名古屋港管理組合「名古屋港ガーデンふ頭東地区臨港緑地整備等事業」である。運営開始後 3 年 5 ヶ月が経過した 2008 年 9 月に PFI 事業契約が解除された。本件では、タラソ福岡事業のような他の事業者に対する営業譲渡は行わず、事業の再開は断念された。後者は近江八幡市「近江八幡市民病院整備運営事業」である。市は、病院経営合理化を図るため、PFI 事業者に対して PFI 事業契約の解約を求めたものである。運営開始後 2 年 3 ヶ月が経過した 2008 年 12 月に市と PFI 事業者で解約合意書に調印し、2009 年 4 月より直営による運営に切り替えた。

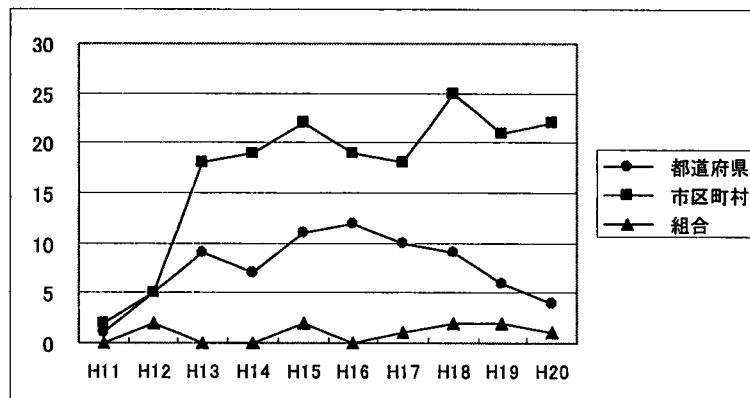


出典：表 3・1 に同じ。

図 3-4 公共契約機関毎の事業件数の推移

特殊法人等の事業に関し、平成 14 年度と 16 年度が他年度に比べて多いが、これは、国立大学等の実施方針が一時期に大量に公表されたためである。また、国の事業に関しては、平成 19 年度に増加しているが、財務省の公務員宿舎案件（8 件）及び国土交通省の庁舎案件（5 件）が大きく影響している。

次に、地方公共団体の事業動向について観察する。まず、地方公共団体の内訳の推移を示したのが次図である。



出典：表 3・1 に同じ。

図 3-5 地方公共団体の内訳の推移

上図から、地方公共団体の中でも市区町村での採用案件が最も多いことが分かる。また、市区町村の案件は増加傾向であるのに対し、都道府県の案件は減少傾向であることが分かる。組合の事業は、低水準に位置している。

地方公共団体の事業に関しては、国や特殊法人等の案件数増加に見られるような特殊な要因というものは特に見出すことはできない。逆に、平成 19 年度以降は事業数が減少している点が新たな傾向として見て取れ、この点は

看過することができない。この背景要因としては、以下のものが関係しているものと考えられる。

- ・もともと地方公共団体の事業については、PFI法に則って事業を実施することの必然性やメリットが少ないこと¹²⁴。
- ・2005年の地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、公の施設の管理運営においてPFI以外にも積極的に民間活用を図ることができるようになったこと。
- ・施設の運営・維持管理が民間事業者の業務範囲に含まれない、いわゆるBT（Build・Transfer）方式など、PFI法に基づかない施設整備手法が現れてきたこと。
- ・PFI方式は他の方式に比べて金融面の専門知識が必要とされたり、PFI法に基づく手続が煩雑であったりするなど、公共機関職員にとって「難しい手法」と捉えられるようになってきたこと。
- ・金融危機やPFI事業の破綻や契約解除の事例の現出を背景として、PFIや民間資金の活用について慎重な姿勢をとる地方公共団体が増えたこと。
- ・新たな施設整備事業の案件数自体が減少傾向にあること。

一方、地方公共団体が積極的にPFIを採用してく要因は乏しい。こうした状況を踏まえると、今後は、地方公共団体におけるPFI事業は減少していく可能性がある。

（２）公共契約機関（個別）

続いて、PFI事業の具体的な公共契約機関について、国、地方公共団体、特殊法人等の順に整理する。

①国の機関

国の機関によるPFI事業の実施件数は、次表のとおりである。

¹²⁴ 地方公共団体にとってPFI法に基づかなければ得られない措置としては、行政財産の貸付け（PFI法第11条関連）及び無償使用等（同法第12条関連）に限られる。すなわち、PFI事業者が、PFI事業以外の自己収益事業（付帯事業）を実施する場合でない限り、PFIに則って事業を実施しなければならない強い理由はない。ちなみに、総務省（2011）によると、付帯事業のない事業は自治体のPFI事業のうち79.9%を占める。

表 3-4 PFI 事業の実施件数（国の機関）

公共契約機関	実施件数
財務省	26
国土交通省	22
法務省	5
最高裁判所、衆議院、防衛庁	2
外務省、厚生労働省、参議院	1
文部科学省	1 (15)
合計	63

出典：表 3-1 に同じ。

注：地方公共団体との共同事業についても、ここでは 1 件の国の事業としてカウントしている。

表から明らかなように、公共契約機関としては、財務省が 26 件と最も多く、続いて国土交通省（22 件）、法務省（5 件）となっている。特に、財務省と国土交通省については、PFI 事業の公共契約機関としてはすべての主体の中でも最も多い。特に国土交通省においては、PFI に関する VFM 評価、契約、モニタリング等に関する独自の手引¹²⁵などを整理しており、実質的に我が国の PFI 事業を牽引する役割を果たしている。

文部科学省については、同省が公共契約機関として実施方針が公表された案件は 15 件ある。しかし、そのうち 14 件は現在の国立大学法人における大学施設整備の事業であり、本研究では、この 14 件は特殊法人等に分類している。このため、上表では文部科学省が公共契約機関の案件数は 1 件のみとしている¹²⁶。

事業件数の多い、財務省、国土交通省、及び法務省の事業内容（施設）は、次表のとおりである。

表 3-5 財務省、国土交通省、法務省の事業施設の構成

公共契約機関	実施件数	事業施設
財務省	26 件	宿舍 24 件、庁舎 2 件
国土交通省	22 件	庁舎 14 件、空港施設 4 件、会館 2 件、その他 2 件
法務省	5 件	行刑施設 1 件、庁舎 1 件

出典：表 3-1 に同じ。

¹²⁵ 国土交通省が作成・公表している手引き等としては、「国土交通省所管事業への PFI 活用に関する発注担当者向け参考書」や「VFM 簡易計算ソフト」等があり、国土交通省以外の多くの PFI 事業においても参考とされている。

¹²⁶ この 1 件に該当するのは、「中央合同庁舎第 7 号館整備等事業」である。

②地方の機関

地方公共団体によるPFI事業の実施件数については、都道府県、市区町村、組合のそれぞれについて整理する。

都道府県の実施件数は、表3-6のとおりである。

表3-6 PFI事業の実施件数（都道府県）

公共契約機関	実施件数
埼玉県、東京都	9件
大阪府、神奈川県、広島県	6件
静岡県	4件
愛知県、岡山県、千葉県、新潟県、山形県	3件
茨城県、宮城県、山口県	2件
13都道府県	13件(各1件)
合計	74件

出典：表3-1に同じ。

注：市区町村との共同事業についても、ここでは1件の国の事業としてカウントしている。

PFI事業を実施している都道府県は27団体（47都道府県の57.4%）で、埼玉県と東京都が9件と最も多い。また、上記27団体のうち、複数のPFI事業を実施している団体は14団体であり、リピート率は51.9%である。

続いて、市区町村の実施件数を表3-7に示す。

表3-7 PFI事業の実施件数（市区町村）

公共契約機関	実施件数
横浜市	8件
京都市	6件
神戸市	5件
北九州市、仙台市、千葉市、豊橋市	4件
市川市、浦安市、川崎市、鯖江市、杉並区、富山市、東根市	3件
稲城市、大分市、熊本市、札幌市、静岡市、紫波町、中央区、千代田区、豊田市、名古屋市、沼津市、福岡市	2件
95市区町村	95件(各1件)
合計	74件

出典：表3-1に同じ。

注：国や都道府県との共同事業についても、ここでは1件の国の事業としてカウントしている。

PFI 事業を実施している市区町村は 122 団体で、横浜市が 8 件と最も多い。また、上記 122 団体のうち、複数の PFI 事業を実施している団体は 27 団体であり、リピート率は 22.1%である。

最後に、組合の実施件数を表 3-8 に示す。

表 3-8 PFI 事業の公共契約機関ランキング（組合）

公共契約機関	事業内容	実施件数
石巻地区広域行政事務組合	福祉施設、庁舎等	2 件
岩手沿岸南部広域環境組合	廃棄物処理施設	1 件
大館周辺広域市町村圏組合	廃棄物処理施設	1 件
御殿場市・小山町広域行政組合	廃棄物処理施設	1 件
益田地区広域市町村圏事務組合	廃棄物処理施設	1 件
豊川宝飯衛生組合	廃棄物処理施設	1 件
那覇港管理組合	港湾施設	1 件
名古屋港管理組合	港湾施設	1 件
高知県・高知市病院組合	病院	1 件
合計	—	10 件

出典：表 3-1 に同じ。

PFI 事業を実施している組合は 9 団体で、石巻地区広域行政事務組合が 2 件と最も多い。事業内容としては、廃棄物処理施設が最も多く、続いて港湾施設となっている。

③特殊法人等

特殊法人等の PFI 事業の実施件数は、表 3-9 のとおりである。

表 3-9 PFI 事業の公共契約機関（特殊法人等）

公共契約機関	実施件数
東京大学	5 件
九州大学、京都大学	4 件
大阪大学、金沢大学、神戸大学、筑波大学	2 件
ほか 12 法人	12 件（各 1 件）
合計	33 件

出典：表 3-1 に同じ。

注：文部科学省が公共契約機関として実施方針が公表された国立大学案件（14 件）については、各大学に振り分けている。

PFI事業を実施している特殊法人等は19法人で、その中では東京大学が5件と最も多い。また、上記19法人のうち、複数の事業を実施している団体は7法人であり、リピート率は36.8%である¹²⁷。

(3) 実施地域

地方公共団体（組合を含む）が公共契約機関である事業の都道府県間の分布を次頁以降の表に示す。これらの表から、次のことが分かる。

- ・PFI事業が最も多く実施されている地方は、関東地方（81件）で際立っている。続いて、中部地方（52件）と近畿地方（41件）が多い。
- ・ただし、件数が多い地方でも、都道府県によって実施状況は異なる。例えば、関東地方でいうと、茨城県内では2件、栃木県内では1件しか実施されていない。群馬県にいたっては、全件で1件も実績がない。
- ・逆に、PFI事業の実施件数が少ない地方は、北海道と沖縄を除くと、四国地方（6件）である。
- ・都道府県別にみると、東京都内での案件が最も多く（23件）、続いて、神奈川県内（20件）、及び埼玉県内（19件）となっている。この上位3都道府県だけで、全体の24.1%（約四分の一）を占める。
- ・都道府県内で、10件以上のPFI事業が実施されているのは、8都道府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、静岡県、兵庫県）である。この8都道府県の件数の合計は、全体の51.0%（約半数）を占める。
- ・各都道府県内におけるPFI事業の実施件数の平均は、5.5件である。
- ・PFI事業の実績が1件のみの都道府県は、9県（秋田県、福島県、栃木県、長野県、愛媛県、高知県、長崎県）である。
- ・また、PFI事業がまったく実施されていない（実績ゼロ）の都道府県が、5県（群馬県、奈良県、和歌山県、鳥取県、宮崎県）ある。

¹²⁷ なお、国立大学法人以外の法人としては、大阪府立病院機構、国立病院機構（四国がんセンター）、独立行政法人通信総合研究機構（通信総合研究所）、人間文化研究機構（総合地球環境学研究所）が含まれる。

表 3-10 地方公共団体が実施した PFI 事業の地域分布

地方	実施都道府県	都道府県内件数	地方内件数
北海道地方	北海道内	7	7
東北地方	青森県内	1	28
	岩手県内	7	
	宮城県内	9	
	秋田県内	1	
	山形県内	9	
	福島県内	1	
関東地方	茨城県内	2	81
	栃木県内	1	
	群馬県内	0	
	埼玉県内	19	
	千葉県内	16	
	東京都内	23	
	神奈川県内	20	
中部地方	新潟県内	5	52
	富山県内	4	
	石川県内	2	
	福井県内	6	
	山梨県内	2	
	長野県内	1	
	岐阜県内	4	
	静岡県内	12	
	愛知県内	16	
近畿地方	三重県内	4	41
	滋賀県内	3	
	京都府内	9	
	大阪府内	15	
	兵庫県内	10	
	奈良県内	0	
	和歌山県内	0	
中国地方	鳥取県内	0	21
	島根県内	3	
	岡山県内	7	
	広島県内	9	
	山口県内	2	
四国地方	徳島県内	2	6
	香川県内	2	
	愛媛県内	1	
	高知県内	1	
九州地方	福岡県内	8	20
	佐賀県内	2	
	長崎県内	1	
	熊本県内	4	
	大分県内	3	
	宮崎県内	0	
	鹿児島県内	2	
沖縄地方	沖縄県内	1	1
合計		257	203

出典：表 3-1 に同じ。

表 3-1 1 地方公共団体が実施した PFI 事業の地域分布（件数順）

順位	事業実施地域 (都道府県別)	事業件数	比率		分類
			個別	累積	
1	東京都内	23	8.9%	24.1%	積極的
2	神奈川県内	20	7.8%		
3	埼玉県内	19	7.4%		
4	千葉県内	16	6.2%	51.0%	
4	愛知県内	16	6.2%		
6	大阪府内	15	5.8%		
7	静岡県内	12	4.7%		
8	兵庫県内	10	3.9%	80.5%	
9	宮城県内	9	3.5%		
9	山形県内	9	3.5%		
9	京都府内	9	3.5%		
9	広島県内	9	3.5%		
13	福岡県内	8	3.1%		
14	北海道内	7	2.7%		
14	岩手県内	7	2.7%		
14	岡山県内	7	2.7%		
17	福井県内	6	2.3%		
18	新潟県内	5	1.9%	100.0%	消極的
19	富山県内	4	1.6%		
19	岐阜県内	4	1.6%		
19	三重県内	4	1.6%		
19	熊本県内	4	1.6%		
23	滋賀県内	3	1.2%		
23	島根県内	3	1.2%		
23	大分県内	3	1.2%		
26	茨城県内	2	0.8%		
26	石川県内	2	0.8%		
26	山梨県内	2	0.8%		
26	山口県内	2	0.8%		
26	徳島県内	2	0.8%		
26	香川県内	2	0.8%		
26	佐賀県内	2	0.8%		
26	鹿児島県内	2	0.8%		
34	青森県内	1	0.4%		
34	秋田県内	1	0.4%		
34	福島県内	1	0.4%		
34	栃木県内	1	0.4%		
34	長野県内	1	0.4%		
34	愛媛県内	1	0.4%		
34	高知県内	1	0.4%		
34	長崎県内	1	0.4%		
34	沖縄県内	1	0.4%		
43	群馬県内	0	0.0%	100.0%	
43	奈良県内	0	0.0%		
43	和歌山県内	0	0.0%		
43	鳥取県内	0	0.0%		
43	宮崎県内	0	0.0%		

出典：表 3-1 に同じ。

第4節 PFI 事業の分野

(1) 事業分野と施設の分類について

本研究では、PFI 事業の事業分野及び事業施設を次のように分類する。

表 3-1 2 本研究における事業分野と事業施設

事業分野	事業施設
教育研究	大学施設、小中学校、給食センター、高校、空調、教育研究その他
環境エネルギー	廃棄物処理施設、ESCO 事業、浄化槽、発電設備、リサイクル施設、環境エネルギーその他
宿舎住宅	宿舎、住宅
医療福祉	病院、福祉施設、ケアハウス、医療福祉その他
活動生活	複合施設、斎場
庁舎会館	庁舎、会館（議員会館）
文化教養	図書館、青少年施設、美術館・博物館等、文化交流施設、文教その他
まちづくり	庁舎等、行刑施設、宿舎等
消防・警察・行刑	公園、駐車場、駐輪場、再開発
健康増進	体育施設、余熱利用施設
インフラ	上水道施設、港湾施設、空港施設
産業振興	観光施設、卸売市場、農業排水処理施設、産業振興その他

出典：著者が作成

参考までに、PFI 推進室では、次のような分類を行っている。

表 3-1 3 PFI 推進室における事業分野と事業施設

事業分野	事業施設
教育と文化	小中学校、高校、大学・高専、社会体育施設、給食センター、文教その他、公民館・市民ホール等、図書館、美術館、文化交流施設、文化その他
生活と福祉	老人福祉施設、身体障害者福祉施設、福祉その他
健康と環境	病院、衛生試験場、廃棄物処理施設、余熱利用施設、上水道施設、斎場、浄化槽
産業	卸売市場、かんがい用排水施設、農業振興支援施設、農業その他、漁港、インキュベーションセンター、産業その他、観光施設
まちづくり	駐車場、駐輪場、空港、航空関連施設、都市公園、自然公園、下水道施設、港湾施設、公営住宅、市街地再開発事業、土地区画整理事業
あんしん	警察施設、消防施設、行刑施設
庁舎と宿舎	事務庁舎、宿舎
その他	複合施設、道の駅、その他

出典：PFI 推進室ホームページ (<http://www8.cao.go.jp/pfi/>)。(2009年6月4日時点)

本研究の分類は、PFI 推進室のそれをベースとして作成したものである。PFI 推進室の分類をそのまま用いなかった理由は、本研究における分析を行うためには、より具体的な項目の作成分類の必要があったためである。

(2) 事業分野

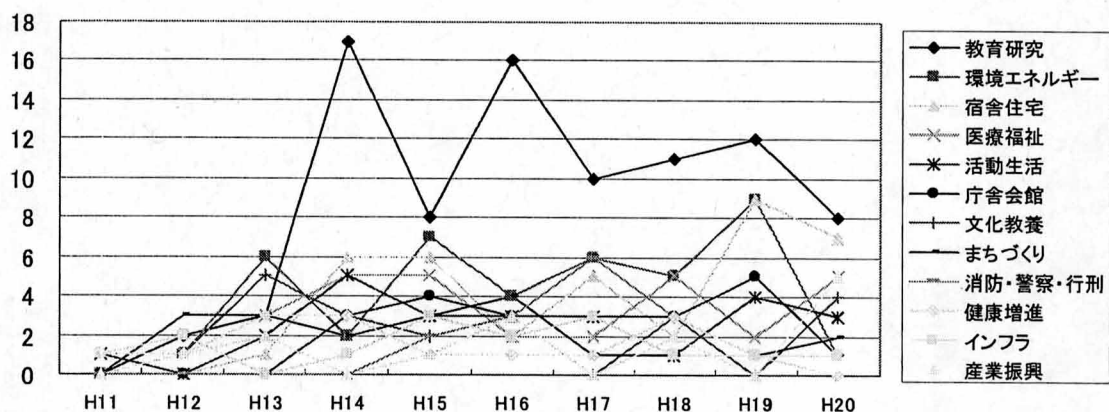
各事業分野の毎年度の案件数(実施方針ベース)は、次表のとおりである。

表 3-14 各事業分野の毎年度の案件数(実施方針ベース)

事業分野	年度										合計
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
教育研究	0	2	3	17	8	16	10	11	12	8	87
環境エネルギー	0	1	6	2	7	4	6	5	9	1	41
宿舍住宅	0	0	1	6	6	2	5	2	9	7	38
医療福祉	0	1	3	5	5	2	2	5	2	5	30
活動生活	1	0	2	5	3	3	3	1	4	3	25
庁舎会館	0	0	0	3	4	3	3	3	5	1	22
文化教養	0	1	5	3	2	3	0	3	0	4	21
まちづくり	0	3	3	2	4	4	1	1	1	2	21
消防・警察・行刑	0	0	0	0	2	3	6	3	1	1	16
健康増進	1	1	3	3	1	1	1	3	1	0	15
インフラ	1	2	0	1	2	2	3	1	1	1	14
産業振興	0	1	2	0	1	3	0	2	0	5	14
計	3	12	28	47	45	46	40	40	45	38	344

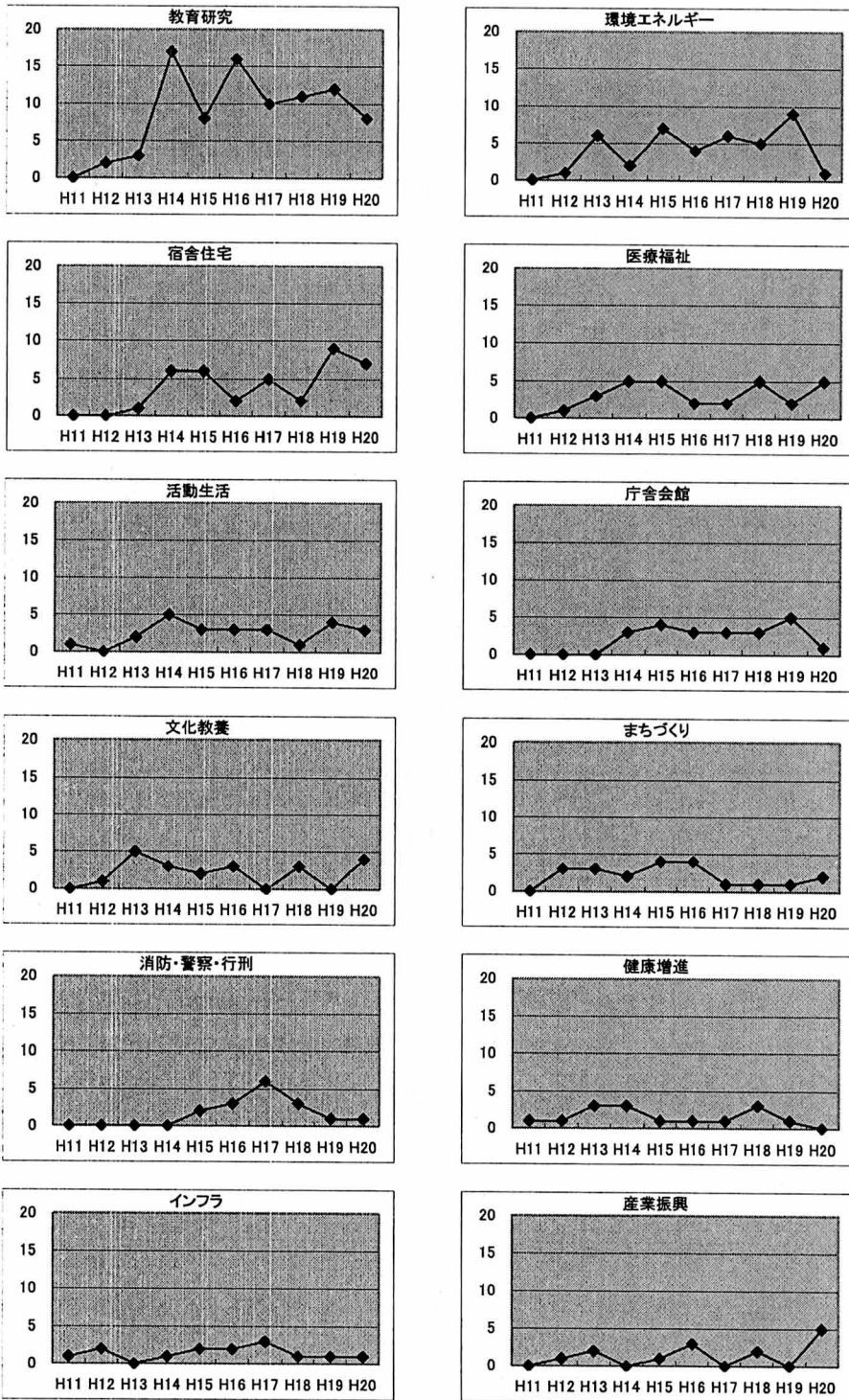
出典：表 3-1 に同じ。

施設分野としては、教育研究が突出しており、10 年度合計の案件数は 87 件となっている。続いて、環境エネルギー(41 件)、宿舍住宅(38 件)、医療福祉(30 件)の順となっている。その推移を続く図に示す。



出典：表 3-1 に同じ。

図 3-6 各事業分野の毎年度の案件数(実施方針ベース)



注：縦軸は実施方針公表事業件数、横軸は実施方針公表年度を示す。

出典：表 3-1 に同じ。

図 3-7 事業分野ごとの推移

上に示した図表から、以下の事項が分かる。

- ・分野としては、「教育研究」が多く、2009年3月現在でも事業数は増加傾向にある。特に地方公共団体における小中学校や給食センターの案件が継続的に発生している。平成14年度と平成16年度の案件が急増しているが、これは、いわゆる「国立大学シリーズ」の実施方針がまとめて公表されたためである¹²⁸。
- ・次に多いのは、「環境エネルギー」の分野である。この分野は、平成20年度の件数は少ないが、傾向としては安定的であり、どちらかという増加傾向にある。
- ・「宿舍住宅」は、年度に若干ばらつきはあるものの、基本的には増加傾向にある。
- ・「医療福祉」も、年度に若干ばらつきはあるものの、比較的コンスタントに案件が出てきている。
- ・「活動生活」及び「庁舎会館」については、低水準ではあるが安定している。
- ・その他の分野については、案件数としても少なく、散発的である。

本章冒頭の「本章の目的と視点」で示した「ハコモノ案件の割合」と「インフラ案件の種類」に関するコメントを以下に示す。

- ・「ハコモノ案件」については厳密な定義はないが、仮に「建築物を整備し、運営比重が比較的少ない案件」とする。大掴みではあるが、事業分野として、「教育研究」、「宿舍住宅」、「活動生活」、「庁舎会館」を、それに該当するものとする、件数として172件、ちょうど344件の半分(50%)となる。また、これに「医療福祉」、「文化教養」、「消防・警察・行刑」を加えると、209件(69.5%)となる。
- ・一方、運輸系インフラ分野については、空港施設4件と、港湾施設4件の計8件である。

(3) 事業施設

各事業施設の毎年度の案件数(実施方針ベース)は、次表のとおりである。

¹²⁸ 「国立大学シリーズ」とは、旧国立大学で集中的に事業が実施されたもので、第一弾は平成14年度～15年度の間14件、第二弾は平成16年度の12件である。「国立大学シリーズ」の実施の経緯や結果のレビューについては、水田(2006)が詳しい。

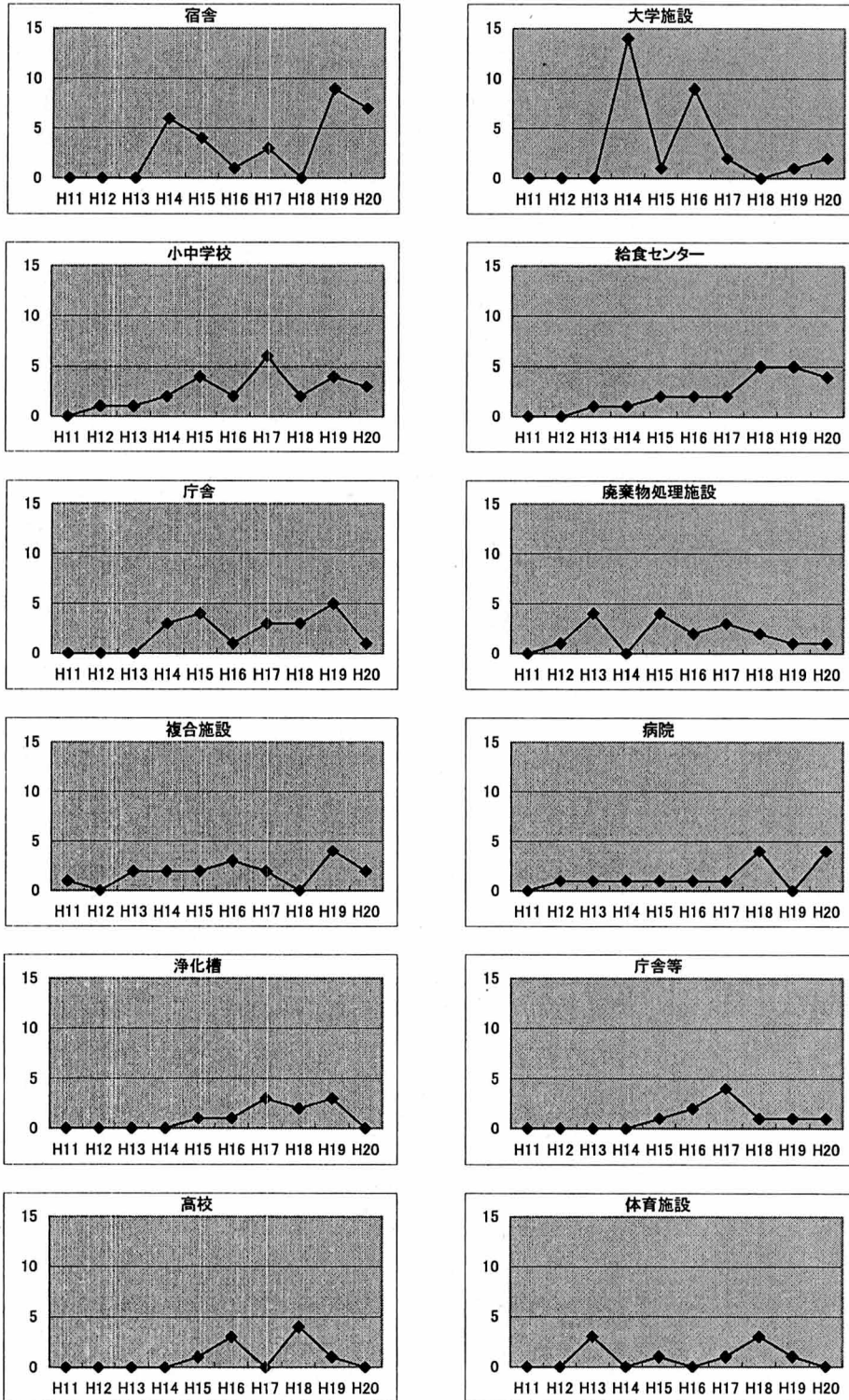
表 3-15 各事業施設の毎年度の案件数（実施方針ベース）

事業施設	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
宿舎	0	0	0	6	4	1	3	0	9	7	30
大学施設	0	0	0	14	1	9	2	0	1	2	29
小中学校	0	1	1	2	4	2	6	2	4	3	25
給食センター	0	0	1	1	2	2	2	5	5	4	22
庁舎	0	0	0	3	4	1	3	3	5	1	20
廃棄物処理施設	0	1	4	0	4	2	3	2	1	1	18
複合施設	1	0	2	2	2	3	2	0	4	2	18
病院	0	1	1	1	1	1	1	4	0	4	14
浄化槽	0	0	0	0	1	1	3	2	3	0	10
庁舎等	0	0	0	0	1	2	4	1	1	1	10
高校	0	0	0	0	1	3	0	4	1	0	9
体育施設	0	0	3	0	1	0	1	3	1	0	9
住宅	0	0	1	0	2	1	2	2	0	0	8
斎場	0	0	0	3	1	0	1	1	0	1	7
公園	0	2	1	1	2	0	0	0	0	1	7
上水道施設	0	1	0	1	2	1	0	0	1	1	7
観光施設	0	1	1	0	0	2	0	0	0	3	7
ケアハウス	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	6
ESCO事業	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	6
駐車場	0	1	0	1	0	1	1	1	1	0	6
余熱利用施設	1	1	0	3	0	1	0	0	0	0	6
福祉施設	0	0	1	1	1	0	0	0	1	1	5
医療福祉その他	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	5
文教その他	0	0	0	2	0	1	0	2	0	0	5
再開発	0	0	1	0	1	2	0	0	0	1	5
図書館	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0	4
青少年施設	0	0	2	1	0	0	0	1	0	0	4
文化交流施設	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	4
行刑施設	0	0	0	0	1	0	1	2	0	0	4
港湾施設	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0	4
空港施設	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	4
発電設備	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	3
美術館・博物館等	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3
産業振興その他	0	0	1	0	0	1	0	0	0	1	3
教育研究その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
リサイクル施設	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
環境エネルギーその他	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	2
会館	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
宿舎等	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2
駐輪場	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2
卸売市場	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
農業排水処理施設	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
空調	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	3	12	28	47	45	46	40	40	45	38	344

出典：表 3-1 に同じ。

また、主な事業施設の経年変化を次頁以降の図に示す。

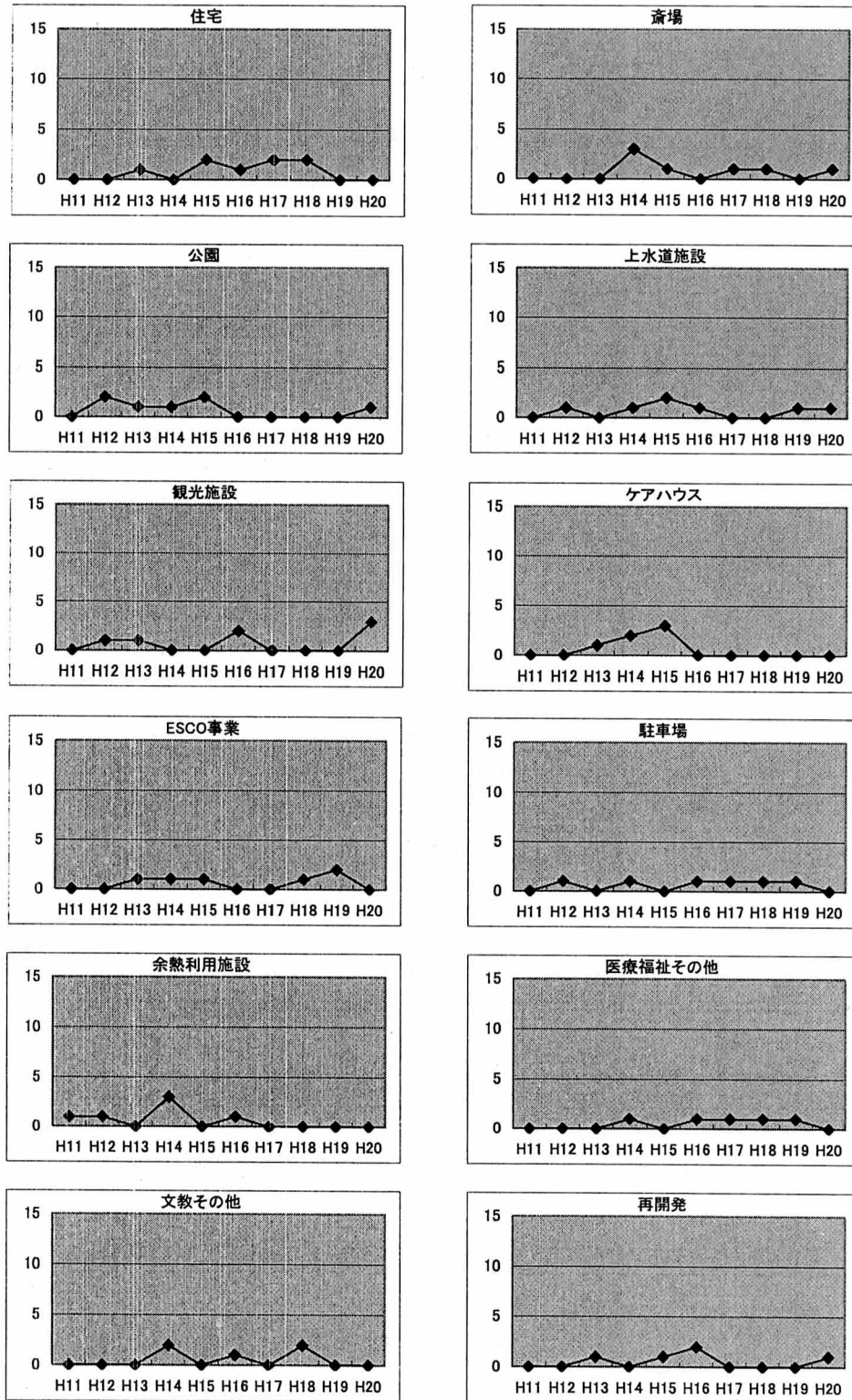
施設別事業件数推移(1位~12位)



注: 縦軸は実施方針公表事業件数、横軸は実施方針公表年度を示す。

図 3-8 事業分野ごとの推移 (1 / 2)

施設別事業件数推移(13位~14位)



注:縦軸は実施方針公表事業件数、横軸は実施方針公表年度を示す。

図 3-9 事業分野ごとの推移 (2 / 2)

上に示した図表から、以下の事項が分かる。

- ・事業施設としては、「宿舎」が多く、2009年3月現在でも事業数は増加傾向にある。とりわけ、財務省の案件が多く、24件を数える。
- ・次に多いのは「大学施設」で、これは独立行政法人（旧国立大学等）の案件である。件数は29件で、上の宿舎とほぼ同数である。しかし、そのピークは平成15年度（国立大学シリーズ第1弾）と平成16年度（国立大学シリーズ第2弾）で、近年では件数は減少傾向にある¹²⁹。
- ・3位は「小中学校」、4位は「給食センター」となっている。地方公共団体におけるPFIの採用はこれらの施設で最も多いことになる。特に、給食センターについては近年では増加傾向にある。
- ・それに続くのが、「庁舎」、「廃棄物処理施設」、「複合施設」で、若干、年毎に波はあるものの、継続して案件が出てきている。
- ・病院については近年では若干増加傾向が見られるが、既述の近江八幡市のPFI事業の契約解除が今後どういう影響を与えるのか注視していく必要がある。
- ・その他の分野については、案件数としても少なく、散発的である。

第5節 事業方式及び事業類型

（1）事業方式

本研究の第1章第3節に示したように、PFIの事業方式としては、BTO方式、BOT方式、BOO方式、RO（RTO）方式、O方式、DBO方式等がある。各年度の事業（実施方針ベース）における事業方式の構成は、次表のとおりである。

¹²⁹ 水田（2006）は、一連の大学施設のPFI事業について、次のように述べている。（P.48）
「結局、平成15年度の「ハコモノお掃除PFI」から平成16年度の「改修・運営PFI」へと、つまり「低難易度の価格競争」から「高難易度」へ推移し、新にPFIに適した案件をほとんど出せないまま、国立大学におけるPFI利用は下火になってしまっているのが現状である。」

表 3-16 各年度の PFI 事業で採用された事業方式

方式	年度										総計
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	
BTO	0	1	12	33	33	35	31	30	36	34	245
BOT	3	4	12	9	9	2	4	3	4	1	51
BOO	0	4	2	1	1	0	2	1	4	0	15
RO/RTO	0	1	0	2	1	3	2	1	0	2	12
BTO・RO	0	0	0	1	0	2	0	2	0	0	5
BTO・BOT	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0	4
BTO・BOO	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	3
DBO	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	3
O	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	3
BTO・BT	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
BOT・RTO	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
総計	3	12	28	47	45	46	40	40	45	38	344

出典：表 3-1 に同じ。

上表から明らかなように、事業方式としては、BTO 方式が最も多く、件数にして 245 件、構成比にして全 344 件の 71.2% を占める。これに続いて多いのが、BOT 方式 51 件（同 14.8%）、BOO 方式 15 件（同 4.4%）、及び RO/RTO 方式¹³⁰12 件（同 3.5%）である¹³¹。このことから、我が国の PFI 事業では、ほとんどの場合において BTO 方式が採用されていることが分かる。

BTO 方式が多い理由としては、BOT の場合は PFI 事業者が所有する資産に対して固定資産税等が課されるため、VFM の計算上、不利に働くことが挙げられる¹³²。また、地方公共団体の事業に関し、国からの補助金の交付が BTO 事業のみを対象としている場合があることなども要因として考えられる。

RO/RTO 方式を採用している案件は、合計 17 件あるが、そのうち 9 件は、国立大学の施設改修案件が占めている。

また、DBO 方式を採用している事例が 3 件あるが、これらはいずれも廃棄物処理施設の整備・運営事業である。

¹³⁰ 事業主体によって、RO 方式と RTO 方式と異なる表現を用いているが、両者は内容的には同一であり、本研究においては同一の扱いとしている。

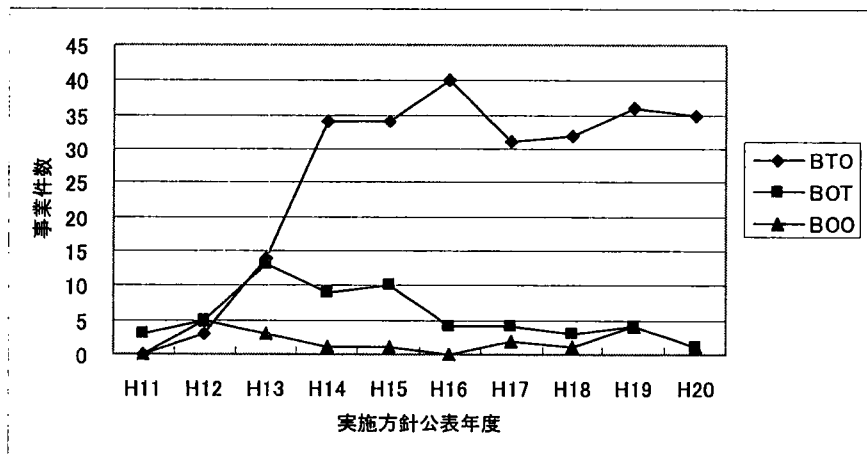
¹³¹ ちなみに、国の事業は全 63 件中、BTO 事業が 56 件（88.9%）、BOT 事業が 5 件（7.9%）、O 事業が 2 件（3.2%）となっている。

¹³² この問題は、いわゆる「イコールフットイング」の問題として古くから指摘され、内閣府としても税制改正要望として BOT 方式採用時の固定資産税、都市計画税、不動産取得税の免除等を求めてきた。結果、特例措置として「課税標準の 2 分の 1」という措置は得られたものの、完全に免除されるまでには至っていない。

施設整備を含まない、O方式を採用しているのは、次の3件である。

- ・八尾市立病院維持管理・運営事業（公共契約機関：八尾市）
- ・喜連川社会復帰促進センター等運営事業（公共契約機関：法務省）
- ・播磨社会復帰促進センター等運営事業（公共契約機関：法務省）

BTO方式、BOT方式、BOO方式の3つに着目してみると、実施方針が公表された年度毎の推移を示したのが次図である。



出典：表3-1に同じ。

注：複数の方式を採用している事業については、それぞれ1件としてカウントしている。（例えば、「BTO方式」+「BOT方式」の場合は、BTO方式を1件、BOT方式を1件としてカウントしている。）

図3-10 主要な事業方式の推移

上図から明らかなように、PFIの導入当初はBOT方式の採用が多かったが、徐々にBTO方式の割合が増え、平成20年度においてはほとんどがBTO事業となっている。

(2) 事業類型

PFIの事業類型としては、「独立採算型」、「ミックス型」、「サービス購入型」がある¹³³。各年度の事業における事業類型の構成は、次表のとおりである。

¹³³ それぞれの類型の内容については、本研究第1章第3節を参照のこと。

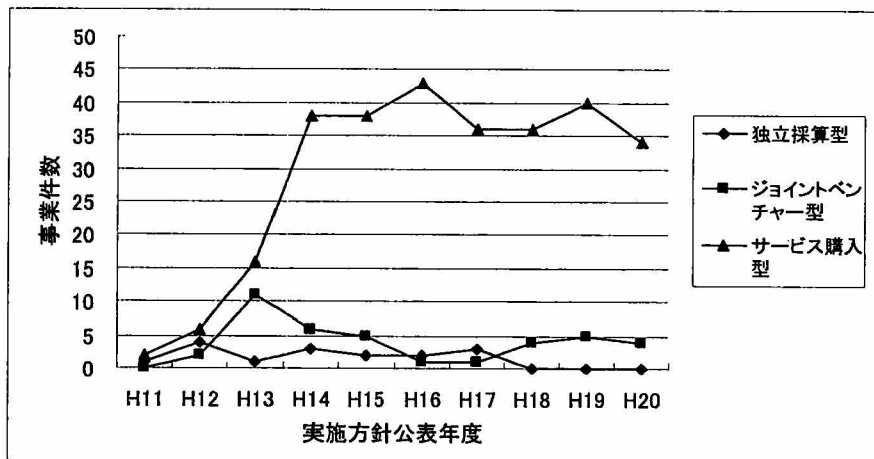
表 3-17 各年度の PFI 事業で採用された事業類型

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	合計
独立採算型	1	4	1	3	2	2	3	0	0	0	16
ミックス型	0	2	11	6	5	1	1	4	5	4	39
サービス購入型	2	6	16	38	38	43	36	36	40	34	289
合計	3	12	28	47	45	46	40	40	45	38	344

出典：表 3-1 に同じ。

注：分類は、各種公表資料に基づき、筆者自身が行った。なお、事業のコア業務でない、売店や付帯事業等の事業収入については、判断の対象から除外している。

また、上表を図化したのが、図 3-11 である。



出典：表 3-1 に同じ。

図 3-11 事業類型の推移

上の図表から明らかなように、我が国においてはサービス購入型が採用されるケースが最も多く、289件（実施方針が公表された344件のうち84.0%）を占める。次に多いのはミックス型で、これは39件（同11.3%）ある。最も少ないのは独立採算型で、16件（同4.7%）である。このことから、我が国のPFI事業では、ほとんどの場合においてサービス購入型が採用されていることが分かる¹³⁴。独立採算型とミックス型については、近年においても案件は皆無ではないが、今後、急激に増加するような傾向や予兆は特に見られない。したがって、この傾向は今後も続くものと考えられる。

次に、独立採算型とミックス型を採用している事業について詳しい分析を行う。独立採算型を採用した事業は、次表のとおりである。

¹³⁴ なお、BTO方式でかつサービス購入型を採用している事業は226件（65.7%）である。

表 3-18 独立採算型を採用した事業

事業分野	該当件数	事業施設	該当事業
まちづくり	9	公園	神奈川県立湘南海岸公園海洋総合文化ゾーン施設整備等事業 マリンピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業 吉島地区ポートパーク(仮称)整備運営事業 愛知県森林公園ゴルフ場施設整備等事業
		駐車場	江坂駅南立体駐車場整備事業 鯖江駅周辺駐車場整備事業 神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業
		駐輪場	竹の塚西自転車駐車場整備運営事業 (仮称)大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業
インフラ	5	空港施設	新北九州空港駐車場整備等事業 東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業 東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業
		港湾施設	常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業 ひびきコンテナターミナル整備及び運営事業
環境エネルギー	2	廃棄物処理施設等	第2クリーンセンター(仮称)整備・運営事業 横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業

出典：筆者が作成

上表から明らかなように、独立採算型の採用が最も多いのが「まちづくり」の分野で、アミューズメントパーク的な「公園」及び「駐車場」・「駐輪場」が多い。立地等の面で好条件がそろえば、こうした独立採算も成立しうることが分かる。また、これらの事業の公共契約機関は、神戸大学の案件を除いてすべて地方公共団体であるが、「公共サービスの提供」という観点からは、病院や学校と異なり、必ずしも必須の事業ではないという点も分かる。

次に多いのがインフラ分野で、空港や港湾の施設が含まれる。「まちづくり」の分野とは事業内容を異にするが、こうしたインフラ分野においても一定条件が整えば独立採算型の採用が可能であることが分かる。

なお、第三の事業分野として「環境エネルギー」の分野が挙げられる。件数としてはそれほど多くないが、この分野においても独立採算型採用のポテンシャルがあることがうかがえる。

次に、ミックス型について整理する。ミックス型を採用した事業は、次頁の表のとおりである。

ミックス型は、サービスの利用者から直接に料金等を徴収する点で独立採算型と共通であるが、結果としては独立採算型のそれと若干異なる。実際に、分野として最も多いのは「医療福祉」である。これらは、「まちづくり」の事業分野とは異なり、福祉政策的な色彩を帯びている。しかし、これらについても、近年の福祉施設の民間化の流れを受けて、案件自体は減少している。実際、ケアハウスについては2003年以降は案件が皆無である。

表 3-19 ミックス型を採用した事業

事業分野	該当件数	事業施設	該当事業
医療福祉	12	ケアハウス	杉並ケアハウス整備等事業 市川市ケアハウス整備等 PFI 事業 新型ケアハウス整備等事業（高浜市） 鯖江市ケアハウス整備等 PFI 事業 山陽町新型ケアハウス整備事業 杉並区井草介護強化型ケアハウス整備等事業
		福祉施設	認知症高齢者グループホーム等の整備運営事業 江古田の森保健福祉施設整備・運営事業 石巻地区広域行政事務組合養護老人ホーム万生園改築事業
		その他	緑風園改築及び運営事業 にしき園改築及び運営事業
		病院	近江八幡市民病院整備運営事業
健康増進	8	体育施設	羽島市民プールの整備・運営事業 (仮称)山崎地区屋内温水プール施設整備事業 名古屋市守山スポーツセンター(仮称)整備・運営事業 鹿児島市新鴨池公園水泳プール整備・運営事業 仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業
		余熱利用施設	当新田環境センター余熱利用施設の整備・運営事業 (仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業 市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業
まちづくり	7	観光施設	神戸市摩耶ロッジ整備等事業 とがやま温泉施設整備事業 新神戸ロープウェー再整備等事業
		公園	長井海の手公園整備等事業 脇田漁港フィッシュアリーナ整備等 PFI 事業
		駐車場	長洲駅南側周辺駐車場整備事業
		再開発	戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業
文教化養	4	青少年施設	区部ユース・プラザ(仮称)整備等事業 多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業
		図書館	桑名市図書館等複合公共施設整備事業
		文化交流施設	清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業
生活活動	3	複合施設	愛知県産業労働センター(仮称)整備・運営事業 佐原広域交流拠点 PFI 事業 身延町地域情報通信施設整備運営事業
産業振興	2	産業振興施設	岡山リサーチパーク・インキュベーションセンター(仮称)整備等事業
		その他	大飯町複合型交流施設整備 PFI 事業
環境エネルギー	2	廃棄物処理施設	(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業
		発電施設	森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業
インフラ	1	港湾施設	那覇港国際物流関連施設整備・運営事業

出典：筆者が作成

次に多いのは「健康増進」の分野で「体育施設」及び「余熱利用施設」である。これも、健康増進政策という色彩がうかがえる。これらの施設は有料ではあるが、一般的な民間事業施設に比べて料金設定水準が低かったり、料金設定の自由度が低かったりするため公共の支援なしには事業成立が難しいものと推察される。そのため、施設整備費や運営維持管理費の一部をサービス購入料等の形で支援することにより、事業を成立させているものである。

その次に多いのは「まちづくり」の分野で、これは基本的に上の独立採算型のところで述べたとおりである。ただし、需要面や採算面で収支をバランスさせるのが難しいため、公的支援が入る形をとっている。

最後に、独立採算型とミックス型を併せて集計したのが次表である。

表 3-20 独立採算型とミックス型の合計

事業分野	件数	事業施設	件数
まちづくり	16	公園	6
		駐車場	4
		観光施設	3
		駐輪場	2
		再開発	1
医療福祉	12	ケアハウス	6
		福祉施設	3
		その他福祉施設	2
		病院	1
健康増進	8	体育施設	5
		余熱利用施設	3
インフラ	6	空港施設	3
		港湾施設	3
文化教養	4	青少年施設	2
		図書館	1
		文化交流施設	1
環境エネルギー	4	廃棄物処理施設	3
		発電施設	1
活動生活	3	複合施設	3
産業振興	2	産業振興施設	1
		その他	1

出典：筆者が作成

表から明らかなように、事業分野として最も多いのは「まちづくり」で、次が「医療福祉」となっている。ただし、医療福祉の内訳で多くを占める「ケアハウス」が近年ではほとんど案件がないことを考慮すると、今後は「健康増進」の分野での独立採算型やミックス型の採用が比較的増加するものと考えられる。なお、次に多いのが「インフラ分野」で、今後の案件の動向が注目される。

第6節 英国及び韓国との比較分析

(1) 分析の目的

ここでは、我が国の PFI 事業と実施件数と実施分野（施設）について、英

国及び韓国との比較分析を行う。その目的は、英国や韓国との実績と比較することにより、我が国における PFI 事業の普及度や、実施分野（施設）に関する特徴を客観的に捉えることにある。

ただし、その三国では対象とする事業の範囲やデータの取り方、或いはそのデータの利用可能性について差異があるため、本来は直接的に比較はできない。そのような制約は存在するが、上の目的のため、敢えて厳密さを追求しない形で比較考察を行うこととする。

（２）英国における PFI の実績

英国の PFI に関するデータについては、英国財務省（H.M.Treasury）やパートナーシップス UK（Partnerships UK）が整理し、インターネットで公表している¹³⁵。ここでは、はじめに英国財務省のデータを、続いてパートナーシップス UK のデータを見てみる。

英国財務省のデータによると、1990 年¹³⁶から 2008 年末までに英国で実施された PFI 事業の実施件数（フィナンシャル・クローズ¹³⁷に至った案件数）は、637 件にのぼる。同国における PFI 事業の実施件数の推移を次表に示す。

表 3-2 1 英国における PFI 事業の実施件数推移（F/C ベース）

年	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08
事業件数	1	0	1	0	1	2	15	24	47	54	70	51	57	56	62	49	58	60	29
累計	1	0	2	0	3	5	20	44	91	145	215	266	323	379	441	490	548	608	637

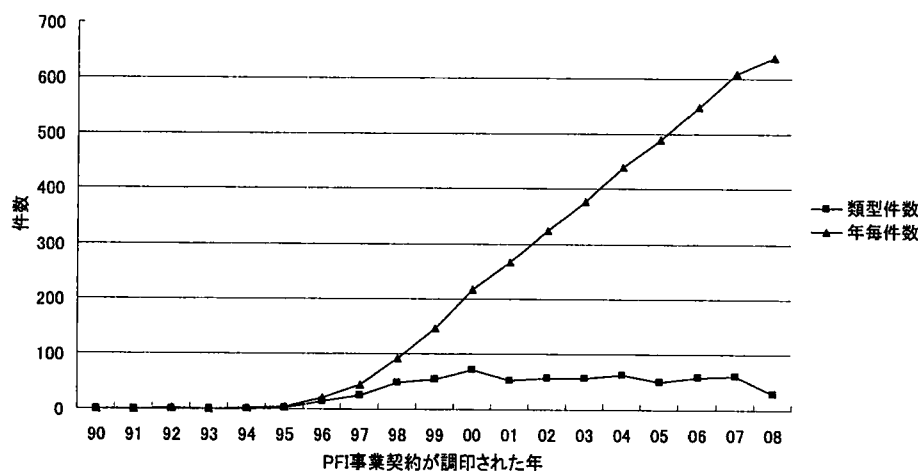
出典：英国財務省

また、上表を図化したものを次頁に示す。

¹³⁵ 英国財務省のデータが入手できる URL は「http://www.hm-treasury.gov.uk/ppp_pfi_stats.htm」、Partnerships UK のデータが入手できる URL は、「<http://www.partnershipsuk.org.uk/PUK-Projects-Database.aspx>」である。（2009 年 6 月現在）

¹³⁶ 英国における PFI の導入経緯については、本研究第 3 章を参照のこと。なお、英国で正式に PFI が導入されたのは 1992 年であるが、この英国財務省のデータは 1990 年から事業件数をカウントしている。

¹³⁷ 英国財務省は、PFI 事業が締結され、ファイナンシャル・クローズ（Financial Close, F/C）がなされた案件をカウントしている。これは、本研究における我が国の PFI 事業のカウント方法（実施方針公表ベース及び PFI 事業契約締結ベース）とは異なる。しかし、基礎的な比較検討を行う上では問題ないと考え、ここでは英国のカウント方法による事業件数をそのまま示した。



出典：英国財務省

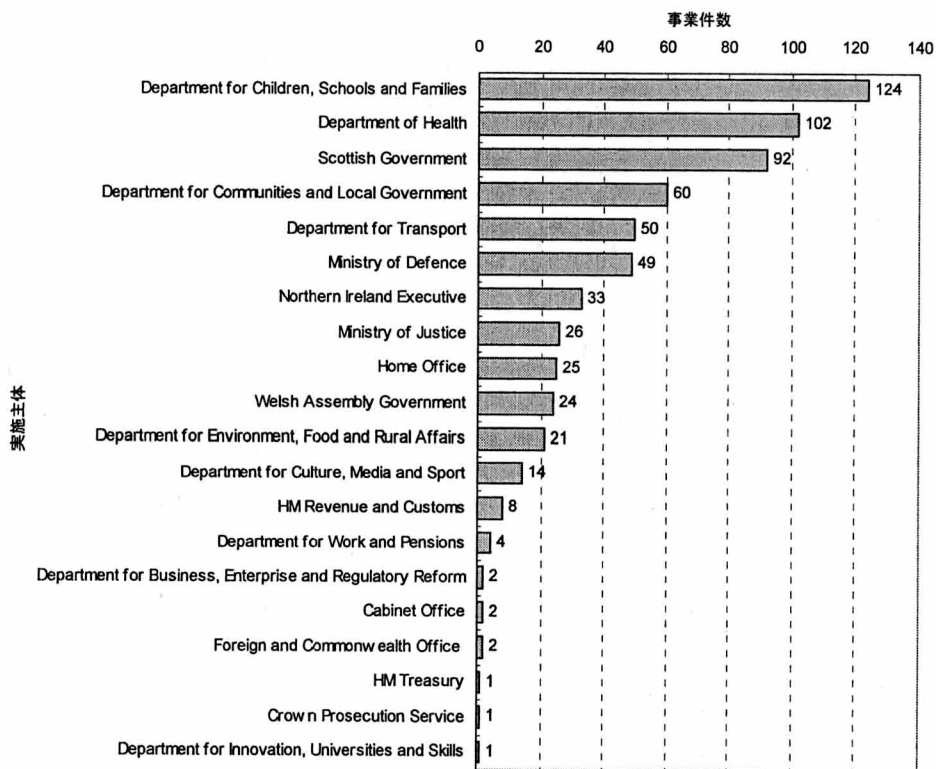
図 3-1 2 英国における PFI 事業の実施件数推移 (F/C ベース)

上の図表から明らかなように、英国では、PFI 導入の当初は事業件数はほとんど増加しなかった。その後、種々の改善政策の実施を経て、1995 年より件数が増加した。特に、1999 年からは安定的に年間 50 件以上の事業が実施されている。

PFI の年間件数を見ると、1990 年から 2008 年までの単純平均で、年間 33.5 件の事業が実施されている。これは、我が国の PFI 事業の平均実施件数 30.9 件/年度 (PFI 事業契約締結ベースで) に近似する。また、累計の事業件数が 300 件を超えたのも 2002 年 (PFI が導入されてから 10 年後) であり、この点でも我が国の普及ペースと英国のそれは近似している。

ただし、労働党政権に移行し、PFI が本格的に増加した 1997 年以降に限定すると、1997 年から 2008 年の間に実施された PFI 事業は 617 件である。また、単純平均で見ると、年間 51.4 件の事業が実施されている計算になる。こうした見方をすると、件数及び普及ペースとも、英国の実績は我が国のそれを上回ると言える。

次に、英国における PFI 事業の公共契約機関を次図に示す。



出典：英国財務省

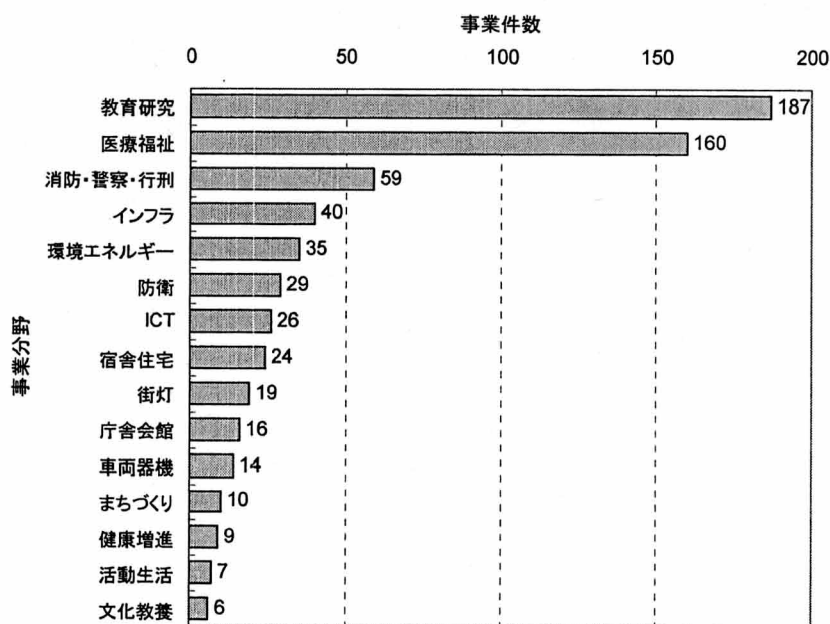
図 3-13 英国における PFI 事業の公共契約機関（F/C ベース）

公共契約機関の分類は、基本的に中央省庁（Ministries, Departments, Offices）及び非独立国政府（Governments）となっている。事業件数で最も多いのは、児童・学校・家庭省（Department for Children, Schools and Families）で 124 件、次に件数が多いのは保健省（Department of Health）で 102 件となっている。また、スコットランド政府（Scottish Government）も 92 件と PFI の活用に積極的である。

次に、英国における PFI 事業の実施分野について見てみる。まず、英国財務省が公開しているデータに基づく事業分野を次頁の表に示す¹³⁸。

図から明らかなように、「教育研究」及び「医療福祉」の分野が最も多く、続いて、「消防・警察・行刑」、「インフラ」となっている。また、日本の PFI 事業に比べて、「防衛」、「ICT」、「街灯」、「車両機器」といった分野においても事業化がなされている点が注目に値する。

¹³⁸ 英国財務省のデータベースには、特に事業分野や事業施設の分類は示されていない。このため、この表における分野の分類は筆者が独自に行った。分類に当たっては、本研究における我が国の PFI 事業の事業分野の分類に合わせるようにした。ただし、日英で異なる事業分野もあるため、完全には一致していない。



出典：英国財務省のデータを基に、筆者が分野を設定

図 3-14 英国における PFI 事業の分野

ただし、上図のうち、「ICT」については、英国財務省は、2003 年に公表した報告書「PFI: Meeting the Investment Challenge」の中で、ICT 分野における PFI 事業は以降実施しない旨が宣言された¹³⁹。その主な理由は、以下のとおりである。

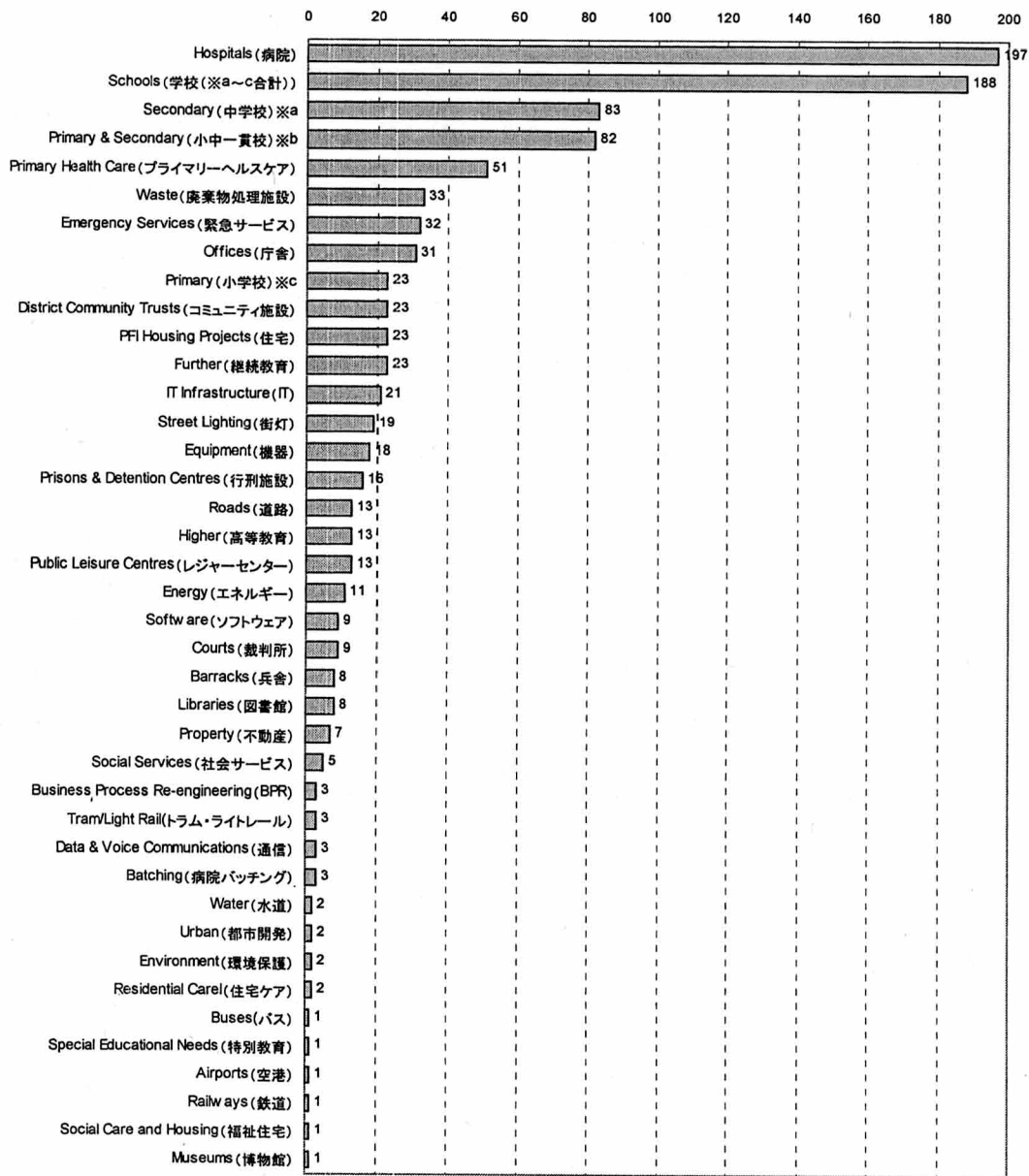
- ・技術革新のスピードが速く、より高い柔軟性が求められる。
- ・他の（PFI 対象以外の）システムと複雑に統合されており、官民間の厳密なリスク分担がしにくい。
- ・施設（ICT 機器）の寿命が建物等に比べて比較的短い。

続いて、英国の PFI/PPP 推進機関であるパートナーシップス UK のデータに基づく事業施設の分類を次頁の図に示す¹⁴⁰。

パートナーシップス UK のデータによると、これまで英国で実施された PFI 等事業は 797 件を数える。上図から明らかなように、施設としては「病院」が 197 件と最も多く、次いで、「学校」（小学校、小中一貫校、中学校を合わせて 188 件）となっている。この二種類の施設の件数が抜きに出ている点は、英国財務省のデータと同様である。

¹³⁹ 具体的には、H.M.Treasury (2003b) pp.54-58 を参照のこと。

¹⁴⁰ この分類は、パートナーシップス UK 自身によるものである。パートナーシップス UK のデータには、PFI 以外の手法（PPP, National Programme, Other Joint Venture）も若干含まれている。このため、その件数は英国財務省が公表しているものと異なる。



出典：Partnerships UK

図 3-15 英国における PFI 事業の分野

その他の施設としては、「プライマリーヘルスケア」(51件)や「廃棄物処理施設」(33件)、「緊急サービス」(32件)、「庁舎」(31件)が上位を占めている。我が国のPFIに見られない特徴的な事業としては、「緊急サービス」、「IT」、「街灯」、「機器」、「道路」といったものがある。

(3) 韓国における PPP の実績

続いて、韓国における PPP 事業の実績を見てみる。韓国においては、PFI ではなく、PPP (Public Private Partnerships) という表現が用いられている。これは、基本的に、我が国及び英国の PFI と同じ意味である。

韓国における PPP については、1994 年 8 月に PPP を推進する基本法 (PPI 法) が導入され、以降、多くの法改正を通じて PPP の促進が図られてきた。韓国における PPP 事業の実績は、次表に示すとおりである。(なお、表中の「BTO 型 (Build-Transfer-Operate)」とは、我が国でいう「独立採算型」または「ミックス型」と基本的に同じである。また、同「BTL 型 (Build-Transfer-Lease)」は、我が国でいう「サービス購入型」と基本的に同じである。BTL 型は、2005 年の PPI 法改正から導入された。)

表 3-2 2 韓国における PPP 事業の実績

単位：件 (兆ウォン)

段階	種類	BTO 型*		BTL 型**	合計
		国直轄事業***	非直轄事業		
供用中		22 (10.6)	75 (3.5)	33	130
建設中		34 (28.2)	12 (0.8)	88	134
契約締結済 (建設準備中)		10 (5.2)	4 (0.2)	45	59
契約交渉中		15 (11.5)	8 (0.8)	79	102
レビュー中		2 (1.7)	3 (0.5)	45	50
小計		83 (57.2)	102 (5.9)	290	475
合計		185 (63.1)		(166)	(79.7)

注：*データは、2008 年 7 月時点のもの。**データは、2007 年 12 月時点のもの。***データは、2,000 億ウォン超の大規模事業で、MOSF の PPP 監視委員会によるモニタリングの対象となっているもの。

出典：PIMAC 提供資料 (2009 年 10 月付け) を筆者が翻訳

この表に、BTO 型事業は 185 件、BTL 型事業は 290 件を数え、その合計は 475 件となっている。この数字自体は、日本の PFI 実績の約 1.5 倍である。このデータの対象期間は不明だが、PPI 法が施行された 1994 年から 2008 年の 15 年間を対象とすると、年間実施件数は、単純平均で 31.7 件となる。ただし、BTL が採用されたのは、2005 年である。このことを考慮し、BTO 型については 1994 年から 2008 年の 15 年間、BTL 型については 2005 年から 2008 年の 4 年で計算すると、毎年の平均事業件数は、1994 年～2004 の間が 12.3 件 (BTO 型のみ)、2005 年～2008 年の間が 84.8 件 (BTO 型+BTL 型) となる。2005 年以降は、我が国の実績の 3 倍近い値である。

全 475 件に占める割合は、BTO 型が約 39% (185 件)、BTL 型が約 61% (290 件) となる。我が国との比較は、次表のとおりである。

表 3-2 3 我が国と韓国の事業累計の比較

	独立採算型+ミックス型 もしくは BTO 型 (韓国)	サービス購入型 もしくは BTL 型 (韓国)	合計
我が国の内訳	55 件 (16%)	289 件 (84%)	344 件 (100%)
韓国の内訳	185 件 (39%)	290 件 (61%)	475 件 (100%)

出典：筆者が作成

上表から明らかなように、韓国に比べて、我が国の PFI 事業は、「サービス購入型」の割合が多く、利用者から直接に料金を収受する「独立採算型」や「ミックス型」の割合が低い。

次に、韓国における BTO 型事業の分野別及び発注者別の事業数を見る。その概要は、次表のとおりである。

表 3-2 4 韓国における BTO 型事業の内訳

単位：件 (兆ウォン)

フェーズ		道路	鉄道	港湾	環境	その他	合計
国直轄事業	ソリシティブ	9	7	12	1	10	39(27.7)
	アンソリシティブ	24	4	5	10	2	45(29.4)
非直轄事業	ソリシティブ	13	-	-	21	26	60(2.6)
	アンソリシティブ	7	-	-	27	7	41(3.4)
合計		53	11	17	59	45	185(63.1)

筆者注：ソリシティブ(Solicited)案件とは公共が計画した案件、アンソリシティブ(Unsolicited)案件とは公共が計画したものでない(民間提案型)案件のことをいう。

出典：PIMAC 提供資料 (2009 年 10 月付け) を筆者が翻訳

上表から明らかなように、分野として最も多いのは環境、次に道路となっている。港湾及び鉄道事業も、それぞれ、17 件及び 11 件実施されている。国直轄/非直轄で見ると、直轄が 84 件、非直轄が 101 件となっている。ソリシティブ/アンソリシティブの別で見ると、ソリシティブ案件が 99 件、アンソリシティブ案件が 86 件となっている。

また、BTL 型事業については、下表のように、既に 290 件を数える¹⁴¹。

¹⁴¹ BTL 型事業では、アンソリシティブ案件は認められていない。

表 3-25 韓国における BTL 事業の内訳

分野（施設）	単位：件（兆ウォン）	
	事業数	事業費
学校	138	5.3
寮（大学）	14	0.9
職業訓練学校	3	0.1
下水施設	61	4.4
軍人住宅	37	2.2
通信	1	0.2
文化施設	24	0.7
医療福祉施設	5	0.2
鉄道	3	2.4
科学博物館	4	0.2
合計	290	16.6

出典：PIMAC 提供資料（2009 年 10 月付け）を筆者が翻訳

件数が多いのは、学校、下水施設、軍人住宅、文化施設となっている。BTL 型が導入されたのは 2005 年 1 月であるのにも関わらず、その後、2009 年までの 5 年数ヶ月の間に、290 もの事業が実施されていることは注目に値する。

BTO 型事業と BTL 型事業を併せて、件数の多い施設順に並べ替えたのが、次表である。

表 3-26 韓国における BTO・BTL 事業の内訳

分野（施設）	区分	事業数（件）
学校	BTL	138
下水施設	BTL	61
環境	BTO	59
道路	BTO	53
その他	BTO	45
軍人住宅	BTL	37
文化施設	BTL	24
港湾	BTO	17
寮（大学）	BTL	14
鉄道	BTO	11
医療福祉施設	BTL	5
科学博物館	BTL	4
職業訓練学校	BTL	3
鉄道	BTL	3
通信	BTL	1
合計	—	475

出典：PIMAC 提供資料（2009 年 10 月付け）を筆者が翻訳

全ての PPP 事業については、事業件数が多いのは、学校（BTL 型・138 件）、下水施設（BTL 型・61 件）、環境（BTO 型・59 件）、道路（BTO 型・

53件)となっている。学校が多いのは、我が国及び英国と共通している。一方、道路、港湾、鉄道¹⁴²といった運輸系インフラ案件が多いことは、韓国PPPの大きな特徴の一つといえる。

(4) 比較分析結果と考察：我が国におけるPFIの特徴

ここでは、PFI/PPPの件数、その事業分野、及び公共事業に占める割合等について、日英韓の比較分析を行う。

①PFI事業の件数

英国では、1990年から2008年の19年の間に、641件（英国財務省データ）または797件（パートナーシップスUKデータ）のPFI等の事業が実施されている（ともにファイナンシャル・クローズ・ベース）。年ごとの平均事業数は、33.7件（英国財務省データ）または41.9件（パートナーシップスUKデータ）である。

一方、韓国の場合は、これまで475件のPPP事業が実施されている。対象の期間及び各年度毎の事業件数は明らかではないが、1994年から2008年までの15年間と想定すると、年間平均31.7件の事業が実施されてきたことになる。ただし、前述のように、韓国でBTL型が採用されたのは2005年であるから、同国においては2005年以降に急激にPPP事業件数が伸びたことになる。仮に、BTO型事業（185件）の対象期間を1994年～2008年の15年間、BTL型事業（290件）の対象期間を2005年～2008年の4年間と想定すると、それぞれの年間実施件数は、下表のとおりとなる。

表3-27 韓国のPPP事業の年間実施件数

	1994年～2004年	2005年～2008年
BTO型の年間平均実施件数	12.3件	12.3件
BTL型の年間平均実施件数	—	72.5件
合計	12.3件	84.8件

出典：筆者が作成

注：BTO事業の対象を1994年～2008年、BTL事業の対象期間を2005年～2008年と仮定して計算。

¹⁴² 鉄道PPP事業は、BTO型とBTL型の両方で見られる。基本的な使い分けとしては、収益性の高い都市鉄道についてはBTO型、収益性の低い地域間鉄道についてBTL型を採用している。

我が国では、平成 11 年度から平成 20 年度の 10 年間に、実施方針公表ベースでは 344 件、PFI 事業契約締結ベースでは 309 件の PFI 事業が実施されてきた。年度毎の平均事業数は、34.4 件（実施方針公表ベース）及び 30.9 件（PFI 事業契約締結ベース）である。また、平成 14 年度以降は、年間約 50 件程度の実施方針の公表または PFI 事業契約の締結がなされている。

以上を整理したのが次の表である。

表 3-28 日、英、韓の PFI・PPP 事業の件数及び年間実施件数

	実施件数	年間実施件数（平均）	備考
日本	309 件	30.9 件	PFI 事業契約締結ベース（1999 年～2008 年を対象）
英国	637 件*	33.5 件	対象年を、PFI が導入された 1990 年から 2008 年とした場合
		51.4 件	対象年を、PFI が本格的に増加した 1997 年から 2008 年とした場合
韓国	475 件	31.7 件	BTL が 2005 年に導入されたことを考慮しない場合
		12.3 件（1994 年～2004 年） 84.8 件（2005 年～2008 年）	BTL が 2005 年に導入されたことを考慮した場合

出典：筆者が作成

注（※）：英国財務省データによる。

まず、実施件数については、我が国の実績は 309 件であり、英国はその 2 倍以上の 637 件の実績を有する。また、韓国も、475 件と、我が国の実績の 1.5 倍近い実績を有する。このように、我が国の PFI 事業の総実績（件数）は、両国に比べて少ない。

PFI 等導入後の年間実施件数（平均）で見ると、日本の平均年間実施件数は 30.9 件である。英国と韓国の年間平均実施件数を、PFI 等導入後から 2008 年までの期間で単純に除すると、英国の平均年間実施件数は 33.5 件、韓国の平均年間実施件数は 31.7 件と日本の数値を大きな差はない。

しかし、英国で PFI が本格的な導入されたのが 1997 年であることを踏まえ、対象期間を 1997 年～2008 年とすると、英国の平均年間実施件数は 51.4 件となる。また、韓国についても、BTL 方式が採用されたのは 2005 年であることを踏まえると、BTL 導入以前の 1994 年～2004 年こそ、平均年間実施件数が 12.3 件と我が国の数字を下回るものの、2005 年以降は逆に 84.8 件と、我が国の倍以上の件数が実施されていることが分かる。

したがって、両国とも、本格的な PFI 等の導入以降は、我が国よりも普及のピッチは早いといえよう。特に、韓国における 2005 年以降の PPP 事業の増加は目覚ましいものがある。これは、BTL 方式の導入により、学校施設、下

水施設、軍人住宅、及び文化施設等の案件が爆発的に増加したことによるものである。

②事業分野

我が国、英国、韓国において上位に占める事業分野は、下表に示すとおりである。

表 3-29 日、英、韓で実施件数が多い分野

単位：件（％）

	日本	英国	韓国
1 位	宿舎 30 件（8.7%）	病院 197 件（24.7%）	学校 138 件（29.1%）
2 位	大学施設 29 件（8.4%）	学校（小中学校） 188 件（23.6%）	下水施設 61 件（12.8%）
3 位	小中学校 25 件（7.3%）	プライマリーヘルスケア 51 件（6.4%）	環境 59 件（12.4%）
4 位	給食センター 22 件（6.4%）	廃棄物処理施設 33 件（4.1%）	道路 53 件（11.2%）
5 位	庁舎 20 件（5.8%）	緊急サービス 32（4.0%）	その他 45 件（9.5%）
合計	126 件（36.6%）	501 件（60.4%）	356 件（74.9%）

注：我が国のデータは実施方針公表ベース、英国のデータはパートナーシップス UK のものを用いている。また、割合（％）は、全 PFI/PPP 事業に占める当該分野の割合を示している。
出典：筆者作成

日、英、韓の共通点の第一としては、学校や教育施設の割合が高いことが挙げられる。また、日本では、上位 5 位には入っていないが、廃棄物処理施設が 6 位（18 件）となっている。したがって、廃棄物処理施設の件数が多いことも、三国の共通事項として挙げられる。

我が国の PFI 分野の第一の特徴は、（公務員）宿舎が多い点である。英国及び韓国において、公務員宿舎なるものが存在するか、また、存在するとしてどの程度の需要があるかは明らかではない。少なくともデータ上は、英国では住宅、韓国では軍人住宅という分野は存在するが、（公務員）宿舎については、分類自体存在していない。

我が国の PFI 分野の第二の特徴は、給食センターが多いことである。給食センターについても、英国や韓国でどれほどの需要があるのかは明らかではない。また、場合によっては学校施設に含まれている可能性がある。しかし、これもデータ上は、両国とも給食センターというものはなく、我が国の特徴といえる。

なお、上の表では、英国及び韓国では「庁舎」の分類は見られない。しか

し、英国では、「緊急サービス」に続いて、第6位（31件）となっている。一方、韓国ではそれに該当する分類は存在しない。また、英国で1位（197件）になっている「病院」については、我が国では14件、韓国は0件である。病院案件が多いのは、英国 PFI の特徴の一つと言える。

その他、顕著なところでは運輸系インフラ関連の事業数である。下表は、日、英、韓のそれぞれの運輸系インフラ分野での PFI 等実施案件数を整理したものである。

表 3-30 日、英、韓での運輸系インフラ分野での PFI 等案件数

サブセクター	日本	英国	韓国
道路	0	13	53
空港	4	1	0
港湾	4	0	17
鉄道*	0	4	14
その他	8	1	0
合計	16	19	84

注：鉄道は、LRT（Light Rail Transit）及び MRT（Mass Rail Transit）を含む。
出典：筆者作成

上の比較では、我が国では道路 PFI の実績が皆無であることが目に付く。一方、英国においても、道路以外の分野では、それほど積極的に PFI が採用されているわけではないことが分かる。一方、韓国では、空港の実績こそないものの、道路、港湾、鉄道の分野で積極的に PPP を実施していることが分かる。韓国では、PPP を推進するための基本法である、PPI 法（Act on Private Participation in Infrastructure）が定められている¹⁴³。この第2条では、適用分野が明記されており、その中に道路、港湾、鉄道等が含まれている。また、同第3条では、PPI 法が他の法律に優先する旨が定められている¹⁴⁴。このため、既存法による制約を受けることなく、運輸系のインフラ事業を積極的に推進することができたと考えられる。

一方、我が国で運輸系インフラ事業が多くない理由としては、以下のものが想定される。

- ・公共側に事業のニーズがない。

¹⁴³ この法律は、はじめは 1994 年に制定されたが、アジア金融危機後の 1998 年に全面改訂された。

¹⁴⁴ 同法の第3条は、「(1)As for private investment projects, this Act shall prevail over other Acts.」と明記されている。

- ・法令（公物管理法等）により、PFIを採用できない。
- ・公共側（運輸系インフラの管理者等）に、十分な知識や技術がない。
- ・民間側に十分な経験、技術、ノウハウを持った者が存在しない、或いは運輸系インフラ事業に対する関心がない。
- ・民間企業が参画意欲を持つような魅力的な条件を備えた事業が形成されない。
- ・上記に関連し、運輸系インフラでは十分なVFMが見込めない。
- ・住民や議会の理解・賛同が得がたい。

特に、法令面については、日本では韓国のPPI法のように、PFI法が他の法律に優先する旨の規定がなかった。そのため、既存の公物管理法（道路法、都市公園法、港湾法等）の制約の問題があり、道路や港湾の事業においてPFIが適用されることはこれまでなかった¹⁴⁵。

③公共事業費に対するPFI/PPP事業費の割合

次に、各国の公共事業費に対するPFI等が各国の公共事業に占める割合について見てみる¹⁴⁶。

はじめに、我が国についてのデータを見る。我が国における公共事業費、PFI事業費（当該年度に締結されたPFI事業契約の全事業費及び施設整備費）、及びそれらの公共事業費に対する割合を示したのが、

¹⁴⁵ 内閣府（2003）の調査結果では、公物管理者を国・公共団体に限定している法律として、道路法、都市公園法、港湾法を挙げている。また、この分類に属するものとして、河川法、空港整備法、下水道法、公営住宅法、駐車場法の路上駐車場をあげている。

¹⁴⁶ 各国とも、データの取り方（PFI/PPP事業の金額及び比較対象となる公共事業・サービスの金額の取り方）が異なるため、単純比較はできないが、ここでは参考として比較結果を示す。

表 3-31 である。

この表から明らかなように、PFI 事業費（全事業費）の公共事業費に対する割合は、全事業費を含んだ場合、最大 4.4%（平成 18 年度）である。また、対象の 10 年間ににおける平均割合は、1.9%である。なお、全事業費には、施設整備後の維持管理費や運営費も含まれる。これを差し引いた施設整備費のみで見ると、最も数値が大きいのは平成 18 年度の 1.9%である。対象の 10 年間ににおける平均割合は 0.8%である。施設整備を見ると、我が国の公共事業費に対する PFI 事業の割合は、わずか 1%～2%に過ぎない。

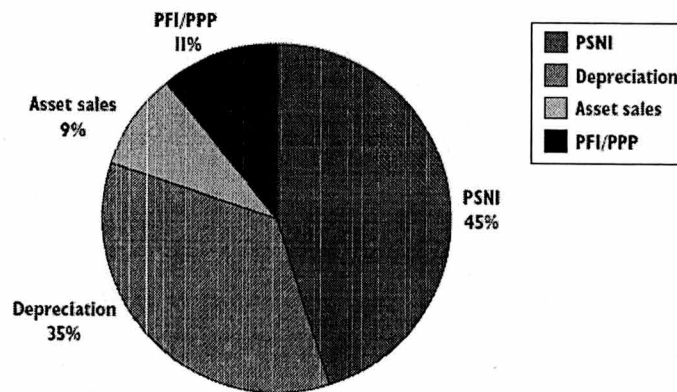
表 3-3 1 公共事業費に占める PFI 事業の割合

年度	(a) 公共事業費 (億円)	(b) 当該年度に締結された PFI 事業の契約金額(全事業費) (億円)	(c) 当該年度に締結された PFI 事業の契約金額(施設整備費) (億円)	(d)=(b)/(a) 公共事業費に対する PFI 契約金額(全事業費)の割合	(e)=(c)/(a) 公共事業費に対する PFI 契約金額(施設整備費)の割合
H12	299,601	336	148	0.1%	0.0%
H13	281,931	1,243	219	0.4%	0.1%
H14	259,174	4,526	1,480	1.7%	0.6%
H15	234,509	4,309	2,303	1.8%	1.0%
H16	208,282	3,966	2,453	1.9%	1.2%
H17	189,738	4,157	2,432	2.2%	1.3%
H18	177,965	7,893	3,315	4.4%	1.9%
H19	171,500	5,356	1,518	3.1%	0.9%
H20	173,900	7,002	2,763	4.0%	1.6%
合計	1,996,600	38,787	16,630	1.9%	0.8%

出典：(a)については、国土交通省統計「建設投資（名目値の推移）」の総計（政府）の値を用いた。(b)(c)については、表 3-1 に同じ。

これに対し、英国の統計（2003 年～2004 年）では、公共サービスのうち、11%が PFI/PPP が占める（下図参照）¹⁴⁷。

Projected total investment in public services in 2003-04 = £41.7bn

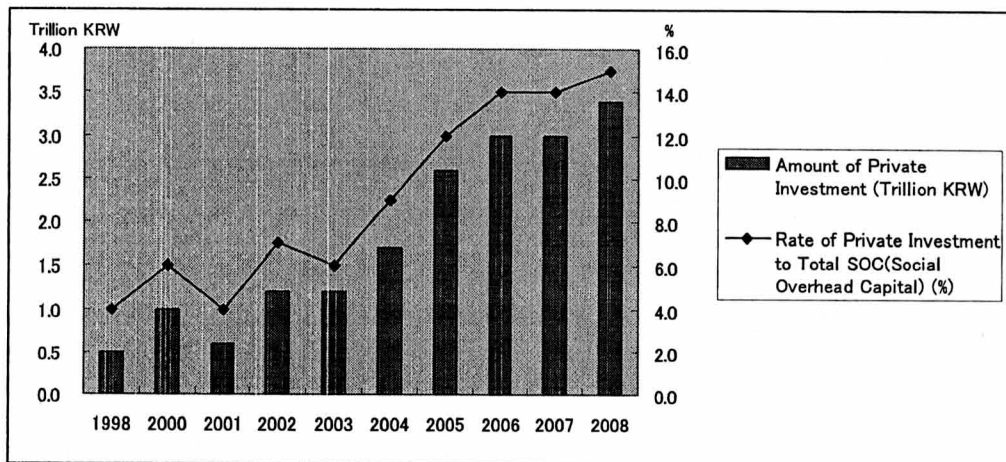


Source: Budget 2003. PFI figures are for deals signed to date and report capital investment expected under signed contracts in the year that investment takes place.

図 3-1 6 英国公共サービスにおいて PFI/PPP が占める割合

¹⁴⁷ 表中の“PSNI”は、公共セクターの純投資（Public Sector Net Investment）を意味する。

また、韓国の統計では、年間の社会共通資本（Social Overhead Capital）に対する民間投資（Private Investment）の割合が示されている。これによると、2008年には年間投資の15%を民間投資が占めるとされる。



出典：PIMAC 提供資料（2009年10月付け）

図3-17 韓国の公共事業においてPPP（民間投資）が占める割合

データの違いはあるので厳密な比較を行うことはできないが、敢えて比較をすると、我が国のPFIが対公共事業費の1~2%程度であるのに対し、英国の場合は11%、韓国に至っては15%である。これを見る限り、我が国におけるPFIの活用の割合は、英国や韓国に比べて、かなり低いことが分かる。こうした差が生まれる要因の一つとしては、上述のように、事業費が比較的大きい運輸系インフラのPFI事業が我が国ではほとんどないことが挙げられる。

④その他

その他、韓国の事例では、BTO型事業が多いことと、アンソリシティブ型事業¹⁴⁸が多いことが特徴的であるので、ここで言及したい。

韓国におけるBTO型は、我が国でいう「独立採算型」のことを指すが、PPP事業全体に占めるBTO事業の割合が39%（185件）と、4割近い割合

¹⁴⁸ 一般用語として、ソリシティブ（Solicited）は「応答型」、アンソリシティブ（Unsolicited）は「非応答型」という意味で用いられる。海外のPPPの文脈では、ソリシティブ・プロポーザル（Solicited Proposal）は、公共が当該事業の実施を自ら意思決定したもので、民間に提案を求める方式のことをいう。一方、アンソリシティブ・プロポーザルは、公共が自ら意思決定したものではなく（したがって、民間に提案を求めるものではなく）、民間が自らの発意に基づいて公共に提案する方式のことをいう。我が国は、「民間発意型」、「民間提案型」等と呼ばれる。アンソリシティブ・プロポーザルは、もともと公共の当該事業の実施計画がないこと、或いは他の民間企業との公平性を期す必要があることなどから、採用のハードルは一般的に高いとされる。

となっている。一方、我が国でいう「独立採算型」と「ミックス型」が、全 PFI 事業に占める割合は、16% (55 件) に過ぎない。

また、韓国では、アンソリシティブ型 (民間提案型) 事業の件数が、86 件を数える。これに対して、我が国では、採用実績は事実上 0 件である。一応、我が国においても、PFI 法 (第 4 条「基本方針等」) 及び PFI 基本方針 (一の 4「民間事業者の発案に対する措置」) において、アンソリシティブ型事業の実施可能性は認められている。実際、アンソリシティブ型のアプローチで検討が行われた事例もある¹⁴⁹。しかし、それも事業化には至っていない。この点も、両国の違いとして特筆に価する。我が国でアンソリシティブ型 PFI 事業がまだ存在しない理由としては、以下のものが考えられる。

- ・アンソリシティブ提案の評価・採択を行う具体的なプロセスや手続きが法令上定められていない。
- ・民間事業者にとって、アンソリシティブ提案を行うことにより得られるメリットや特典等がない。(したがってアンソリシティブ提案をするインセンティブが働かない。
- ・国や自治体の方で、積極的にアンソリシティブ提案を受け入れようという姿勢や意気込みがない。

今後、我が国における民間の積極的な事業提案や投資を期待するのであれば、今後は民間がアンソリシティブ提案を行うための制度設計やインセンティブについて十分に検討していく必要がある。

本章の総括

以上、本章では、PFI 法の施行 10 年を一つの節目として、我が国における PFI 事業の実施状況とその特徴の把握を試みた。分析の結果、本章の冒頭にはじめに提示した視点に対しては、以下のような解答を与えることができる。

- ① PFI 事業はどの程度実施されているか。また、その数はどのように推移しているか。

PFI 事業は我が国では、一つの手法として定着したといえる。これまで、実施方針が実施された案件が 344 件、うち PFI 事業契約締結までに至ってい

¹⁴⁹ 例えば、日本 PFI 協会は、2005 年～2006 年ごろ、こうした民間発案型事業 (斎場、給食センターや複合施設) の支援を積極的に展開していたが、事業化には至らなかった。

る案件が 309 件存在する。平成 14 年度以降は、年間約 50 件程度の実施方針の公表または PFI 事業契約の締結がなされている。

参考として、英国では 637 件の PFI 事業が、韓国では 475 件の PPP 事業が実施されている。これらの国に比べると、我が国の PFI 事業件数は少ない。

②PFI 事業の公共契約機関としては、どのようなものが多いか。

事業主体は、地方公共団体、とりわけ市区町村が多い。実施方針ベースでは、国の案件が 56 件（16.3%）、地方公共団体の案件が 255 件（74.1%）、特殊法人等の案件が 33 件（9.6%）となっている。さらに、地方公共団体の内訳として、都道府県 74 件（29.0%）、市区町村 171 件（67.1%）、組合 10 件（3.9%）となっており、市町村の案件が最も多い。

個別の事業主体としては、国の機関では、財務省と国土交通省が多い。特に、国土交通省については、VFM 評価、契約、モニタリング等に関する独自の手引き等を整理しており、我が国の PFI を牽引する役割を果たしている。地方公共団体では、埼玉県、東京都、横浜市等の首都圏の団体が多い。特殊法人等は、相対的に件数が少なく、また、ほとんどが旧国立大学である。なお、近年においては、特殊法人等の案件数はかなり少なくなっている。

③PFI 事業はどのような地域で実施されているか。

PFI は、首都圏や大都市圏において多く実施されている。また、多くの事業が実施されている地域と、まったく実施されていない地域のギャップが顕著である。

地方別に見ると、実施方針ベースでは、関東地方が 81 件、中部地方が 52 件、近畿地方が 41 件となっている。一方、四国地方では 6 件と極めて少ない。（ただし、これらの数字は地方公共団体による事業に限定し、国及び特殊法人等の事業は含まれていない。）

各都道府県における PFI 事業の実施件数の平均は 5.5 件であるが、都道府県によって大きな差がある。例えば、東京都内、神奈川県内、埼玉県内では、20 件程度の PFI 事業が実施されている。これに対し、1 件しか実施していない都道府県が 9 件、まったく実施していない都道府県が 5 件存在する。

④PFI はどういった事業分野や事業施設に適用されているか。

分野として多いのは「教育研究」と「環境エネルギー」である。「教育研究」分野における施設としては、小中学校、給食センター、大学施設等が多い。また、「環境エネルギー」分野における施設としては、廃棄物処理施設が多い。

そのほか、「宿舎住宅」の分野も件数が多いが、これは財務省の公務員宿舎の整備等事業の占める割合が大きいためである。

施設別に見ると、宿舎が最も大きく30件(8.7%)となっている。続いて、大学施設29件(8.4%)、小中学校25件(7.3%)、給食センター22件(6.4%)、庁舎20件(5.8%)となっている。

英国及び韓国との比較では、「学校」とが「廃棄物処理施設」が多い点で共通している。我が国のPFIの特徴としては、「(公務員)宿舎」と「給食センター」が多いことが挙げられる。また、英国の特徴としては、「病院」が多いこと、韓国の特徴としては、「運輸系インフラ」が多いことが明らかになった。

⑤PFIの事業方式や事業類型としては、どのようなものが多いか。

「BTO方式+サービス購入型」を採用する事例が最も多い。事業方式としてはBTO方式が圧倒的に多く、本研究の対象全344件のうち、245件(71.2%)がBTO方式を採用している。BOT方式は51件(14.8%)、BOO方式15件(4.4%)、RO/RTO方式が12件(3.5%)である。特に近年ではほとんどの事業においてBTO方式が採用されている。

一方、事業類型としてはサービス購入型が圧倒的に多く、本研究の対象全344件のうち、289件(84.0%)がサービス購入型を採用している。ミックス型は39件(11.3%)、独立採算型は16件(4.7%)である。

なお、独立採算型が採用されている分野は、「まちづくり」、「インフラ」、「環境エネルギー」の分野である。また、ミックス型が採用されている分野は、上記の3分野のほか、「医療福祉」、「健康増進」、「文化教養」、「活動生活」、「産業振興」である。独立採算型とミックス型が多く採用されている分野は、「まちづくり」と「医療福祉」となっている。

⑥我が国では「ハコモノ事業」が多いとされるが、その傾向は見られるか。

我が国のPFI事業において、いわゆる「ハコモノ事業」が多いという傾向は認められる。「ハコモノ案件」については厳密な定義はないが、仮に「建築物を整備し、運営比重が比較的少ない案件」とする。

大掴みではあるが、事業分野として、「教育研究」、「宿舎住宅」、「活動生活」、「庁舎会館」を、それに該当するものとする、件数として172件、ちょうど344件の半分となる。また、これに「医療福祉」、「文化教養」、「消防・警察・行刑」を加えると、209件(69.5%)となる。また、参考までにBTO方式でかつサービス購入型を採用している事業は226件(65.7%)である。以上から、約7割程度が「ハコモノ事業」という見方ができる。

ただし、「ハコモノ事業」が多いこと自体については、特に批判されるべきことではない。実際、英国においても、病院や学校等の「ハコモノ事業」が多いことが分かった。

⑦海外で多く見られる、道路、空港、港湾、水道等の運輸系インフラ分野の事業実績はどの程度あるか。

運輸系インフラ PFI 事業については、英国及び韓国との比較を行った。まず、我が国では道路事業が皆無であることが、多数の実績を有する英国及び韓国と大きく異なる（英国は 13 件、韓国では 53 件の実績を有する。）

また、他の運輸系インフラについては、我が国では空港施設 4 件、港湾施設 4 件の実績があるが、英国ではこれらの実績はほとんどない。一方で、鉄道については、英国では 4 件の事業を実施している。これに対し、韓国では、港湾 17 件、鉄道 14 件と、多くの事業実績を有することが分かった。

結論として、英国との比較においては、同国においては運輸系インフラの PFI 事業というのは数としてはそれほど多くなく、我が国の実態とそう大きな違いがないことが分かった。一方、韓国では、道路をはじめとする PPP 事業の実施事例が大きい。これが、韓国の PPP 事業の一つの特徴となっている。

以上が本章の総括である。次章では、我が国の PFI 事業の実施状況及び実務実態に基づき、現行の VFM 評価の問題点を指摘するとともに、それらの点に関する考察及び VFM 評価の再構築に向けた提言を行う。

第4章 VFM 評価のあり方及び方法論の再検討

本章の目的と構成

我が国では、PFI 事業の実施を決定する際に、PFI 方式の採用により VFM が生み出されるか否かの検証を行うことが PFI 法により義務付けられている¹⁵⁰。この検証手続きを、我が国では「VFM 評価」¹⁵¹と呼んでいる。VFM 評価の結果、VFM の発生が確認されれば PFI 事業としての実施が認められる。逆に、VFM の発生が確認されなければ PFI 事業としての実施は認められない。この場合、PFI 以外の手法を用いて事業を実施することが検討される。このように、VFM 評価は PFI 事業の採否に決定的な影響を与える。

また、PFI 事業者の入札を経て落札者が決定された場合にも、落札者の提示した入札価格に基づいて VFM 評価を行うことが PFI 法によって求められている¹⁵²。すなわち、落札者が提示した入札金額を用いて、実際に VFM が発生するか否かの検証を行うものである。PFI 方式採用時の VFM 評価の目的が、PFI 方式採用の妥当性を検証することにあるのに対し、落札者決定時の VFM 評価の目的は、実際の落札金額で VFM が得られているかの検証することにある。

VFM 評価の具体的な考え方や方法論については、PFI 基本方針及び VFM ガイドラインにおいて規定されているが、従前より VFM 評価についてはいくつかの問題や課題が指摘されている。例えば、総務省が 2008 年に実施した政策評価「PFI 事業に関する政策評価」では、「VFM 算出の客観性及び透明性の確保が不十分な状況あり」とし、関係省庁に対し、次の事項の勧告を行うに至っている。

- ・ VFM 算出の具体的な方法のガイドラインへの明示、VFM 算出に係る事例の蓄積・情報提供など、VFM 算出に係る支援方策の充実

¹⁵⁰ PFI 法第 8 条「客観的な評価」の第 1 項は、「公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。」と定められている。同じく第 2 項では、「公共施設等の管理者等は、前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする」とし、VFM 評価では価格とサービスの質等を考慮するよう定めている。

¹⁵¹ この VFM の有無を確認する手続きについては、特に法令で定められた用語はない。しかし VFM ガイドラインでは「VFM 評価」という用語が用いられているので、本研究でもそれに順ずることとする。

¹⁵² このことは、PFI 法第 8 条第 1 項の「民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（括弧内省略）を行い」という文言から読み取れる。

・VFMの算出過程や算出方法の公表を進めるための措置の実施

また、後述するように、PFI推進委員会や総務省の報告書等において、VFM評価の問題点や課題も多く指摘されている。筆者の考えでは、現状では、特にVFM評価のあり方や方法論については、次のような5つの問題が存在する。

第一に、VFM評価の目的、意義、実施時期について再検討する必要がある。現在、VFM評価が実施されているのは、特定事業の選定時と落札者決定時であるが、事業が実施された後のVFMの事後評価がなされていない。すなわち、落札者決定時のVFM評価のフォローがなされておらず、実際にVFMが発生しているか否かの検証が必ずしもなされていない。運営段階に入る事業がさらに増加し、一方で、PFI事業契約が途中解除される事業も増える中で、VFM評価のあり方について再考する必要がある。

第二に、VFM評価の実施対象については、VFMガイドラインによると、全ての事業に実施することとしている。しかし、独立採算型やミックス型では、実際にはVFM評価はなされていないことが多い¹⁵³。これは、理論的に独立採算型やミックス型ではVFM評価を行えない可能性があることを示唆するものである。もし独立採算型やミックス型の事業にVFM評価が理論的に適さないのであれば、そのことを明確にする必要がある。

第三に、VFM評価の経済学的性質、具体的にはVFM評価は経済分析(Economic Analysis)なのか、財務分析(Financial Analysis)なのかが必ずしも明らかになっていない。このため、実務において採用される方法論について統一がなされていない。また、これが、実際に用いる数値や割引率について混乱を生じさせる原因の一つとなっていると考えられる。この考え方を整理し、理論的に適切な分析を行えるようにすることが必要である。

第四に、PSCについては、施設の設計、整備、運営及び維持管理を「公共契約機関が自ら実施した場合の費用」を計上することとされている。これは、PSC算定時に、施設整備費については公共単価、運営・維持管理費については直営を想定した積算を行っている。しかし、各種の民間活用が進められている現在においては、PFI以外の手法でも、直営に比べて相当のコスト縮減が図ることができる可能性がある。こうした現状を踏まえ、PSC算定の前提の妥当性について、再度検証を行う必要がある。

第五に、VFM評価の結果に大きな影響を与える割引率(Discount Rate)の設定方法について、現状では具体の指針が示されておらず、公共契約機関によって用いる指標がまちまちである。実際、内閣府が行っているPFIに関する

¹⁵³ このことは、本章の第5節において、具体的な数値を用いて論じる。

各種の調査でも、割引率の設定の方法が分からないという省庁や自治体からの意見がしばしば見られる。上の第三点目において、VFM 評価が経済分析と財務分析のどちらであるかという問題点を指摘したが、それと関連して、具体的にどのような割引率を用いたらよいかということをも明らかにする必要がある。

本研究では、これら5点を中心として論考を行う。その具体的な内容は、次に示すとおりである。

上記の第一点目（VFM 評価の意義と事後評価）については、VFM 評価の役割・あり方は、納税者に対するアカウントビリティを示すことであることを確認するとともに、事業開始後の VFM 評価（本研究では、「VFM の事後評価」と称する。）の重要性・必要性を論じる。

上記の第二点目（VFM 評価の実施対象）については、独立採算型、ミックス型については、理論的に VFM 評価が適さないことを示し、VFM 評価は原則としてサービス購入型に限定されるべきものであることを明らかにする。

上記の第三点目（VFM 評価の経済学的性質）に関しては、経済分析（Economic Analysis）及び財務分析（Financial Analysis）の二つを取り上げた上で、VFM 評価との関連性について整理する。また、方法論については、理論的及び実務的な観点から、VFM 評価は財務分析の手法をとるべきことを論じる。

上記の第四点目（PSC の前提の見直し）については、近年、我が国では PFI 以外にも多くの民間活用の手法が開発されており、PSC における、公共契約機関が自ら（いわゆる直営で）施設の設計、建設、運営及び維持管理を行うという前提がもはや適切でないことを論じる。その上で、それに代わる PSC の前提条件及び計算方法を提唱する。

上記の第五点目（割引率）については、VFM 評価における割引率の役割とその適切な計算方法について検討を行い、望ましい割引率を論じる。具体的には、割引率としては、リスクフリー・レート（日本政府の長期国債のレート）を用いるべきことを論じる。

これらの考察結果を踏まえ、続く第5章では、実際の VFM に関するデータ及び実際の事業のデータを用いてケース・スタディを行い、本章の考察の裏づけとその更なる展開を図る。

第1節 VFM 評価の概要と方法論

（1）VFM 評価の概要

ここでは、VFM 評価の概要について、VFM ガイドラインに沿った説明を

行う。第1章で述べたように、VFMとは、一般的には「支払いに対する価値」、または「支払いに対して最も高い価値のサービスを提供する考え方」として説明される。この概念は次のような計算式で表される。

$$VFM = \frac{\text{支払いによって得られるサービスの価値}}{\text{支払額}}$$

この式では、公共契約機関の財政負担額だけでなく、事業によって提供されるサービスの価値についても考慮がなされている。このサービスの価値の観点を含むVFMの概念を本研究では、「広義のVFM」と呼ぶ。

VFM評価の基本的な目的は、PFI手法と他の手法（一般的には従来より用いられている手法、或いは公共契約機関が自ら実施する方法）と比較してPFIの採択が最も優位であることを検証することである。また、VFM評価は、基本的に「定量的な」分析である。

VFMガイドラインによると、VFMが認められる場合として、以下の3つのパターンが示されている。

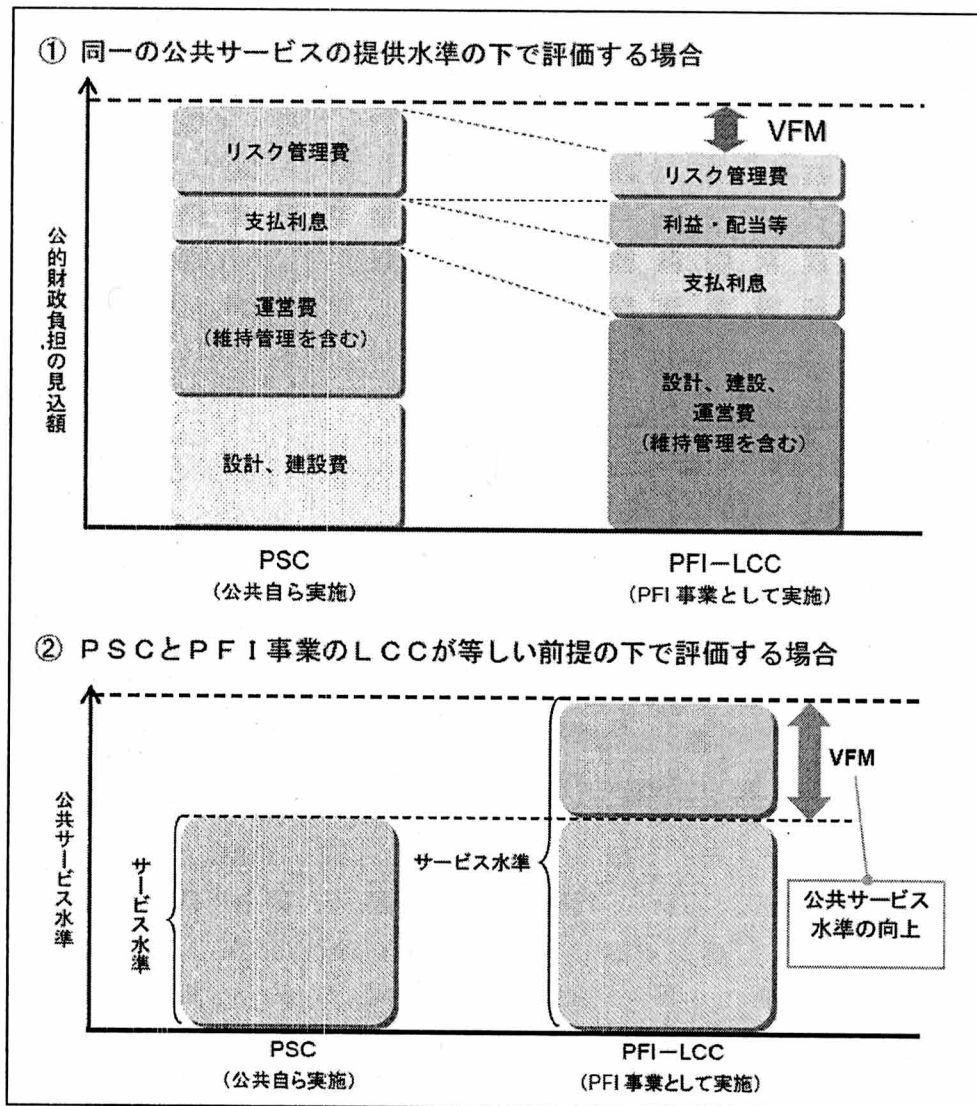
- ・パターン1：PFI方式と他の方式で同一の公共サービス水準が提供されるとの仮定の下、PFI-LCCがPSCを下回った場合
- ・パターン2：PFI-LCCとPSCが同一であるとの仮定の下、PFI方式で提供されるサービスの水準が他の方式で提供されるサービス水準を上回る場合
- ・パターン3：PFI-LCCがPSCを上回る場合でも、PFI方式で提供されるサービスがその差を上回る場合

上でいうPSCとは、「Public Sector Comparator」の略語で、「公共契約期間がPFI以外の手法で実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値」をいう。また、「PFI-LCC」とは、「PFI事業のLCC (Life Cycle Cost)」の略語で、「公共契約機関がPFI方式で事業を実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値」をいう。VFM評価は、論理的には、このように、サービスの価値と費用の双方を比較する形を取る¹⁵⁴。そして、「VFM>0」であるときに、VFMの達成が認められる（「VFM

¹⁵⁴ VFMガイドラインでは、PSCを「公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値」としているが、本研究では「公共がPFI事業以外の手法で実施する場合の事業期間全体を通じた公的財政負担の見込額の現在価値」としている。その理由は、近年ではPFI以外のPPP手法も発達しており、PFIとの比較対

がある」とされる。)

VFM 発生のイメージ（ケース 1 及びケース 2）を次図に示す。



出典：PFI推進室「PFIに関する年次報告（平成 21 年度）」

図 4-1 VFM 達成のイメージ

上に示した 3 つのパターンは、上記の VFM の概念に従い、「支払い額」と「それにより得られるサービスの価値」の双方を考慮したものである。これらのパターン（VFM が得られる場合）の定量分析の計算例を次表に示す。

象となるのは、「公共が自ら実施する場合（直営）」に限らないと考えるためである。

表 4-1 VFM 達成の計算例

	サービスの価値		支払額		比較		VFM	
	PSC (a)	PFI (b)	PSC (c)	PFI (d)	サービス価値の差 (e)=(b)・(a)	支払額の差 (f)=(c)・(d)	VFM=PFIの優位性 (g)=(f)+(e)	VFM有無
パターン1	100	100	100	90	0	10	10	有
パターン2	100	110	100	100	10	0	10	有
パターン3	100	120	100	110	20	-10	10	有

出典：筆者が作成

このように、VFM が達成されるパターンは、論理的には3とお考えられる。しかし、実際は、日本ではほとんどの場合において、パターン1が採用されている¹⁵⁵。その理由として、サービスの価値を定量化することが実務的に極めて困難なことが挙げられる。また、従来方式とPFI方式時のサービスの差を想定することも困難である。これは、英国においても同様である¹⁵⁶。このため、PFIの実務においては、VFMは、具体的には上記のパターン1の意味で使われている。これは、数式では次のように表すことができる。

$$\text{【相対的数値】 VFM (\%) = \frac{[PSC] - [PFI - LCC]}{PSC} \times 100$$

$$\text{【絶対的数値】 VFM (\円) = [PSC] - [PFI - LCC]$$

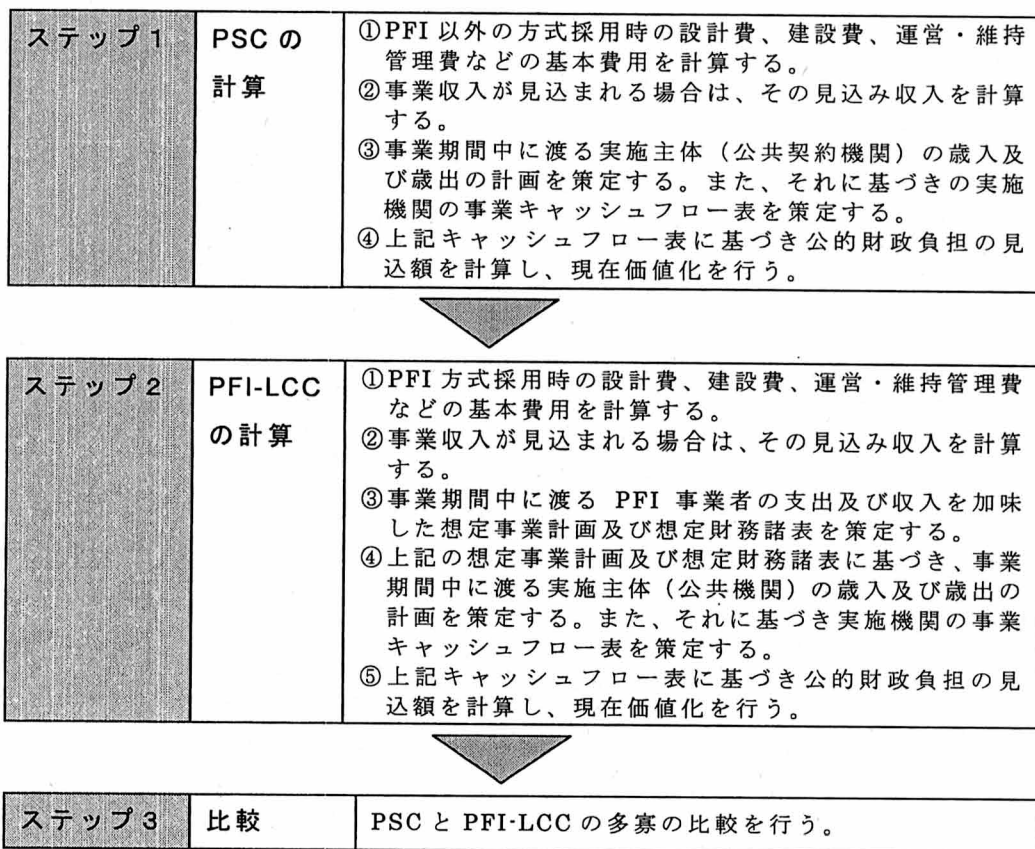
ここでいうVFMという用語・概念は、VFM評価を行う上での専門用語(テクニカル・ターム)として用いられており、その意味するところは、上で示した「広義のVFM」のそれとは意味が異なる。ここで、「PSCとPFI-LCCの差額」を意味するVFMを、本研究では「狭義のVFM」と呼ぶ。なお、本章では、これ以降、VFMと称する場合は、特に断りのない限り「狭義のVFM」の意味で用いることとする。

VFMガイドラインに定められるVFM評価の手順は、次のとおりである¹⁵⁷。

¹⁵⁵ この点を実証した調査や研究が存在するわけではないが、公共契約機関の公表したVFMに関連する資料を見ると、基本的にケース1が採用されていることが分かる。

¹⁵⁶ 英国の「Value for Money Assessment Guidance」においてもパターン1の考え方によるVFM評価の実施が基本とされている。

¹⁵⁷ この図は、VFMガイドラインに示された手順を筆者なりに解釈・整理したものである。



出典：VFM ガイドラインに基づき筆者が作成

図 4-2 VFM 評価の手順

上図から明らかなように、ステップ 1 において、PSC の計算、ステップ 2 において PFI-LCC の計算、ステップ 3 において両者の比較（すなわち VFM の検証）という順序となる。

（2）VFM ガイドラインにおける解説

VFM 評価のあり方については、「VFM ガイドライン」やそのガイドラインの解説において説明がなされている。また、PFI 推進委員会において、これまでも VFM 評価のあり方については、ある程度の議論がなされている。特に、2006 年～2007 年においては、PFI 推進室委員会の下に「VFM 評価に関するワーキンググループ」が設置され、6 回に渡る議論がなされており、その際の議論は本研究にとっても基礎となるものである。VFM ガイドラインにおいて、特に本研究に関連が深い事項について、以下に整理した。

①VFM 評価は、効率性の議論であって必要性の議論ではない。

VFM ガイドラインの「一 1 (9)」においては、「VFM とは効率性の議論であり、必要性の議論ではない」と記されている¹⁵⁸。すなわち、必要性の議論は、公共性原則、即ち、行政サービスとしてどうして必要なのかという観点から、また、後年度財務負担能力 (Affordability) の観点から、VFM の議論とは別に行う必要があるという認識に立っている。

②VFM 評価は、公共契約機関にとっての財政負担額を比較するものである。

VFM ガイドライン (平成 20 年 7 月 15 日改定) では、「VFM が国民全体のためのものであることは当然の前提ではあるが、具体的に VFM がどこまで及んでいるかという計測を行うことは極めて困難であることもあり、VFM の算定において実務的には事業を実施する行政体の単位、即ち管理者等のレベルで VFM を捉えることが適当である。」としている¹⁵⁹。

③割引率は、「リスクフリー・レート」を用いる。

割引率については、VFM ガイドラインの「四 3 (2) 及び (3)」において、次の記述が見られる。

- ・割引率については、リスクフリー・レートを用いることが適当である。例えば、長期国債利回りの過去の平均や長期的見通し等を用いる方法がある。(以下省略)
- ・割引前の各年度の公的財政負担額が名目値で算定されている場合は名目割引率を、実質値 (名目値からインフレ分のみを除いたものをいう。) で算定されているときは実質割引率を用いなければならない。また、PSC の割引率と PFI 事業の LCC の割引率は同一のものを用いなければならない。

第2節 VFM 評価の意義の再確認

(1) 本節の目的

PFI 法及び PFI 基本方針に示された VFM 評価の目的は、PFI 方式の採用に当たって、PFI 手法と他の手法について VFM の有無の観点から両者の比較を行い、PFI 方式採用の妥当性を検証することである。しかし、なぜ、PFI

¹⁵⁸ 内閣府 (2007) p.7 を参照。

¹⁵⁹ VFM ガイドライン (平成 20 年 7 月 15 日改定) P.7 を参照。

に限って、事業の「手法」を検討するための評価を行うことがそれほど重要で、かつ法律で義務付ける必要があるかという点については、これまで深い考察がなされていない。こうしたことを踏まえ、ここでは、VFM 評価の意義について再度検討を行いその考え方を整理する。また、それを持って、次節以降の論考の基礎とする。

(2) 英国における PFI 導入と VFM 評価の意義

VFM 評価の意義については、PFI の元祖である英国の導入経緯が参考になる。1980 年代後半の英国においては、多くの公共投資が必要であったにも関わらず、公的な借入れに対する制約 (Public Sector Borrowing Requirements, PSBR) のために必要な投資資金を十分に確保することができなかった。この制約を解決する手法として民間資金を活用する PFI が導入されたのである。このことについて、Grout (1997) は、次のように明確に述べている¹⁶⁰。

‘These institutions, whether on the boundary of the state or well within the public sector, face a common problem of how to modernize infrastructure and incentive structures in the presence of the strict public-sector spending controls which seek to limit the public sector borrowing requirements (PSBR). (中略) The PFI model is one where the private sector funds, builds, and owns the asset and the public sector only purchases the flow of services as they occur, albeit through a long-term commitment made at the time of construction. Since the asset is funded and owned by the private sector, the investment may be provided without affecting the PSBR, even though the present value of the financial commitment by the government may be very similar whether the public sector owns the asset or not.’

上で示されているように、英国で PFI が導入されたのは、PSBR の制約を受けつつも、事業を実施する必要があったためである¹⁶¹。その方法として、公的資金ではなく、民間資金を活用して事業投資を行うという発想が生まれた。しかし、公共の資金調達コストに比べて、民間の資金調達コストは一般

¹⁶⁰ Grout (1997) pp.53-54 からの引用。この記述は、英国における PFI 導入の本質を端的に示している。

¹⁶¹ 英国では、PFI 契約上の債務は PSBR には計上されないこととなっていた。従って、英国政府は PFI に切り替えることにより、「債務のオフバランス化を図ることができる」という大きなメリットがあった。

的に高い。このため、当然に、「PFIを活用する場合は事業資金（政府支出）が結果的に高くなるのではないか」という疑問が生じる。

これに対し、政府としては、「PFIを活用しても事業資金（政府負担）は増えない、むしろ軽減される」ということを説明する必要がある。この説明責任を果たすためのツールとして、VFM評価が制度上組み込まれたのである。

（3）我が国の PFI 事業における VFM 評価の意義

上の議論は、我が国においても同様に適用されると考えられる。すなわち、「PFIを採用して民間資金を活用すると政府負担が高くなるのではないか」という疑問に対して、「民間資金を活用しても、（確かに資金調達コスト自体は高いが）総合的には財政負担の軽減につながることを示す」というのが VFM 評価の本来の意義と解釈することができる。

確かに、VFM 評価については、純粹に、公共契約機関の支出に対し、最も高い価値を与えるという考え方もあり、またそれも十分な正当性を有する。しかし、本節の冒頭で述べた、なぜそれを義務化までして評価を実施しなければならないかという観点で考えると、究極的には、上にあげた説明責任を果たすためと結論付けることができる。

第3節 論考 1：VFM の意義と事後評価¹⁶²

（1）問題点

PFI 法においては、第 8 条において、「公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。」と定めている。

VFM の実施時点に関し、VFM ガイドラインでは、「(1)VFM の評価は、基本方針に従い、特定事業の選定に当たって必ず行われなければならない。」及び「(2)また、上記 1 (10)で述べたとおり、VFM 評価は事業の企画、特定事業評価、事業者選定の各段階において実践を試み、事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである」としている。これによると、VFM 評価は特定事業の選定時及び落札者の決定時には必須とされるが、その他の時点については特段の定めはない。

¹⁶² ここでの論考は、筆者が過去に著した、佐々木（2005）をベースとしたものである。

このように、現行法制度では、実際に PFI 事業契約が締結されて、施設的设计・建設が完了し、実際に事業運営が開始されてからの VFM 評価は義務付けられていない。実際、総務省が実施した地方自治体向けの調査によると、運営開始後の VFM を確認している事業は、349 事業中、26 事業（6.9%）にしか過ぎない¹⁶³。しかし、より多くの事業の運営が開始され、また、一方で、PFI 事業契約が途中解除される事業も増える中で、真に VFM が達成されているのかどうかの検証を行うことの重要性は高まっているといえよう。

（２）既存研究等のサーベイ

VFM の事後評価の必要性については、PFI 推進委員会において、「VFM 評価の事後評価も実施すべきである」との指摘がなされている¹⁶⁴。さらに、「VFM 事後評価ルール化の必要性」として、同委員会の委員個人の意見が紹介されている¹⁶⁵。

- ・VFM の評価は特定事業選定時のみに適用される一回限りの考え方ではなく、その後の PFI 事業の展開において当初の評価のあり方がフォローアップされることをルール化することが望ましい。これは複数の時点で事後評価 (Post Appraisal) することにより達成される。
- ・VFM 評価自体を多段階でフォローアップし、検証することにより、実データを蓄積し、当初考慮した合理的な期待値の精度を高めることができる。後刻明らかになるデータをフィードバックすることにより、予めとった考え方やアプローチの妥当性を検証できることにもなる。
- ・事後評価の目的、考え方、アプローチ、実際の活用のあり方、モニタリングや監査との関係性などを明らかにし、その有効性を管理者が認識し、事後評価を励行することにより、VFM 全体の考え方の質の向上を図ることが肝要である。

上の指摘は重要であるが、PFI 推進委員会では、「一委員の意見」として参考程度に示されているのみである。また、そのための具体的な措置等は取られておらず、同委員会での具体的な義務化や方法論に関する議論についても、特に進展は見られない状況である。

VFM の事後評価に関する数少ない既存研究としては、筆者自身が、佐々木（2005）において、PFI 事業の事後評価の必要性を論じた。また、その中で

¹⁶³ 詳細については、総務省（2011）P.44 を参照のこと。

¹⁶⁴ 内閣府（2007）p.30 及び p.34 を参照。

¹⁶⁵ PFI 推進委員会（2007）P.28 より引用。

は、神戸市摩耶ロッジ整備等事業について事後評価のケース・スタディを行っている¹⁶⁶。また、その研究成果を踏まえて、山下・渡・松岡（2006）では、高知医療センターPFI事業の事後評価のケース・スタディを行っている。

VFMの事後評価の実務上の例としては、例えば英国においても実施されている。例えば、Arthur Anderson & Enterprise LSE（2000）¹⁶⁷では、それまでに実施された29件のPFI事業についてVFMの再検証を行い、全体として17%のVFMが得られているとしている。また、英国会計検査院が独自に実施した調査¹⁶⁸では、20%のコスト削減が実現されたとしている。さらに、H.M. Treasury（2003a）では、VFMが達成されやすいセクターについて分析している¹⁶⁹。たとえば、IT（情報技術）の分野においてはVFMが達成されにくいとし、英国ではIT分野においてはPFIは採用しないこととされた。

そのほか、英国においては会計検査院（NAO）が、運営が開始されている58事業に対する報告書を公表し（2007年7月時点）、運営開始後のPFI事業の状況の確認やVFMの検証を行っている¹⁷⁰。

（3）本研究における考察と提言

VFM評価は、特定事業選定時には、公共契約機関は、通常コンサルタントと契約を締結し、実質的にVFM評価の実施を委ねる。コンサルタントは、PSCとPFI-LCCを推計しVFMを求める。この際、PSCとPFI-LCCは、あくまでも一定の想定や前提の条件に基づくものである。特に、PFI-LCCについては、その影響が強い。言い方を変えると、特定事業選定時のVFM評価は、「想定」の数字である。よって、この時点でコンサルタントが推計するVFMは、実際の入札における落札金額や契約金額と乖離している可能性がある¹⁷¹。したがって、契約金額が確定するのを待たなければならない。

事業者選定時のVFM評価に関しては、特定事業選定時のVFM評価と同じように、PSCとPFI-LCCとを計算し、それらを比較してVFMの数値を得る。この際、PSCについては、基本的に特定事業選定時に用いた金額と同じ

¹⁶⁶ このケース・スタディについては、第5章において触れる。

¹⁶⁷ これは、当時の英国財務省タスクフォースが、Enterprise LSE（London School of Economics）及びコンサルタント会社のArthur Andersenに調査委託したものである。

¹⁶⁸ 詳細については、NAO（2001）を参照のこと。

¹⁶⁹ この調査結果を示した報告書名は、「PFI: Meeting Investment Challenge」である。

¹⁷⁰ 詳細については、NAOホームページ（http://www.nao.org.uk/practice_areas/private_finance/reportsbysector.htm）を参照のこと。

¹⁷¹ この点について、本研究では、特定事業選定時のVFMと事業者選定時のVFMの乖離の程度に関する分析を行っている。分析結果については、第4章第2節の分析結果を参照のこと。

金額を用いる¹⁷²。これに対して、PFI-LCC については、落札者が示した公共契約機関の負担金額（サービス購入料の支払いスケジュールと金額）を用いてそれを現在価値化して求める。すなわち、PFI-LCC については、特定事業選定時の金額が「想定金額」であるのに対し、事業者選定時の金額は「確定した金額」になる。

ただし、これは「実際の契約金額」であり、「実際の支払金額」ではない。すなわち、事業期間中に公共契約機関が PFI 事業者に対して支払う金額は、必ずしも当初の契約書に記載された金額に一致しない。それは、契約書には以下のような規定があるためである。

- ・インフレや不可抗力等により一部経費を見直すことがある。
- ・諸般の事情により支払い時期が遅延する場合がある。
- ・ペナルティ制度により、PFI 事業者への支払いが減額される場合がある。

こうした要因があるため、「当初の契約書に記載された金額」と「実際に支払われた金額」は、必ずしも一致しない¹⁷³。したがって、真に VFM が達成されたか否か、或いはどの程度の VFM が達成されたかということは、実際の支払いがなされた後でなければ正確には分からない。

ここで議論を VFM 評価の実施時期に戻す。VFM の（第一義的な）目的が、「ある事業の実施手法について、他の手法に対する PFI 手法の優位性について、効果・効率の観点から検証を行い、政府としての説明責任を果たす」ことだとすれば、上の議論を踏まえると正確には事業が実施され、実際に公共契約機関からの支払いがなされた後でなければそれを厳密にすることができない。すなわち、本来の VFM 評価の目的の達成、或いはその厳密な検証という観点からは、特定事業選定時と、PFI 事業者選定時だけでは必ずしも十分でなく、事業実施後（公共契約機関から支払いがなされた後）のサービスの水準や、数値を用いて検証する必要がある。

具体的な VFM 事後評価の実施タイミングに関しては、いくつかの考え方があり、まず明らかなのは、すべての支払いが終了した PFI 事業契約終了時点での評価である。これは、既に支払いが完了しているので、確定した数字で VFM 評価を行うことができる。しかし、多くの PFI 事業の契約期間は 20 年以上であり、PFI 事業契約締結時の VFM 評価から長い時間が経過している。また、そこから得られる教訓や示唆を活かす余地も少なくなっている可

¹⁷² 実際は、一部、PSC 時の資金調達金利水準等を変更して PSC を再計算することもあるが、基本的な費用に大きな変更はない。

¹⁷³ 実際に、第 5 章で行っているケース・スタディでは、当初の契約書における金額と実際に支払いがなされた金額が異なっている。

能性がある。

その意味では、PFI 事業実施中の VFM 評価の方がより高い意義を有するといえる¹⁷⁴。支払いが完了していないために完全な検証はできないが、事業が一定程度進んだ段階で、当初の予定どおりの VFM が発揮されているか、或いは何か問題がないかという点を検証することは重要である。

以上の考察から、VFM 評価の実施時点については、PFI 法で定められている二つの時点（特定事業選定時及び PFI 事業者選定時）に加え、事後評価（事業実施中の評価及び事業終了時の評価）を実施することに十分に高い意義を見出すことができる。これを踏まえて、VFM 評価のフレームについて、次のように提唱する。

表 4-2 あるべき VFM 評価の実施時期と意義

VFM 評価種類(時期)	意義	備考
特定事業選定時	入札段階に入る前に、PFI 手法採択の妥当性を示す。	PFI 法で義務付けられている。
PFI 事業者選定時 (契約締結時)	実際の契約金額において、VFM が発揮されうることを確認する。	PFI 法で義務付けられている。
PFI 事業実施中 (1 ないし複数回)	実際の事業において VFM が発揮されていることを確認する。	本研究において提唱するもの。
PFI 事業終了時	実際の事業において VFM が発揮されたことを確認する。	本研究において提唱するもの。

出典：筆者が作成

なお、事後の VFM 評価については、短に定量的な評価（第 3 章でいうところの「狭義の VFM 評価」）だけでなく、サービスの質の確保や利用者の満足度など、定性的な評価（同「広義の VFM 評価」）を行うことも大切である¹⁷⁵。実際、そうした評価は英国で多く実施されている。特に、英国では、そうした調査を会計検査院が実施している。我が国では、政策評価の一環として、総務省が 2008 年に「PFI 事業に関する政策評価」について評価結果を公表したことがあるが、より個別具体の事業に特化した詳細な分析を行い、教訓を導き出していくことが求められる。

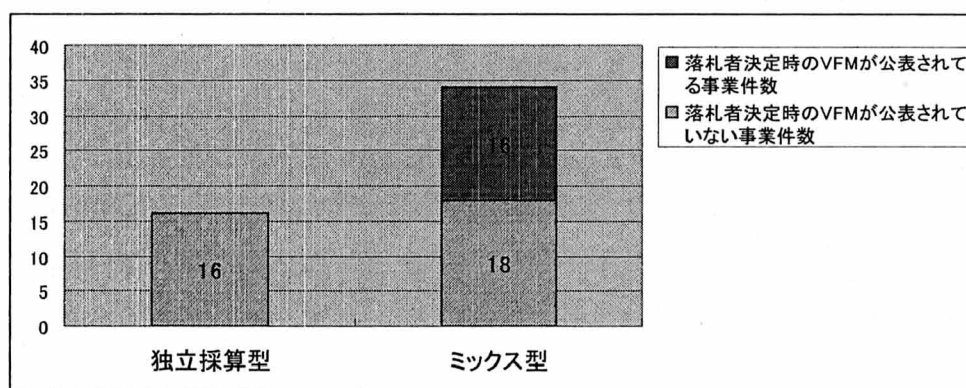
¹⁷⁴ PFI 事業実施中の VFM 評価も、1 回のみ行う選択肢と数回行う選択肢がある。

¹⁷⁵ こうしたサービスの質の評価を含む事後評価については、実際に本研究の第 5 章第 3 節において実施している。

第4節 論考2：VFM評価の実施対象

(1) 問題点

VFM評価の実施対象については、VFMガイドラインによると、全ての事業に実施することとしている。しかし、独立採算型やミックス型では、実際にはVFM評価はなされていないことが多い。実際、第3章で示したデータベースにおいても、落札者決定時のVFMの値が公表されているのは、独立採算型については、16件中0件(0%)、ミックス型については、34件中16件(47.1%)となっている。



出典：筆者が作成

図 4-3 独立型及びミックス型におけるVFM評価結果の公表状況

VFMガイドラインでも、「なお、PFI事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う事業(ミックス型)や、利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共部門の支出が生じない事業(独立採算型)についても、PFI事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うものとする。」という記述があるだけで、具体的な方法論は示されていない¹⁷⁶。

もし独立採算型やミックス型の事業にVFM評価が理論的に適さないのであれば、そのことを明確にする必要がある。本研究では、独立採算型事業においてはVFMガイドラインで定める(サービス購入型に適用される)VFM評価はできないことを論じる。また、ミックス型についても、一応、PSCとPFI-LCCの比較はできるが、実質的に意味をなさないことを論じる。

¹⁷⁶ VFMガイドライン(平成20年7月15日改定)P.11を参照。

(2) 既存研究等のサーベイ

VFM 評価に関する文献は多く存在するが、独立採算型事業及びミックス型事業における VFM 評価に関して具体的な検討をした文献はまだ見られない。英国の文献では、次のように、VFM 評価は基本的にサービス購入型を中心としていると解釈可能な記述が見られる。

“The primary focus of PFI activity to date has been on services sold to the public sector, in particular, projects where the public sector purchases services from the private sector which is responsible for the upfront investment in capital assets”¹⁷⁷

ここでは、英国は、また、VFM 評価に直接関連した記述としては、英国財務省が作成した VFM に関する「Quantitative Assessment User Guide」にて、次のような記述が見られる¹⁷⁸。

“The net present value of the Conventional Procurement Option (the “CP Cost”) is defined as the discounted sum of the Whole Life Costs, of Third Party Income, of the Transaction Costs, the tax adjustment value, of the costs of any assumed scope change and any Indirect Vfm factors. The net present value of the PFI Option (the “PFI Cost”) is defined as the discounted sum of the Unitary Charge, Public Sector Transaction Costs, of the costs of any assumed scope change and any Indirect Vfm factors.”

ここでは、PFI オプション (PFI-LCC と同義と解される) においては、「Unitary Charge (サービス購入型事業において公共契約機関が PFI 事業者に対して支払うサービス購入料のことを意味する)」の支払総額と公共契約機関の発生コスト (Transaction Cost) 等を合計したものの現在価値としている。すなわち、英国において、PFI は基本的にサービス購入型とされており、VFM 評価は、サービス購入型の事業に対して行われているということがこの記述から読み取ることができる。

一方、我が国では、この点に関する具体的な記述や研究結果は特に見られない。参考までに、筆者が独自に集計したデータによると、落札者決定時の VFM の値が公表されているのは、独立採算型については、16 件中 0 件 (0%)、ミックス型については、34 件中 16 件 (47.1%) となっている。

¹⁷⁷ これは、英国商務局 (Office of Government Commerce, OGC) のホームページ (PFI Material) の記述である。

¹⁷⁸ H.M.Treasury (2007) p.10 より引用。

(3) 本研究における考察と提言

VFM 評価は、PFI 手法とそれ以外の手法における政府支出の多寡を比べて検証する。サービス購入型については政府支出が発生するために VFM 評価を実施することができる。しかし、独立採算型については基本的に政府支出が発生しない（仮に発生したとしても、PFI 手法と PFI 以外の手法の間で差が生じない）ため、PSC と PFI-LCC を求めることはできない。

この点について、VFM ガイドライン（平成 20 年 7 月 15 日改定版）では、次のように言及されている¹⁷⁹。

- ・公共サービスの対価として公共部門から支払われる料金で PFI 事業の事業費を賄う、いわゆる「サービス購入型」の事業（公共部門から財政上の支援等がある場合を含む）においては、事業がすべて公的財政負担によって実施されることから、PSC と PFI 事業の LCC の比較によって VFM の評価を行うことができる。この場合、必ず、以下に述べる方法に基づき VFM の評価を行うものとする。
- ・なお、PFI 事業の事業費を利用者から徴収する料金及び公共部門の支出の双方によって賄う事業（いわゆる「ジョイント・ベンチャー型」）や、利用者から徴収する料金ですべて賄い、公共部門の支出が生じない事業（いわゆる「独立採算型」）についても、PFI 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施できるかという評価を行うものとする。

このように、独立採算型事業とミックス型事業の VFM 評価については、VFM ガイドラインの記述は曖昧である。以下では、この点を論理的かつ具体的に明らかにすることを試みる。

まず、VFM 評価の本来の目的について再確認する。先述のように、VFM 評価は、サービス購入型を採用する際に、「民間資金を用いても政府の負担が（民間資金を用いない場合に比べて）大きくなる」ということを検証することを目的として定められた手続きである。

サービス購入型事業は、公共契約機関にとっては、「民間による事業資金の立て替え」或いは「民間資金を活用した事業資金の長期延べ払い化」を可能にする仕組みである。結局はすべての事業費は公共契約機関自身で負担することになるので、こうした検証が必要である。これに対して、独立採算型及びミックス型は、「立て替え」ではなく、実質的に民間資金が投入されるので、必然的に政府の財政負担は軽減されるはずである。特に、独立採算型は、基

¹⁷⁹ 「VFM ガイドライン」 pp.3-4 より引用。

本的に政府支出は発生しない。また、ミックス型は、本質的には PFI 事業者に対する補助金 (Viability Gap Funding) の拠出なので、一般的には政府負担は施設整備等の一部を支援するのみ (政府が全額負担する場合に比べて負担が少ない) となるはずである。

以上を踏まえた上で、独立採算型事業及びミックス型事業においては、PFI 採択の判断基準として VFM 評価は基本的に意味をなさないことを論じる。

まず、独立採算型事業については、PFI-LCC の概念自体が存在しえない。すなわち、独立採算型事業は、PFI 事業者が、公共契約機関の支出なく、自ら利用者等から料金を得て投資を回収していく形態を取る。このとき、PFI 方式を採用しても、公共契約機関の支出は基本的に発生しない。したがって、PFI-LCC は計算できず、PSC との比較はできない。このため、独立採算型事業においては、VFM 評価は論理的に適用不能である。(ただし、この議論は、PFI とそれ以外の方式でのサービスの質の比較検討を行うという、「広義の VFM 評価」の必要性を否定するものではない。) 実際、上のデータで示したように、独立採算事業については、VFM 評価は公表されていないが、それは上の論考の証左といえる¹⁸⁰。

次に、ミックス型事業と VFM 評価の関係について論じる。ミックス型事業は、PFI 事業者が利用者等から直接の収入を得られる事業で、その事業費の一部を公共契約機関が支援する (補助金的機能を果たす) という事業類型である。言い換えると、収益性の低い事業に対して、投資収益を向上させるというのがミックス型の基本的な構造である。ミックス型事業の事業収支構造(例)を次表に示す。

表 4-3 ミックス型事業の事業収支構造 (例)

	施設整備費		収入(b)	投資収益 (c)=(b)/(a)
	民間負担分(a)	公共支援分		
政府支援がない純粋民間事業	100億円	0円	100億円	1.00
ミックス型事業	80億円	20億円	100億円	1.25

出典：筆者が作成

¹⁸⁰ 独立採算については、実際に計算を行ってみても VFM 評価は機能しない。すなわち、PFI-LCC は、独立採算事業なのでゼロとなる。一方、PSC は、公共契約機関の純支出という意味では、事業が黒字であれば PSC はマイナス (従来方式を採択)、事業が赤字であれば PSC はプラス (PFI 方式を採択) ということになる。しかし、これは、事業が赤字の場合は PFI 方式 (独立採算型) で実施する (しかし、基本的に、事業が赤字の事業を引き受ける民間事業者は存在しない) という矛盾した結論を導くことになる。

次に、ミックス型事業における、VFM の構造について考察を行なう。次表は、ミックス型事業における VFM の構造(例)である。

表 4-4 ミックス型事業における VFM の構造 (例)

	施設整備費		政府収入 (B)	政府純支出 (C)=(A)-(B)
	民間負担分	公共支出 (支援)分(A)		
政府自身が実施	—	130 億円	100 億円	30 億円
ミックス型事業	80 億円	20 億円	—	20 億円

出典：筆者が作成

上表で示されたように、ミックス型事業では、独立採算事業と異なり PFI 採択時に政府支出が発生するため、一応純政府支出計算可能である。また、その際の VFM に影響を与える要因としては、施設整備費の総額及び PFI 時の公共支出(支援)部分の金額である。この多寡により VFM を計算できる。

しかし、ここで VFM 評価の枠組みでは捉えられない、重要な公共契約機関の判断基準があることについて述べる。それは、公共契約機関のグロスの支出である。VFM 評価においては、上の表にもあるように、グロスの公共契約機関の支出から、収入分を引いた「ネットの支出」で VFM 比較が行なわれる。しかし、しばしば、公共契約機関にとって重要なのは「ネットの支出」ではなく「グロスの支出」なのである。

この点、サービス購入型事業では意味がある。なぜなら、多くのサービス購入型事業では、収入がないため、実質的に「グロスの支出の比較」となっているからである。しかし、ミックス型事業では収入が発生する。したがって、真に「ネットの支出の比較」となる。

しかし、「グロスの支出」で見ると、上表の数字を用いれば、PSC 時の公共契約機関のグロス支出は 130 億円、PFI 時の公共契約機関のグロス支出は 20 億円である。すなわち、グロスベースで見ると、公共契約機関が自ら実施する場合には 130 億円の資金調達(予算確保)が必要であるのに対し、PFI 時には 20 億円資金調達(予算確保)の予算で済むことになる。一般的には、このようなグロス支出の観点から、PFI が採用される可能性が大きい。したがって、仮に VFM 評価(ネット支出)を実施したとしても、実際にはグロスの支出金額の方が公共契約機関にとっては重要な関心事であることが多く、VFM 評価の結果は PFI 採択の主要な決定基準とはなりにくいことがで

きる¹⁸¹。なお、ミックス型事業における政府支援の割合が非常に大きい場合には、VFM 評価が意味をなすケースもありうることは否定できない。

第5節 論考 3 : VFM 評価の経済学的性質

(1) 問題点

VFM 評価に関連する伝統的なプロジェクト評価手法としては、経済分析 (Economic Analysis) と財務分析 (Financial Analysis) がある。しかし、これらの関係が明確にされていないため、実務において採用される方法論について統一がなされていない。また、これが、実際に用いる数値や割引率について混乱を生じさせる原因の一つとなっていると考えられる。この考え方を整理し、理論的に適切な分析を行えるようにすることが必要である。本節では、VFM 評価が、一般的なプロジェクト評価 (経済分析及び財務分析) とどう関係し、或いは異なるのかを整理した上で、その方法論を明確にする。

(2) 既存研究等のサーベイ

VFM 評価と経済分析・財務分析の関係や相違について、明確に整理した研究はまだ存在しない。また、我が国を含む各国政府が公表している VFM ガイドライン等においても、その点を明確に言及しているものは現状ではない。

参考として、豪州のビクトリア州ではその VFM ガイドラインにおいては、次のような表現が見られる¹⁸²。

“The PSC is intended as a qualitative financial benchmark against which to assess bids. Therefore only financial costs and benefits should be included in the PSC. Economic and cost-benefit analysis form part of the investment rationale for the project and will have already been considered at the investment decision stage.”

この記述からは、次の二つのことが読み取れる。一つは、VFM (上の記述では「PSC」とされる。)の計算は、経済分析や費用便益分析とは別物であるということである。もう一点は、VFM 評価では、財務的費用と便益 (Financial

¹⁸¹ 本研究第2章において言及した、OECD (2008) が政府のアフォーダビリティをもう一つの PFI 採用判断基準とすべきと主張しているのも、基本的に同様の考え方に基づくものと考えられる。

¹⁸² Partnerships Victoria (2003) p.7 より引用。

Costs and Benefits) が考慮されるべきであるということである。

(3) 本研究における考察と提言

ここでは、VFM 評価に関連し、一般的なプロジェクト評価の手法である経済分析と財務分析について、その目的及び手法の違いを明らかにする。

経済分析の目的は、事業に必要な費用と、それが社会に与える影響または便益 (Social Benefit) を定量化及び比較考量し、当該事業の必要性を検証するものである¹⁸³。これに対し、VFM 評価の目的は、「既に当該事業の必要性は検証されている」という前提に基づいて、PFI 手法採用の妥当性を検証するものである。

この点に関し、英国財務省の文献においても、次のように明確に述べられている¹⁸⁴。

“Before assessing the value for money in procurement, the first decision is whether there is a strategic need for the Government to address and whether the benefits of the intervention would outweigh the costs. For any given project, it must be clear that this will be in line with strategic policy direction. Guidance on analyzing the strategic need for a potential project is laid out in the Green Book¹⁸⁵. As far as is practicable, the policy decision to invest funds should be separated from the decision to undertake a particular procurement route, and the value for money of both the strategic policy choice and the procurement choice must be explicitly and separately justified at the earliest stages of the project. ... Once the strategic decision for a project has been outlined, the public sector will seek to ensure value for money is achieved when procuring the project.”

すなわち、事業自体の必要性を検証する経済分析は、VFM 評価とは明示的

¹⁸³ その際に、費用は社会的費用、便益は社会的便益として計算され、事業の純現在価値 (Net Present Value) を求める際には社会的割引率 (Social Discount Rate) が用いられる。分析指標としては、一般的に経済的内部収益率 (Economic Internal Rate of Return) や上述の純現在価値 (純便益から純費用を控除して現在価値化したもの) が用いられる。

¹⁸⁴ H.M.Treasury (2006b) p.29 より引用。

¹⁸⁵ Green Book (グリーンブック) とは、PPP 事業に限らず、英国の一定基準を満たすすべての公共事業に対して実施されるべきプロジェクト評価の手順や手法を記したガイドブックである。作成・発行は英国財務省である。2011年8月時点での最新版のグリーンブックは、「The Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government (2003)」である。

に区別し、VFM 評価の以前に実施されているべきことがここでは記されている。このように、VFM 評価と経済分析では、その目的がそもそも異なる。

続いて、VFM 評価と財務分析の違い（及び関係性）を確認する。結論としては、次のように整理することができる。

- ・ VFM 評価と財務分析は、その目的が違う。
- ・ VFM 評価と財務分析において、用いる方法論は基本的に同じである。
- ・ VFM 評価の一つの過程に財務分析は含まれる。

すでに述べたように VFM 評価の目的は、PFI と他の手法と比較して PFI の採択が優位であることを検証することである。特に、PSC と PFI-LCC という、公共契約機関の支出額（Input）の多寡に焦点を当てている点が特徴的である。これに対して、財務分析の目的は、基本的に当該事業の収益性（Profitability）を計るものである。

一方、費用等の計算方法については、VFM 評価と財務評価で基本的に同様の手法を用いる。すなわち、費用便益分析と異なり、社会的費用や社会的便益を求める必要はなく、実際に発生する財務的費用（Financial Costs）や収入（Income/Revenue）の数値をそのまま用いる。VFM 評価の実務においても、実際に発生する費用や収入の金額を、そのまま用いている。したがって、事業の現在価値を求める際の割引率についても、その事業毎に財務的割引率（Financial Discount Rate）を用いるのが論理的に正しい。

以上の議論を踏まえ、VFM 評価と、経済分析及び財務分析の相違・関係を次頁の表のように整理することができる。

表に示したように、まず VFM 評価は、経済分析及び財務分析とは目的が異なることが明らかにされた。ただし、分析で用いる数値については、基本的に財務分析と同様である。すなわち、費用には財務的費用、収入に財務的便益/収入を用いる。言い方を変えると、経済分析で用いられる経済的費用や経済的収入を VFM 評価で算定する必要はない。ただし、実際は、VFM 評価の一環として、PFI 事業者の財務分析も行われることになる。

表 4-5 VFM 評価、経済分析、財務分析の相違

種類	目的	分析で用いる方法論・数値
経済分析（費用便益分析）	事業の社会的便益（Social Benefit）を評価する。	・社会的費用 ・社会的便益 ・社会的割引率
財務分析	事業の収益性（Profitability）を評価する。	・財務的費用 ・財務的収入 ・財務的割引率
VFM 評価	事業の実施手法としての PFI 適用の妥当性を VFM（Output/Input）の観点から評価する。（※）	※基本的に財務分析と同様

注釈：ただし、Output を PSC と PFI-LCC とで同じと仮定した場合は、Input（財政支出）のみでの比較となる。

出典：筆者が作成

第6節 論考 4：PSC の前提の見直し

（1）問題点

PSCについては、施設の設計、整備、運営及び維持管理を「公共契約機関が自ら実施した場合（直営時）の費用」を計上することとされている。具体的には、VFMガイドラインでは、次のように記している。

- ・PFI事業として実施することが、公共部門が自ら実施する場合に比べてVFMがある場合、効率的かつ効果的に実施できるという当該基準を満たす。

（VFMガイドライン 一の1）

- ・PSCは、公共が自ら実施する場合の事業期間全体を通じた適正な事業費用予測に基づく公的財政負担の見込額の現在価値であり、財政負担とは、PFI事業のLCC（ライフサイクルコスト）との比較を前提に、事業費用又はそれを賄う資金支出の総額を意味するものとする。その算定に当たっては、対象とする事業を公共施設等の管理者等が自ら実施する場合にその時点で採用すると考えられる事業形態を想定して計算するものとする。例えば、事業の一部を請負、委託等によって民間事業者を実施させる事業については、その事業形態を想定する。（VFMガイドライン 二の1）

VFM評価の実務においては、施設の整備については民間への工事発注（一般財源または起債により資金を調達）、施設の運営・維持管理については、自ら実施する（直営）が想定されている。その際、施設の整備費については、いわゆる公共単価、運営・維持管理費（特に運営費）については、当該公共

契約機関の職員（公務員）が行うものとしての前提条件が設定されている。

しかし、この前提条件については、問題があるといわざるをえない。すなわち、施設の建設費については、PFI でなくとも、公共工事の落札率は低下傾向にある。また、運営・維持管理についても、指定管理者制度¹⁸⁶や一般的な業務委託など、PFI でなくとも民間委託が進んでいる¹⁸⁷。こうした、PFI 以外での価格低減要素が必ずしも考慮されていない。また、施設の整備費についても、一般財源で調達するのではなく、起債にて調達する方法もある。起債を用いた場合は、公共契約機関の支払いの平準化は PFI と同様になされる。一方、起債の金利については、一般的に PFI の事業基金調達の金利よりも低い。こうしたことから、PSC が過大に評価されている恐れがある。

本研究では、このような問題意識に立ち、我が国の公共調達の現状を踏まえた、あるべき PSC の計算方法について考察するとともに、PSC の考え方や計算方法の再定義を試みる。

（２）既存研究等のサーベイ

既存の学術研究において、我が国、或いは英国等で行われている VFM 評価における PSC のあり方について検討したものはまだ存在しない。

英国の VFM 評価ガイドラインである「Quantitative Assessment User Guide」¹⁸⁸には、PSC と PFI-LCC について、次のように述べられている。

- ・ The Conventional Procurement Option - ('CP' in the model). Procurement through conventional approaches that use public funding (for example, letting a design and build contract for the construction of an asset, and then letting annual operating and maintenance contracts for the ongoing maintenance of that asset)
- ・ The PFI Option - Procurement under the Private Finance Initiative ("PFI"), which is a specific procurement methodology through which the public sector lets a design, build, finance and operate contract to the private sector for the construction and whole life maintenance of an asset and/or associated service

ここでは、PSC に関しては、「公共で資金調達を行った場合 (Approaches that use public funding)」とされ、その例示として、施設の整備や、運営・

¹⁸⁶ 指定管理者制度の概要については、第 1 章第 1 節の記述を参照のこと。

¹⁸⁷ これらの点については、本章第 6 節で詳しく述べる。

¹⁸⁸ H.M.Treasury (2007) pp.1-2 より引用。

維持管理を民間に委託する場合にはその点を考慮することが述べられている。一方で、起債による調達については言及されていない。

また、豪州政府の策定している VFM 評価ガイドライン (National Public Private Partnership Guidelines Volume 4: Public Sector Comparator Guidance)¹⁸⁹では、次のように述べられている。

“The PSC is an estimate of the hypothetical, whole-of-life cost of a public sector project if delivered by government. The PSC is developed in accordance with the required output specification, the proposed risk allocation and is based on the most efficient form of government delivery, adjusted for the lifecycle risks of the project. This is referred to as the Reference Project A PSC is a model of the costs (and in some cases, revenues) associated with a Proposal under government delivery. A PSC:

- is based on the most efficient likely method of providing the defined output currently available to the public sector;
- takes into account the potential impact of risks on the costs (and revenues) associated with a proposal over its life; and
- is expressed in terms of the net present cost (or value) to government of providing the output, over the life of the proposed contract period.”

ここでは、PSC は、「定義された (PFI と同じ) アウトプットを提供するために、現状でとりうる最も効率的な (PFI 以外の) 方法を想定する」こととされている。ただし、ここでも、公共契約機関による起債の活用については、言及されていない。

以上のことから、英国及び豪州の事例と、我が国の事例では、次のような相違点があることが分かる。

- ・ PSC の計算の前提として、我が国では「管理者等が自ら実施する場合にその時点で採用すると考えられる事業形態を想定」としているのに対し、英国と豪州 (特に後者) では、現状で取りうる最も効率的な方法を想定することとしている。
- ・ 一方、施設整備費の調達については、我が国の公共調達機関 (特に地方公共団体等) では、起債による調達の可能性も認められるが、英国や豪州の VFM 評価ガイドラインでは、特にそのことは明言されていない。

¹⁸⁹ Australian Government (2008) p.7 より引用。

(3) 本研究における考察と提言

本章第3節において、VFM評価の本来の意義は、「民間資金を活用しても、（確かに資金調達コスト自体は高いが）総合的には財政負担の軽減につながることを示す」ことであることを論じた。そのことを考慮すると、VFM評価でPFI-LCCと比べるべきものは、「公共が自ら実施した場合」の費用ではなく、「PFI以外の方法で、最も効率と考えられる方法」とすべきである。この比較を通じて、初めてPFIの採用がVFMの観点から正当化されるのである。

実際に、我が国においては、PFI以外にも、下記のような公共事業効率化の方法が進められている。これらの組み合わせについて十分に検討したうえで、PSCを計算する必要がある。

表 4-6 PFI以外の事業手法及び事業費削減の方法

種類	目的
事業手法	指定管理者制度、民間委託
事業費削減の方法	アウトプット仕様、設計・施工一括発注（デザイン・ビルド方式）、VE（Value Engineering）方式、総合評価方式、プロポーザル方式、市場化テスト（官民競争入札）

出典：筆者

実際に、例えば京都市では、様々な方法を用いて、9.6%の公共事業費の縮減に成功したと公表している¹⁹⁰。

表 4-7 京都市 PFI以外の事業手法及び事業費削減の方法

工事件数	総工事費 (億円)	コスト構造改善 に取組んだ 工事件数	改善額 (億円)	換算額 (億円)	総合コスト 改善率
426	407.7	426	33.0	9.3	9.6%

出典：京都市ホームページ

これを実現した具体的な取り組みとして、「工事の入札において、総合評価方式を74件、設計施工一括発注（デザインビルド）方式を16件、本体・設備一括発注方式を3件、PFI方式を1件採用した。また、業務委託において、

¹⁹⁰ 京都市ホームページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000085272.html>）を参照（2012年1月時点）。

総合評価方式を1件、プロポーザル方式を20件採用した。(都市計画局、建設局、上下水道局、教育委員会事務局)」と記述している。このように、PFI以外の様々な方法においても、事業費の削減は可能であり、また、実際にそのための各種の施策が進められていることが分かる。

以上を踏まえると、現状の我が国のVFMガイドラインの記述(「対象とする事業を公共施設等の管理者等が自ら実施する場合にその時点で採用すると考えられる事業形態を想定して計算する。」というものは表現として不十分である。これに代えて(或いは加えて)、「公共施設等の管理者等がPFI以外の方法で最も効果的・効率的と考えられる事業形態を想定して計算する」という様な表現をとるべきである。

一方、施設整備費の調達方法については、英国及び豪州のVFM評価ガイドラインでは言及がないが、もし我が国の公共契約機関(特に地方公共団体)で、PFI以外の手法を採用した際に起債の活用が想定されるようであれば、その前提を置くべきである。そして、このような前提を置く場合、起債をせずに一般財源を用いた際に比べて、起債した場合の方が公共契約機関による施設整備費の負担(現在価値)は、一般的に低くなることが考えられる。(下表を参照のこと)

表 4-8 一般財源と起債による施設整備費負担(現在価値)の違い(例)

分類	キャッシュフロー	項目	1年	2年	3年	4年	5年	合計
一般財源を用いた場合	現在価値化前	建設費	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
	現在価値化後	建設費	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
起債を用いた場合	現在価値化前	元金返済	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	100.0
		金利支払	2.0	1.6	1.2	0.8	0.4	6.0
		合計	22.0	21.6	21.2	20.8	20.4	106.0
	現在価値化後	合計	22.0	20.8	19.6	18.5	17.4	98.3

注釈：上記は、事業費100億円(両方の場合において同額)、事業期間5年(理解を容易にするために、起債元金及び金利は5年で支払うものと想定)、一般財源の金利はゼロ、起債の金利は2%、現在価値化のための割引率は4%と想定した。

出典：筆者作成

このことは、一般財源を用いる財源を用いることにより、PSCを過大に評価してしまう可能性を示唆するものである。従って、PSC算定において、一般財源と起債のどちらで資金調達を行うかという点に関する検討、及びその条件設定は、慎重に行う必要がある。

第7節 論考5：VFM評価における割引率

(1) 問題点

VFM評価の割引率は、VFM評価の結果に影響を与える重要な要素である。しかるに、割引率の設定・計算方法については、明確に定められていない。

VFMガイドラインでは、当該公共契約主体における資金調達レート（リスクフリー・レート）を用いるよう記されているが、実際には、国交省の費用便益分析の指針（公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針）（平成16年2月）で示されている社会的割引率（4.0%）が適用されていることも多い。

割引率の設定に関しては、内閣府（2007）においては、PFI推進委員の問題意識として、次のような点が示されている¹⁹¹。

- ・現在の割引率の考え方について議論の発展も理論的精緻化や実務的検証もないままに過半の管理者等において4%という割引率が恒常化しているが、現在においてこの考えが適切かつ有効か否かに関しては議論の余地が大いにある。
- ・（現在価値化は）公的主体に分かりづらい概念であり、現実には多様な考えに基づく割引率も利用されているが、中には果たして合理的な根拠といえるか疑問とせざるを得ない考え方もある。割引率の設定によりVFMの有無を意図的に操作できるという側面があるため、一定の規範の枠内での実践が望ましい。多様なあり方を認める場合でも、考え方やアプローチは明確な根拠のもとに定義され、かつかかる根拠を開示することが望ましい。
- ・特に、現在我が国で広く用いられている「4.0%」という数値に関しては、英国で3.5%が採用されている事実、或いは我が国における現状の長期国債の利率（2008年5月～2011年4月の間は、おおよそ0.9%～1.7%）を鑑みると、水準が高いようにも思える。仮にもしそうであるならば、サービス購入型の事業のように長期に渡って公共支出が発生する事業においては、VFMがより出にくくなるということになる。

VFMガイドラインは2008年に改定されたが、割引率については特に記述の変更は見られない。また、その後、割引利率に関する更なる検討等は行われていない。上述のように、割引率はVFM評価に重大な影響を与えるため、適切に設定する必要がある。

¹⁹¹ 内閣府（2007）p.32を参照。

(2) 既存研究等のサーベイ

①我が国における割引率の考え方

次に、上の議論を踏まえて VFM 評価における割引率の設定のあり方について論じる。まず、我が国における VFM 評価での割引率に関する考え方について整理する。

VFM 評価の割引率については、我が国では VFM ガイドライン¹⁹²において「割引率については、リスクフリー・レートを用いることが適当である。」とされている。これに関する説明として、VFM ガイドラインは、次のように補足説明している。「割引率については、リスクフリー・レートを用いることが適当としており、具体的な例示として、長期国債利回りの過去の平均や長期的な見通し等を用いる方法を掲げている。その意味で社会的割引率に近い考え方を踏まえているともいえる。割引率は、本来、個々の管理者等が、以上に示した考え方を適切に理解したうえで、これらを踏まえて、当該事業に最も相応しい率を適用すべきものと考えられる。」とある。しかし、それ以上の詳細な考え方（理論的背景を含む）や方向性は示されていない。

総務省が行った政策評価報告書によると、VFM 評価の割引率としては実際は次のような数値が用いられている。

表 4-9 VFM 評価で用いられている割引率

(単位：件、%)

年	利回り (%)	過去 10 年間平均		実際の PFI 事業に適用された割引率							
		期間	平均値 (%)	0%以上 1%未満 (件)	1%以上 2%未満 (件)	2%以上 3%未満 (件)	3%以上 4%未満 (件)	4% (件)	未公表 (件)	平均値 (%)	
平成 11年	1.73	平成2年 ～11年	3.91	0	0	0	0	0	0	0	—
12	1.71	3年～12年	3.40	0	0	0	0	4	1	4.00	
13	1.29	4年～13年	2.90	0	0	1	3	11	1	3.67	
14	1.27	5年～14年	2.50	0	2	3	1	7	2	3.21	
15	0.98	6年～15年	2.17	1	3	0	9	24	1	3.47	
16	1.49	7年～16年	1.90	0	3	1	4	25	1	3.61	
17	1.36	8年～17年	1.69	0	2	4	4	13	0	3.36	

(注) 1 財務省のホームページ等に基づき、当省が作成した。

2 利回りについては、応募者利回りの年間の平均値を掲載している。

出典：総務省（2008）PFI 政策評価報告書 p.65

¹⁹² 「VFM (Value For Money) に関するガイドライン (平成 13 年 7 月 27 日) の一部改定及びその解説」の pp.25-26 より引用。

この表によると、実際には最も採用件数が多いのは4%である。総務省の同調査によると、その採択理由として、「4%の割引率が多い理由については、国土交通省がにおいて、社会的割引率は全事業において当面4%を適用することとされており、公共施設等の管理者等がこの指針に示された割引率を参考に適用しているためとみられる。」ことが挙げられている。これは、リスクフリー・レートの採用を推奨しているVFMガイドラインに相反している。

このように、国が一定の指針を示しているにも関わらず、実際に用いられている割引率は、まちまちというのが現状である。この点に関し、PFI推進室¹⁹³やPFI推進委員会¹⁹⁴等で、その具体的な検討の必要性は随所で述べられているものの、実際にまだそうした詳細な検討がなされていないというのが現状である。

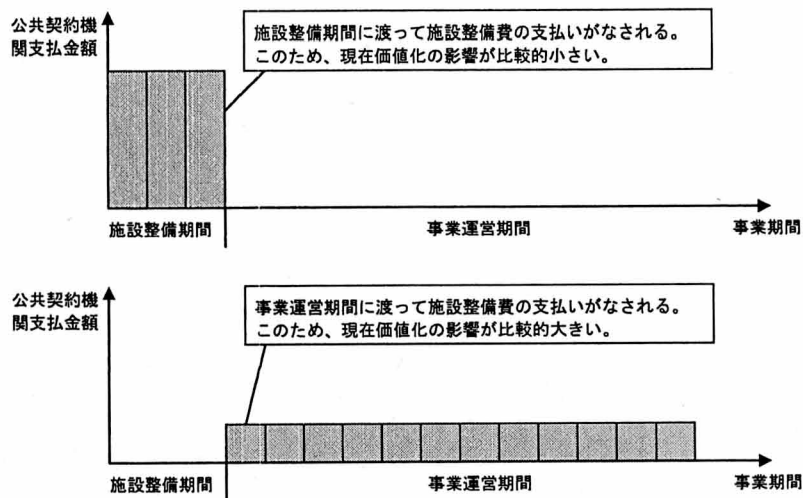
② 割引率の重要性

次に、割引率に関する他国の事例と既存研究について触れる前に、なぜVFM評価において割引率が重要なのかを論じる。本章第4節で整理したように、VFM評価は、PFI、なかでもサービス購入型の事業に対して実施されるものである。

サービス購入型の公共支出の構造については、一般的にはPSCにおいては、建設期間中に渡って公共契約機関が一般財源から支出するという仮定が置かれる。これに対して、PFI-LCCにおいては、事業施設が完成してサービスが開始された後に、全運営期間を通じて施設整備分の支払いがなされていくという構造になる。これは次図のように表すことができる。

¹⁹³ PFI推進委員会が2005年にまとめた「VFMガイドラインに関するフォローアップ調査報告書」では、「ガイドラインの記載が抽象的な事項については理論的背景を整理するとともに、具体的な実施手法を検討し、VFMのあるべき方向性について議論を行っていくことも有益と考えられる。特に、現在価値への割引率や各種金利の設定方法、民間事業者の収益構造等、財務・金融に関する事項については管理者等の知見が十分でないこともあり、これについては基本的な事項から整理した上で示していくことも必要と考えられる」と記されている（p.53）。

¹⁹⁴ PFI推進委員会VFMワーキンググループが2007年にまとめた「VFM評価に関するワーキンググループ報告書（案）」では、次のように述べている。「割引率は、本来、個々の公共施設等の管理者等が、以上に示した考え方を適切に理解したうえで、これらを踏まえて、当該事業に最も相応しい率を適用すべきものと考えられる。しかしながら、実務的には、既に示したとおり、公共施設等の管理者等からは、具体的な数値、統一的な指針を示すことが求められており、英国においては、社会的時間選好率という考え方がとられていることもあり、3.5%という推奨値が示されていることも斟酌すると、我が国においても、一定の参考値を示す必要があると考えられる。」（p.15）



出典：筆者が作成

図 4-4 PSC と PFI-LCC における公共契約機関の一般的支出イメージ

このように、PSC については施設整備の支出が事業の早期に集中するのが一般的である。これに対して、PFI-LCC では、公共契約機関の支出が、事業の運営期間全体に平準化される。したがって、割引率が高ければ高いほど、PFI-LCC が低くなる（VFM が高くなる）という一般的な傾向が見られる。逆にいうと、より低い割引率を適用した場合、VFM が出にくくなるということになる。このように、割引率は VFM の有無に大きな影響を与える要因となっているのである。

③PFI 事業の割引率に関する他国の事例

PFI 事業（或いは PPP 事業）の VFM 評価については、英国をはじめとして、豪州、オランダ、アイルランド、南アフリカ等の国で実施されている。しかし、VFM 評価で用いる割引率については、国際的に確立・統一されたものはなく、国によって異なる。VFM 評価の割引率に関して明確な数値或いは計算方法を示している国の代表的な例として、英国（STPR（後述）を用いる方法）と豪州（CAPM（後述）を用いる）を挙げることができる。以下、それぞれの計算方法の要諦を示す。

英国では、社会的時間選好率（Social Time Preference Rate, STPR）の概念を用いて、3.5%の割引率を用いて VFM 評価をすることとしている¹⁹⁵。この 3.5%という数字は、英国政府によって定められたもので、VFM 評価だけ

¹⁹⁵ H.M. Treasury (2007) p.4 及び p.15 にその旨が示されている。

でなく、公共事業の経済分析（費用便益分析）全般に用いられることとされており、その具体的な分析方法や割引率の考え方は、英国財務省が作成・公表している「グリーンブック」¹⁹⁶に示されている。以下に、グリーンブックにおける割引率の考え方を示す。

社会的割引率の求め方としては、一般に社会的機会費用（或いは資本コスト）に基づく考え方と社会的時間選好率に基づく考え方があるが、グリーンブックでは後者を採用している。なぜ社会的時間選好率の考え方に基づくのかという理由は、グリーンブックには見られない。

社会的時間選好率（ r ）を求める具体的な計算式としては、次のものが示されている。

$$r = \rho + \mu g$$

ここで、 ρ は、一人当たりの消費量が増えないという前提における、消費者の消費時間選好率である。さらに、これはカタストロフィック・リスク（ L ）と純粋な時間選好率（ δ ）から構成される。また、 μg は、一人当たりの消費量が増加した場合の限界効用の逡減を考慮する部分である。ここで、 μ は消費の限界効用に対する弾力性、そして g は一人当たりの消費の年成長率を示す。

これらの、 ρ （ L と δ ）、 μ 、 g について、それぞれ別々の学術研究結果¹⁹⁷を用い、最終的には以下の計算により社会的割引率を3.5%と結論付けている。

$$0.015 + 1.0 \cdot 0.02 = 3.5\%$$

なお、英国では、PSCとPFI-LCCに対して同じ割引率を適用することとしている。また、30年以上の超長期に渡る事業に対しては、将来の不確実性を考慮して次表に示すようなより低い割引率を適用することとしている。

表 4-10 超長期の事業に適用される割引率

期間(年)	0-30	31-75	76-125	126-200	201-300	301+
割引率	3.5%	3.0%	2.5%	2.0%	1.5%	1.0%

出典：Green Book (2003) p.99

¹⁹⁶ 正確には、本研究の引用文献・参考文献として示した H.M. Treasury (2003a) 「Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government」である。

¹⁹⁷ グリーンブック (pp.97-98) の解説によると、「 L 」については、Newbery (1992)、Kula (1995)、OXERA (2002) の研究結果を参考としている。また、 δ については、Scott (1977) (1989) の研究結果を参考としている。一方、 μ については、Pearce and Ulph (1995)、Cowel and Gardiner (1999)、及び OXERA (2002) を、 g については Maddison (2001) を参考としている。

なお、これらの標準的な割引率は、実質値 (Standard Real Discount Rate) とされており、物価変動は考慮されていない。したがって、実際はこれらに物価変動を考慮して PSC 及び PFI-LCC の計算を行うことになる。

一方、豪州の VFM 評価における割引率の決定は、英国でのそれに比べて若干複雑である。豪州では、政府が 2008 年に「National Public Private Partnership Guidelines」(以下、「豪州 PPP ガイドライン」と称する。)を作成・公表し、これに基づき PPP 事業に対する VFM 評価を実施することとされている。豪州 PPP ガイドラインでは、VFM 評価の割引率について、次のような手続きで決定するよう定めている¹⁹⁸。

まず、豪州では、「PSC と PPP の LCC¹⁹⁹に適用する割引率は、異なる」という前提に立っている。その理由として、PSC と PPP では、「システムティック・リスク (System) の官民間の分担が異なる」ことが挙げられる。ここでいうシステムティック・リスクとは、事業を発注する公的団体が負担する構造的に負っているリスクをいう。

具体的な例として、需要リスク、急激な物価変動リスク、事業終了時の施設の残存価値リスク、及び経済環境の悪化リスクが挙げられる。すなわち、PPP 方式の採用によって民間にリスクが移転され、その結果、公的団体のシステムティック・リスクが軽減されるならば、PPP には PSC と異なる割引率を使うべきであるというのがその基本的な考え方となっている。そして、このシステムティック・リスクの有無や分担によって、PPP に用いる割引率を計算することとなっている。

VFM 評価において言及される割引率は、具体的には次のような種類がある。このうち、PSC に適用されるのは「The PSC Discount Rate」、PPP に適用されるのは「The PPP Discount Rate」である。

¹⁹⁸ 豪州 PPP ガイドラインの Volume 5 (Discount Rate Methodology Guidance) において、割引率の具体的な求め方が示されている。ここでの記述はそれに基づく。

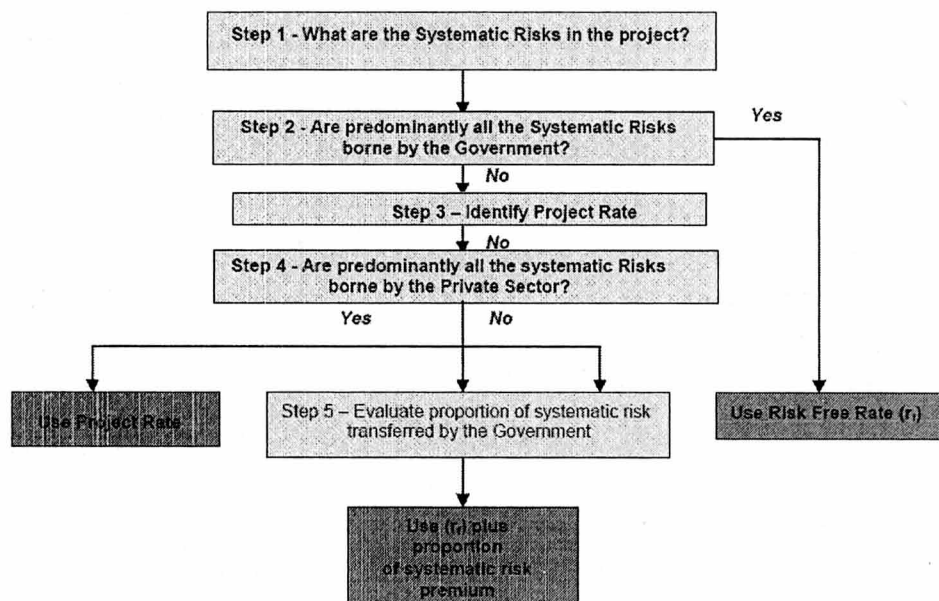
¹⁹⁹ 豪州では、英国と異なり PFI という用語は使用していない。それに代わるものとして、「PPP」の表現を用いている。PFI と PPP とで表現やその意味する対象は多少異なるが、ここで論じる VFM 評価の割引率という観点では意味は同じなので、英国の事例と並べて論じることには何ら支障はないと考える。

表 4-11 豪州 PPP 事業において適用される割引率

割引率	概要
The PSC Discount Rate	<u>PSC に適用される割引率</u> 。基本的に、The Risk Free Rate が適用される。
The Risk Free Rate	いわゆる「リスクフリー・レート」。公共セクターが発行する債権（債券）の利回りがその代表例とされる。
The Project Rate	CAPM 方式によって計算される。ただし、簡便なマトリックスが存在する。（詳細については後述）
The PPP Discount Rate	<u>PPP に適用される割引率</u> 。The Project Rate から、民間へのリスク移転分を考慮して計算される。

出典：豪州 PPP ガイドライン（2008）より作成

割引率の決定は、次のフローチャートに従って行われる。



出典：豪州 PPP ガイドライン（2008）p.5

図 4-5 豪州 PPP 事業における割引率の決定方法

まず、ステップ1では、プロジェクトのシステムティック・リスクが特定される。ステップ2では、事業のシステムティック・リスクがすべて政府によって負担されるか否かを検討する。もし「Yes」ならば、割引率としてはリスクフリー・レートが用いられる。もし「No」ならば、次のステップ3で The Project Rate が計算される。ステップ4では、すべてのシステムティック・リスクが民間事業者によって負担されるかどうかを検討される。もし

「Yes」の場合、割引率としては The Project Rate がそのまま適用される。もし「No」の場合はステップ 5 に進み、民間に移転されるリスクの程度を計り、それに基づいて The PPP Discount Rate が適用される。このように、豪州における割引率の決定は非常に複雑な過程を経る。

次に、それぞれの割引率の具体的な計算方法を確認する。表 4-10 で示したように、リスクフリー・レートとしては、政府が発行する債権（典型的には国債）のレートを用いることが例示されている。

The Project Rate は、資本資産価格モデル（Capital Asset Pricing Mode, CAPM）の計算方法を用いている。CAPM は、配当成長モデル・アプローチと並び、株式の資本コストを推計するために用いられている手法である。具体的には、次の式によって求められる。

$$R_a = R_f + \beta_a (R_m - R_f)$$

ここで、各記号は次のことを意味する。

R_a : The Project Rate

R_f : リスクフリー・レート

β_a : β 値（当該投資に係るリスクの程度）

R_m : マーケット・レート

$R_m - R_f$: マーケット・リスクプレミアム（マーケット・レートとリスクフリー・レートの差）

実際には、これらの数値、特にマーケット・レート（ R_m ）と β 値を計算するのは難しい。そこで豪州政府は、マーケット・レートを 6%とした上で、 β 値に関して次のような表を作成し、簡便な方法による The Project Rate の計算を可能としている。

表 4-12 豪州 PPP ガイドラインにおける β 値

Risk band	Project sectors and example projects	Asset Beta	Real risk premium*
Very low	Accommodation and related services Aged care housing Public housing Hospital facilities Correctional facilities	0.3	1.8
Low	Water, transport and energy Wastewater treatment plants Water infrastructure Hospital car parking Hospital energy plants Road projects (non-toll)	0.5	3.0
Medium	Telecommunications, media and technology Entertainment Telecommunications and IT Knowledge economy	0.9	5.4

出典：豪州 PPP ガイドライン（2008）p.23

The PPP Discount Rate は、リスクフリー・レートに、当該事業のマーケット・リスクプレミアムを加算する形で計算される。The PPP Discount Rate のマーケット・リスクプレミアムは、次の4ステップで計算される。

- ・ステップ1：需要リスク、物価変動リスク、事業終了時の施設の残存価値リスク、及び経済環境の悪化リスクのそれぞれにウェイト付けする。
- ・ステップ2：The Project Rate 計算時に求めたマーケット・リスクプレミアムの値を、上記ウェイトに応じて上記リスクに分配する。
- ・ステップ3：上記リスクについて、民間へのリスクの移転度合いを設定する。（0と1の間の値）
- ・ステップ4：各リスクについて、ステップ1とステップ2で求めた値を乗じる。これらを合計した値が、The PPP Discount Rate のマーケット・リスクプレミアムの値となる。

これらの一連の計算例を示したのが次表である。（表の右下の 9.2%）

表 4-13 The PPP Discount Rate のリスクフリー・プレミアムの計算例

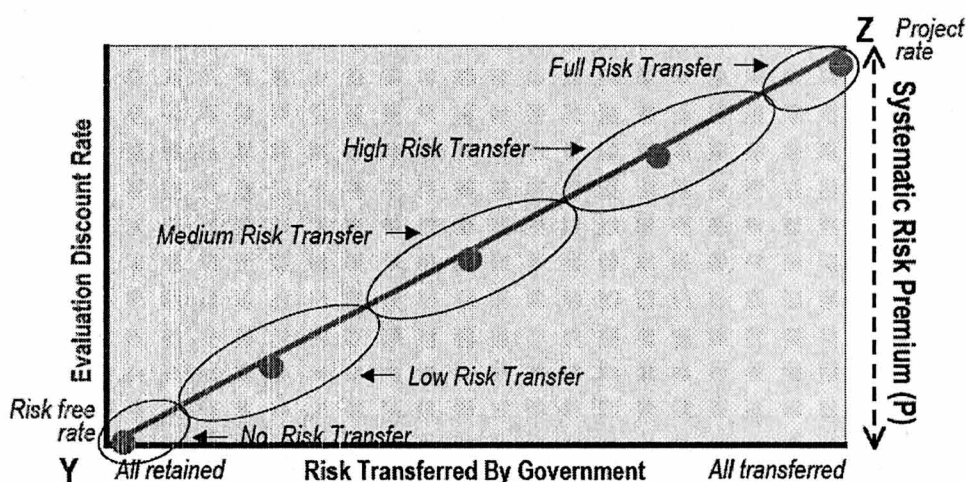
	Column 1	Column 2	Column 3	Column 4
Systematic Risk type	Weighting (Scale 1-5)	Estimated Portion of Project Risk Premium	Allocation of risk based on Step 1 analysis	Risk Premium Transferred to Private Sector %
	Based on relative importance	Project Risk Premium is 2.7% (per Step 3)	0 ≤ Number ≤ 1	Column 2 x Column 3
Demand	4.0	1.08%	0.1	0.11%
Inflation	3.0	0.81%	0.4	0.32%
Asset Residual value	1.0	0.27%	0.0	0.00%
Financial distress / insolvency	2.0	0.54%	0.9	0.49%
TOTAL PREMIUM	10.0	2.7%		0.92%

(Risk weighting/Total Col 1) * Project Risk Premium

出典：豪州 PPP ガイドライン（2008） p.62

上表の右下の 0.92% という値が The PPP Discount Rate のマーケット・リスクプレミアムである。仮にリスクフリー・レートを 6.0% とすると、The PPP Discount Rate は、6.92% となる。

以上が、豪州における VFM 評価の割引率の計算プロセス・方法である。リスクフリー・レート、The Project Rate、及び The PPP Discount Rate の関係を示したのが次図である。



出典：豪州 PPP ガイドライン（2008） p.5

図 4-6 豪州 PPP ガイドラインにおける三つの割引率の関係

その他、豪州の割引率に関する補足事項は、次のとおりである。

- ・(英国と異なり)、事業期間の長さについては明示的には考慮しない。(事業のリスクの分析の中に事業期間も加味される。)
- ・物価変動については、基本的に既に「物価変動リスク」として割引率計算のプロセスで考慮されている。

(3) 本研究における考察と提言

ここでは、上で述べた英国及び豪州の考え方を参照しつつ、VFM 評価における割引率に関する既存研究についての妥当性を検証するとともに、我が国の PFI 事業の VFM 評価²⁰⁰において望ましい(かつ現実的な)割引率の算定方法について提言する。本研究における主要な考察のポイント及び結論は、以下の3点である。

○割引率計算の理論と計算方法

結論：割引率は、公共契約機関のリスクフリー・レートを適用する。具体的には、国債利回りのレートを適用する。

○PSC と PFI-LCC に同じ割引率を用いることの是非

結論：PSC と PFI-LCC には同じ割引率を用いる。

○割引率の計算における物価変動の取扱い

結論：リスクフリー・レートは名目値を用いる。また、PSC や PFI-LCC の算定においても名目値(物価変動を反映させた値)を用いる。

この結論に至った考察のプロセスを整理する。第一に、VFM 評価の目的は、PFI 方式採用の妥当性を検証することである。これは、事業の社会的効果を把握する経済分析とも、事業の収益性を計る財務分析とも異なる。第二に、分析の対象は公共契約機関であり、投資家や PFI 事業者ではない。PFI 事業への歳出は「公共投資」であるが、それは社会的な意味における便益を求めらるるものであり、具体的な収益をあげるための民間投資とは性格を異にする。従って、「投資のリターン」、「期待収益率」といった概念はなじまない。第三に、上記に関連し、VFM 評価における分析は、公共契約機関による歳出(コスト)に視点をあてたものである。ただし、分析に用いる数値自体は財務分析のそれを用いるものである。

²⁰⁰ 他国では多様な PFI 事業及び PPP 事業が存在するが、本研究では、あくまでも我が国における PFI 事業の VFM 評価において望ましい割引率について検討するということが主眼である。

①VFM 評価の割引率設定の理論と方法に関する考察

一般的な企業投資の割引率設置の理論的な考え方としては、以下の3つの方法がある。

- ・社会的割引率（STPR）：社会的な時間選好率に着目
- ・資本資産価値モデル（CAPM）：企業投資の期待利益率に着目
- ・加重平均資本コスト（WACC）：投資の資金調達コストに着目
- ・リスクフリー・レート：投資の機会費用に着目

以下では、これら4つの方法について検討し、我が国のVFM評価で最も適切と考えられる方法を結論付ける。

(a) STPRに基づく考え方

STPRの理論を採用している代表例が上述の英国である²⁰¹。また、本節(3)（表4-8参照）で示したように、我が国のPFI評価実務においても4%の割引率（国土交通省「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」（平成16年2月）に基づく）を採用しているケースが多いが、これも基本的にSTPRと同様の考えに基づくものである。

STPRは経済学的には費用便益分析（経済分析）に用いる社会的割引率として扱われ、研究されてきたが、英国はそれをVFM評価に適用している。通常は社会的割引率は経済分析に用いられ、財務分析においては財務的な割引率が適用される。

本節(2)で述べたように、本研究ではVFM評価の方法論（数値）は財務分析のそれと同じであるという結論に至っている。しかるに、英国のSTPRの採用は、本来、経済分析に用いられる社会的割引率を、VFM評価（財務分析）にそのまま適用している。英国の資料からはその論理的な整合性に関する説明はなされていない。確かに、将来の支出を現在価値化するために、STRPを用いるのは、直感的には大きな違和感がない。しかし、支出の金額が財務的金額であるのに対し、現在価値化において経済的割引率を用いることについては論理整合的とはいえない。その点に関する説明が十分になされていない現状においては、VFM評価の割引率としてSTPRを適用することについては、説明力に欠けるといわざるを得ない。

²⁰¹ 筆者の調べたところ、英国以外の国でVFM評価においてSTPRの考え方を採用している例はない。

(b) CAPMに基づく考え方

次に、CAPM方式について考察する²⁰²。この方式を採用している代表的な例は、上に示した豪州である。CAPMは、実際に企業の投資実務で用いられている方法であり、英国のような問題点²⁰³はない。しかし、実務的には、マーケット・リスクプレミアムと β 値を推計することが非常に困難である。

まずは、マーケット・リスクプレミアムについては、当該事業に対するマーケット・レート (R_m) を把握し、そこからマーケット・フリーレート (R_f) を引いてマーケット・リスクプレミアム ($R_m - R_f$) を計算する必要がある。

マーケット・レート (R_m) は、一般的には、当該事業に関する市場の期待収益率とされる。しかし、VFM評価の対象は公共契約機関であるから、事業に対する期待収益率という概念はない。実際に、企業の投資判断においてはマーケット・レート (R_m) は過去の収益データから求めることが多い。しかしVFM評価においては分析の対象が「コスト」であり「収益」ではない。したがって、そうしたデータを取ることができない。

もちろん、PFI事業者の期待収益率を持ってこれに代替する考え方もありうる。具体的には、過去のPFI事業の収益率を参考にして期待収益率を設定するというものである。実際、豪州では、こうした考え方を採用しているようである。しかし、それはあくまでも企業にとっての期待収益率（或いは実績データ）であり、利益最大化を目的としない公共契約機関にとっての期待収益率とは異なる²⁰⁴。また、仮にそうした考え方や方法論を採用するとしても、過去のデータを持って、VFM評価の具体的な対象となっている個別事業の期待収益率とすることには無理がある²⁰⁵。したがって、実務的にはマーケット・レート (R_m) 及びマーケット・リスクプレミアム ($R_m - R_f$) の計算は困難である。

CAPMの方法で割引率を求めるには、もう一つ「 β 値」を求める必要がある。 β 値は、一般には、証券 i に対するリスクの尺度といわれる。これは、マーケット自体に対する当該企業の株価のボラタリティを測るもので、具体

²⁰² CAPMの考え方については、マイケル・エアハルト(2001)を参照した。また、CAPMの古典的研究については、Shape(1964)、Lintner(1965)、Mossin(1966)、Black(1972)を参照のこと。

²⁰³ ここでいう問題点とは、財務分析と同様の性質を持つVFM評価に、経済分析で用いる割引率を適用する問題のことを指す。

²⁰⁴ 一般に、公共機関の場合、期待収益率は民間のそれに比べて低くなると考えられる。

²⁰⁵ 当該事業に対して、企業にインタビューを行うという方法も考えられなくはない。しかし、企業から適切な(正式な)回答が得られるか否かは確かでない。また、実際はインタビューのサンプル数、選定方法、及びインタビュー結果の分析方法などについて課題がある。従って、企業インタビューにより期待収益率を求めるという方法も現実的とはいえない。

的には当該証券の収益率とマーケットの収益率の共分散をマーケットの収益率の分散で除したものである。β値が1より大きい場合は、当該企業の株価は市場の株価変動以上に変動する。逆にβ値が1より小さい場合は、当該企業の株価は市場の株価変動ほどには変動しない。すなわち、β値が大きければ大きいほどその企業の証券リスクは大きいということになる。

この考えをVFM評価に適用して考えてみる。β値を求めようとした場合、当該PFI事業の投資債権の収益率とマーケットの収益率の共分散及びマーケットの収益率の分散を求める必要がある。マーケットの収益率については、一般的に利用可能なデータベース等を利用できるとしても、PFI事業の投資債権の収益率（及び分散）についてデータを得ることは、少なくとも我が国では不可能である。なぜなら、我が国ではそうした情報の公表や収集・分析は行われていないからである。したがって、マーケット・レート（ R_m ）及びマーケット・リスクプレミアム（ $R_m - R_f$ ）と同様、ベータ値についてもその計算は困難である。

それでは、CAPM方式を採用している豪州では、この点についてどのように手当てしているのか。まず、マーケット・リスクプレミアム（ $R_m - R_f$ ）については、表4-12に示したように、システムティック・リスク（需要リスク、物価変動リスク、施設の残存価値リスク、経済環境リスク）について4つの段階を経て推計するようになっている。この過程では、対象とするリスクの種類、リスク間のウェートの配分、The Project Rateの設定、及び民間へのリスクの移転度合いについて設定することになる。しかし、これらの設定において主観的要素は排除することはできない。確かに手続き的には精緻化されているが、その結果として計算される値の妥当性や正当性に関する説明力が極めて乏しい。

β値についても同様である。すなわち、前述の表4-11にあるように、豪州PPPガイドラインは、事業のセクター毎に機械的にベータ値を設定している。具体的には、「住宅関連施設（Accommodation and Related Services）」についてはβ値0.3、「水道、運輸及びエネルギー（Water, Transport and Energy）」についてはβ値0.5、「テレコミュニケーション、放送、技術（Telecommunications, Media and Technology）」についてはβ値0.9を設定している。実務的には、これに機械的に従えばよいということになるだろう。

しかし、これらのβ値の設定には根拠が示されていない。また、本来、β値は公共契約機関の信用力や個々の事業のリスク特性によって大きく変わりうるものである。しかるに、それらを一切無視して機械的にセクター毎にβ値を当てはめることには無理がある。

このように、豪州においては VFM 評価の割引率算定において CAPM の考え方を採用しているものの、その計算方法・過程には説明力に乏しい部分が多く見られ、かつその計算結果の妥当性についても疑問をはさむ余地が大きい。このため、公共機関による公共投資について、企業投資の期待収益率の理論をそのまま適用することは難しい。

(c) WACC に基づく考え方

WACC (Weighted Average Cost of Capital) は、伝統的な資本コストの計算方法で、企業の投資実務にも頻繁に使われる指標である。WACC の基本概念は、ある事業の投資に対して複数の資金調達源（一般的にはエクイティ（株式）とデット（負債）の 2 種類）を設定し、それぞれの資金調達源の割合及び調達コストを踏まえて加重平均して資金調達コストを求める、というものである。企業を実際に VFM 評価の割引率として WACC を使用することを明示した国はないが、理論的及び実務的には適用可能と考える。

WACC は、具体的には次のように計算される。

$$\gamma_C = w_E \gamma_E + w_D \gamma_D$$

ここで、 γ_C は、加重平均資本コスト（割引率）、 w_E は全資金調達額に占めるエクイティのウェイト、 γ_E は、エクイティの調達コスト（株主要求リターン水準）、 w_D は全資金調達額に占めるデットのウェイト、 γ_D は、デットの調達コスト（借入れ金利等）を指す。

式から明らかなように、これはそのまま PFI 事業における公共契約機関の資金調達コスト（割引率）に読み替えることができる。すなわち、E（エクイティ）を G（一般財源）、D（デット）を B（起債調達）と読み替えるのである。そうすると、公共契約機関の資金調達コスト（ γ_{PFI} ）は、次の式により計算することができる。

$$\gamma_{PFI} = w_G \gamma_G + w_B \gamma_B$$

このように、PFI 評価における WACC の適用は、理論的にも実務的にも可能と考えられる。 γ_G は、一般財源の調達コストとなるが、これは具体的には税收からの支出のため調達コストはゼロと言える。一方、 γ_B は当該公共契約機関が発行する起債の利率をそのまま適用する。

WACC の適用に係る実務的な問題は、多くの場合、公共契約機関の資金調達は、事業に紐付けされておらず、資金調達源のウェイトが明確でないこと

が想定される。この点に関しては、次の二つの対処方法が論理的に考えられる。一つは、当該事業に紐付けされた起債がないのであれば、すべて一般財源から支出されたものとしてみなすという考え方である。もう一つは、当該公共契約機関の全体の予算組み（資金調達計画）の中で、税金と起債による調達のウェイトをとり、それをを用いるというものである。このうち、前者については、起債による調達の割合がゼロとなり、かつ一般財源の調達コストがゼロになるので、事実上、WACC（割引率）が計算できない。従って、意味を持ちうるのは後者と言える。

WACCをVFM評価の割引率として一点疑問が残るのは、一般財源の資金調達コスト γ_g をゼロとみなして良いか、という点である。確かに、企業財務的な視点に立つと、税の徴収に金利を払っているわけでもなく、その支出に期待リターンの概念もないのでその意味では資金調達コストはゼロといってよい。しかし、機会費用の観点からは一般財源といえどもその調達コストもゼロとはいえず、説得力に欠ける。少なくとも、次に言及するリスクフリー・レートに比べると寄って立つ基礎が弱い。

(d) リスクフリー・レートに基づく考え方

リスクフリー・レートに基づく考え方は、その論理的背景は、公共契約機関による支出の機会費用を考慮するというものである。

リスクフリー・レートは、我が国のVFMガイドラインでもVFM評価に用いる割引率として適当としている。また、公共機関で採用する分析の割引率としても、広く用いられている。実はCAPMのモデルも、その計算式から見て分かるように、実際はリスクフリー・レートを計算の基礎としている。

リスクフリー・レートとは、その名のとおり、リスクのない資産（或いは債権や証券）から得られる利回りの率を言う。元本及び利回りの保証された投資商品における利回りが、その典型といえる。

すでに述べたように、本研究では、リスクフリー・レートをVFM評価の割引率として用いるべきと結論付ける。その理由は、リスクフリー・レートは、公共契約機関の支出の機会費用を反映させるものとして論理的に説明がつき、なおかつ計算に必要なデータが入手可能であるという点である。

前者については、まずPSCとPFI-LCCを現在価値化する理由、必要性から考えてみたい。PSCとPFI-LCCを現在価値化する理由は、現在の金銭の価値と将来の金銭の価値は異なるという、基本的な経済学の考え方によるものである。一般に、現在価値化のための割引率に関しては、上述のように、「社会的時間選好率（STPR）」、「期待収益率」、「資金調達コスト」、「機会費

用」のいずれかの考え方に基づいて求めることができる。VFM 評価の割引率としては、「期待収益率」については、公共契約機関にそうした概念がないためなじみにくいことを述べたが、他の3つの考え方は採用することが可能である。しかし、「社会的時間選好率 (STPR)」に基づく考え方については、財務分析と経済分析の整合性に関する説明の欠如、「資金調達コスト」に基づく考え方については、一般財源の調達コストの考え方が整理されていないことを問題点として指摘した。その点、「機会費用」の考え方に基づくリスクフリー・レートについては、他の考え方にあるような課題・問題点がない。

後者についても、データの入手は容易に可能である。具体的には、国債の利回りを採用することで対応できる。無論、国債以外の商品で、リスクフリーでより高い利回りが得られる運用手段があれば、それを適用する²⁰⁶。

②VFM 評価の割引率に関するその他の考察

ここでは、これまでの考察の結果に基づき、関連する事項に関する論理的な考察を行う。

(a) PSC と PFI-LCC に同じ割引率を用いることの是非

PSC と PFI-LCC については、我が国や英国で実践しているように、同じ割引率を使用することで基本的に問題ない。上記のリスクフリー・レートの考え方に従えば、従来手法による場合も、PFI 手法による場合も、リスクフリー・レートは同じである。この点に関しては、豪州においては、民間に移転されるリスクの特性により PSC と PFI-LCC に適用する割引率が異なることとしている。仮に PFI 方式の採用により、公共契約機関の資金調達コストや機会費用が大きく異なりうるものとすれば、そうした考え方も採用できよう。しかし、我が国では公共契約機関の資金調達コストが大きく異なることは考えにくい。したがって、PSC と PFI-LCC の割引率は同じものを用いてよいと考えられる。

(b) 割引率の計算における物価変動の取扱い

物価変動については、VFM 評価の現在価値化の過程においても考慮する必要がある。具体的には、費用や収入の値が名目値であれば、割引率も名目値にする。逆に、具体的には、事業にかかる費用や収入の値が実質値であれば、割引率も実質値にする。実務的には、割引率として用いられるリスクフリー・

²⁰⁶ 第4章では、実際にこの指標・値を用いて、実際の事業の VFM 評価のケース・スタディを行っている。

レート（本研究では国債の利回り）は、名目値である。これを実質値に換算することは技術的に容易ではないので、その値はそのまま名目値にし、一方で、それに整合させる形で事業の費用や収入を名目値にする（具体的には、将来の物価変動を予測して事業の費用や収入に反映させる）という方法が推奨される²⁰⁷。

本章の総括

本章では、我が国の PFI 事業における VFM 評価の概要を示した上で、VFM 評価に関する問題点 5 点をあげ、それらに対する考察を行い、筆者の考えを示した。

第一点目（VFM 評価の意義と事後評価）については、VFM 評価の目的は納税者に対するアカウンタビリティを示すことであることを論じた。また、特定事業選定時及び落札者決定時のみならず、事業の運営時及び終了時にも重要することの大切さを論じた。また、VFM の事後評価については、短に定量的な評価（狭義の VFM 評価）だけでなく、サービスの質の確保や利用者の満足度など、定性的な評価（広義の VFM 評価）を行うことの重要性を指摘した。

第二点目（VFM 評価の実施対象）については、独立採算型及びミックス型については、理論的に VFM 評価が適さないことを示した。また、英国での考え方や実務を参考にしながら、VFM 評価は原則としてサービス購入型に限定されるべきものであることを明らかにした。ただし、これは、政府の財政支出に着目した狭義の VFM 評価に関する結論であり、サービスの質の観点を含む広義の VFM 評価については、独立採算型及びミックス型においても実施する意義があることを述べた。

第三点目（VFM 評価の経済学的性質）に関しては、経済分析（Economic Analysis）及び財務分析（Financial Analysis）の二つを取り上げた上で、VFM 評価との関連性や違いについて整理した。具体的には、経済分析は事業の必要性、財務分析は事業の収益性を評価する手法であるのに対し、VFM 評価は事業実施手法としての PFI 適用の妥当性を評価するものであることを明らかにした。また、方法論については、理論的及び実務的な観点から、VFM 評価は財務分析の手法をとるべきことを論じた。

²⁰⁷ 実務的には、多くの場合、事業の費用や収入に物価変動を考慮して分析しているケースは少ないように思われる。しかし、分析手法の論理整合性の観点からは、物価変動を適宜反映させる必要がある。なお、物価変動を踏まえて費用や収入を計算することは、公共契約機関における実際の予算策定の実務においても役立つと考えられる。

第四点目（PSCの前提の見直し）については、PFI以外の民間活用が一般化する中で、公共契約機関が自ら（いわゆる直営で）施設の設計、建設、運営及び維持管理を行うという前提がもはや適切でないことを論じた。具体的には、公共事業の落札率、様々な民間活用、起債による資金調達などを適宜反映した上でPSCを計算すべきことを論じた。

第五点目（割引率）については、VFM評価における割引率の役割とその適切な計算方法について検討を行い、望ましい割引率を論じた。ここでは、英国や豪州の割引率の考え方や計算方法について、詳細に分析し批判的な考察を行った上で、最終的に、リスクフリー・レート（政府の長期国債のレート）を用いるべきことを論じた。

第5章 我が国の PFI 事業の VFM 分析とケース・スタディ

本章の目的と構成

本章では、第4章で行った考察に基づき、実際の VFM 評価結果のデータを用いて分析及びシミュレーションを行う。第4章では、次の5点について考察を行った。

- ①VFM の意義と事後評価
- ②VFM 評価の実施対象
- ③VFM 評価の経済学的性質
- ④PSC の前提の見直し
- ⑤VFM 評価における割引率

本章では、これらの項目について、実際の事業のデータを用いたケース・スタディを行う。まず、上記①～②については、「横浜市立十日市場小学校整備事業」（以下、「横浜市 PFI 事業」と称する。）及び「神戸市摩耶ロッジ等整備事業」（以下、「神戸市 PFI 事業」と称する。）を対象としてケース・スタディによる分析を行う²⁰⁸。上記③については、単に方法論の整理の問題なので、特に本章で実証的に扱うものはない。次に上記④については、PSC のパラメータについて、現状の公共工事の落札率及び民間委託の活用を考慮した VFM 分析を行い、PFI 以外の方法によるコスト縮減を考慮しない場合に比べてどのような差異をもたらすかについて分析する。また、横浜市 PFI 事業の実例を用いて、PSC の前提条件変更が、VFM 評価結果にどのような影響を与えうるかという点についてシミュレーション分析を行う。また、上記⑤については、横浜市 PFI 事業の例を用いて割引率を変更し（リスクフリー・レートを用いて再計算し）それが、VFM にどのようなインパクトを与えるかを把握する。

本章は、次の構成をとる。まず、第1節では、上記に関連するこれまでの既存研究等のサーベイを行う。基本的な文献サーベイは第2章で行ったが、ここでは本章で展開される研究と特に関連の深い文献について再度整理・確認をしておく。次に、第2節では、本研究第3章のデータを用いて、我が国の PFI 事業の VFM に関するデータ分析を行う。第3節では、上で示した4つの項目について、横浜市 PFI 事業、神戸市 PFI 事業、及びデータベース平均値より作成した架空のケースの3事例につき、各種の分析を行う。

²⁰⁸ 本ケース・スタディを行うにあたり、横浜市及び神戸市の職員の方々には情報提供や意見交換等の貴重な協力を賜った。この場を借りて、改めてお礼を申し上げたい。

第1節 関連研究の再確認

(1) 概況と視点

我が国の PFI にかかる研究は、まだそれほど多くない²⁰⁹。とりわけ、VFM 評価のフレームワークや方法論にかかる研究は、筆者の知る限りほとんど存在しない。そうした中で、内閣府及び総務省等の国の機関の策定している各種報告書、及び前野貴生による一連の研究は、本研究に関連性の高い先行調査・研究として参考になる。以下では、政府機関及び前野の研究を中心として既存の調査・研究について、「PFI の実施状況等」、「VFM の発現要因」、「PFI 事業の事後評価」の 3 点に着目してサーベイを行うとともに、それらを踏まえた上で、本研究の視点及びその独自性について確認する。

(2) PFI の実施状況等の一般事項に関する調査・研究

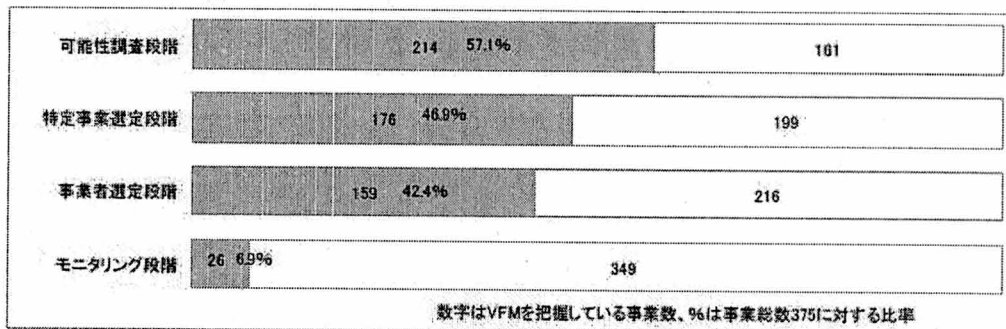
PFI の実施状況全般については、内閣府が公表している、「PFI に関する年次報告」²¹⁰に整理されている。ただし、VFM 及び VFM 評価については、年度によって言及されている場合とされていない場合があり、継続的な調査・報告がなされていない²¹¹。

総務省が 2011 年 12 月に公表した、「地方公共団体における PFI 実施状況調査報告書」には、地方公共団体における PFI 事業の統計情報が詳細に示されている。本調査では、地方公共団体が実施した 375 事業に対して調査が実施された。その中で、VFM の把握状況（VFM 評価の実施状況）については、下記のような調査結果を得ている。

²⁰⁹ 本研究の先行研究である、前野・下野（2010）においても、「このように、PFI 事業関連の各種のデータもある程度まとまってきたが、我々の知る限り、日本の PFI 事業に関する実証研究はほとんど行われていない。」と述べられており、我が国におけるこの分野の研究がまだ少ないことが示されている。

²¹⁰ 本資料は、2012 年 1 月現在、最新版は平成 21 年度版である。なお、平成 17～20 年度の間は「PFI アニュアルレポート」と題されていた。

²¹¹ 例えば、2012 年 1 月時点で最新版である、平成 21 年度版の報告書では、VFM についてはほとんど言及がなされていない。

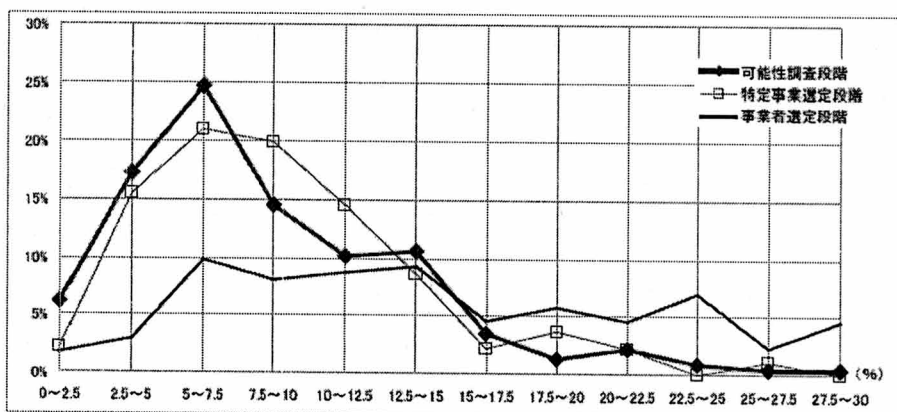


VFMを30%以上としている回答のうち、その事業の公表資料を参照すると明らかにPFILCCの値と間違えている回答があった。そのためVFM50%以上は無回答扱いとした。以下同様。

出典：総務省（2011）

図 5-1 事業段階毎の VFM の把握状況

この結果から、事業のモニタリング段階における VFM が把握されているのは、375 件中 26 件（6.9%）と、ほとんどなされていないことが分かる²¹²。一方、VFM の値についても、次図に示されているように、年々減少傾向にあることが確認されている。



縦軸は VFM を示す。数値軸は各段階における各 VFM を示した事業の、VFM を回答した事業数に対する比率である。

出典：総務省（2011）

図 5-2 各段階の VFM 分布状況（0%～30%限定）

また、同報告書では、「関連法規や制度の面で解決すべき課題」を整理しているが、VFM 評価に関するものとして以下のような意見が挙げられている。

- ・VFM 評価におけるリスクの定量化について、自治体が独自に行うことは

²¹² なお、本章第 4 節の分析によると、運営期間中の VFM を計算することは理論的に難しいことが明らかにされている。本調査では、モニタリング期間中の VFM が確認されている事例は 26 件とあるが、VFM の計算及び把握の方法については具体的に示されていない。

難しく、ガイドラインにおける基本的な考え方のほか、より具体的な指標等の設定方法を何らかの形で示してほしい。

- ・ PFI 事業採択にあたり公共側の判断基準である VFM の評価のあり方について、算定基準や指標を統一すべきである。
- ・ 公共事業で国庫補助金や税制等の制度を活用する場合に対し、民間資金を活用する場合は、資金調達面で不利になる。支援措置のイコールフティングを実現する必要がある。
- ・ 財源措置（交付金及び起債に関する要件緩和等）については、柔軟性が必要と考える

学術的な研究としては、前野（2006）「市レベルでの PFI の分析：PFI の実施と財政」が挙げられる。この論文では、675 の市を対象とし、地方公共団体における PFI 事業の実施と事業主体の財政状況との関連を検討している。その結果、政令市、中核市、特例市などの特別の権限を与えられた市が PFI 事業実施に積極的に取り組んでいることが明らかにされている。

以上が我が国の PFI 及び VFM に関する主要な調査・研究であるが、VFM 評価の再検討或いは再構築という観点からは情報量や考察が十分でない。内閣府の PFI 年次報告は、PFI 事業の実施状況等に関する情報について概観できる形で整理されているが、VFM の個別のデータは収集・掲載されていない。少なくとも、最新版の平成 21 年度版の PFI 年次報告では、VFM についてはほとんど言及されていない。また、総務省の調査及び前野の研究については、地方公共団体のみデータを扱っており、中央省庁や独立行政法人を含めた我が国全体のデータは扱われていない。

（3）VFM の発現要因に関する調査・研究

次に、VFM の発現要因に関する調査・研究のサーベイ結果を示す。PFI 及び VFM に関する先行研究で多いのは、VFM の発現要因に関するものである。前野・下野（2010）では、2005 年度末までに入札・契約が行われ VFM に関するデータの揃っている 138 件を対象として、VFM 発現の要因及び計画時の VFM と契約時の VFM の乖離に関する回帰分析を行っている。その結果、次の 2 つの結論が得られている。

- ・ 「契約時 VFM 比率」に注目すると、“日本における PFI 事業で VFM が大きく出ているのは競争原理による”という金子・岡田（2004）、野田（2004）の指摘を支持する結果を得た。

- ・「計画時 VFM 比率」と「契約時 VFM 比率」が大きく乖離していることを明らかにし、発注者である行政側と受注者である事業者側で、総事業費の算定基準が異なるために VFM が乖離することを確認した。

VFM の発現要因については、日本に先行して英国において調査がなされている。英国の調査では、VFM の発現要因として次の 6 つを挙げている²¹³。

- ・ Risk Transfer (リスク移転)
- ・ Output Based Specification (アウトプット仕様)
- ・ Long-Term Nature of Contract (長期契約)
- ・ Competition (競争)
- ・ Performance Measurement and Incentives (業績測定とインセンティブ)
- ・ Private Sector Management Skills (民間のマネジメント・スキル)

この英国の分類に基づいて、井上 (2005) 及び井上 (2007) では、VFM 発現の要因のうち、特にリスク分担と性能発注に着目して分析を行っている。そして、VFM に関する日本版 PFI の特徴として、以下の 5 点を挙げている。

- ・ BTO 方式で運営段階は維持管理業務が大部分の日本では英国に比べて「リスク移転」の度合いが少ない。
- ・ リスクの適正分担は「官民のもたれあい」を排除し、リスクコントロールできる主体が負担することで効率化される可能性がある。
- ・ 性能発注と長期契約の要因は互いに関連し「アウトプット仕様による設計・建設・維持管理の一括発注」は大きな効率化を生む可能性がある。
- ・ PFI の場合、それは民間管理技術等の民間ノウハウをより多く引き出し効率化を促すシステム設計であり、その入札契約システムに競争は欠かせない。価格の低減と品質の向上である効率化のために事業者選定では総合評価となっている。
- ・ 運営は別になることから出来高払い要因が効率化を促す要因にはならない。

本研究との関連においては、これらの研究の対象は VFM の発生する要因について分析を行ったものであり、PFI や VFM に関連する先行研究として参考になるところが大きい。一方で、VFM 評価のフレームワークや方法論自

²¹³ Enterprise LSE and Arthur Andersen (2000) を参照のこと。なお、この調査においては特に計量分析は行われていない。

体については研究の対象としておらず、その点が本研究と異なる。

(4) PFI 事業の事後評価に関する調査・研究

① PFI 事業の事後評価に関する調査

VFM の事後評価（運営開始後の PFI 事業評価）に関しては、我が国では調査・研究された事例はまだほとんどない。PFI 法が施行されてから十数年経過しているにも関わらず、PFI 事業の事後評価（VFM 評価を含む）がほとんど実施されていないことは驚愕の事実であり、かつ大きな問題がある。

まず、中央省庁や地方公共団体等の公共契約機関により、PFI の事後評価或いは VFM 評価が行われ公表された事例は、筆者の知る限り存在しない。機関によっては、内部的に実施されているものも存在しうると想定されるが、それらが一般の目に触れる形で実施・公表された事例は存在しない。

事後評価に関連した実務的な調査としては、福岡市 PFI 事業推進委員会「タラソ福岡の経営破綻を越えて～PFI 事業の適正な推進のために～タラソ福岡の経営破綻に関する調査検討報告書」（平成 17 年 5 月 12 日）及び近江八幡市立総合医療センターのあり方検討委員会「近江八幡市立総合医療センターのあり方に関する提言」（平成 20 年 1 月）がある。第 3 章で示したように、これらは双方とも PFI 事業が解除された事例である。前者は PFI 事業解除後、後者は PFI 解除前に、事業がなぜ成功裏に進められなかったかの経緯の確認を行うとともに、その改善策や教訓を導き出したものである²¹⁴。

福岡市の報告書では、次のように述べられ、市による財務的なモニタリングや事後評価はなされていないことが明らかにされた²¹⁵。

「本施設の運営及び維持管理に関するモニタリングを行うため、年 1 回の業務計画書並びに月 1 回及び年 1 回の業務報告書の提出と、原則として年 1 回のタラソ福岡運営協議会の開催が、事業契約に明記されていた。しかし、福岡市は、モニタリングの目的を本施設のサービス水準を維持することと認識し、年間業務計画書及び月次業務報告書にはタラソ福岡の財務状況に関する書類の添付を求めていなかった。また、実際は 3 ヶ月に 1 回程度開催されていたタラソ福岡運営協議会においても、福岡市は同社の財務状況について適宜報告を受けるにとどまり、同社の財務状況モニタリングを実質的には行

²¹⁴ これらは、双方とも破綻した事例ではあるが、福岡市の場合は事業運営を PFI 事業者が、近江八幡市の場合は医療行為等の病院中心業務の運営を公共（近江八幡市）が担当した点に大きな違いがある点に留意されたい。

²¹⁵ 福岡市 PFI 事業推進委員会（2003）p.10 より引用。

わなかった。」

一方、近江八幡市の事例の場合は、VFMにも言及されて、その運用のあり方について厳しい異見が提示されている。提言をまとめた近江八幡市立総合医療センターのあり方検討委員会の提言は、近江八幡市とPFI事業者がPFI事業契約を解除する以前に策定されたものであるが、まず、その問題点（検討会の設置に至った経緯）として、次のように述べている²¹⁶。

「当初、近江八幡市の問題意識の発端は、これまで黒字経営を続けてきた総合医療センターが、平成18年度の新たな経営体制移行後より一転して大幅な赤字に陥っていることへの危機感にあったが、同時に、一部診療科において医師が不足する事態が起こっているほか、新たな経営体制による医療現場の混乱や業務負担の増加という状況も、医療の質を確保・向上する観点から決して見過ごすことが出来ない問題として、市による主導的な解決が求められているところである。」

また、特に、VFMに関連する記述としては、導入段階のVFM評価について、次のように問題点を指摘している。

「本件に限らず、行政機関はPFIの導入検討において、VFM（バリュー・フォー・マネー）という概念を使い、施設整備から運営までの総事業費をトータルで算定して従来方式と比較する手法を採用している。このこと自体は否定されるべき性質のものではないが、近江八幡市を例として考えると、このVFMの数値のみを重視すると、毎年の損益計算や資金収支といった経営の基本的な考え方が欠落したまま、「PFIありき」の議論が進行する恐れがあったといえる。」

また、公共契約機関としての近江八幡市の責任については、次のように述べて断罪している。

「PFI計画時における以上の状況を鑑みると、PFI事業の計画及び実施に当たり、計画を進めれば病院に多額の不良債務が発生し経営が破綻する可能性を多少なりとも意識しつつ、もし実際に破綻状態に陥っても、市の一般会計や金融機関からの資金調達により多分何とかするのではないかとの安易な認識に基づき、PFI計画を推し進めたものという疑念は払拭できない。この安易な認識は、市民の税金により適切に公的経営を行うべき市の責任を放棄

²¹⁶ 以降、本節における近江八幡市のPFI事業に関する引用は、すべて、近江八幡市立総合医療センターのあり方検討委員会（2008）より。

したとも考えられる。もし一連の PFI 計画の責任者が、経営破綻の可能性を少しでも認識しながら、十分な検討と対策を行わず、現在の危機的状況を招いたとすれば、この道義的責任は決して見過ごすことができないものと考えられる。」

市の VFM に関連する記述としては、次のように述べ、特に市の収入に関する検討を徹底して行い、場合によっては PFI 契約の解除を含む見直しを行うよう勧告している。

「市及び病院は、現在の病院の経営状況、及び次項に述べる支出費用の適正化に関する SPC との交渉状況等も踏まえ、PFI 事業の残りの期間の収支込みを検討することで、収入の確保及び支出の削減可能性を早急に把握し、その結果によって、現行の PFI 方式のままの病院経営の継続が可能であるのか、それとも PFI の契約条件や金額の大幅な見直し、又は契約の一部解除等が必要であるのか決定すべきである。」

そして、VFM 評価そのものについては、特に資金調達コストの計算方法について、次のように述べて公的資金と民間資金の活用と比較のあり方について問題点を指摘している。

「仮にこの金額（事業施設整備のための資金）を PFI 方式ではなく、公的金融である地方債で借りていた場合、平成 18 年度で約 2% 前後の金利による元利均等返済と設定して試算すると、約半分の負担で済むと想定される。また、この地方債による資金調達であれば、数年間の元本支払い猶予（据置）期間が設定できたため、現在の資金繰りの状況も全く違った状況になっていたとも想定される場所である。（中略）但し、このような方式は、金融機関の PFI 以外の融資案件にも頻繁に使われる一般的な手法であり、金利の数値は、契約によって近江八幡市側と SPC の間で合意されたものである。この点、地方債による借入より高金利であるにも関わらず、VFM による事業総額の比較結果を理由にその高金利の条件を容認したことについて、十分な検討を行ったことが伺われる資料がないことを考えると、近江八幡市側の PFI 導入時の検討がいかに杜撰なものであったかが伺える。」

以上、多少長くなったが、近江八幡市の事例について、同市の検討委員会の提言内容について詳しく述べた。これらの一連の指摘は VFM 評価のあり方自体に触れたものではない。しかし、VFM 評価について、次のような 5 つの重要な示唆を与えている。

- ・計画時の VFM 評価が、必ずしも高い精度を持って行われているわけではない。
- ・資金調達の方法については、民間からの資金調達と、公共による資金調達の優位性について、十分に検討する必要がある。
- ・PFI の事業の実施に係る公共契約機関の負担額は、単に PFI 事業者に支払うサービス購入料だけでなく、その他にも発生する費用（近江八幡市の場合は病院の運営費用等）或いはリスクが存在す。
- ・VFM や事業の経営状態については、事業契約締結後或いは事業運営開始後においても慎重にモニタリングを行い、事業の継続性を確保していく必要がある。
- ・VFM の評価は、費用面(定量面)に関する分析もさることながら、サービスの水準の確保(定性面)に関する分析も行う必要がある。

こうした点については、本研究の問題意識や考察にも、少なからぬ影響を与えている。具体的には、実際にこうした破綻事例がすでに複数発生しているにも関わらず、事業評価に関するこれらの教訓が共有されていない、或いはその解決に向けた制度や方法論の検討が進んでいないという点は、大きな問題といえる。

②PFI 事業の事後評価に関する研究

我が国の PFI 事業の VFM の事後評価に関する研究は、筆者自身の論文²¹⁷及び山下他（2006）が存在するが、筆者の調べた限りではそのほかには研究事例がない。ただし、これらの研究も、VFM の定量的な評価ではなく、サービスの質等に着眼した事業評価となっている。

佐々木（2005）では、VFM の事後評価の意義及びそのフレームワークを提示する試みを行っている。そして、神戸市の摩耶ロッジ整備等事業を対象として事後評価のケース・スタディを行っている。評価の項目は、OECD の DAC（Development Assistance Committee）の評価基準を参考として、「妥当性」、「目的達成度」、「適正調達」、「効率性」、「継続性」の 5 項目を定めた。その項目に基づいて評価を行った結果、全体として、当該事業は経営的にもサービスの面でも良好に運営されていることが明らかにされた²¹⁸。

また、山下他（2006）の研究では、佐々木（2005）が示した評価のフレー

²¹⁷ 具体内容については、佐々木（2005）参照のこと。なお、この研究は、本章第 3 節のベースとなっている研究である。

²¹⁸ 本研究の執筆時点である 2011 年 12 月時点においても、当該事業は問題なく運営されているとの情報を神戸市より得ている。

ムワークに対して、評価基準を変更して病院 PFI 事業（高知医療センター）の評価を行っている。この研究では、「妥当性」、「目的達成度」、「インパクト」、「効率性」、「持続性」の5項目を定めた。研究成果としては、特に VFM の定量的評価の観点から、効率性について次のような評価結果が示されている。

「しかし、効率性については、現時点では VFM を定量面からのみ見ると、プラスになっていない可能性が高い。これは、公共側及び民間側の双方に責任のある事項に関するリスク分担の限界点を曖昧にしたまま事業契約の締結がなされたことが、大きな要因の一つであると思われる。特に大規模な病院といった業務内容が高度かつ多岐にわたる事業においては、事業契約締結時においては、ありとあらゆるケースを想定したリスク分析と、それに伴う費用分担の方法を取り決めておくことが、不可欠である。以上の点が本 PFI 事業の教訓として挙げられよう。」

さらに、持続性については、次のような評価のコメントが記述されている。

「材料費の高騰など、病院経営自体を不安定にする要因があり、これについて SPC 側の責任も指摘されていることから、場合によって SPC の経営に影響する何らかの事態が生じる可能性もある。」

実際、この評価を行った後に、高知医療センターでは PFI 事業契約が解除されるという事態に至った²¹⁹。報道によると、病院の経営悪化のための解除とされる。しかし、福岡市や近江八幡市とは異なり、PFI 契約解除に至った経緯等を示した資料等が公表されていない。このため、その経緯や真の原因を確認したり、教訓を得たりすることはできない²²⁰。この山下他の「懸念」は奇しくも現実のものとなってしまったわけである。こうした評価が行われていたにもかかわらずなぜ PFI 事業契約解除という事態を事前に回避できなかったか、事業関係者の責任の問われるところである。

いずれにしても、この事実は、PFI 事業の高知医療センターの PFI 事業の事後評価が運営期間の早いうちから適切に行われていれば、PFI 事業契約解除を回避できた可能性があることを示唆するとともに、PFI 事業評価の重要性を雄弁に物語っているといえる。

²¹⁹ 山下他（2006）のケース・スタディは、PFI 事業契約が解除される前に実施されたものである。

²²⁰ ちなみに、高知医療センター PFI 事業における公共契約機関は、高知県・高知市病院企業団であり、地方公共団体ではない。

(5) 本研究の視点と独自性

以上で、VFM 評価に関する基本的な調査・研究のサーベイを終えた。以下では、これらの調査・研究での達成事項と、本研究の視点及び独自性について整理する。

第一に、本研究は、我が国における PFI 事業の VFM 評価の再構築を図ろうとするものである。そうした視点から、VFM 評価のフレームワークや方法論について言及した調査・研究はほとんどない。内閣府や総務省が公表している一連の報告書においては、現状の VFM 評価について問題・課題があることは指摘されているが、単に指摘するにとどまっており、具体的な解決のための検討や取り組みというものはなされていない。そうした中で、山下他(2006)は、PFI 事業の事後評価を試みた貴重な研究といえる。しかし、これは VFM のサービスの定性面について焦点を当て、事後評価の意義を指摘しケース・スタディを行ったものである。したがって、本研究で行おうとする定量的な意味での VFM の事後評価については中心的に扱われていない。

第二に、前野・下野や井上馨による一連の研究は、VFM の発現要因について先駆的な分析がなされている。確かに、これらは VFM にかかる実証研究として、今後の PFI 事業の VFM 向上に貢献しうるものとして考えられ。しかし、一方で、本研究の主要課題である VFM 評価の事後評価や方法論については直接的に扱っていない。さらに、前野・下野の研究では、基本的に扱う PFI 事業のデータは地方公共団体のそれに限られている。また、井上の研究でも、全 PFI 事業のデータを使った計量分析はなされていない。そうした面において、これらの研究で用いたデータは限られている。一方、本研究で扱う PFI 事業のデータは、過去 10 年に及び国及び地方公共団体のすべての事業であり、サンプルの量・範囲を拡大した形で分析を行っている。

第三に、VFM の事後評価については、定量分析が行われた事例は筆者自身の研究を含めてほぼ皆無である。総務省(2011)によると、地方公共団体の事業で 26 件について運営期間中の VFM が把握されているが、それがどのような方法により、どういう形で評価・把握されているのかは不明である。少なくとも、それらの団体自身による調査報告等は確認できていない。実際に公共契約機関が実施したものとしては、福岡市と近江八幡市の 2 つの破綻事業に関する報告書がある。これらは PFI 事業が破綻に至った経緯や教訓・改善点を示す有益な報告書ではあるが、経営が危機に陥った後に市に設置された委員会によって行われた特別な事例であり、本研究で提唱する、モニタリングの一環としての VFM の事後評価とは性格が異なる。

以上を整理すると、本研究は、次の独自性を有していると整理することができる。

- ・ VFM 評価の方法論を中心テーマとする研究であること
- ・ 国と地方公共団体を含む網羅的なデータを用いた研究であること
- ・ 実際の事業のデータを使った実証的な VFM 評価を行っていること

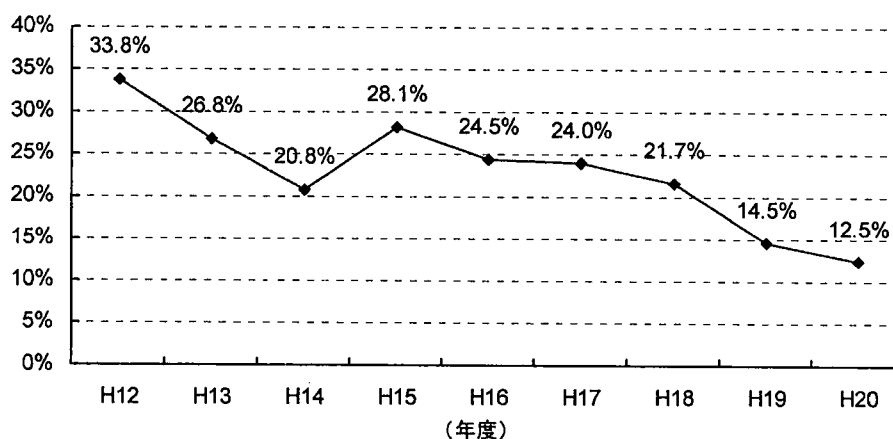
これらを踏まえ、次節以降では、我が国の PFI 事業における VFM 評価について、実際のデータを用いた実証分析を行う。

第2節 我が国の PFI 事業の VFM 分析

(1) VFM 発現の傾向と分野

本節では、我が国の PFI 事業の VFM の特徴や発生要因に関して実際のデータを用いた分析を行う。VFM のデータは、本研究の第3章では「特定事業選定時の VFM」と「落札者決定時の VFM」があるとしたが、ここでは後者を用いる。このため、分析対象とする PFI 事業も、落札者決定時の VFM のデータが利用可能なものに限定する。

まず、我が国における PFI 事業の VFM に関するデータを整理した。各年度に落札された事業の VFM の平均値を見ると、平成 12 年度の平均が 33.8% と最も高く、その後は低下する傾向が見られる。



出典：筆者作成

図 5-3 VFM 平均値の推移

このデータは、国及び地方公共団体のすべての PFI 事業（PFI 事業契約締

結済みのもの)のデータに基づくものであるが、その結果は、地方公共団体の PFI 事業のデータを用いた総務省(2008)及び前野・下野(2006)と同様の傾向を示している。すなわち、国の事業を含んだ場合でも、全体として VFM の数値は低下傾向にあることが確認された。

次に、事業分野ごとの VFM について確認する。本研究第3章で示した筆者の整理によると、事業分野ごとの VFM については、次表のように整理される。

表 5-1 事業区分(中)ごとの平均 VFM

順位	事業区分(中)	平均VFM	順位	事業区分(中)	平均VFM
1	再開発	44.3%	21	庁舎	21.4%
2	農業排水処理施設	40.7%	22	小中学校	21.3%
3	余熱利用施設	40.5%	23	美術館・博物館等	20.6%
4	複合施設	33.1%	24	文教その他	20.1%
5	福祉施設	32.8%	25	体育施設	17.5%
6	医療福祉その他	31.8%	26	住宅	17.4%
7	駐車場	31.0%	27	宿舎	17.1%
8	空港施設	30.0%	28	観光施設	16.5%
9	浄化槽	27.0%	29	給食センター	16.4%
10	会館	26.5%	30	青少年施設	16.4%
11	庁舎等	26.4%	31	ESCO事業	16.2%
12	斎場	26.1%	32	卸売市場	12.5%
13	発電設備	25.7%	33	空調	11.0%
14	上水道施設	24.7%	34	産業振興その他	8.1%
15	図書館	22.8%	35	病院	7.9%
16	教育研究その他	22.6%	36	ケアハウス	5.9%
17	大学施設	22.3%	37	宿舎等	5.5%
18	公園	22.1%			
19	高校	22.1%			
20	廃棄物処理施設	21.8%			

出典：筆者作成

事業区分毎の VFM の多寡を見ると、再開発、農業廃水処理施設、余熱利用施設、複合施設、福祉施設、医療福祉その他、駐車場、空港施設等が上位を占める²²¹。これらの事業は、比較的、PFI 事業者による運營業務の分担が大きいと思われる。一方、宿舎等、空調、卸売市場等の事業は、民間による運營業務部分が比較的低い事業と思われる²²²。このことは、民間が運營業務の一部または全部を実施することにより、費用の縮減が図られたり、または利用者からの直接の収益がある場合はそうした収益の向上が図られ、結果的に VFM の向上に寄与している可能性があることを示唆している。

²²¹ ただし、「再開発」及び「農業廃水処理施設」は、事例としては1件しかない。

²²² ただし、病院やケアハウス等については民間が一定の運營業務を担う場合も想定される。ここでの考察はあくまでもその可能性を示唆するものであり、データによりきちんと裏付けられたものではないことを断っておきたい。

(2) VFM 発現の要因分析

前節で示した英国の調査結果では、「リスク移転」、「アウトプット仕様」、「長期契約」、「業績測定とインセンティブ」、「競争」、「民間のマネジメント・スキル」が挙げられている。本研究では、このうち、数値化が可能な、「アウトプット仕様」、「長期契約」、「競争」、及び「インセンティブ」²²³の4つの項目を取り上げ、落札者決定時のVFMの値との相関関係の分析等を行った。

パラメータとしては、「アウトプット仕様」については、直接的には数値は得られないが、全事業費に占める運営・維持管理費の値を代わりとして用いることとした。また、新規の施設整備事業と既存施設の改修事業の比較を行った。「長期契約」については、PFI契約の事業年数を用いて分析を行った。「競争」については、応募グループの数を用いて分析を行った。「インセンティブ」については、サービス購入事業と、自身の事業収入があるミックス型事業の比較分析を行った。

サンプルとなる事業は、第3章で整理した事業契約締結済みのPFI事業の309事業の中から、上記パラメータ、並びに特定事業選定時及び落札者決定時のVFMのデータを全て完備する事業、全186事業を対象とした。

なお、サンプルとして用いる186件のPFI事業のプロファイルは、次表のとおりである。

表 5-2 VFM 相関分析のサンプル事業のプロファイル

サンプル数	平均値					
	契約年数	事業費 (百万円)	事業費中 の運営費 の割合	応募者数	特定事業 選定時 VFM	落札時 VFM
186 件	17 年	12,990	41.6%	3.6 者	9.1%	20.7%

出典：筆者作成

以下に、それぞれの要素とVFMの関係に関する分析結果を示す。

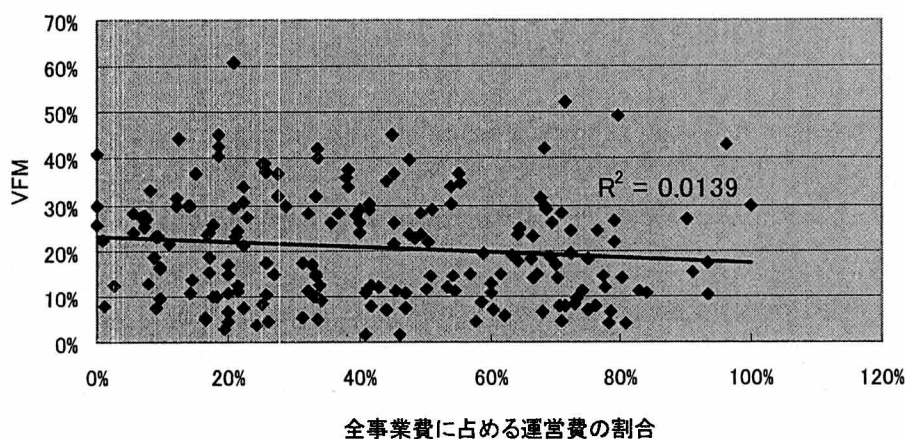
①アウトプット仕様とVFMの関係の分析

アウトプット仕様とは、事業の施設整備や運営につき、設計基準や部材等のインプット仕様をできるだけ少なくすると同時に、公共契約機関が必要とする施設やサービスのアウトプットを明確に定めることにより、PFI事業者

²²³ 本研究では、「業績測定」にかかる分析を行う十分なデータが得られなかったため、「インセンティブ」に限定して分析を行うこととする。

の自由度を高め、創意工夫や事業のコスト縮減を実現する余地を大きくすることを目的とするものである。

このアウトプット仕様と VFM の関係を確認するため、本研究では、まず、事業費に占める運営費の割合と VFM の相関関係の分析を行った。事業費に占める運営費の割合は、厳密にはアウトプット仕様におけるアウトプット比重の高さ或いは適切さを示す指標ではないが、アウトプット仕様を「より運営比重や事業の自由度が高く、PFI 事業者の創意工夫を生かす余地が大きい」と解釈し、事業費に占める運営費の数値を用いることとした。分析の結果は、次図のとおりである。



出典：筆者作成

図 5-4 事業費に占める運営費の割合と VFM の相関の確認結果

上図に示されるように、特に両者の間に相関関係は見られなかった。また、傾向としても、必ずしも運営費の割合の多い事業の VFM が高いとはいえないことが分かった。この理由としては、例えば、運営比重の少ない、施設の整備と維持管理中心の事業の方が、コスト縮減やリスク負担が小さく、かつ結果的に応募しやすい事業となり、競争性が増すといったことが考えられる。

事業費に占める運営費の観点からは特にアウトプット仕様と VFM の関係には関係が見られなかったが、それとは視点を変えて、事業施設の整備が新規のものであるか、既存施設の改修であるかという視点で分析を行う。ここでの前提は、既存施設の場合はすでに施設の基本仕様や構造が決定されているため、新規整備の方がアウトプット仕様の適用範囲が広がるという考えである。

次表は、BOT方式、BTO方式、及びRTO方式（及びRO方式）²²⁴の各事業について、対象事業の平均値を整理したものである。

表 5-3 BOT方式、BTO方式、RO方式の比較

	事業件数	応募者数	VFM
BOT方式	16件	4.7者	25.2%
BTO方式	116件	4.0者	22.8%
RTO方式	10件	1.6者	11.0%
RTO方式 ※H15年度の案件を除外した場合	8件	1.0者	7.7%

出典：筆者作成

注：表中の値はすべて平均値

上の表では、非常に興味深い結果が得られている。すなわち、VFMの値で見ると、BOT方式は平均25.2%、BTO方式は22.8%であるのに対し、RTO方式は11.0%に過ぎない。また、RTO方式の案件から、まだ「学習期」であった平成15年度の2案件を除くと、VFMの値は7.7%に更に下がる。なお、平成15年度の案件を除いたRTO事業への応募者数の数は、全ての案件において、1者しかいなかったということはある意味驚くべきことである。

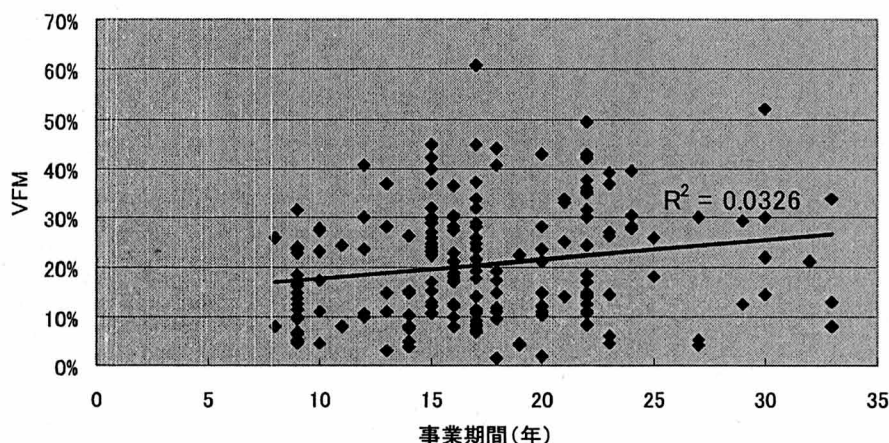
以上の分析結果から、新規の施設整備事業に比べて、既存の施設の改修事業の方がVFMの値が総じて低いことが分かった。また、施設整備完了後に施設の所有権を公共契約機関に移転する（したがって、一般的に施設運営の自由度が低いと考えられる）BTO方式に比べて、施設整備完了後も施設の所有権をPFI事業者が保持する（したがって、一般的に施設運営の自由度が高いと考えられる）BOT方式の方が、VFMの値が高いことが分かった。これにより、アウトプット仕様、或いはPFI事業者へのより大きな事業の自由度の付与がVFM向上に寄与して可能性があることが、我が国のPFI事業のデータにおいても認められた。

②事業期間とVFMの関係の分析

事業期間とVFMの関係に関する仮説は、事業期間がより長ければ、民間（PFI事業者）へのリスク移転が大きくなり、VFMが向上するというもので

²²⁴ 第1章で示したように、RTOは「Rehabilitate・Transfer・Operate」の頭字後、ROは「Rehabilitate・Operate」の頭字後で、両者とも既存施設の改修とその運営・維持管理を行う事業である。

ある。事業期間と VFM の関係を確認するため、PFI 事業の契約年数と VFM の相関関係の分析を行った。これは、上のアウトプット仕様と異なり、事業年数のデータを直接に利用できる。分析の結果は、次図のとおりである。



出典：筆者作成

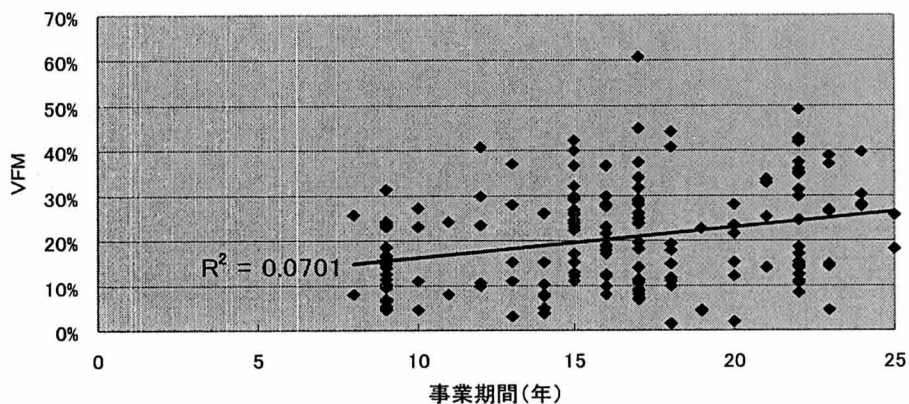
図 5-5 事業契約年数と VFM の相関の確認結果

上図に示されるように、大きくは、事業期間が長くなると VFM も高くなるという傾向は見られる。しかし、実際に相関分析をしてみると、特に両者の間に相関関係は見られなかった。

上の分析で用いたデータでは、25 年以上の超長期の事業も含まれているため、逆に民間へのリスクが過度になり、VFM が低減している可能性がある。そのことを検証するため、事業期間が 20 年以下のものに限定して再度分析を試みた。その結果は、次図のとおりである。

この分析の結果では、全事業を対象とした場合に比べて、若干決定係数が上昇している。ただし、その値はまだ 0.0701 であり、有意な相関関係は確認できなかった。したがって、長期契約が VFM 向上に寄与するという英国の調査結果は、我が国では必ずしも当てはまらないことが明らかになった。

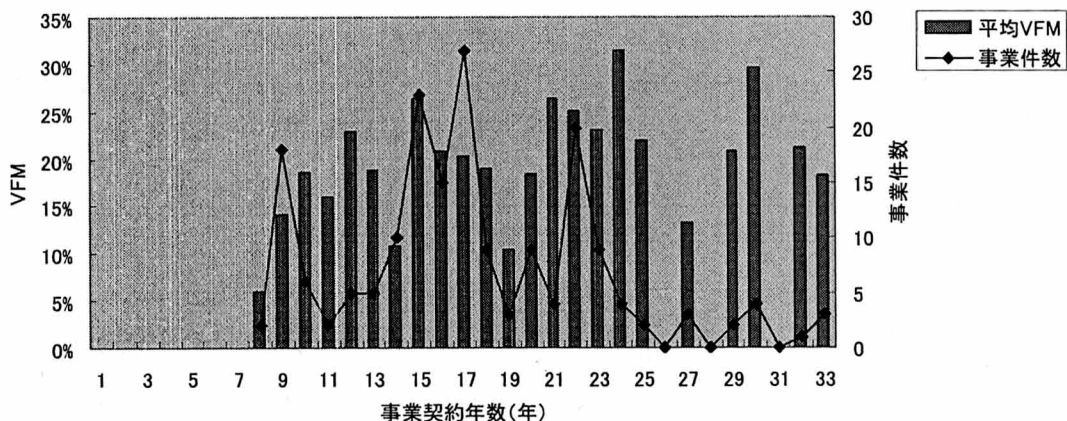
この理由としては、例えば、事業が長期化することにより資金調達コストが増えたり、利用者の需要や施設の大規模改修に代表されるような長期のリスクの負担コストが増大することが考えられる。またそうしたリスクに対する競争性の低下といったことも考えられる。いずれにしろ、こうした事業の長期化によるリスク負担については民間が PFI 事業コストを計上するため、負担するリスクが過大であると PFI-LCC のコスト上昇につながり、必ずしも PSC に対して PFI-LCC が優位にならないということが考えられる。



出典：筆者作成

図 5-6 事業契約年数と VFM の相関の確認結果（事業期間 25 年以下のもの）

参考までに、対象データにおける事業契約年数と VFM 及び事業件数の関係を下図に示した。

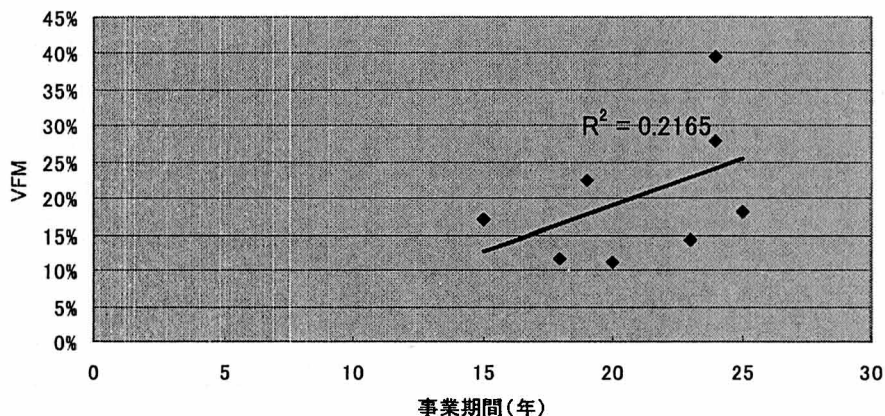


出典：筆者作成

図 5-7 事業契約年数と VFM・事業件数の関係

この分析結果によると、VFM の平均値が最も高いのは、事業契約年数が 24 年の場合である。続いて、30 年、15 年、21 年となる。比較的 VFM が高いのは事業契約期間が 21 年～25 年の間に多いように見られるが、やはり明確な傾向は確認できない。事業件数が最も多いのは事業契約年数が 17 年のケースであるが、ここで最も高い VFM が得られているわけではない。次に多いのは事業件数が 15 年と 22 年のケースであるが、これらにおいては比較的高い VFM が得られていることが分かる。

この点について、より詳細に、事業施設毎に事業契約年数と VFM の相関関係を確認した。ほとんどの事業施設については、有意な相関関係は確認されなかったが、唯一、廃棄物処理分野については、他の分野に比べて比較的高い相関関係を確認することができた。その結果は、下図のとおりである。



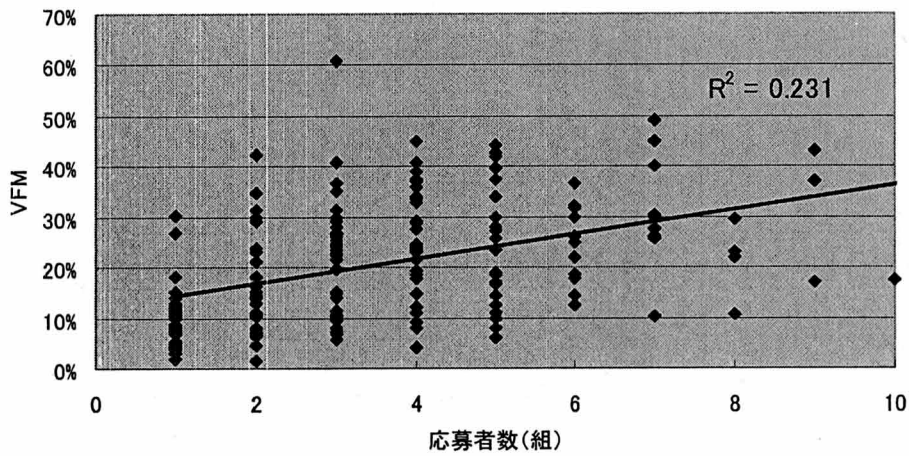
出典：筆者作成

図 5-8 廃棄物処理施設における応募者数と VFM の相関の確認結果

廃棄物処理施設については、一般的な建築施設とは異なり、プラントの耐用年数が 20 年～30 年と比較的はっきりしている。また、その間の事業施設の維持管理に関するリスクもある程度経験的に得られており、民間としてもそのリスク管理が可能な余地が大きいと考えられる。したがって、その耐用年数ぎりぎりまでに事業期間を設定することができた場合は、より VFM を高められるというロジックが考えられる。

③競争と VFM の関係の分析

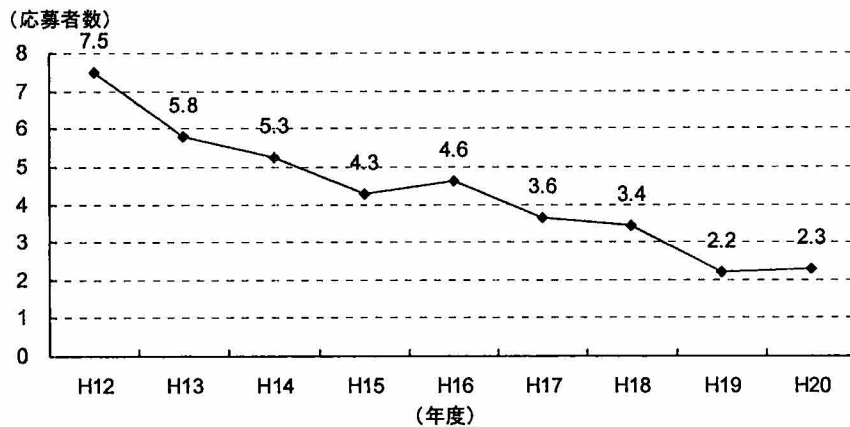
競争が VFM の向上に寄与しうることは容易に想像できる。競争と VFM の関係を確認するため、各事業に対する応募者の数と VFM の相関関係の分析を行った。これも、事業期間と同様に、実際の入札への応札者数のデータを直接に利用できる。分析の結果は、次図のとおりである。



出典：筆者作成

図 5-9 応募者数と VFM の相関の確認結果

この分析結果については、両者の間に一定の相関関係が見られる。決定係数は 0.231 と必ずしも高くないが、「アウトプット仕様」及び「契約期間」のそれに比べて、格段に高い値を取っている。実際に、PFI 事業への応募者数は、下図のように年々減少傾向にある。図 5-3 に示した VFM の低下傾向と見比べると、両者の間に一定の相関が見られることは十分に納得できる。

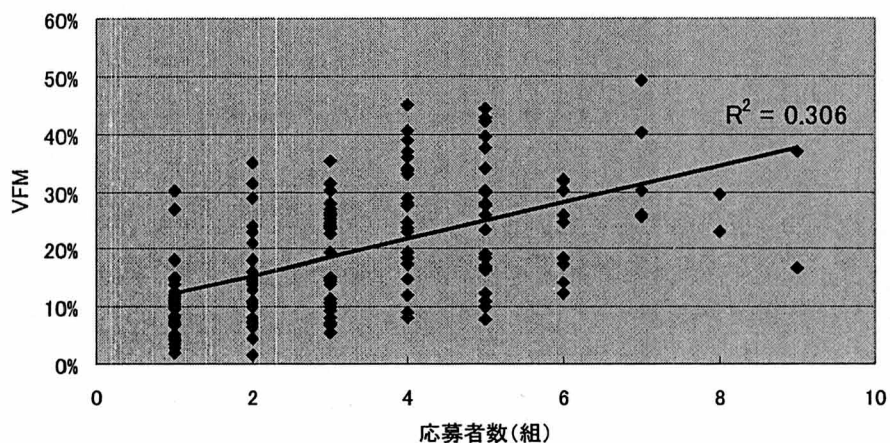


出典：筆者作成

図 5-10 PFI 事業の応募者数の経年変化

この分析結果を再検証する意味で、我が国における PFI 事業が、本研究第 3 章で定義した「成長期」に入った後、すなわち平成 16 年度以降に PFI 事業契約が締結された事業に限ってこの相関関係を分析した。平成 16 年度以

降に区切ったのは、創世記（平成 12 年～13 年度）及び学習期（平成 14～15 年度）には、PFI がまだ十分に定着しておらず、異常値が存在する可能性があるからである。平成 16 年度以降の事業の分析結果は次図のとおりである。



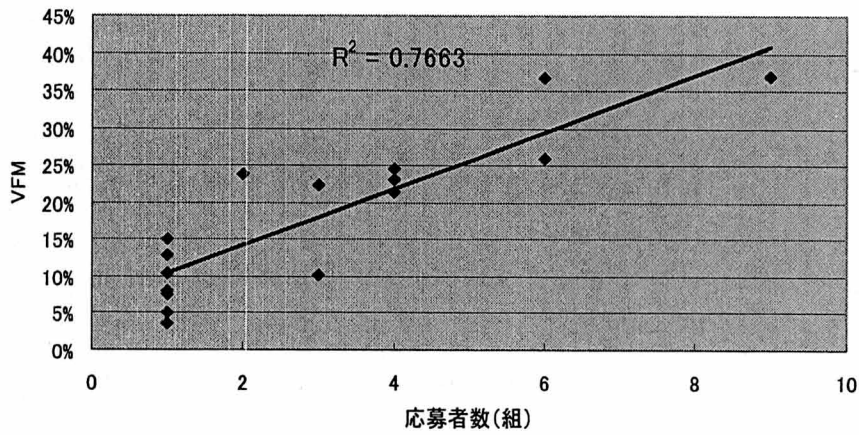
出典：筆者作成

図 5-11 応募者数と VFM の相関の確認結果（H16 年度以降契約締結案件）

全事業数で見た場合の決定係数は 0.231 であるが、平成 16 年度以降の事業に限定した場合は、決定係数は 0.306 に増加する。この結果は、応募者数と VFM の間に一定の相関関係があるという上の分析結果をサポートするものである。

ここで、個々の事業施設別に、応募者数と VFM の相関関係の確認を行った。その結果、教育研究施設、特に、大学施設、高校施設、小中学校、及びにおいて顕著な相関関係が確認された。（次頁の図を参照のこと。）こうした教育研究施設の特徴は、PFI 事業者の業務内容は施設の建設と維持管理のみであることが多く、比較的事業リスクが少ない（ただし、RTO 案件を除く）。また、第 3 章で見たとおり、分野としても、最も案件数の多い分野である。したがって、民間企業にとっては比較的参加がしやすく競争性があがり、その結果として VFM 値の向上に寄与しているものと考えられる。

以上のことから、応募者数と VFM の間に一定の相関関係が存在しうることが確認された。また、これは、地方公共団体のデータを用いて分析を行った、前野・下野（2010）及び英国の調査報告書の分析結果を支持するものである。すなわち、国の事業を含む過去 10 年のデータを用いた場合でも、競争と VFM の間には一定の相関関係があることが確認された。



出典：筆者作成

図 5-12 応募者数と VFM の相関の確認結果（大学施設）

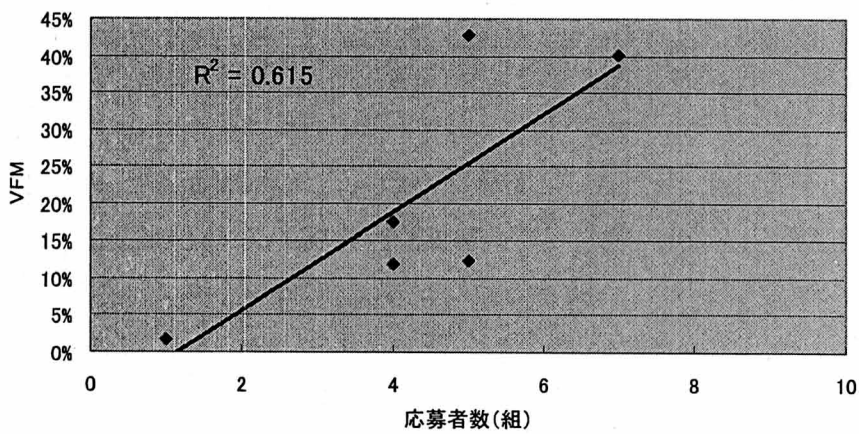


図 5-13 応募者数と VFM の相関の確認結果（高校）

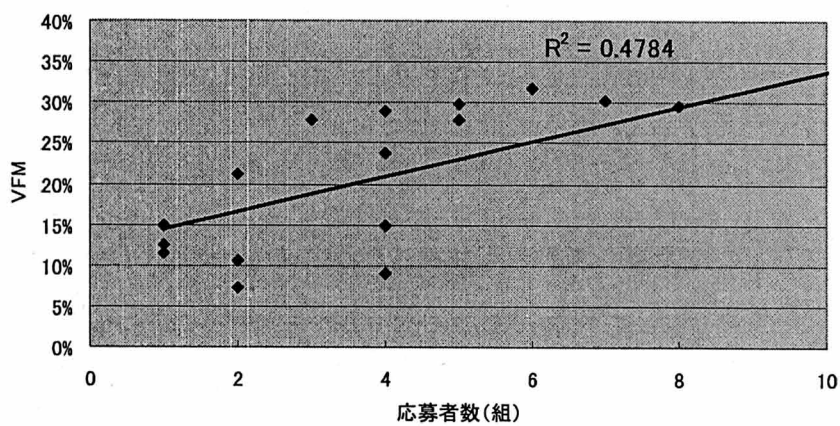


図 5-14 応募者数と VFM の相関の確認結果（小中学校）

④インセンティブとVFMの関係の分析

最後に、インセンティブとVFMの関係について分析を行う。PFI事業におけるインセンティブの与え方については、主として「業績評価（モニタリング）結果によるサービス購入料の増減」と「PFI事業者によるサービス購入費以外の事業収入の付与」がある。双方の場合とも、PFI事業者は、事業パフォーマンスの向上により事業収益を増やすことができる。ここでは、そうしたインセンティブがないサービス購入型事業と、そうしたインセンティブが存在するミックス型事業のVFMを比較してみる。

分析に用いるデータは、表5-2に示した186事業のデータである。分析結果は、次表のとおりである。

表 5-4 サービス購入型とミックス型の比較

	事業件数	応募者数	全事業費に占める 施設整備費の割合	VFM
サービス購入型	151件	3.6者	60.7%	19.3%
ミックス型	18件	4.1者	48.2%	27.8%

出典：筆者作成

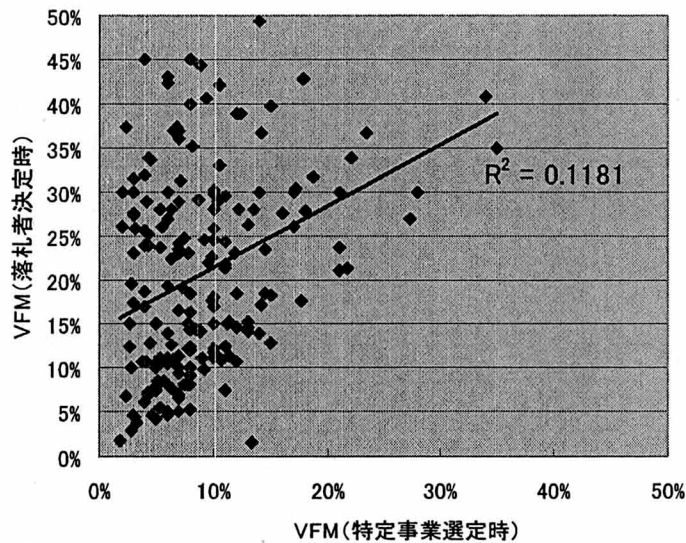
注：表中の値はすべて平均値

上の表から明らかなように、サービス購入型事業に比べて、ミックス型事業のVFMの方が高い。これは、ミックス型事業はPFI事業者に対して自助努力による収入増加のインセンティブが与えられるため、より公共契約機関による支出が削減できるというロジックをサポートするものである。意外なことに、応募者数も、ある意味リスクを伴うミックス型の方が多い。全事業費に占める施設整備費の割合はミックス型の方が低い。すなわち、より運営比重の高い事業においてミックス型が採用されていることが分かる。

このことから、インセンティブの付与がVFM向上に寄与して可能性があることが、我が国のPFI事業のデータにおいても認められた。

(3) 特定事業選定時のVFMと落札者決定時のVFM

最後に、参考として、特定事業選定時のVFMと落札者決定時のVFMの比較を行う。先行研究では、前野・下野（2010）において、「計画時VFM比率と契約時VFM比率が大きく乖離していること」を明らかにしている。国と地方の事業のデータを含むVFMのデータを用いた、特定事業選定時のVFMと落札者決定時のVFMの相関分析結果は、次図のとおりである。



出典：筆者作成

図 5-15 特定事業選定時と落札時の VFM の相関

分析の結果、両者の間に高い相関は認められなかった。ただし、同一の事業を分析しているものなので、傾向としては両者の間に関係があることが認められた。また、全体的に、特定事業選定時の VFM の値は、落札者決定時の VFM より低くなるという傾向が明らかになった。この理由としては、例えば、特定事業選定時の VFM 評価の見方が厳しい（PFI によるコスト削減を厳しく見る）といったことや、想像以上の競争の実現により予想以上の創意工夫やコスト削減努力がなされたため、といったことが考えられる。

いずれにしても、特定事業選定時において、より VFM を厳しく評価しているという事実は、安易な PFI 導入、或いは、PFI 導入ありきの検討をしていないことの証左の一つとも言え、その意味においてはあるべき姿が実現されているとあってよい。

第3節 VFM 評価のあり方に関する考察：ケース・スタディ

(1) 運営開始後の事業の VFM 評価

ここでは、実際の事業について、運営開始後（運営期間中）の事業の VFM 評価を試みる。事業としては、「横浜市立十日市場小学校整備事業」及び「神戸市摩耶ロッジ整備等事業」を取り上げる。ケース・スタディの目的は、第4章で取り扱った5つの考察のうち、以下の点を確認することにある。

- ・ VFM 事後評価の意義と方法論
- ・ VFM 評価の対象
- ・ VFM 評価の経済的性質

ただし、3点目の「VFM 評価の経済的性質」については、単に方法論の選定の問題なので、特にここで実証分析を行うことはない。その方法論については、ここでは、第4章の結論として示した「財務分析」の方法論を用いて分析を行う。

1) ケース (その1) : 横浜市立十日市場小学校整備事業の評価

① 事業の概要

本事業は、BTO 方式にて学校施設の整備及び維持管理を行うというサービス購入型事業である。これは、いわゆる「ハコモノ事業」ということができ、我が国の PFI 事業の典型例といえる。はじめに、本事業の概要を次表に示す。

表 5-5 本事業の概要

項目	内容
事業名	横浜市立十日市場小学校整備事業
事業方式	BTO (Build-Transfer-Operate) 方式
事業類型	サービス購入型
契約金額	2,872,342,981円(うち消費税及び地方消費税 131,035,984円)
公共契約機関名	横浜市
PFI 事業者名	十日市場スクールサービス㈱
事業場所	横浜市緑区十日市場町 1392 番 1 ほか
事業略歴	2003年(H15年)3月：PFI 事業導入検討業務を実施 2004年(H16年)3月：実施方針公表 2005年(H17年)9月：PFI 事業契約締結（議会承認） 2007年(H19年)2月：施設竣工・維持管理開始
事業期間	全事業期間：2005年(H17年)9月～2020年(H32年)3月 ※14年8ヶ月 施設整備期間：2005年(H17年)9月～2007年(H19年)2月 ※1年7ヶ月 維持管理期間：2007年(H19年)3月～2020年(H32年)3月 ※13年1ヶ月
落札者	大成建設グループ
主な事業内容	・施設設計のバリューエンジニアリング(Value Engineering) ・施設の建設業務 ・施設の維持管理業務 ※学校の本来業務に関しては業務範囲には含まれない。

出典：横浜市資料より筆者が作成

② 特定事業選定時及び落札者決定時の VFM 評価結果

本事業では、PFI 法の定めに従い、特定事業選定時及び落札者決定時の二時点において、VFM 評価が実施されている²²⁵。本事業は、サービス購入型なので、実際に特定事業選定時及び落札者決定時の双方の時点において VFM 評価がなされている²²⁶。

特定事業の選定時の VFM 評価結果は、次のとおりである。

表 5-6 本事業の特定事業選定時の VFM 評価結果

項目	計算結果
PSC	2,533,642 千円
PFI-LCC	2,252,131 千円
VFM (注)	11.1%
割引率	4% (基準年は平成 16 年)

注：PSC に対する PFI-LCC 採用時のコスト縮減率

出典：横浜市資料より筆者が作成

特定事業選定時の VFM 評価における従来方式及び PFI 方式のキャッシュフロー表は、次のとおりである。

表 5-7 本事業の特定事業選定時のキャッシュフロー表

●従来方式キャッシュフロー (単位:千円)																
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
支出計	1,097,541	1,821,477	35,560	36,516	72,594	108,626	108,093	107,709	105,690	104,960	104,056	102,413	114,879	114,849	88,467	4,125,430
収入計	421,656	683,570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,105,226
総支出額	675,885	1,137,907	35,560	36,516	72,594	108,626	108,093	107,709	105,690	104,960	104,056	102,413	114,879	114,849	88,467	3,020,204
PSC(現在価値)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,533,642

●PFI方式キャッシュフロー(特定事業選定時) (単位:千円)																
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
支出計	25,000	1,312,575	180,666	180,666	180,666	241,483	240,316	239,150	237,983	236,816	235,650	234,483	233,317	232,150	230,983	4,241,903
収入計	0	1,105,226	315	376	223	313	387	461	535	609	683	757	597	671	745	1,111,897
総支出額	25,000	207,349	180,351	180,290	180,443	241,170	239,929	238,689	237,448	236,207	234,967	233,726	232,720	231,479	230,239	3,130,006
PFI-LCC(現在価値)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,252,131

出典：横浜市資料より筆者が作成

現在価値化前の総支出額は、従来方式は 3,020,204 千円、PFI 方式が 3,130,006 千円となっているが、PSC 及び PFI-LCC は現在価値で比較するので、現在価値で比較した結果、281,511 千円 (11.1%) の VFM が得られると

²²⁵ 前者については、横浜市より、特定事業選定時の VFM 評価のキャッシュフロー表の提供を受けた。後者については、同市より、落札者決定時の VFM 評価のキャッシュフロー表の提供を受けた。合わせて、PFI 事業契約書の写しについても提供を受けた。ここでの分析はそれらのデータに基づくものである。

²²⁶ なお、運営開始後の定量的な VFM 評価はなされていない。

いう結論に至っている。

落札者決定時の VFM 評価結果は、次のとおりである²²⁷。

表 5-8 本事業の落札者決定時の VFM 評価結果

項目	計算結果
PSC	2,533,642 千円
PFI-LCC	1,784,582 千円
VFM (注)	29.6%
割引率	4% (基準年は平成 16 年)

注：PSC に対する PFI-LCC 採用時のコスト縮減率

出典：横浜市資料より筆者が作成

落札者決定時の VFM 評価における従来方式及び PFI 方式のキャッシュフロー表は次のとおりである。

表 5-9 本事業の落札者決定時のキャッシュフロー表

●従来方式キャッシュフロー (単位:千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
支出計	1,097,541	1,821,477	35,560	36,516	72,594	109,626	108,093	107,709	105,690	104,960	104,056	102,413	114,879	114,849	89,467	4,125,430
収入計	421,656	683,570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,105,226
総支出額	675,885	1,137,907	35,560	36,516	72,594	109,626	108,093	107,709	105,690	104,960	104,056	102,413	114,879	114,849	89,467	3,020,204
PSC(現在価値)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,533,642

●PFI方式キャッシュフロー(入札提案結果) (単位:千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
支出計	25,000	1,507,294	119,919	120,046	120,104	179,797	179,856	179,920	179,983	180,048	180,114	180,183	180,252	180,323	180,395	3,693,235
収入計	64	1,228,311	70	70	797	733	736	733	730	726	722	718	713	708	665	1,236,696
総支出額	24,936	278,983	119,849	119,976	119,306	179,065	179,120	179,187	179,254	179,322	179,391	179,465	179,539	179,615	179,531	2,456,538
PFI-LCC(現在価値)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,784,584

出典：横浜市資料より筆者が作成

この場合は、現在価値化前の総支出額は、従来方式は 3,020,204 千円、PFI 方式が 2,556,538 千円となっており、割引前でも PFI 方式の総支出額の方が小さい。現在価値化して比較した結果、最終的に 749,060 千円 (29.6%) の VFM が得られるという結論に至っている。

以上の VFM 評価結果のポイントは、次のとおりである。

- ・特定事業選定時の VFM は、11.1%である。なお、割引前の総支払額で見ると、PFI 方式の支払額が従来方式のそれを上回っている。
- ・落札者決定時の VFM は 29.6%である。特定事業選定時の値に比べて、非常に大きな VFM が得られている。なお、割引前の総支払額で見ても、

²²⁷ 特定事業選定時の VFM 評価と落札者決定時の VFM 評価では、PSC の数値と割引率の数値は、同じ値が用いられている。

PFI方式の支払額は従来方式のそれより低い。

- ・割引率は、特定事業選定時及び落札者決定時の双方においては4%が適用されている。

また、資金調達について、本事業について特記すべき点が一点ある。一般的には、サービス購入型の事業においては、施設整備費相当のサービス購入費²²⁸については、事業の運営・維持管理期間（運営・維持管理の開始年度からその終了年度）に渡って、一定の金額が継続的に支払われる形を取っている。いわゆる、「延べ払い」である。しかし、本事業においては、施設整備費相当の支払いについては、一括支払いとサービス購入費（延べ払い）に分けられている。さらに、一括支払い分については、その資金調達源が、国庫補助金、市による起債、及び一般財源（入手した資料では「自費分」と称されている）の3つからなる。これらは、次のように整理される。

表 5-10 本事業の施設整備費相当の支払い内訳

分類	内訳	金額 (%)
一括払い分		1,507,294 千円 (52.5%)
	国庫補助金一括支払	578,241 千円 (20.1%)
	起債分一括支払	650,000 千円 (22.6%)
	自費分一括支払	279,053 千円 (9.7%)
サービス購入費分（延べ払い分）		1,365,049 千円 (47.5%)

出典：横浜市資料より筆者が作成

本事業では、PFI事業者への支払い及びそのための資金調達について、上記のような特殊性があることに留意する。

③事業開始後のVFM評価

上記②の結果及び、モニタリング報告書等に基づき、ここでは事業開始後のVFM評価を行う²²⁹。（ここでは、事業開始後のVFM評価のことを「VFM事後評価」と称する。）

VFM事後評価を行うに当たり、PSCについては、特定事業選定時及び落

²²⁸ 「サービス購入費」という用語について、本研究の第1章では、「サービス購入料」という用語を用いているが、横浜市の資料では「サービス購入費」とされているので、本章では混乱を回避するため横浜市の表現になった。なお、意味するとことについては両者同じである。

²²⁹ 本データについては、横浜市より、モニタリング報告書（平成20～23年度）の提供を受けた。

札者決定時との比較を容易にするため、同じ値（支出、収入、割引率等）を用いた。PFI-LCCの算定に当たっては、次の数値が必要となる²³⁰。

表 5-11 VFM 事後評価に必要なデータ

大項目	必要なデータ	本研究での見直し項目
支出	①アドバイザー費	
	②国庫補助金一括支払	
	③起債分一括支払	
	④自費分一括支払	
	⑤サービス購入費	○
	⑥モニタリング費	
収入	⑦国庫補助金	
	⑧起債	
	⑨法人税等	○

出典：横浜市資料より筆者が作成

事業データを確認した結果、①アドバイザー費、②国庫補助金一括支払、③起債分一括支払、④自費分一括支払、⑦国庫補助金、⑧起債については、落札者決定時の VFM 評価で用いた数字と実際の数字が同じであることが確認された。一方、⑥モニタリング費については今回入手した資料からは実際に支出している金額を確認できなかった。しかし、金額もそれほど小さくなく分析結果への影響が少ないことから、落札者決定時の VFM 評価の値と実際の値とを同じものとみなして分析することとした。以上から、本研究において見直しの対象となるのは、「⑤サービス購入費」と「⑨法人税等」の2項目となる。

今回入手できた資料からは、平成 17～21 年度の 5 年度の支払い分についてデータを手に入れることができた。それに基づき作成したサービス購入費と法人税等のキャッシュフローは次のとおりである。（なお、比較を容易にするため、落札者決定時のキャッシュフローについても表に加えている。）

²³⁰ これらの項目は、本事業の特定事業選定時及び落札者決定時の VFM 評価で用いた項目と同じものである。

表 5-12 本事業の実際のキャッシュフロー

● サービス購入費

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	合計
予定(落札者決定時)	0	0	104,569	104,696	104,754	314,018
実際	0	0	104,569	104,696	104,754	314,018

● 法人税等

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	合計
予定(落札者決定時)	64	70	70	70	797	1,071
実際	64	70	5,505	481	855	6,976

出典：横浜市資料より筆者が作成

上表からは、以下の点に分かる。

- ・ サービス購入費の支払額については、落札者決定時の VFM 評価結果（事業契約書で定められた支払い予定）と実際の支払額が同額である。従って VFM には影響しない²³¹。
- ・ 法人税等については、落札者決定時の VFM 評価結果（事業契約書で定められた支払い予定）に比べて実際の支払い額の方が大きい。これは、VFM（総支払額－総収入額）にとってはプラスに働く。

以上の2点から、VFM 事後評価では、少なくとも平成 21 年時点では、落札者決定時の VFM よりも実際の事業の VFM がより高められているという結論を導き出すことができる。また、その理由として、「サービス購入費を含む多くの支出と収入の金額は予定とおりの（同額）であるが、法人税等の収入が予定（予想）を上回ったこと」を挙げることができる。さらに、法人税等の金額が当初の予定（予想）を上回った理由として、PFI 事業者の努力により更なるコスト縮減が図られて利益（及び納税額）が当初予定を上回ったものと推定される。

²³¹ なお、本研究においては、VFM 事後評価のための実際のサービス購入費及び法人税等のデータは、市がコンサルタントに委託している「十日市場小学校 PFI 事業モニタリング支援業務委託報告書」に記載されている PFI 事業者の財務諸表（損益計算書）より得た。その中で、市からの支払い（出納）時期と、PFI 事業者の財務諸表に計上・反映される時期が必ずしも一致しないことが判明した。具体的には、PFI 事業者の損益計算書によると、平成 19 年度の PFI 売上高は、平成 18 年度支払い分の「一括支払分」と、平成 19 年度の上期支払分のみが計上され、平成 19 年度の下期支払分は計上されていない。（サービス購入料は、上期と下期の二期において支払われる契約となっている。）また、平成 20 年度の損益計算書では、平成 19 年度の下期支払分と、平成 20 年度の上期支払分が売上高として計上されている。このように、財務諸表への具体の計上時期は公共契約機関と PFI 事業者で異なりうる。ただし、VFM 事後評価の実施において結果に影響を与えうる本質的な相違はない。

④本ケース・スタディから得られた示唆

以上の分析を踏まえ、本ケース・スタディ（VFM 事後評価）から次のような示唆が導き出された。

- ・ VFM 事後評価では、事業実施後に、実際に VFM が発揮されているかどうかを確認することができる。
- ・ 具体的には、公共契約機関の支出や収入について、当初計画（落札者決定時の VFM 評価結果や PFI 事業契約書記載のサービス購入料支払いスケジュール）との比較を行い、その差異に着目して評価することができる。
- ・ ただし、事業が終了していない（事業実施中）の VFM 事後評価では、公共契約機関の支払い額が確定していないため、VFM の具体的な数値やパーセンテージを正確に計算することはできない²³²。
- ・ 多くの数値は、変動要素が少ないため、基本的には当初計画からは大きな乖離はないと考えられる。実際、今回のケース・スタディでは、計画と実績と乖離があったのは、事実上、法人税等だけであった。
- ・ VFM 事後評価のポイント（着目点）としては、サービス購入料と法人税等が挙げられる。前者については、VFM 評価に直接的な影響を与えうるため、その支払い額や支払い方法に変更がなかったかを確認する。後者については、仮に公共契約機関の支払い額に変化がなかったとしても、PFI 事業者の収益が予定と乖離する可能性がある。（予定以上の収益をあげているケースと予定以下の収益しかあげられていないケースの双方が考えられる。）事業の安定性確保というモニタリングの観点からも、PFI 事業者の法人税等の支払額（収益）については注意して観察・分析する必要がある。
- ・ 今回の PFI 事後評価は、PFI 事業者が作成・提出した財務諸表に基づいて行われた。しかし、それは公共契約機関が PFI 事業者に対して支払った金額のみを記載したものであり、公共機関が別途、本事業のために要した費用（本来はこれも VFM 事後評価で考慮されるべき）は考慮されていない。適切な VFM 事後評価を行うためには、リスクの顕在化により公共契約機関に当初予定（予想）していなかった支出が発生していないか否かについても本来は確認する必要がある。
- ・ 本文中には記述しなかったが、本事業の PFI 事業契約書では、サービス購入料（施設整備費相当）については、それに含まれる金利計算を 5 年毎に見直すこととなっている。また、物価変動によるサービス購入費の支払い

²³² 技術的には、当初計画に基づき VFM の数値を推計する方法も考えられるが、あくまでも想定・予想に基づく計算となるのでその意義は低いと考えられる。

額の調整、及び不可抗力発生時の費用負担についての規定も存在する。今回のケース・スタディでは確認することはできなかったが、本来はそうした追加的な支出も公共契約機関に発生しうることに留意するとともに、それらが実際に発生した場合には VFM 事後評価の分析の中に適切に反映させる必要がある。

2) ケース (その2) : 神戸市摩耶ロッジ整備等事業の評価²³³

①事業の概要

本事業は、横浜市の事業と異なるミックス型の事業である。すなわち、PFI 事業者に対して、施設の整備（改修費用）と維持管理費については市がサービス購入料を支払うが、運営については費用負担を PFI 事業者が行い、利用者の支払う施設使用料等を自ら収受するという形態をとっている。本事業の概要は、次表のとおりである。

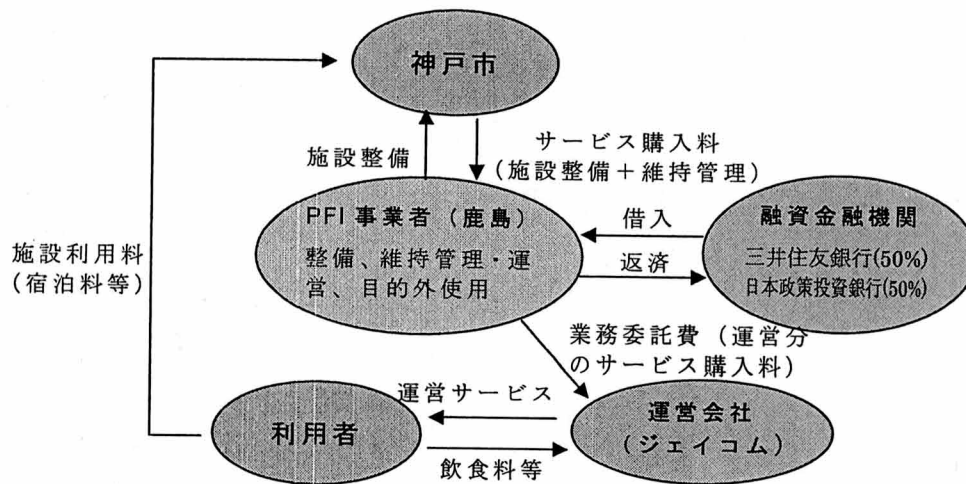
表 5-13 本事業の概要

項目	内容
事業名	神戸市摩耶ロッジ整備等事業
施設名称	神戸市立国民宿舎神戸摩耶ロッジ(通称「ホテル・ド・摩耶」)
受注者	鹿島建設(株)
業務内容	・施設改修業務(資金調達を含む。) ・施設の運営業務(宿泊施設、食堂、売店等) ・施設の維持管理業務
事業の目的	・海側に比べ立ち遅れた山側観光の整備、六甲・摩耶地区活性化
事業方式	RTO(Rehabilitate, Transfer, Operate)方式 ※公表資料では BTO(Build, Transfer, Operate)方式
事業形態	ミックス型 (一部目的外使用による直接収入あり。)
施設概要	改修前:延床 120 人収容 改修後:RC 造 2 階一部地下1階建、延床面積 2,323 m ²
事業期間	事業期間 :2000 年 12 月～2021 年 3 月(20 年 4 ヶ月) 施設整備期間 :2000 年 12 月～2001 年 7 月(7 ヶ月) 運営期間 :2001 年 7 月～2021 年 3 月(19 年 9 ヶ月)
スケジュール	2000 年 8 月 実施方針の公表 2000 年 8 月 特定事業の選定公表・募集要項の配布 2000 年 10 月 優先交渉権者の選定 2000 年 12 月 事業契約締結・事業期間開始 2001 年 7 月 全館施設オープン(運営開始) 2021 年 3 月 運営期間終了(事業契約期間満了)

出典：神戸市資料より筆者が作成

²³³ 本ケース・スタディの内容は、基本的に佐々木(2005)に基づくものである。

続いて、本事業の事業スキームを次図に示す。



出典：筆者作成

図 5-16 神戸市 PFI 事業の事業スキーム

事業スキームの特徴の第一は、資金調達は PFI 事業者によるコーポレートファイナンスを用いており、従って事業を実施するに当たって新たに特別目的会社（SPC）を設立していないという点である。第二の特徴は、本事業はサービス購入型であるが、PFI 事業者が事業主という点である。PFI 事業者の収入は、基本的には市が支払うサービス購入料である。（一部目的外使用による直接収入部分がある。）ただし、施設整備費分については確定した金額を割賦払いすることになっているが、維持管理・運営費については市の収入分がそのまま PFI 事業者へサービス購入料として支払われることになっている。その意味では、維持管理・運営部分については実質的に独立採算型となっている。そうした意味において、特徴的な方式である。

② 特定事業選定時及び落札者決定時の VFM 評価結果

本事業では、特定事業選定時のみ VFM 評価が実施されている。神戸市の公表資料によると、VFM は 6%とされる。落札者決定時の VFM 評価については、神戸市に確認をしたところ、PFI の黎明期の案件ということもあり、特に実施していないとのことであった。なお、市から入手した資料によると、VFM 評価は基本的に施設整備費の多寡の比較によって行われている。すなわち、神戸市が支払う施設整備費のみについて、PSC と PFI-LCC の比較がなされている。

運営費や維持管理費を考慮しない VFM 評価は、VFM 評価としては稀であるが、この事業の場合は、以下の点を考えると、そうした方法をとることについても一定の合理性がある。

- ・本業務は既存施設の改修と維持管理・運營業務を行うものであるが、事業実施前（旧施設運営の時点でも）にもすでに維持管理業務に関しては既に民間企業に委託していた。
- ・上記のことから、維持管理業務に関しては、PSC でも PFI-LCC でも同額になる（計算する必要がない）との前提を置くことはおかしくない。
- ・事業の運営収入については、PFI で実施した場合、従来方法で実施する場合（PSC）に比べて、どの程度増加しうるのかが分からない。したがって、この点に関しても、保守的な見方として、運営費用と運営収入は PSC と PFI-LCC で同額と見る。従って、両者を計算・比較する必要はない。

このことは、本研究第 4 章の考察 2 の結論を支持するものである。すなわち、ここでは、ミックス型の事業の VFM 評価を実施する意義は薄いことを述べた。事実、神戸市の事業においても、一応 VFM の計算はなされているが、実際は施設の改修費の比較（PFI と非 PFI）の比較を行ったのみである。これは、神戸市云々ということではなく、方法的に、ミックス型事業に対しては VFM 評価はなじみにくい（実質的な意義が薄い）ということを示している。

③事業開始後の VFM 評価（定量的評価）

事業運営開始後の VFM 評価は、特に実施されていない。ただし、神戸市に対するインタビューによると、PFI 事業者に対する、サービス購入料（施設改修費割賦払い分及び維持管理費分）は、PFI 事業契約で定めた金額のとおり、支払っているとのことであった。したがって、仮に落札時の VFM 評価を行っていたとするならば、その際の VFM の値と実際の値は同じ、ということと想定される。

ただし、本章第 2 節の近江八幡市の病院事業の箇所でも述べたように、サービス購入料の支払いが契約どおりになされているからといって、必ずしも事業が成功裏に進められていると解釈することはできない。特に、施設利用者からの直接の収入が発生する事業については、単に公共契約機関が支払うサービス購入料の金額だけでなく、実際の運営面での事業収支やサービスの質の面について、適切な評価を行う必要がある。こうした認識を踏まえ、以下では実際の事業に基づく定性面も含めた事業評価を試験的に行う。

④事業開始後の VFM 評価（定性的評価）

ここは、神戸市摩耶ロッジ整備等事業について、定性面と定量面の双方を含む事後評価を試みる。評価の項目とポイントとして、佐々木（2005）が示した次の5点を用いる²³⁴。

(a) 妥当性

妥当性の評価で、事業の実施や当初設定した目標の妥当性について分析・検討を行う。評価の結果、十分な妥当性が認められなかった場合は、事業の要求水準の変更等を検討することも考えられる。ただし、その場合は PFI 事業者追加的費用や損失が発生する可能性があることには留意する必要がある。

(b) 目的達成度

目的達成度は、当該事業が当初意図した目的をどの程度達成しているかを評価するものである。これは、PFI 事業であることに関わらず、あらゆる事業において必要な評価の視点である。ただし、一般に、事業の目的は数値的に表すことができない場合が多い。例えば、医療・福祉関係の PFI の事業においては、「地域住民の福祉の増進」が事業の目的とされることも少なくない。従って、評価においては可能な限り定量的に行うこととしながらも、現実的には定性的な評価を中心に行うということも許容されるべきである。

(c) 適正調達

適切調達の評価は、公共契約機関が PFI 事業者から適切にアウトプットを調達できたかという点を中心に評価を行うものである。具体的には、公共契約機関が適切なモニタリングや事業マネジメントを行うことができたかという点に焦点が当てられる。特に、モニタリングについては、そのシステム設計と運用の双方について確認する必要がある。特に、制度の運用面については、公共契約機関による PFI 事業の契約管理（Contract Management）の視点が重要である。

(d) 効率性

効率性については、特定事業選定時評価と同様の方法・条件にて評価を行う。実際、この分析が、VFM 評価の定量的な分析として位置づけられる。特

²³⁴ これらの項目に関するより詳細な記述としては、佐々木（2005）を参照のこと。

に財政負担額の縮減の観点からは、PFI手法自体の有効性を計るという意味でも重要である。本来、効率性の評価は費用対効果の観点から評価されるべきものである。しかし、実際には効果を定量的に計測することが難しいことなどから、費用の縮減のみに対する分析・評価が行われている。本稿で示す評価体系においても、効果については目的達成度や適正調達で評価するものとし、効率性の評価は公共契約機関の財政支出の縮減という観点から評価を行う。

(e) 継続性

継続性の評価の方法とポイントは、次表に示すとおりである。

表 5-14 継続性評価の方法とポイント

評価方法	評価のポイント
アベイラビリティ実績確認	サービスのアベイラビリティ実績に基づき、サービスが安定的・継続的に提供されたか等を評価する。
PFI事業者の財務諸表等	PFI事業者の経営が安定的な状況にあるか、提案当時の収支予測とどの程度乖離があるか等を評価する。
その他	その他、事業の継続性の障害となるような要因（公共機関の政策変更、法令変更、天変地異等の不可抗力）の有無等を確認する。

出典：筆者作成

アベイラビリティは、サービスの利用可能性のことであるが、その実績については、有効性評価の内容を継続性の視点から捉えたものである。また、PFI事業者の財務諸表等は、基本的にはモニタリングガイドラインに示された内容の作業を行う。ただし、多くの場合、公共契約機関は自身でPFI事業者の財務諸表を分析・評価する能力が不足している。従って、公共契約機関は、その解説書の作成・提出を要求したり、それに関して融資金融機関からのコメントをとるといった工夫をすることも考えられる。その他、事業の安定性や継続性に障害となるような事態がなかったかといった点を確認する必要がある。

以上、本研究における事後評価の評価項目及びポイントを示した。これに基づく神戸市PFI事業の評価結果を、以下に示す。

(a) 妥当性

本事業の基本的な目的は、「六甲・摩耶地区の活性化」という点にあるが、この目的の設定については特に異論等が提示されている形跡は見当たらず、その意味で妥当性は確保されているといえる。事業の必要性についても同様である。

(b) 目的達成度

六甲・摩耶地区の活性化という観点から事業の効果を計る客観的な指標としては、観光客数や地域の売上等が考えられる。一般的には、前者については日本観光協会が発行している全国観光動向、後者については神戸市の統計書などが利用可能である。しかし、近年の統計データはまだ公表されていないこと、また、統計データと摩耶ロッジの活性化効果の間に統計的に有意義な関係を見つけることが困難であったことから、統計値による効果の検証はできなかった。

ただし、神戸市に対して行った聞き取り調査によると、神戸市としては一定の効果が得られていると認識している。その証左としては、例えば、摩耶ロッジのオープン後に民間企業が六甲地区の再開発に取組み、2003年4月に洒落たカフェやレストラン等から構成される六甲ガーデンテラスがオープンした。本事業のとの因果関係は必ずしも明らかではないが、神戸市としては、これは神戸市が六甲地区に隣接する摩耶地区での施設整備を積極的に推進したことに加え、摩耶ロッジの好評な運営状況が少なからぬ影響を与えていると見ている。

妥当性については、まだ運営期間が短く、統計的なデータの整備も十分でないことから明確な評価はできない。しかし、上のような波及効果的な事象も一部確認されていることもあり、一定の評価はできよう。

(c) 適正調達

適切調達の評価のポイントは、PFI事業者が適切に定められたアウトプットを生み出しているかという点である。ここでは、事業が提供するサービスの質が要求水準書で規定した水準を達成しているか否か、また、公共機関の特定事業として市民等のニーズを実際に満たしているか否かといった点を評価した。

まず、本事業のモニタリング方法としては、PFI事業者によるセルフモニ

タリングを基本として、神戸市による随時モニタリング及び利用者によるアンケート調査（CS 調査）が行われている。CS 調査は、満足度に関する 3 段階評価と、コメント欄への具体的な記述となっている。また、神戸市と PFI 事業者の間では月 1 回定例経営会議を実施し、業務報告（売上、利用者数、稼働率）や CS 調査結果を含む事業の運営状況のレビューや、事業の更なる価値向上に向けた企画会議等を行っている。

要求水準書への準拠性という観点からは、神戸市及び PFI 事業者への聞き取り調査によると、これまで 4 年間は継続して要求水準が充足されており、ペナルティポイントの発生は生じていないことが確認された。その意味で、最低限のアウトプットは得られているものと判断できる。

運営実績に関するデータは、次頁の表のとおりである。

業務実績について特に重視すべきは、宿泊利用人数、人員稼働率及び売上である。まず、年間利用者数については、概ね 12,000～15,000 人の間で推移している。PFI 事業化以前の実績（H1～H5 年度実績）は年間 23,000～25,000 人であったが、これは主として改修により収容人数を減らしたこと（PFI 事業化前 120 名、PFI 事業化後 76 名）によるものである。

稼働率を見てみると、以前は 60%程度であったのに対し、現在は 50%程度となっている。稼働率は若干落ちているが、この背景には阪神淡路大震災により観光客自体が減少したことや PFI 事業化により宿泊対象の転換を図ったこと（修学旅行での宿泊中心から個人宿泊中心へ）等もあるため、そうして点を踏まえると特に大きな問題とはいえない。実際、初年度の稼働率及び収支は、PFI 事業者の提案時の数値を上回っているとのことである。

アンケート内容については、個人情報も関係するため現在のところは非公表とされているが、神戸市及び PFI 事業者への聞き取り調査によると、利用者の CS 調査については、具体的な意見やクレームもあるが、全体としては神戸市も満足できる程度の高い水準の評価を得ているとのことであった。これは、「利用者の任意によるアンケート調査では、高く評価する声よりもクレーム等が多いのではないか。」という先入観を払拭するものであった。

表 5-15 摩耶ロッジの経営実績

		2001'04	2001'05	2001'06	2001'07	2001'08	2001'09	2001'10	2001'11	2001'12	2002'01	2002'02	2002'03	年計	
2001年度	宿泊利用	人数			1,105	1,983	1,748	1,491	1,409	1,151	642	428	887	10,844	
		人員稼働率			46.9%	84.2%	76.7%	63.3%	61.8%	48.9%	31.3%	20.1%	37.6%	52.8%	
		室数			493	876	767	650	627	513	288	198	405	4,817	
		客室稼働率			51.3%	91.2%	82.5%	67.6%	67.4%	53.4%	34.4%	22.8%	42.1%	57.6%	
	宿泊者食数	夕食 A				939	1,617	1,557	1,288	1,078	542	345	204	438	8,008
		夕食 B				106	169	169	145	253	288	221	117	224	1,692
		夕食 C							22	32	269	20	19	93	455
		夕食 子				91	254	58	29	60	57	35	19	66	669
		朝食				1,110	1,994	1,751	1,488	1,418	1,136	620	381	893	10,791
	外来利用	ランチ				1,050	2,204	1,726	1,562	1,843	659	489	322	661	10,516
		ディナー				99	118	72	33	27	81	28	42	19	519
		風呂				33	166	170	103	228	55	38	30	24	847
		来館者数計				2,287	4,471	3,716	3,189	3,507	1,946	1,197	822	1,591	22,726
売上	宿泊				7,411,000	13,739,000	10,588,000	9,033,000	8,565,000	6,157,000	3,706,000	2,245,000	4,287,000	65,731,000	

		2002'04	2002'05	2002'06	2002'07	2002'08	2002'09	2002'10	2002'11	2002'12	2003'01	2003'02	2003'03	年計	
2002年度	宿泊利用	人数	728	901	855	1,052	2,075	1,167	901	971	1,007	639	397	917	11,610
		人員稼働率	31.9%	38.2%	37.5%	44.7%	88.1%	51.2%	38.2%	42.6%	42.7%	31.1%	18.7%	38.9%	42.3%
		室数	309	386	372	469	893	517	400	444	469	276	190	428	5,153
		客室稼働率	33.2%	40.2%	40.0%	48.8%	92.8%	55.6%	41.6%	47.7%	48.8%	33.0%	21.8%	44.5%	46.0%
	宿泊者食数	夕食 A	429	521	433	588	958	496	477	455	367	327	177	456	5,684
		夕食 B	191	250	301	298	726	488	307	334	247	187	88	281	3,698
		夕食 C	58	28	51	73	108	90	44	46	275	65	35	95	968
		夕食 子	32	66	28	62	235	43	36	33	30	52	18	89	724
		朝食	734	894	848	1,058	2,098	1,157	893	916	973	659	323	968	11,521
	外来利用	ランチ	1153	1117	1102	1,444	2,174	1,593	1,473	2,031	527	362	254	599	13,829
		ディナー	65	95	105	177	267	208	73	86	115	24	126	35	1,376
		風呂	39	59	61	101	178	67	55	61	34	39	26	62	782
		来館者数計	1,985	2,172	2,123	2,774	4,694	3,035	2,502	3,149	1,683	1,064	803	1,613	27,597
売上	宿泊	4,549,000	5,789,000	4,162,000	6,770,000	14,260,000	7,270,000	5,658,000	6,130,000	5,407,000	3,765,000	2,286,000	5,035,000	71,081,000	

		2003'04	2003'05	2003'06	2003'07	2003'08	2003'09	2003'10	2003'11	2003'12	2004'01	2004'02	2004'03	年計	
2003年度	宿泊利用	人数	733	931	925	1,733	2,157	1,652	1,421	1,366	1,126	797	595	1,121	14,557
		人員稼働率	32.1%	39.5%	40.6%	73.6%	91.6%	72.5%	60.3%	59.8%	47.8%	33.8%	34.0%	47.6%	53.2%
		室数	315	396	386	758	912	724	607	588	493	346	287	486	6,298
		客室稼働率	33.9%	41.2%	41.5%	78.9%	94.9%	77.8%	63.2%	63.2%	51.3%	36.0%	40.3%	50.6%	56.4%
	宿泊者食数	夕食 A	320	388	381	789	930	701	564	606	354	386	258	589	6,266
		夕食 B	227	321	275	552	812	636	571	507	227	239	124	292	4,783
		夕食 C	75	66	96	210	117	175	129	140	293	59	24	93	1,477
		夕食 子	68	52	38	116	283	55	40	47	38	60	17	64	878
		アラカルト他								66	70	75	154	101	466
	朝食	719	882	879	1,739	2,234	1,615	1,398	1,348	1,072	772	519	1,077	14,254	
	外来利用	ランチ	1162	1318	1065	1,653	1,705	1,503	1,375	1,598	626	573	423	669	13,670
		ディナー	84	105	90	147	282	158	124	112	108	30	63	74	1,377
		風呂	59	144	13	139	240	230	109	100	55	80	58	65	1,292
	来館者数計	2,038	2,498	2,093	3,672	4,384	3,543	3,029	3,176	1,915	1,480	1,139	1,929	30,896	
売上	宿泊	4,804,000	6,251,000	4,787,000	11,687,000	15,479,000	10,686,000	9,037,000	9,033,000	6,176,000	4,755,000	3,229,000	5,578,000	91,502,000	

		2004'04	2004'05	2004'06	2004'07	2004'08	2004'09	2004'10	2004'11	2004'12	2005'01	2005'02	2005'03	年計	
2004年度	営業日数	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	23	31	360	
	宿泊利用	人数	953	1146	1129	1,219	2,157	1,113	1,037	930	1,105	821	535	975	13,120
		人員稼働率	41.8%	48.6%	49.5%	51.7%	91.6%	48.8%	44.0%	40.8%	46.9%	34.8%	30.6%	41.4%	49.2%
		室数	404	494	497	513	862	470	440	404	473	325	227	405	5,514
		客室稼働率	43.4%	51.4%	53.4%	53.4%	89.7%	50.5%	45.8%	43.4%	49.2%	33.8%	31.8%	42.1%	49.4%
	宿泊者食数	夕食 A	462	564	466	505	894	434	524	350	313	285	208	333	5,338
		夕食 B	283	378	382	349	654	316	255	359	220	187	125	267	3,775
		夕食 C	73	76	104	48	140	111	36	64	254	58	27	83	1,074
		夕食 子	47	58	27	55	170	37	33	27	34	58	17	41	604
		アラカルト他	75	73	71	145	90	57	84	65	10	134	139	119	1,062
	朝食	888	1096	1043	1,111	1,954	994	946	829	954	722	416	826	11,779	
	外来利用	ランチ	1204	1462	1086	1,401	1,359	866	896	1,223	590	389	263	366	11,105
		ディナー	152	171	89	289	320	137	106	122	195	39	47	98	1,765
風呂		153	222	83	188	150	145	88	90	65	43	30	12	1,249	
	来館者数計	2,462	3,001	2,387	3,097	3,986	2,261	2,107	2,365	1,955	1,292	875	1,451	27,239	
売上	宿泊	6,227,500	7,785,000	5,607,000	8,002,000	14,561,000	7,015,400	6,740,500	5,983,400	5,856,400	4,534,500	2,710,600	4,728,500	79,751,800	

出典：神戸市

なお、上記実績等も踏まえ、PFI事業者は過去4年間の事業を次表のように振り返っている。神戸市自身によるものではないが、事業評価を行う際にも参考になる有益な資料である。

表 5-16 PFI事業者による過去4年の事業評価（抜粋）

<p>■傾向分析</p> <p>①4カ年を振り返って</p> <p>13年度7月開業後、秋まで平日も含めほぼ満室に近い客室稼働率であり、また、冬期の利用者の落ち込みも当初の予測の範囲で推移した。ただし、旧来の施設をイメージし、リニューアルに違和感を覚えた宿泊者も多くみられた。逆に、その反動による宿泊利用者の落ち込みが14年度に見られたが、オーベルジュ的なコンセプトが浸透したため、外来レストラン利用は堅調に伸びた。15年度は、日経新聞で「専門家が選ぶ国民宿舎No1」に選ばれた効果と、継続した情報発信効果、さらに、リニューアル後の新しい宿泊者がリピーター化若しくは口コミ効果を生み、宿泊者、レストラン利用とも開業年に迫る好調な結果となった。16年度は、第一四半期は前年を上回る高稼働率発進となったが、6月下旬以降年末にかけて毎週末のように襲来した大型台風などの異常気象と、伝染病などの影響で自粛気味だったアジアへの海外旅行の活発化で前年を上回ることが出来なかった。しかしながら、顧客にリピーターや口コミで来館される方などが増えた年でもあり、モニター宿泊などを実施し、サービス面ほか細かな部分にまでお客様の意見を聞き取り、様々なサービスの改善を試みる事が出来た。また、ランチ利用は昨年と比べ若干減少したものの、夏から秋にかけては週末の悪天候の反動が、平日の日帰りディナー利用が対前年128%と好成績を残した。17年度はGW期間に数本のTV取材誘致に成功し、放送後夏休みを中心に予約が殺到している。</p> <p>②今後について</p> <p>運営の安定的継続のため、常に情報発信は不可欠であり、また、リピーターや平日の利用客の確保に向け、さらにサービス内容の向上を図る。(例)全国最年少シニアソムリエの配置、タクシー送迎プランやハーブバスの導入、体験学習プラン、電動アシストレンタサイクルなど、新規施策の導入。また、16年6月に、六甲摩耶地区が環境省の「エコツーリズム推進モデル地区」に選ばれたこともあり、エコツアーの実施などにも取り組んでいく。特に17年度は、神戸市が摩耶山棚屋台に整備する遊歩道「摩耶★きらきら小径」や「星と光の祭典」レーザーショーイベントなどで山全体の活性化が本格的に推進されるので大きなチャンスと捉えている。昨年年度末にはレストランスタッフ全国イタリアンコンクール3位入賞するなど、今後は飲食界・観光業界に置ける信用度の向上で、一流の専門誌や情報誌などからの取材確保を行なって行きたい。</p> <p>■課題</p> <p>①公の施設のため、宿泊使用料が条例決定事項であり、料金設定の柔軟性に限界がある。</p> <p>②将来的な観光客のニーズに対応した施設整備・大規模修繕への対応</p> <p>③本PFI事業契約の範囲内での利用料金性導入に向けての適合手法の検討</p>

出典：鹿島建設㈱提供資料

(d) 効率性

本事業の事業スキームでは、神戸市が実質的に負担するのは施設整備費分のサービス購入料である。金額は、総額5億円であり、その内訳は建設費3億5,000万円、金融費用等が1億5,000万円となっている。特定事業選定時のVFM評価では、PFI方式における施設整備費が5億円であれば、施設整備の部分だけで6%のVFMが得られるとされている。なお、VFM評価には反映されていないが、運営についてもPFI事業化以前は年間1,000万円程度

の赤字となっており、PFI 事業化により運営部分の収支を保つことができれば（神戸市の負担分をなくすことができれば）上記の 6%以上の VFM が得られることになる。

施設整備については、計画とおりの工期及び工費内で工事が完了している。設計変更等もなく、神戸市の財政支出額は契約金額とおりの 5 億円にとどまっている。従って、VFM 評価とおりの事業実績となっている。運営部分についても、PFI 事業者の収支はバランスしている旨が報告されており、神戸市の財政支出は発生していない。その他、金利変動については基本的に PFI 事業者がリスクを負担することとなっており、神戸市の支出に変化はない。

(e) 継続性

継続性については、まずアベイラビリティの観点からは、運営日数、時間とも要求水準が充足されている。PFI 事業者の収支の観点からは、今回は売上に関するデータは得られたものの、費用に関するデータが得られなかったため、数値的には評価できなかった。しかし、PFI 事業者への聞き取り調査によると、事業収支は開業以来、黒字を計上しており、金融機関への返済についてもスケジュールとおりに行われているとの回答が得られた。

以上、評価 5 項目に基づいて評価を行った。評価の結果、いずれの項目においても一定の達成度が確認された。その意味で、本事業は概ね期待とおりの成果をあげているものと評価できる。

ただし、運営期間は 20 年間と長期に渡り、その期間中には様々な社会変動要因も考えられる。実際、2004 年度の利用客数や売上も前年に比べて低下しており、楽観視することはできない。また、本事業では SPC が設立されていないため、神戸市が PFI 事業者の収支状況の把握をしにくい面もある。更に、金融機関によるモニタリングも働かない仕組みになっている点には留意が必要である。

本事業で特に評価すべきは、神戸市と PFI 事業者の定例経営会議の機能である。ここでは、単に業務報告を行うだけではなく、両者による CS 調査のレビューやそれらを踏まえた新規企画や営業戦略の検討が行われている。これは、我が国における新たな官民パートナーシップの形を示すものであり、他の事業にとっても参考になる点が多いと考えられる。

⑤本ケース・スタディから得られた示唆

以上の分析を踏まえ、本ケース・スタディ（VFM 事後評価）から次のよう

な示唆が導き出された。

- ・利用者から利用料金を直接に収受するミックス型（及び独立採算型）では、公共契約機関が支払うサービス購入料の金額だけを評価しても、適切に事業をモニタリング・評価していることにはならない。（サービス購入料だけを確認しても、実質的に意味がない。）
- ・一方、サービス購入料の金額に直接反映されない、事業の収支部分についても適切にモニタリングを行う必要がある。この面での状況把握及び分析を通じて、事業の安定的な実施を図る必要がある。
- ・上記と合わせて、施設利用者数やサービスの質（利用者 CS 等）についても確認し、適切なサービスの量・質が確保されているかについての確認を行うことも重要である。

なお、上記については、サービス購入型についても同様に当てはまることである。しかし、ミックス型事業においてはこれらの点がより重要であり、本ケース・スタディを行うことによって、上記の点の重要性がより明確な形で確認されたものといえる。

（２）PSC の前提条件の見直しに関するシミュレーション分析

１）ケース（その１）：先行事例に基づく仮想事業の分析

①シミュレーションの目的

PSC については、先述のとおり、「公共が自ら実施した場合」が想定されて施設整備費や運営・維持管理費の計算が行われている場合が多いと考えられる。しかし、その前提及び計算方法が必ずしも適切でなくなっている旨を第４章で述べた。ここでは、そのことのデータの裏づけを行うとともに、その前提を変えたときに VFM にどういった影響を与えうるかのシミュレーションを行う。

特に、本研究で注目するのは、以下の３点に関する前提及び計算方法の見直しである。

表 5-17 本研究における見直しのポイント

項目	現状（想定）	見直し案
施設整備費の計算	多くの場合、公共単価（公共工事の予定価格）が用いられている。	予定価格ではなく、実際の落札率を加味した値を設定すべき。
運営・維持管理費の計算	多くの場合、公務員が自ら実施した場合の運営・維持管理費が用いられている。	基本的に民間委託や指定管理者制度の適用を想定した値を設定すべき。
施設整備費の調達方法	一般財源から（起債を用いずに）歳出を行う前提となっている。	起債が想定される場合には、起債の適用を前提とした計算をすべき。

出典：筆者が作成

②近年の民間活用推進及びコスト縮減を裏付けるデータ

ここでは、特に近年における事業費の縮減の傾向及び程度について確認する。まず、施設整備費については、設計費や建設費等が含まれるが、多くの場合は公共単価が用いられていると考えられる。しかし、従来の公共事業方式を採用している場合でも、実際の入札では、落札率（「落札価格」を「予定価格」で除した値）は、最近では減少傾向にある。そのことを示したのが次表である²³⁵。

表 5-18 過去9年間の公共事業の落札率の推移

平均落札率	02年度	03年度	04年度	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度	10年度
都道府県	95.30%	94.00%	94.00%	91.10%	85.50%	83.50%	85.40%	84.20%	82.91%
政令市	95.30%	94.70%	93.20%	91.30%	84.10%	82.90%	82.80%	76.90%	80.74%
県庁所在地市	91.30%	92.70%	91.00%	90.50%	86.00%	86.70%	87.60%	87.70%	85.55%

出典：全国市民オンブズマン連絡会議（2011）『2011.9.3-4 第18回全国市民オンブズマン松本大会：2010年度入札調書の分析結果についての報告』

注：本調査は、地方公共団体が実施した下記の公共工事を対象として行ったものである。
 (1)47 都道府県・19 政令指定都市の予定価格（税抜き）1億円以上の入札が行われた工事（東京都は予定価格3億円以上が対象、業務委託を含むPFI等の入札は除く）
 (2)32 県庁所在地市の予定価格（税抜き）5,000万円以上の工事

上表にあるように、過去9年間で見ると、近年では落札率は80%～85%まで低下している。この事実を、PSCの計算においても適切に考慮する必要がある。

²³⁵ 本調査は、地方公共団体の公共工事を対象として実施されたものである。国の事業の落札率に関する適切なデータは得られなかったが、地方公共団体のデータでも、本研究の分析を進める上で基本的な問題はないと考える。

次に、運営・維持管理の計算方法について述べる。多くの場合、PSCでは、公務員が直接実施する(特に運營業務に関して)際の費用が計算されている。しかし、実際には、多くの事業において、施設の維持管理業務や、運營業務の一部もしくは全部を民間に委託している場合も多い。地方公共団体の保有する公の施設に対して適用される指定管理者制度は、その典型例と言える。

指定管理者制度の導入によるコスト縮減効果に関する調査・研究事例としては、富永(2007)がある²³⁶。これによると、指定管理者制度の導入により、下表に示すように、平均で13.8%(特に公募事業の場合は16.3%)%のコスト縮減が実現されたとされる。

表 5-19 指定管理者制度の導入によるコスト縮減効果

	非公募	公募	応募者(グループ)数					
			1者	2者	3者	4者	5者以上	2者以上平均
件数	73	131	53	30	23	12	13	78
平均コスト削減率(%)	▲9.3	▲16.3	▲12.6	▲19.9	▲14.5	▲24.0	▲19.4	▲18.8

出典：富永(2007)

このように、PFI方式でなくとも、指定管理者制度の適用により、10%~20%のコスト縮減が図られている。このことは、PFI以外の手法を用いた場合でも、維持管理・運營業務の実施において最大限の民間活用を図ることにより、相当なコスト縮減を図ることができる可能性を示唆している。PSCの計算においては、この点についても十分に考慮する必要がある。

第三点目は、起債の利用である。特に地方公共団体が、大規模な施設の整備を行う際には、地方債の起債を通じて資金調達することも多い。実際、どの程度の場合に起債が用いられているかについてのデータは入手できなかった。しかし、第4章で示したように、起債を用いる場合とそうでない場合は、VFMの値に大きな影響を与えうる。したがって、非PFIの場合に起債を用いることが想定される場合には、それを前提としてPSCを算定する必要がある。

²³⁶ 指定管理者制度によるコスト縮減効果に関しては、それぞれの地方公共団体が自らの判断で作成・公表しているが、それらを全体的に把握・整理したものはない。富永(2007)は、岩手、三重、滋賀、島根、香川、大分、宮崎の7県の公表データを分析したものの。

③シミュレーションにおけるケースの設定と条件設定

以上を踏まえて、VFMの簡単なシミュレーションを実施する。まずは、架空のケースを想定し、「起債と民間委託を想定したケース」と「起債と民間委託を想定しないケース」を比較し、その影響について分析する。ケースの設定は、具体的には、前提見直し前のPSCと前提見直し後のPSCを計算し、それらがVFMにどういった影響を与えうるかについて分析を行う。事業のケースとしては、本章第4節で用いた、サンプル案件186件の事業の平均値（表5-2参照）を用いる。その上で、以下のような仮想の事業を想定する。

表 5-20 シミュレーションで想定する仮想事業の条件

項目	条件	備考
事業方式	サービス購入型、BTO方式	シミュレーション想定
事業費（百万円）	12,990百万円（うち施設整備費41.6%）	186事業平均値
契約年数	17年（うち建設期間2年）	186事業平均値
金利	起債金利2%、民間金利（4%）	シミュレーション想定
割引率	2%	シミュレーション想定
コスト縮減率	PSC民間活用時10%、PFI時20%	シミュレーション想定

出典：筆者作成

④シミュレーション結果とインプリケーション

以上のような前提の下、ケース①（PSCに民間委託と起債を考慮しないケース）とケース②（PSCに民間委託と起債を考慮したケース）について、VFM評価のシミュレーションを行った。その分析結果は、次のとおりである。

表 5-21 シミュレーション結果

		単位：千円		
ケース		PSC	PFI-LCC	VFM
ケース①	PSCに民間委託と起債を考慮しないケース	11,614	9,799	15.6%
ケース②	PSCに民間委託と起債を考慮したケース	10,482	9,799	6.5%

出典：筆者作成

このように、ケース①とケース②の比較では、ケース②の方のVFMの低くなることが確認された。具体的には、今回の条件設定では、9%程度の相違

が発生した。上述のとおり、このケースの条件設定は、サンプル案件 186 案件の平均値を参考に想定したものである。このシミュレーションの分析結果は、実際の事業 VFM 計算においても、ケース①とケース②では、10%程度の VFM の違いが発生しうることを示すものである。このように、両者の間では大なる相違が発生する可能性があるため、PSC の前提条件の設定では、民間活用の可能性及びそのコスト削減効果について十分に検討し、適宜計算内容に反映させる必要がある。なお、本シミュレーションで用いたキャッシュフロー表は、以下のとおりである。

表 5-22 シミュレーション（その 1）のキャッシュフロー表

■PSC①(起債及び民間委託を考慮しない場合)																							
項目	事業年次																	事業終了後起債償還期間					合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
施設整備費	2,702	2,702	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	5,404
維持管理費	0	0	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	506	-	-	-	-	-	7,586
合計	2,703	2,704	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	-	-	-	-	-	12,990
合計(PV)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,614

■PSC②(起債及び民間委託を考慮した場合)																							
項目	事業年次																	事業終了後起債償還期間					合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
施設整備費(起債償還)	0	0	340	336	331	326	321	316	311	306	302	297	292	287	282	277	272	267	263	258	253	248	5,885
維持管理費	0	0	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	455	0	0	0	0	0	6,828
合計	0	0	799	795	791	787	783	779	775	772	768	764	760	756	752	748	745	285	282	278	274	270	12,962
合計(PV)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	10,482

■PFI-LCC																							
項目	事業年次																	事業終了後起債償還期間					合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
サービス購入料(施設整備費分)	0	0	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	389	-	-	-	-	-	5,832
サービス購入料(維持管理費)	0	0	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	405	0	0	0	0	0	6,069
合計	0	0	793	793	793	793	793	793	793	793	793	793	793	793	793	793	793	-	-	-	-	-	11,901
合計(PV)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9,799
VFM(対PSC①)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15.6%
VFM(対PSC②)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.5%

出典：筆者作成

2) ケース（その 2）：横浜市立十日市場小学校整備事業の分析

①シミュレーションの目的

次に、実際に横浜市 PFI 事業の事例（横浜市立十日市場小学校整備事業）を用いて、PSC の前提条件の変更が、VFM にどのような影響を与えるかを分析する。なお、この分析は、あくまでも前提条件の変更が評価結果にどのような影響を与えるかということ把握するためのシミュレーションを行うことを主眼とするものであり、横浜市が実際に行った VFM 評価自体の是非を問うものではないことに十分に留意されたい。

分析は、具体的に次のように行う。すなわち、上の事例では、施設整備費 1,097,541 千円のうち、188,656 千円（17%）を補助金、233,000 千円（21%）を起債、残りの 675,885 千円を一般財源により調達している。これを、補

助金の金額・割合はそのままに、残りの全額を起債により賄う場合（ケース A）と、残りの全額を一般財源により賄う（ケース B）を想定し、それが PSC 及び VFM にどのような影響を与えるかを分析する。

②シミュレーションのデータ及び前提条件

本シミュレーションでは、上述の資金調達源を変更する以外は、横浜市が落札者決定時の VFM 評価の際に採用したものと基本的に同じデータと前提条件を用いる。ただし、起債の償還分に関しては、単純化のため、借入金全額を維持管理・運営期間（13 年間）に渡って全額を元利均等にて返済するものとしている。

③シミュレーション結果とインプリケーション

以上のような前提の下、ケース A とケース B について、PSC 及び VFM 評価のシミュレーションを行った。その分析結果は、次のとおりである。

表 5-23 シミュレーション結果

単位：千円

ケース		PSC	PFI-LCC (実額)	VFM
ベース ケース	実際の計算結果	2,533,642	2,252,131	11.1%
ケース A	補助金以外をすべて起債により賄う場合	2,303,434	2,252,131	2.2%
ケース B	補助金以外をすべて一般財源により賄う場合	2,923,263	2,252,131	14.0%

出典：筆者作成

このように、ケース A では、PSC の値が小さくなり、VFM が 2.2%まで低下する（ただし、この場合でも VFM は得られる）結果となっている。一方、ケース B では、PSC の値が大きくなり、VFM が 14.0%まで向上する結果となっている。要約すると、ベースケースとケース A の間では約 9%の VFM の差、ケース A とケース B の間では約 12%の VFM の差が出ている。

これは、理論的にも正しい。すなわち、ケース A（起債による調達を増やした場合）では、現在での財政負担を軽減し、支出について将来時点での延べ払い要素を増加させるので、現在価値化した場合は、割引の効果が大きく利く（PSC の値が減少する）こととなる。一方、ケース B（一般財源による

負担を増やした場合)では、現在での財政負担を増大させ、支出について将来時点での延べ払い要素がなくなるので、現在価値化した場合は、割引の効果が減少する(PSCの値が増加する)こととなる

以上のシミュレーション結果は、VFM評価において、起債の条件設定がその評価の結果にいかに関与を及ぼしうるかを示している。なお、本シミュレーションで用いたキャッシュフロー表は、以下のとおりである。

表 5-24 シミュレーション(その2)のキャッシュフロー表

■ケースA (単位:千円・税込)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
支出																
建設投資	1,097,541	1,813,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,910,971
維持管理費	0	0	7,894	8,850	21,849	21,586	21,219	22,002	21,149	21,586	21,849	21,382	35,005	36,142	35,005	295,511
環境整備費	0	0	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	208,000
起債返済			211,821	211,821	211,821	211,821	211,821	211,821	211,821	211,821	211,821	211,821	211,821	211,821	211,821	2,753,674
小計	1,097,541	1,813,430	235,715	236,671	249,670	249,407	249,040	249,823	248,970	249,407	249,670	249,203	262,826	263,963	262,826	6,168,163
収入																
補助金	188,656	302,570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	491,226
起債	908,885	1,510,860	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,419,745
小計	1,097,541	1,813,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,910,971
総支出額	0	0	235,715	236,671	249,670	249,407	249,040	249,823	248,970	249,407	249,670	249,203	262,826	263,963	262,826	3,257,192
総支出(現在価値)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-2,303,434

■ケースB (単位:千円・税込)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計
支出																
建設投資	1,097,541	1,813,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,910,971
維持管理費	0	0	7,894	8,850	21,849	21,586	21,219	22,002	21,149	21,586	21,849	21,382	35,005	36,142	35,005	295,511
環境整備費	0	0	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000	208,000
小計	1,097,541	1,813,430	23,894	24,850	37,849	37,586	37,219	38,002	37,149	37,586	37,849	37,382	51,005	52,142	51,005	3,414,489
収入																
補助金	188,656	302,570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	491,226
小計	188,656	302,570	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	491,226
総支出額	908,885	1,510,860	23,894	24,850	37,849	37,586	37,219	38,002	37,149	37,586	37,849	37,382	51,005	52,142	51,005	2,923,263
総支出(現在価値)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-2,618,642

出典：筆者作成

(3) 割引率の変更がVFM評価結果に与える結果

ここでは、第4章で行った割引率の考え方について、横浜市PFI事業(横浜市立十日市場小学校整備事業)のケース・スタディで用いたデータを用いて分析することにより、その意義や効果の把握を試みる。本事業では、特定事業の選定時及び落札者決定時双方において、VFM評価の割引率は4%が採用されている²³⁷。本節では、これにリスクフリー・レートを適用した場合、VFM評価の結果にどのような影響を与えうるかを分析する。

分析の目的は、既に行われた二度のVFM評価の是非や妥当性を検証することではなく、あくまでも、リスクフリー・レートを用いた場合、VFM評価結果にどのような影響を与えうるかという点に着目したものである。

リスクフリー・レートとしては、第4章に示したように、国債の利回り(表面利率)を用いるのが一般的である。本研究においても、それに準じることとする。

²³⁷ その理由については、今回入手した資料からは確認することができなかった。

2011年11月現在、日本政府が発行する国債の種類としては、以下のものがある。

表 5-25 日本政府が発行している国債

分類	商品の種類
超長期国債	15年（変動利付国債）・20年（利付債）・30年（利付債）・40年（利付債）
長期国債	10年（利付債）・10年（個人向け国債）・10年（物価連動国債）
中期国債	2年（利付債）・3年（利付債）・4年（利付債）・5年（利付債）・5年（個人向け国債）・6年（利付債）
短期国債	6カ月（割引債）・1年（割引債）

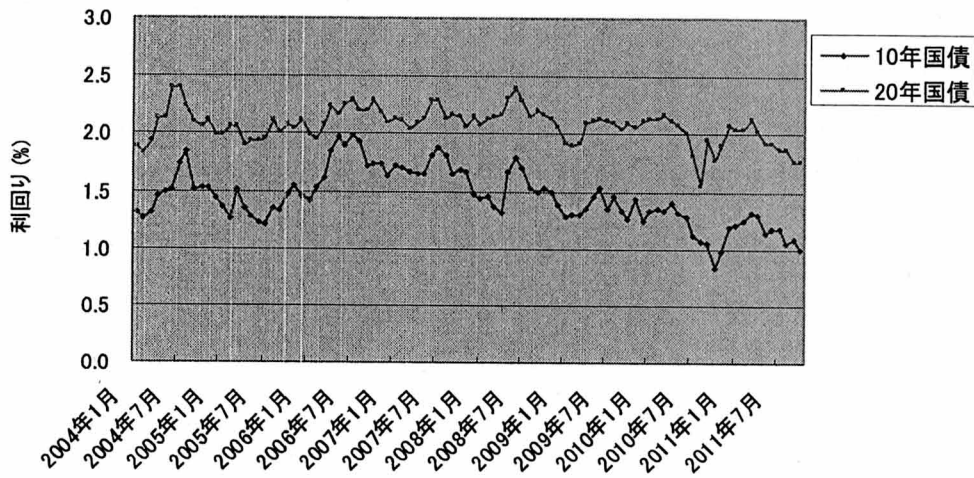
出典：財務省ホームページ情報に基づき筆者が作成

これらのうち、変動利付国債は、利率が固定ではないのでリスクフリーとはいえない。従って、「利付債」を採用するのが妥当である。期間については、VFM評価において対象とする期間に応じて設定するのが適当である。すなわち、特定事業選定時の年度を基準年度とし、事業期間の最終年までの期間をカバーする国債の利回りをを用いる。

分析の結果としては、まず、リスクフリー・レートを用いた分析の結果を示す。本事業においては、特定事業の選定が2004年5月に行われている。また、事業期間が2020年3月までなので、その期間は15年10ヶ月となる。これをカバーする国債は、2004年5月の20年物国債（利付債）である。

財務省のデータ²³⁸によると、次図に示すように国債の利回りは1990年以降低下している。

²³⁸ このデータの出典は、財務省のホームページ（<http://www.mof.go.jp/>）である。



出典：財務省ホームページ

図 5-17 1980 年代後半からの国債利回りの推移

2004 年 5 月の 20 年物国債（利付債）の利回り（5 月の平均値）は、2.125% である。この値を割引率として、横浜市事業について、特定事業選定時及び落札者決定時の VFM 評価の再計算を行った結果は次表のとおりである。

表 5-26 リスクフリー・レートを適用した場合の VFM 評価結果

単位：千円

	PSC	PFI-LCC	VFM (絶対額)	VFM (割合)
特定事業選定時 の VFM 再評価	2,739,029 (2,533,642)	2,615,638 (2,252,131)	123,391 (281,511)	4.5% (11.1%)
落札者決定時 の VFM 再評価	2,739,029 (2,533,642)	2,062,845 (1,784,584)	676,184 (749,058)	24.7% (29.6%)

注：下段は、割引率 4% を適用した場合の値

出典：筆者が作成

以上の分析から、横浜市事業における割引率の見直しについては、次のような結果が得られた。

- ・ 特定事業選定時及び落札者決定時の双方において、VFM（絶対値及び割合とも）の数値は低い数値となっている。
- ・ ただし、特定事業選定時及び落札者決定時とも、依然として正の値をとっており、リスクフリー・レートを適用した場合でも VFM は得られる。

また、本ケース・スタディ（割引率の見直し）から、割引率の設定に関して次のような一般的な示唆が導き出された。

すなわち、近年では、リスクフリー・レート（国債利回り）は 4%以下である。また、一般的にサービス購入型の PFI 事業では、割引率が下がると VFM の値も低下する傾向にある。すなわち、PFI 方式を採用した場合にサービス購入料の支払いが運営・維持管理期間全体に渡るため、現在価値化による割引効果が高いためである。

以上のことを踏まえると、割引率 4%を採用している事業においては、VFM を過大に評価している可能性がある。また、場合によっては、リスクフリー・レートを割引率として用いた場合は、VFM がマイナス値に転ずる可能性もある。これは、PFI 方式採用の判断において決定的な影響を与えるものである。

本章の総括

本章では、第 4 章で行った考察に基づき、実際の VFM 評価結果のデータを用いて分析及びシミュレーションを行った。

まず、我が国の PFI 事業の VFM に関する事実として、VFM の値は減少傾向にあることを確認した。また、それが、競争率（入札への応札する者の数）と一定の相関があることを確認した。すなわち、より高い VFM を求めるためには、競争的な環境の整備が重要であることの示唆を得た。一方で、事業期間や全事業費に占める運営・維持管理費の割合は、VFM との間での高い関連性は認められなかった。また、落札者決定時の VFM は、特定事業選定時の VFM の値に比べて高い値をとる傾向があることが確認された。このことから、公共契約機関は、特定事業選定時には VFM の値を比較的厳しく見ているという傾向が分かった。

本章の冒頭であげた 4 つの命題のうち、「①VFM の意義と事後評価」については、横浜市と神戸市の 2 事業について、VFM の事後評価を行った。また、神戸市の事業については、定性的な面での評価も行った。

まず、横浜市の事例の VFM 事後評価からは、いわゆる「ハコモノ事業」においては、公共契約機関の対 PFI 事業者のキャッシュフローの変動要素は少なく、事後評価においても落札者決定時の VFM 評価から乖離する可能性は小さいことが確認された。また、運営期間中の評価では、事業の残りの期間におけるサービス購入料等の支払い額が確定していないため、事業期間全体を対象とする VFM の具体的な数値を正確に計算することは難しいことを明らかにした。

神戸市の事例の VFM 事後評価からは、特にミックス型事業（PFI 事業者が一部利用者から直接収入を得る部分がある事業）においては、単に、公共契約機関からのサービス購入料の支払い額の推移を確認するだけでは評価の意義が薄いことが確認された。一方、当該事業全体としての事業収支、或いは施設の利用状況や利用者のサービス満足度について適切に評価することが重要性であるとの示唆を得た。すなわち、VFM の事後評価においては、定量的な分析もさることながら、定性面における評価も重要であることが改めて確認された。

「②VFM 評価の実施対象」については、上の神戸市の事例を通じて、ミックス型事業については、定量的な VFM の分析（狭義の VFM 評価）だけでは、特定事業選定時、落札者決定時、事業運営時のいずれにおいても実施する意義が低いことが確認された。これは、第 4 章における、「VFM 評価は、基本的にはサービス購入型を対象として実施されるべき」との主張を支持するものである。

「④PSC の前提の見直し」については、サンプル案件 186 事業の平均値から構築した架空のケースと、横浜市の PFI 事業の二つのケースについて、PSC の前提を変えた場合に VFM 評価結果に与える影響を分析した。具体的には、PSC においては、公共契約機関の資金調達における起債の活用、施設整備費の算定における実際の落札率の反映、及び運営・維持管理費の算定における民間活用を想定した費用計算を行うことの意義・必要性を述べた。

シミュレーションの結果、186 事業の平均ケース（起債と民間活用を反映したケース）では、前提条件の見直し前に比べて、VFM が 10%程度減少することが確認された。また、横浜市の事業で前提条件を変更したケース（資金調達の補助金以外の部分を全額起債で賄う場合と、全額一般財源で賄う場合）においても、前提条件の変更前後では 10%程度の変化が発生することを確認した。このことにより、VFM 評価における PSC の計算においては、起債及び民間活用の想定が、VFM の評価結果に重要な影響を与えうることを明らかにした。

「⑤VFM 評価における割引率」については、上記の横浜市の事業について、リスクフリー・レート（20 年国債の利回り）を用いて VFM 評価のシミュレーションを行った。横浜市中で実際に採用された割引率は 4%であるが、このシミュレーションでは、2.125%の割引率を用いた。分析の結果、特定事業選定時及び落札者決定時とも、VFM 評価が下がることを確認した。この結果から、「4%の割引率が多く用いられている現状では、VFM が過大に評価されている可能性があること」及び「今後、リスクフリー・レートを適切に用いて VFM 評価を行った場合、VFM の発現が認められないケースが増える可能性があること」の示唆が得られた。

終章 本研究における達成事項と今後の課題

(1) 本研究で達成した事項

本研究では、我が国の PFI 事業における VFM 評価のあり方や方法論について、その問題点や課題を整理するとともに、その解決策について検討した。

第 1 章では、PFI の概念整理、特徴、及び PPP との関連性について整理を行った。また、PFI 法施行後 10 年を区切りとして、我が国における PFI の導入及び展開を総括した。その展開に基づき、創生期、学習期、成長期、混迷期、停滞期に分類し、2008 年以降は PFI 停滞期にあることを示した。

第 2 章では、PFI 及び VFM 評価に関して既存研究のサーベイを行なった。特に VFM 評価については、評価フレームワーク、評価の信頼性、事後評価、VFM 発生要因、リスク分析、割引率について既存研究の蓄積があることを課確認し、これまでの成果を整理した。一方で、それらの研究の達成事項と本研究の視点を比較し、本研究の独自性及び意義を確認した。

第 3 章では、実際の PFI 事業のデータに基づき、我が国の PFI 事業のプロファイル分析を行った。その中で、2008 年時点では、PFI 事業契約締結までに至っている案件が 309 件存在すること、事業主体は全体の 7 割強が地方公共団体であること、首都圏や大都市圏において多く実施されていること、分野としては、教育分野における PFI の採用が最も多いことなどを示した。また、我が国の PFI 事業の特徴をより明らかにするために、英国及び韓国との比較を行った。その結果、我が国では両国にくらべて「BTO 方式+サービス購入型」が多いこと、また、運輸系インフラ事業の割合が少ないことなどを明らかにした。

第 4 章では、我が国の PFI 事業における VFM 評価の問題点を整理し、それらに対する考察及び回答を行った。その考察結果は、次のとおりである。

- ・ VFM 評価は、特定事業選定時及び落札者決定時のみならず、事業の運営時及び終了時にも行うことが大切であること。
- ・ VFM 評価は、サービス購入型の PFI 事業に対して実施されるものであること。また、単に公共契約機関の財政支出の多寡を計る「狭義の VFM 評価」は、独立採算型及びミックス型の PFI 事業には意味をなさないこと。
- ・ VFM 評価は、事業の社会的影響を評価する経済分析や、事業の収益性を評価する財務分析とは目的や意義が異なるものであること。ただし、実際的手法として財務分析と同様の手法を取るものであること。
- ・ PSC 計算の前提は、「公共単価や公共契約機関の職員が自ら実施した場合

- (直営の場合)」を想定するのではなく、実際の公共事業の落札率や PFI 以外の民間活用を最大限図るという想定で設定・計算すべきであること。
- ・現在価値化に用いる割引率については、リスクフリー・レート（日本政府の長期国債のレート）を用いるべきこと。

第 5 章では、第 4 章で行った考察に基づき、実際の VFM 評価結果のデータを用いて分析及びシミュレーションを行った。まず、我が国の PFI 事業の VFM の値は減少傾向にあること、また、それが競争率と一定の関係があることを確認した。次に、横浜市、神戸市、及び本研究で独自に設定した想定 of 事業についてケース・スタディを実施し、以下の主要な成果を得た。

- ・運営開始後の VFM 事後評価を適切に実施することにより、事業の悪化を回避できる可能性がある。ただし、VFM 評価は「狭義の VFM 評価」だけでなく、事業のサービスの質や公共契約機関の事業経営収支についても適切に把握・評価する必要がある。
- ・現状における PSC 計算の前提条件（起債や他の PPP 手法の活用をよく考慮していない）及び割引率の設定（国交省指針に基づく 4% の適用）の関係により、現在の PSC の金額が過大に（或いは PFI-LCC の金額が過小に）評価され、結果として VFM が過大に計算されている可能性がある。シミュレーションでは、これらの前提条件の見直しにより、VFM が 10% 程度減少しうることを確認した。

以上の事項を明らかにするとともに、VFM 評価の課題に対する現実的な改善・対応の方法を示したことが、本研究の主な達成事項と言える。

(2) 今後の研究課題

PFI 事業における VFM 事業に関して、本研究で取り扱わなかった事項に、「リスク評価」がある。PFI の採用により、施設の設計、建設、運営及び維持管理に関し、公共契約機関から PFI 事業者へのリスク移転が行われる。VFM 評価では、本来はこの移転リスクについても定量的評価を行い、PSC と PFI-LCC に適切に反映することが望ましい。実際、VFM ガイドラインでも、可能な限りリスク移転の要素を考慮することとしている。

しかし、PFI の実務においては、少なくとも我が国では移転されるリスクの定量化を行ったうえでの VFM 評価はなされていない。その大きな理由の一つは、リスクの定量化の方法が困難であることにある。具体的には、公共から民間に移転されるリスクの種類の特定及びその貨幣価値換算の方法が技

術的に確立されていない。また、分析に必要となるデータの蓄積や利用可能性が十分でないことも、理由の一つとしてあげられる。

本研究でもそうした理由によりリスク評価は扱わなかった。しかし、本来は、そのリスク評価を反映した上でPSC、PFI-LCC及びVFMを評価することが望ましい。そうでなければ、PFIのメリットや優位性が過小評価される可能性がある。

よって、今後の重要な研究課題の一つとして、VFM評価におけるリスク評価の実施手法の研究を挙げる。この課題については、今後、学術研究及び実務の双方を通じて継続して取り組んでいきたい所存である。

参考文献

1. 赤井 伸郎 (2002)「PFIの経済学的考察-インセンティブの観点から-」『オペレーションズ・リサーチ』Vol.47, No.12, pp. 757-784
2. 赤井 伸郎・篠原哲(2002)「第三セクターの設立・破綻要因分析-新しい公共投資手法 PFIの成功にむけて-」『日本経済研究』No.44、pp. 141-166
3. 井上馨 (2005)「PFIのVFMを生み出す要因について」『大阪府立大学経済研究』第50巻2・3・4(208・209・210) pp.273-297
4. 井上馨 (2007)「PFI事業のVFM DriversとNVEの提言」『大阪府立大学経済研究』第53巻2(220) pp.31-53
5. 井上馨 (2008)『PFI事業等の日本における公共事業の発注システムについて』大阪府立大学博士論文
6. 内田 修 (2005)「民間活用インフラ整備 PFIは日本に根付いたか：PFI法導入後の6年を振り返って」『高千穂論叢』40(2) [2005.11] pp.81-108
7. 内田 修 (2006)「導入七年、PFIは日本に根付いたか：安全性確保や改修事業のリスク等への一層の配慮が必要」『金融財政事情』57(8) [2006.2.27] pp.46-50 金融財政事情研究会
8. 近江八幡市立総合医療センターのあり方検討委員会 (2008)『近江八幡市立総合医療センターのあり方に関する提言』(平成20年1月)
9. 大西 正光(2005)『プロジェクト契約の不完備性と制度設計に関する研究』京都大学博士論文
10. 小川 光 (2001)「公共事業におけるリスク分担」『フィナンシャル・レビュー』2001年2月
11. 加賀 隆一【編著】(2007)『プロジェクトファイナンスの実務』金融財政事情研究会
12. 柏木 昇【監修】(2004)『PFI実務のエッセンス』有斐閣
13. 金子孝文・岡田拓也(2004)「英仏におけるPPP/PFI動向調査(2003)」、『地域政策調査』, Vol. 19.
14. 熊谷 弘志 (2007)『脱「日本版PFI」のススメ：リスク移転で解き明かすPFIの真の姿』相模書房
15. 経済産業省 (2009)『アジアPPP政策研究会報告書～アジアと共に、官民共創・官民共生～』
16. 国土交通省大臣官房官庁営繕部(2003)『官庁施設のPFI事業手続標準(第1版)』

17. 齋藤 友秋 (2004)『PFI と公共供給システムの改革：効率性の向上と合理化の実現に向けて』東洋大学博士論文
18. 佐々木 仁 (2005)「PFI 事業の評価～体系と評価フレームの提言」『三菱総合研究所所報』No.45 (2005年11月発行) pp. 6-31
19. 佐々木 仁 (2006)「公共サービスの VFM 最適化のための PPP 事業のマネジメント～ダイヤモンド理論の提唱」『三菱総合研究所所報』No.46 (2006年11月発行) pp. 6-29
20. 杉浦 勉 (2008)「イギリス PFI 研究の理論的検討：公民役割分担の観点から」『国際公共経済研究』2008年 第19号
21. 杉本 勉 (2009)『イギリス PFI 研究：官民役割分担の展開』京都大学博士論文
22. 杉本 幸孝【監修】(2006)『PFI の法務と実務』金融財政事情研究会
23. 総務省 (2008)『PFI 事業に関する政策評価』(平成20年1月11日)
24. 総務省 (2011)『地方公共団体における PFI 実施状況調査報告書』(2011年12月)
25. 第一勧業銀行国際金融部【編】(1999)『PFI とプロジェクトファイナンス』東洋経済新報社
26. 地域ケア政策ネットワーク (2002)『新型ケアハウス整備・運営事業のための PFI 導入マニュアル』
27. 地域総合整備財団 (2009)『平成20年度指定管理者実務研究会報告書 指定管理者制度における協定のあり方』
28. 手塚 広一郎 (2005)『社会資本の整備・運営に対する民間参画の経済分析：PFI (Private Finance Initiative) を中心として』一橋大学博士論文
29. 富永 玲子 (2007)「指定管理者制度の導入によるコスト削減効果」『shiteikanri.jp 2007.1-2』春陽舎
30. 内閣府 (2003)『公の施設と公物管理に関する研究 (中間報告)』
31. 内閣府 (2006)『アニュアル PFI レポート (平成17年度)』
32. 内閣府 (2007)『アニュアル PFI レポート (平成19年度)』
33. 内閣府 (2007)「VFM (Value For Money) に関するガイドライン (平成13年7月27日) の一部改定及びその解説」
34. 内閣府公共サービス改革推進室 (2006)『詳解 公共サービス改革法』ぎょうせい
35. 成田 頼明【監修】(2003)『指定管理者制度のすべて 制度詳解と実務の手引』第一法規
36. 西野 文雄【監修】(2001)『完全網羅 日本版 PFI—基礎からプロジェク

ト実現まで』山海堂

37. 日本 PFI 協会『PFI 年鑑』(各年)
38. 日本版 PPP 研究会 (2002)『日本版 PPP (Public Private Partnership : 公共サービスの民間開放) の実現に向けてー市場メカニズムを活用した経済再生を目指してー(中間とりまとめ)』経済産業省・経済産業研究所 日本版 PPP 研究会、平成 14 年 5 月 22 日
39. 野田 勝康 (2002a)「高知医療センターにおける医療 PFI の事例研究」『政策科学』 9-2、2002 年 1 月
40. 野田 勝康 (2002b)『自治体立病院改革と医療 PFI の有効性：高知県：高知医療センターを研究事例として』立命館大学博士論文
41. 野田 由美子 (2003)『PFI の知識』日経文庫
42. 野田 由美子【編著】(2004)『民営化の戦略と手法：PFI から PPP へ』日本経済新聞社
43. 福岡市 (2004)『福岡市 PFI ガイドライン (第 2 版)』
44. 福岡市 PFI 事業推進委員会 (2005)『タラソ福岡の経営破綻を越えて～PFI 事業の適正な推進のために～タラソ福岡の経営破綻に関する調査検討報告書』(平成 17 年 5 月 12 日)
45. マイケル・エアハルト著 (真壁昭夫／鈴木毅彦訳) (2001)「資本コストの理論と実務：新しい企業価値の探求」東洋経済(原著: Michael C. Ehrhardt (1994) The Search for Value: Measuring the Company's Cost of Capital, President and Fellows of Harvard College)
46. 前野貴生 (2007)『自治体財政と PFI の活用：PFI 事業のデータ分析』名古屋市立大学博士論文
47. 前野 貴生・下野 恵子 (2006)「市レベルでの PFI の分析：PFI の実施と財政」『国際地域経済研究』 No.7 pp. 45-58
48. 前野 貴生・下野 恵子 (2010)「PFI 事業における経費削減効果の要因分析-計画時 VFM と契約時 VFM の比較-」『会計検査研究』, No.42 (2010.9) pp.49-61
49. 水田 健輔 (2006)「国立大学における PFI の活用とその課題」、『国立大学財務・経営センター 大学財務経営研究』第 3 号 (2006 年 8 月発行) pp.39-58
50. 山下興一・渡里司・松岡俊二 (2006)「サービス特性からみた PFI 事業の評価手法：高知医療センターのケース・スタディ」『日本評価学会第 7 回全国大会発表要旨集録』(2006 年 12 月 2 日, 東洋大学)、 pp.109-116.
51. 横井 士郎 (1985)『プロジェクト・ファイナンス』有斐閣

52. BELCA（社団法人建築・設備維持保全推進協会）（2006）『PFI 事業の維持管理～発注者のための 15 の提言・同解説』
53. JICA（2005）『途上国の開発事業における官民パートナーシップ導入支援に関する基礎研究』独立行政法人国際協力機構
54. PFI 推進委員会（2004）『PFI 推進委員会中間報告－PFI のさらなる展開に向けて－』2004 年 6 月 3 日
55. PFI 推進室（2005）「VFM ガイドラインに関するフォローアップ調査報告書（平成 17 年 12 月）」
56. PFI 推進委員会（2007）「VFM 評価に関するワーキンググループ報告書（案）」
57. PFI 推進室『アニュアル PFI レポート』（各年度版）
58. ACCA（2002） *ACCA Member's Survey: Do PFI Schemes Provide Value for Money?*, Association of Chartered Certified Accountants (UK), September 2002
59. Aghion, P., Hart, O. and J. Moore (1992) "The economics of bankruptcy reform", *The Journal of Law, Economics & Organization*, Vol.8, No.3, pp.523-546
60. Akbiyikli, R. and Eaton, D. (2006) "A Value for Money (VFM) Framework Proposal For PFI Road Projects", *Conference Paper at "Sustainability and Value Through Construction Procurement"* (29 November - 2 December 2006 in Salford, UK)
61. Allen, Grahame (2001) *The Private Finance Initiative (PFI), Research Paper 01/117*, 18 December 2001, House of Commons Library
62. Audit Commission (2003) *PFI in Schools: The quality and cost of buildings and services provided by early Private Finance Initiative schemes*
63. Arthur Andersen and Enterprise LSE (2000) *Value for Money Drivers in the Private Finance Initiative*, London: Enterprise LSE and Arthur Andersen
64. Australian Government (2008) *National Public Private Partnership Guidelines Volume 4: Public Sector Comparator Guidance (December 2008)*
65. Barnett, C., Barr, J., Christie, A., Duff, B., and Hext, S. (2010) *Measuring the Impact and Value for Money of Governance Programmes*, ITAD
66. Bebchuk, L. (1988) "A new approach to corporate reorganizations",

- Harvard Law Review*, Vol.101, pp.775-804
67. Bettignies, J.E. and Ross, T.W. (2004) "The Economics of Public-Private Partnerships", *Canadian Public Policy*, Vol.XXX No.2 2004, pp.135-154
 68. Black, F. (1972) "Capital Market Equilibrium with Restricted Borrowing," *Journal of Business* 45 (1972), pp.444-455
 69. Broabent, J., Gill, J., and Laughlin, R. (2003) "Evaluating the private finance initiative in the national health service," *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, 16(3), pp.422-445
 70. Bugress, D.F. and Jenkins, G.P (2010) *Discount Rates for the Evaluation of Public Private Paetnerships*, McGill-Queen's University Press
 71. Butt, H. and Palmer, B. (1985) *Value for Money in Public Sector: the decision makers guide*, Basil Blackwell, Oxford
 72. Cowell, F A and Gardiner, K (1999) "Welfare Weights", *STICERD, London School of Economics, Economic Research Paper 20*, Aug 1999
 73. Crocker, K. and Masten, S. (1996) "Regulation and Administered Contracts revisited: Lessons from Transaction-Cost Economics for Public Utility Regulation", *Journal of Regulatory Economic*, 9, pp.5-40
 74. Demsetz, H. (1968) "Why Regulate Utilities", *Journal of Law and Economics*, 46, pp.55-65
 75. DFID (2011) DFID's Approach to Value for Money (VFM), DFID, July 2011
 76. Edwards, P. and Shaoul, J. (2003) "Partnerships: for better, for worse?" *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 16 No.3, 2003, pp.397-421.
 77. Fround, J.(2003) "The private finance initiative: risk, uncertainty and the state," *Accounting, organization and society*, 28(6), August 2003, pp.567-589
 78. Gimsey, D. and Lewis, M.K. (2002) "Evaluating the risks of public private partnerships for infrastructure projects", *International Journal of Project Management*, 20(2002), pp.107-118
 79. Gimsey, D. and Lewis, M.K. (2004) *Public Private Partnerships, The Worldwide Revolution in Infrastructure Provision and Project Finance*, Edward Elgar Publishing

80. Gimsey, D. and Lewis, M.K. (2005) "Are Public Private Partnerships value for money? Evaluating alternative approaches and comparing academic and practitioner views", *Accounting Forum*, 29(2005), pp.345-378
81. Grout, Paul A. (1997) "The Economics of the Private Finance Initiative", *Oxford Review of Economic Policy*, Vo.13, No.4, pp53-66
82. Grout, Paul A. (2003) "Public and Private Sector Discount Rates in Public-Private Partnerships", *Economic Journal*, 113(486), pp C62-C68
83. Hart, O (1995) *Firms, Contracts, and Financial Structure*, Oxford: Oxford University Press
84. Hart, O.(2002) "Incomplete Contracts and Public Ownership: Remarks, and an Application to Public Private Partnerships", *CMPO Working Paper Series*, No.03/061, CMPO
85. Heald, D. (2003) "Value for money tests and accounting treatment in PFI schemes", *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol. 16 No.3, 2003, pp.342-371
86. Highways Agency (1997) *A Case Study on the first eight DBFO road contracts and their development*
87. H.M.Treasury (1995) *Private Opportunity, Public Benefit: Progressing the Private Finance Initiative*
88. H.M.Treasury (2000) *Public Private Partnerships: The Government's Approach*
89. H.M. Treasury (2003a) *Green Book: Appraisal and Evaluation in Central Government*
90. H.M.Treasury (2003b) *PFI: Meeting the Investment Challenge*, H.M.Treasury, July 2003
91. H.M. Treasury (2004) *Value for Money Assessment Guidance*, August 2004
92. H.M. Treasury (2006a) *PFI: Strengthening Long-Term Partnerships*, March 2006
93. H.M. Treasury (2006b) *Value for Money Assessment Guidance*, November 2006
94. H.M. Treasury (2007) *Qualitative Assessment, User Guide*, March 2007
95. Kula, E. (1987) "Social Interest Rate for Public Sector Appraisal in

- the United Kingdom, United States and Canada”, *Project Appraisal*, 2:3, pp.169-174
96. Linder, S.H. (2000) “Coming to terms with the public-private partnerships,” in Pauline V. Rosenau (ed.), *Public-Private Policy Partnerships*, MIT Press, 2000
 97. Linter, J. (1965) “The Valuation of Risk Assets and the Selection of Risky Investments,” *The Review of Economics and Statistics*, February 1965, pp.13-37
 98. Maddison, A (2001) *The World Economy: a Millennial Perspective*, Paris, OECD
 99. Morillos, D and Amekudzi, A. (2008) “The State of the Practice of Value for Money Analysis in Comparing Public Private Partnerships to Traditional Procurements”, *Public Works Management & Policy*, 2008 13, pp.114-125
 100. Morillos, D., Amekudzi, A., Ross, C. and Meyer, M. (2009) “Value for Money Analysis in U.S.: Transportation Public-Private Partnerships”, *Journal of the Transportation Research Board*, No.2115, pp.27-36
 101. Mossin, J. (1966) “Equilibrium in a Capital Asset Market,” *Econometrica*, October 1966, pp.768-783
 102. Murray, S. (2006) , *Value for Money?: Cautionary Lessons about P3s from British Columbia*, CCPA (Canadian Centre for Policy Alternatives BC Office) , June 2006
 103. NAO (1999) *Examining the value for money of deals under the Private Finance Initiative*
 104. NAO (2001) *Managing the Relationship to Secure a Successful Partnership in PFI Project*, HC375 Session 2001/2002, London: HMSO
 105. Nelson, S. (2001) “The nature of partnerships in urban renewal in Paris and London,” *European planning studies*, 9(4), June 2001
 106. Newberry D. (1992) *Long term Discount Rates for the Forest Enterprise*, Department of Applied Economics, Cambridge University, for the UK Forestry Commission, Edinburgh
 107. OECD (2008) *Public-Private Partnerships: In Pursuit of Risk Sharing and Value for Money*, OECD
 108. Orkar, M. (2010) *Review of The Private Finance Initiative (PFI): A Performance Perspective (UK)*, VDM Dr.Muller Aktiengesellschaft &

Co.KG

109. OXERA (2002) *A Social Time Preference Rate for Use in Long-Term Discounting*, a report for ODPM, DfT and Defra
110. Partnerships Victoria (2003) *Public Sector Comparator: Supplementary Technical Note*, Department of Treasury and Finance, July 2003
111. Pearce D and Ulph D (1995) "A Social Discount Rate For The United Kingdom", *CSEERGE Working Paper No95-01*, School of Environmental Studies University of East Anglia Norwich
112. Pollock, A., Shaoul, J. and Vickers, N. (2002) "Private Finance and 'Value for Money' in NHS Hospitals: A Policy Search on a Rationale?", *British Medical Journal*, Vol.324, May 18, 2002
113. Savas, E.S. (2000) *Privatization and Public-Private Partnerships*, Seven Bridges Press
114. Schmidt, K. (1996) "The Costs and Benefits of Privatization: An Imcomplete contracts Approach," *Journal of Law, Economics and Organization* 12 (1) , pp.1-24
115. Shape, W.F. (1964) "Capital Asset Prices: A Theory of Market Equilibrium under Conditions of Risk", *Journal of Finance*, September 1964, pp.425-442
116. Scott, M.F.G. (1977) "The Test Rate of Discount and Changes in Base Level Income in the United Kingdom", *The Economic Journal*, June 1989, pp.219-241
117. Scott, M.F.G. (1989) *A New View of Economic Growth*, Clarendon Paperbacks
118. Shaoul, J. (2005) "A critical financial analysis of the Private Finance Initiative: selecting a financing method or allocating economic wealth?", *Critical Perspectives on Accounting*, 16 , pp.441-471
119. Tanaka, D.F., Ishida, H., Tsutsumi, M., Okamoto, N. (2005) "Private Finance for Road Projects in developing countries: Improving Transparency thgough VFM Risk Assessment" *Journal of the Eastern Asia Society for Transportation Studies*, Vol. 6, pp. 3899-3914
120. The Treasury Taskforce (2000) *Value for Money Drivers in the Private Finance Initiative: A Report by Arthur Andersen and Enterprise LSE*, Commissioned by The Treasury Taskforce, 17 January 2000

121. Walsh K. (1995) *Public services and market mechanisms. Competition, contracting and the new public management*, Basingstoke: Macmillan
122. Williamson, O.E. (1979) "Transaction-Cost Economics: The Governance of Contractual Relationships," *Journal of Law and Economics* 22, pp.233-261
123. Yescombe, E.R. (2002) *Principles of Project Finance*, Academic Press
(E.R.イエスコム著、佐々木 仁訳 (2006)『プロジェクトファイナンスの理論と実務』金融財政事情研究会)
124. Yescombe, E.R. (2007) *Public-Private Partnerships: Principles of Policy and Finance*, Elsevier Science & Technology Books

別紙1：PFI事業のマスターデータ（実施方針公表済事業）

No.	事業名	公共施設等の管理者等		実施方針 公表日	事業区分（内閣府）		事業区分（本研究）		事業分類	
					事業分野	事業施設	事業分野	事業施設	事業方式	事業類型
1	常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業	茨城県	都道府県	H12.3.23	まちづくり	港湾施設	インフラ	港湾施設	BOT	I
2	千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業	千葉市	市区町村	H12.3.24	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BOT	III
3	福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業	福岡市	市区町村	H12.3.30	健康と環境	余熱利用施設	健康増進	余熱利用施設	BOT	III
4	神奈川県衛生研究所等施設整備等事業	神奈川県	都道府県	H12.4.27	健康と環境	衛生試験場	教育研究	教育研究その他	BOT	III
5	ひびきコンテナターミナル整備及び運営事業	北九州市	市区町村	H12.5.11	まちづくり	港湾施設	インフラ	港湾施設	BOT	I
6	神奈川県立近代美術館新館（仮称）等特定事業	神奈川県	都道府県	H12.7.28	教育と文化	美術館	文化教養	美術館・博物館等	BOT	III
7	神戸市摩耶ロジック整備等事業	神戸市	市区町村	H12.8.2	産業	観光施設	産業振興	観光施設	RO	II
8	当新田環境センター余熱利用施設の整備・運営事業	岡山市	市区町村	H12.8.31	健康と環境	余熱処理施設	健康増進	余熱利用施設	BOT	II
9	朝霞浄水場・三園浄水場常用発電設備等整備事業	東京都	都道府県	H12.11.1	健康と環境	上水道施設	インフラ	上水道施設	BOO	III
10	調布市立調布小学校整備並びに運用及び維持管理事業	調布市	市区町村	H12.11.30	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	III
11	大館周辺広域市町村圏組合・ごみ処理事業	大館周辺広域市町村圏組合	組合	H12.12.25	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BOO	III
12	江坂駅南立体駐車場整備事業	大阪府	都道府県	H13.1.30	まちづくり	駐車場	まちづくり	駐車場	BOO	I
13	神奈川県立湘南海岸公園海洋総合文化ゾーン施設整備等事業	神奈川県	都道府県	H13.2.9	まちづくり	都市公園	まちづくり	公園	BTO・BOO	I
14	（仮称）高知県・高知市新病院整備運営事業	高知県・高知市病院組合	組合	H13.2.21	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO・BOT	III
15	マリニピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業	神戸市	市区町村	H13.2.28	産業	漁港	まちづくり	公園	BOO	I
16	八雲村学校給食センター施設整備事業	八雲村	市区町村	H13.4.2	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	III
17	区部ユース・プラザ（仮称）整備等事業	東京都	都道府県	H13.4.12	教育と文化	文教その他	文化教養	青少年施設	BOT	II
18	近江八幡市民病院整備運営事業	近江八幡市	市区町村	H13.5.7	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BOT	II
19	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	倉敷市	市区町村	H13.5.15	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BOO	III
20	大分県女性・消費生活会館（仮称）整備事業	大分県	都道府県	H13.6.1	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BOT	III
21	桑名市図書館等複合公共施設整備事業	桑名市	市区町村	H13.6.13	その他	複合施設	文化教養	図書館	BOT	II
22	（仮称）滋賀21会館整備PFI事業	滋賀県	都道府県	H13.7.17	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BOT	III
23	とがやま温泉施設整備事業	八鹿町	市区町村	H13.7.26	産業	観光施設	産業振興	観光施設	BTO	II
24	岡山市サーチパーク・インキュベーションセンター（仮称）整備等事業	岡山市	都道府県	H13.8.8	産業	インキュベーションセンター	産業振興	産業振興その他	BTO	II
25	森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業	東京都	都道府県	H13.9.5	まちづくり	下水道施設	環境エネルギー	発電設備	BTO	II
26	竹の塚西自転車駐車場整備運営事業	足立区	市区町村	H13.9.10	まちづくり	駐輪場	まちづくり	駐輪場	BOT	I
27	（仮称）新サイクルセンター整備等事業	田原町	市区町村	H13.9.20	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BOT	III
28	（仮称）加古川市立総合体育館整備PFI事業	加古川市	市区町村	H13.10.4	教育と文化	社会体育施設	健康増進	体育施設	BTO	III
29	金沢競馬場省エネルギー対策事業	石川県	都道府県	H13.10.9	産業	観光施設	環境エネルギー	ESCO事業	BTO	III
30	留辺蘆町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業	留辺蘆町	市区町村	H13.10.12	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BOT	III
31	彩の国資源循環工場整備事業	埼玉県	都道府県	H13.10.15	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BTO・BOO	III
32	羽島市民プールの整備・運営事業	羽島市	市区町村	H13.11.12	教育と文化	体育施設	健康増進	体育施設	BOT	II
33	情報通信科学館（仮称）整備等事業	香川県	都道府県	H13.12.14	教育と文化	文化その他	文化教養	美術館・博物館等	BOT	III
34	杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業	杉並区	市区町村	H13.12.21	教育と文化	公民館・市民ホール等	文化教養	文化交流施設	BOT	III
35	長井海の手公園整備等事業	横須賀市	市区町村	H14.1.7	まちづくり	公園	まちづくり	公園	BTO・BOT	II
36	野洲町立野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持管理事業	野洲町	市区町村	H14.1.15	その他	複合施設	教育研究	小中学校	BTO	III

	事業名	公共施設等の管理者等		実施方針 公表日	事業区分 (内閣府)		事業区分 (本研究)		事業分類	
					事業分野	事業施設	事業分野	事業施設	事業方式	事業類型
37	杉並ケアハウス整備等事業	杉並区	市区町村	H14.2.15	生活と福祉	老人福祉施設	医療福祉	ケアハウス	BTO	II
38	認知症高齢者グループホーム等の整備運営事業	中央区	市区町村	H14.3.6	生活と福祉	老人福祉施設	医療福祉	福祉施設	BTO	II
39	移動体通信試験施設整備運営事業	通信総合研究所	独法等	H14.3.8	教育と文化	試験研究機関	教育研究	教育研究その他	BOO	III
40	(仮称)山崎地区屋内温水プール施設整備事業	鎌倉市	市区町村	H14.3.11	教育と文化	社会体育施設	健康増進	体育施設	BOT	II
41	戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業・仮設店舗整備等事業	横浜市	市区町村	H14.3.15	まちづくり	市街地再開発事業	まちづくり	再開発	BTO	III
42	県営上安住宅(仮称)整備事業	広島県	都道府県	H14.3.29	まちづくり	住宅	宿舍住宅	住宅	BTO	III
43	千葉市少年自然の家(仮称)整備事業	千葉市	市区町村	H14.3.29	教育と文化	文教その他	文化教養	青少年施設	BTO	III
44	(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業	札幌市	市区町村	H14.4.17	健康と環境	斎場	活動生活	斎場	BOT	III
45	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業	衆議院	国	H14.4.18	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
46	公務員宿舎赤羽住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H14.4.26	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
47	公務員宿舎駒沢住宅(仮称)及び池尻住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H14.4.26	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
48	長岡市「高齢者センターしなの(仮称)」整備、運用及び維持管理事業	長岡市	市区町村	H14.5.28	生活と福祉	老人福祉施設	医療福祉	福祉施設	BOT	III
49	中央合同庁舎第7号館整備等事業	国土交通省 文部科学省	国	H14.6.10	庁舎と宿舍	庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	III
50	市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備PFI事業	市川市	市区町村	H14.6.12	その他	複合施設	教育研究	小中学校	BTO	III
51	市川市ケアハウス整備等PFI事業	市川市	市区町村	H14.6.12	生活と福祉	老人福祉施設	医療福祉	ケアハウス	BTO	II
52	岡山市東部余熱利用健康増進施設の整備・運営事業	岡山市	市区町村	H14.6.21	健康と環境	余熱処理施設	健康増進	余熱利用施設	BOT	III
53	(仮称)生涯学習センター整備等事業	杉戸町	市区町村	H14.7.31	教育と文化	文教その他	文化教養	文教その他	BTO	III
54	多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業	東京都	都道府県	H14.7.31	その他	複合施設	文化教養	青少年施設	RO	II
55	寒川浄水場廃水処理施設更新等事業	神奈川県	都道府県	H14.8.1	健康と環境	上水道施設	インフラ	上水道施設	BTO・RO	III
56	新型ケアハウス整備等事業	高浜市	市区町村	H14.8.8	生活と福祉	老人福祉施設	医療福祉	ケアハウス	BTO	II
57	横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業	横浜市	市区町村	H14.9.10	まちづくり	下水道施設	環境エネルギー	環境エネルギーその他	BTO	I
58	八尾市立病院維持管理・運営事業	八尾市	市区町村	H14.9.10	健康と環境	病院	医療福祉	病院	O	III
59	総合地球環境学研究所施設整備事業	文部科学省 (人間文化研究機構)	独法等	H14.9.20	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
60	熊本大学(本庄)発生医学研究センター施設整備事業	文部科学省 (熊本大学)	独法等	H14.9.27	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
61	鯖江駅周辺駐車場整備事業	鯖江市	市区町村	H14.9.30	まちづくり	駐車場	まちづくり	駐車場	BOT	I
62	京都大学(桂)総合研究棟V、(桂)福利・保健管理棟の施設整備事業	文部科学省 (京都大学)	独法等	H14.9.30	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
63	京都大学(南部)総合研究棟施設整備事業	文部科学省 (京都大学)	独法等	H14.9.30	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
64	大阪大学(石橋)学生交流棟整備等事業	文部科学省 (大阪大学)	独法等	H14.10.2	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
65	九州大学(元岡)研究教育棟I施設整備事業	文部科学省 (九州大学)	独法等	H14.10.8	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
66	金沢大学(角間II)附属図書館等棟施設整備事業	文部科学省 (金沢大学)	独法等	H14.10.10	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
67	仮称越谷広域斎場整備等事業	越谷市	市区町村	H14.10.15	健康と環境	斎場	活動生活	斎場	BTO	III
68	新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)等整備事業	岡山県	都道府県	H14.10.15	その他	複合施設	活動生活	複合施設	RO	III
69	東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究系)施設整備事業	文部科学省 (東京大学)	独法等	H14.10.18	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
70	東京大学(地震)総合研究棟施設整備事業	文部科学省 (東京大学)	独法等	H14.10.18	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
71	東京大学(駒場II)駒場オープンラボラトリー施設整備事業	文部科学省 (東京大学)	独法等	H14.10.18	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
72	政策研究大学院大学施設整備等事業	文部科学省 (政策研究大学院大学)	独法等	H14.10.18	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III
73	岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業	岡山県	都道府県	H14.10.25	教育と文化	文教その他	文化教養	文教その他	BTO	III

	事業名	公共施設等の管理者等		実施方針 公表日	事業区分 (内閣府)		事業区分 (本研究)		事業分類	
					事業分野	事業施設	事業分野	事業施設	事業方式	事業類型
74	岐阜大学総合研究棟施設整備事業	文部科学省 (岐阜大学)	独法等	H14.10.30	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	Ⅲ
75	(仮称)松森工場関連市民利用施設 整備事業	仙台市	市区町村	H14.11.8	健康と環境	余熱処理施 設	健康増進	余熱利用施 設	BOT	Ⅱ
76	筑波大学生命科学動物資源セン ター施設整備等事業	文部科学省 (筑波大学)	独法等	H14.11.29	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	Ⅲ
77	神戸大学医学部附属病院立体駐車 場施設整備等事業	文部科学省 (神戸大学)	独法等	H14.12.2	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BOT	Ⅰ
78	(仮称)呉市畜場整備等事業	呉市	市区町村	H14.12.6	健康と環境	畜場	活動生活	畜場	BTO	Ⅲ
79	埼玉県総合リハビリテーションセ ンターESCO事業	埼玉県	都道府県	H14.12.18	生活と福祉	福祉その他	環境エネル ギー	ESCO事業	BOT	Ⅲ
80	市川市クリーンセンター余熱利用 施設整備・運営事業	市川市	市区町村	H14.12.20	健康と環境	余熱処理施 設	健康増進	余熱利用施 設	BOT	Ⅱ
81	指宿地域交流施設整備等事業	指宿市	市区町村	H15.1.14	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BTO	Ⅲ
82	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増 進施設整備事業	兵庫県	都道府県	H15.1.20	まちづくり	都市公園	まちづくり	公園	BTO	Ⅲ
83	四日市市立小中学校施設整備事業	四日市市	市区町村	H15.2.4	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
84	緑風園改築及び運営事業	新潟県	都道府県	H15.2.5	生活と福祉	知的障害者福 祉施設	医療福祉	医療福祉そ の他	BOO	Ⅱ
85	公務員宿舎仲田住宅及び千種東住 宅整備事業	財務省	国	H15.2.7	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
86	(仮称)大分市鶴崎総合市民行政セ ンター整備事業	大分市	市区町村	H15.2.28	庁舎と宿舎	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
87	(仮称)大分市種田総合市民行政セ ンター整備事業	大分市	市区町村	H15.2.28	庁舎と宿舎	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
88	公務員宿舎枚方住宅(仮称)整備事 業	財務省	国	H15.3.14	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
89	千葉市大宮学校給食センター(仮 称)整備事業	千葉市	市区町村	H15.3.25	教育と文化	給食セン ター	教育研究	給食セン ター	BOT	Ⅲ
90	公務員宿舎三宿第二住宅(仮称)整 備事業	財務省	国	H15.3.26	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
91	道立噴火湾パノラマパークビジ ターセンター等整備運営事業	北海道	都道府県	H15.4.10	まちづくり	都市公園	まちづくり	公園	BTO・ BOT	Ⅲ
92	九段第3合同庁舎・千代田区役所 本庁舎整備等事業	国土交通省 千代田区	国 市区町村	H15.4.17	庁舎と宿舎	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
93	江古田の森保健福祉施設整備・運 営事業	中野区	市区町村	H15.5.12	生活と福祉	老人福祉施 設	医療福祉	福祉施設	BOO	Ⅱ
94	京都御池中学校・複合施設整備等 事業	京都市	市区町村	H15.5.15	その他	複合施設	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
95	長泉町一般廃棄物最終処分場(仮 称)の整備・運営事業	長泉町	市区町村	H15.6.2	健康と環境	廃棄物処理 施設	環境エネル ギー	廃棄物処理 施設	BOT	Ⅲ
96	立川公務員宿舎(仮称)整備等事業	防衛庁	国	H15.6.6	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
97	「豊川宝飯衛生組合斎場会館(仮 称)」整備運営事業	豊川宝飯衛 生組合	組合	H15.6.9	健康と環境	斎場	活動生活	斎場	BOT	Ⅲ
98	鯖江市ケアハウス整備等PFI事業	鯖江市	市区町村	H15.6.25	生活と福祉	老人福祉施 設	医療福祉	ケアハウス	BTO	Ⅱ
99	鯖江市地域交流センター・特定公 共賃貸住宅整備等PFI事業	鯖江市	市区町村	H15.6.25	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BTO	Ⅲ
100	PFIによる県営住宅鈴川団地移転建 替等事業	山形県	都道府県	H15.6.27	まちづくり	公営住宅	宿舎住宅	住宅	BTO	Ⅲ
101	(仮称)稲城市立中央図書館等整備 運営事業	稲城市	市区町村	H15.7.31	教育と文化	図書館	文化教養	図書館	BTO	Ⅲ
102	(仮称)古川南中学校設計、建設、 維持管理及び運営事業	古川市	市区町村	H15.8.6	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
103	西遠地区新構想高等学校(仮称)整 備事業	静岡県	都道府県	H15.8.8	教育と文化	高校	教育研究	高校	BTO	Ⅲ
104	新浦安駅前複合施設整備運営事業	浦安市	市区町村	H15.9.3	その他	複合施設	まちづくり	再開発	BTO	Ⅲ
105	山陽町新型ケアハウス整備事業	山陽町	市区町村	H15.9.19	生活と福祉	老人福祉施 設	医療福祉	ケアハウス	BTO	Ⅱ
106	上山市学校給食センター建設・維 持管理等事業	上山市	市区町村	H15.9.22	教育と文化	給食セン ター	教育研究	給食セン ター	BTO	Ⅲ
107	(仮称)泉大津市立戎小学校整備事 業	泉大津市	市区町村	H15.9.26	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
108	いわき市文化交流施設整備等事業	いわき市	市区町村	H15.9.30	教育と文化	文化交流施 設	活動生活	複合施設	BTO	Ⅲ
109	在エジプト日本国大使館新事務所 整備等事業	外務省	国	H15.10.2	庁舎と宿舎	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
110	名古屋市鳴海工場整備・運営事業	名古屋市	市区町村	H15.10.17	健康と環境	廃棄物処理 施設	環境エネル ギー	廃棄物処理 施設	BTO	Ⅲ
111	大久保浄水場排水処理施設等整 備・運営事業	埼玉県	都道府県	H15.10.20	健康と環境	上水道施設	インフラ	上水道施設	BTO	Ⅲ
112	(仮称)江戸川浄水場排水処理施設 整備等事業	千葉県	都道府県	H15.10.30	健康と環境	上水道施設	インフラ	上水道施設	BTO	Ⅲ

	事業名	公共施設等の管理者等		実施方針 公表日	事業区分 (内閣府)		事業区分 (本研究)		事業分類	
					事業分野	事業施設	事業分野	事業施設	事業方式	事業類型
113	県宮坂地区住宅整備事業	広島県 坂町	都道府県 市区町村	H15.11.20	その他	複合施設	宿舎住宅	住宅	BTO	Ⅲ
114	吉島地区ボートパーク(仮称)整備 運営事業	広島県	都道府県	H15.11.20	まちづくり	港湾施設	まちづくり	公園	BOT	Ⅰ
115	埼玉県浦和地方庁舎ESCO事業	埼玉県	都道府県	H15.11.28	庁舎と宿舎	事務庁舎	環境エネルギー	ESCO事業	BOT	Ⅲ
116	愛知県森林公園ゴルフ場施設整備 等事業	愛知県	都道府県	H15.12.24	まちづくり	自然公園	まちづくり	公園	BOT	Ⅰ
117	香春町浄化槽整備推進事業	香春町	市区町村	H15.12.25	健康と環境	浄化槽	環境エネルギー	浄化槽	BTO	Ⅲ
118	(仮称)藤沢市有機質資源再生セン ター整備運営事業	藤沢市	市区町村	H16.1.6	産業	農業その他	環境エネルギー	リサイクル 施設	BTO	Ⅲ
119	苫小牧法務総合庁舎整備等事業	国土交通省 法務省	国	H16.1.22	庁舎と宿舎	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
120	(仮称)東大阪市消防局・中消防署 庁舎整備事業	東大阪市	市区町村	H16.1.23	あんしん	消防施設	消防・警 察・行刑	庁舎等	BTO	Ⅲ
121	(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳 場整備運営事業	浜松市	市区町村	H16.1.23	健康と環境	廃棄物処理 施設	環境エネル ギー	廃棄物処理 施設	BOT	Ⅱ
122	富山県警察学校整備等事業	国土交通省	国	H16.1.30	あんしん	警察施設	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
123	四国がんセンター職員宿舎等整備 事業	国立病院機構四 国がんセンター	独法等	H16.1.30	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
124	杉並区井草介護強化型ケアハウス 整備等事業	杉並区	市区町村	H16.2.5	生活と福祉	老人福祉施 設	医療福祉	ケアハウス	BTO	Ⅱ
125	神戸市中央卸売市場本場再整備事 業	神戸市	市区町村	H16.2.6	産業	卸売市場	産業振興	卸売市場	BTO	Ⅲ
126	公務員宿舎視北住宅整備事業	財務省	国	H16.2.6	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
127	仙台市天文台整備・運営事業	仙台市	市区町村	H16.2.19	教育と文化	文化その他	文化教養	美術館・博 物館等	BOT	Ⅲ
128	仮称浦安市千鳥学校給食センター 整備運営事業	浦安市	市区町村	H16.2.27	教育と文化	給食セン ター	教育研究	給食セン ター	BTO	Ⅲ
129	益田地区広域クリーンセンター整 備及び運営事業	益田地区広域市 町村圏事務組合	組合	H16.3.1	健康と環境	廃棄物処理 施設	環境エネル ギー	廃棄物処理 施設	BOT	Ⅲ
130	島根県立こころの医療センター(仮 称)整備・運営事業	島根県	都道府県	H16.3.4	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO	Ⅲ
131	県立長岡屋内総合プール(仮称)整 備・運営事業	新潟県	都道府県	H16.3.26	教育と文化	社会体育施 設	健康増進	体育施設	BTO	Ⅲ
132	横浜市立十日市場小学校整備事業	横浜市	市区町村	H16.3.29	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
133	公務員宿舎舟入住宅整備事業	財務省	国	H16.3.30	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
134	熊本大学(黒髪南)工学部他校舎 改修施設整備等事業	文部科学省 (熊本大学)	独法等	H16.3.31	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	RO	Ⅲ
135	美術社会復帰促進センター整備・ 運営事業	法務省	国	H16.3.31	あんしん	行刑施設	消防・警 察・行刑	行刑施設	BOT	Ⅲ
136	北海道大学環境資源バイオサイエ ンス研究棟改修施設整備等事業	北海道大学	独法等	H16.4.1	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	RO	Ⅲ
137	鹿児島大学(部元)環境バイオ研究 棟等改修施設整備等事業	鹿児島大学	独法等	H16.4.6	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO・RO	Ⅲ
138	京都大学(北部)総合研究棟改修(農 学部総合館)施設整備等事業	京都大学	独法等	H16.4.9	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	RTO	Ⅲ
139	長野市温湯地区温泉利用施設整 備・運営PFI事業	長野市	市区町村	H16.4.12	その他	複合施設	産業振興	観光施設	BTO	Ⅲ
140	(仮称)大竹市自転車駐車場施設整 備・運営事業	大竹市	市区町村	H16.4.16	まちづくり	駐輪場	まちづくり	駐輪場	BOT	Ⅰ
141	東京簡易裁判所墨田分庁舎整備 等事業	最高裁判所	国	H16.4.19	庁舎と宿舎	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
142	金沢大学(宝町)総合研究棟改修施 設整備等事業	金沢大学	独法等	H16.4.23	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	RO	Ⅲ
143	九州大学(元岡)生活支援施設ウエ ストⅡ、学生寄宿舎Ⅰ施設整備等 事業	九州大学	独法等	H16.4.30	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	Ⅲ
144	九州大学(馬出)総合研究棟改修(旧 医学部基礎A棟)施設整備等事業	九州大学	独法等	H16.4.30	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO・RO	Ⅲ
145	東北大学(三条)学生寄宿舎整備事 業	東北大学	独法等	H16.5.17	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	Ⅲ
146	東京大学(駒場1)駒場コミュニ ケーション・プラザ施設整備等事 業	東京大学	独法等	H16.5.28	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO・ BOT	Ⅲ
147	大阪府警察寝屋川待機宿舎建替整 備等事業	大阪府	都道府県	H16.6.1	あんしん	警察施設	消防・警 察・行刑	宿舎等	BTO	Ⅲ
148	可見市学校給食センター整備・維 持管理等事業	可見市	市区町村	H16.6.4	教育と文化	給食セン ター	教育研究	給食セン ター	BTO	Ⅲ
149	大阪大学(吹田1)研究棟改修(工学 部)施設整備等事業	大阪大学	独法等	H16.6.7	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BOT・ RTO	Ⅲ
150	(仮称)プラザノース整備事業	さいたま市	市区町村	H16.6.22	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BTO	Ⅲ

	事業名	公共施設等の管理者等		実施方針 公表日	事業区分 (内閣府)		事業区分 (本研究)		事業分類	
					事業分野	事業施設	事業分野	事業施設	事業方式	事業類型
151	稚内市廃棄物最終処分場設備運営事業	稚内市	市区町村	H16.6.28	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BTO	III
152	(仮称)長崎市立図書館整備運営事業	長崎市	市区町村	H16.7.2	教育と文化	図書館	文化教養	図書館	BTO	III
153	水と緑の健康都市第1期整備等事業	大阪府	都道府県	H16.7.9	教育と文化	小中学校	まちづくり	再開発	BTO・BT	III
154	PFIによる京都府府営住宅常団地整備等事業	京都府	都道府県	H16.7.28	まちづくり	公営住宅	宿舍住宅	住宅	BTO	III
155	大阪町複合型交流施設整備PFI事業	大阪町	市区町村	H16.7.28	その他	複合施設	産業振興	産業振興その他	BTO	II
156	千葉県警察本部新庁舎建設等事業	千葉県	都道府県	H16.7.29	あんしん	警察施設	消防・警察・行刑	庁舎等	BTO	III
157	海上自衛隊呉史料館(仮称)整備等事業	防衛庁	国	H16.8.11	教育と文化	文化その他	文化教養	文教その他	BTO	III
158	東郷町新設小学校施設整備事業	東郷町	市区町村	H16.8.31	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	III
159	(仮称)岡崎げんき館整備運営事業	岡崎市	市区町村	H16.9.16	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BTO	III
160	府中市市民会館・中央図書館複合施設整備事業	府中市	市区町村	H16.9.21	その他	複合施設	文化教養	図書館	BTO	III
161	多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業	東京都	都道府県	H16.10.12	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO	III
162	豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業	豊橋市	市区町村	H16.10.18	健康と環境	余熱処理施設	健康増進	余熱利用施設	BTO	III
163	壮瞥町管理型浄化槽整備事業	壮瞥町	市区町村	H16.10.20	健康と環境	浄化槽	環境エネルギー	浄化槽	BTO	III
164	伊万里市学校給食センター(仮称)整備事業	伊万里市	市区町村	H16.11.10	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	III
165	神宮前一丁目生活再生プロジェクト	東京都	都道府県	H16.11.22	あんしん	警察施設	まちづくり	再開発	BTO	III
166	知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業	愛知県	都道府県	H16.11.29	健康と環境	上水道施設	インフラ	上水道施設	BTO	III
167	衆議院新議員会館整備等事業	衆議院 国土交通省	国	H16.12.1	庁舎と宿舍	事務庁舎	庁舎会館	会館	BTO	III
168	参議院新議員会館整備等事業	参議院 国土交通省	国	H16.12.1	庁舎と宿舍	事務庁舎	庁舎会館	会館	BTO	III
169	県立可部高等学校移転整備事業	広島県	都道府県	H16.12.13	教育と文化	高校	教育研究	高校	BTO	III
170	堺市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	堺市	市区町村	H16.12.14	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BTO	III
171	横浜市立科学技術高等学校(仮称)整備事業	横浜市	市区町村	H16.12.17	教育と文化	高校	教育研究	高校	BTO	III
172	新北九州空港駐車場整備等事業	国土交通省	国	H16.12.17	まちづくり	駐車場	インフラ	空港施設	BOT	I
173	山梨県立中央病院駐車場整備運営事業	山梨県	都道府県	H16.12.22	まちづくり	駐車場	まちづくり	駐車場	BTO	III
174	山形県宮松境・住吉団地移転建替及び酒田市琢成学区コミュニティ防災センター整備等事業	山形県 酒田市	都道府県 市区町村	H16.12.27	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BTO・BT	III
175	(仮称)「道の駅ようか」整備事業	養父市	市区町村	H17.1.14	その他	複合施設	産業振興	観光施設	BTO	III
176	中部運転免許センター建設整備事業	静岡県	都道府県	H17.1.17	あんしん	警察施設	消防・警察・行刑	庁舎等	BTO	III
177	(仮称)八千代市立萱田小学校分離新設校及び総合生涯学習施設整備	八千代市	市区町村	H17.1.19	教育と文化	文教その他	教育研究	小中学校	BTO	III
178	津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業	大阪市	市区町村	H17.2.28	まちづくり	下水道施設	環境エネルギー	発電設備	BTO	III
179	公務員宿舍清水町住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H17.3.28	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
180	総合科学技術高等学校(仮称)整備事業	静岡県	都道府県	H17.3.30	教育と文化	高校	教育研究	高校	BTO	III
181	熊本市総合保健福祉センター(仮称)整備等事業	熊本市	市区町村	H17.3.31	生活と福祉	福祉その他	医療福祉	医療福祉その他	BTO	III
182	公務員宿舍亀岡住宅整備事業	財務省	国	H17.4.1	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
183	山城町浄化槽整備事業	山城町	市区町村	H17.4.11	健康と環境	浄化槽	環境エネルギー	浄化槽	BTO	III
184	東京国際空港国際線地区旅客ターミナルビル等整備・運営事業	国土交通省	国	H17.4.15	まちづくり	空港	インフラ	空港施設	BOT	I
185	東京国際空港国際線地区貨物ターミナル整備・運営事業	国土交通省	国	H17.4.15	まちづくり	空港	インフラ	空港施設	BOT	I
186	東京国際空港国際線地区エプロン整備等事業	国土交通省	国	H17.4.15	まちづくり	空港	インフラ	空港施設	BTO	III
187	紫波町管理型浄化槽整備事業	紫波町	市区町村	H17.4.25	健康と環境	浄化槽	環境エネルギー	浄化槽	BTO	III

	事業名	公共施設等の管理者等		実施方針 公表日	事業区分 (内閣府)		事業区分 (本研究)		事業分類	
					事業分野	事業施設	事業分野	事業施設	事業方式	事業類型
188	神戸大学(六甲台2)総合研究棟(農学系)改修施設整備等事業	神戸大学	独法等	H17.4.28	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	RTO	Ⅲ
189	3小学校統合校設計・建設・維持管理事業	富山市	市区町村	H17.5.2	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
190	芝園小学校及び芝園中学校設計・建設・維持管理事業	富山市	市区町村	H17.5.2	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
191	京都市立小学校冷房化等事業	京都市	市区町村	H17.5.20	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
192	石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業	石巻地区広域行政事務組合	組合	H17.6.17	あんしん	消防施設	消防・警察・行刑	庁舎等	BTO	Ⅲ
193	第2グリーンセンター(仮称)整備・運営事業	岩手県	都道府県	H17.6.20	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BOO	Ⅰ
194	黒川地区小中学校新設事業	川崎市	市区町村	H17.6.21	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
195	高根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業	法務省	国	H17.6.30	あんしん	行刑施設	消防・警察・行刑	行刑施設	BOT	Ⅲ
196	(仮称)東根市消防庁舎整備事業	東根市	市区町村	H17.7.4	あんしん	消防施設	消防・警察・行刑	庁舎等	BTO	Ⅲ
197	富田林市浄化槽整備推進事業	富田林市	市区町村	H17.7.15	健康と環境	浄化槽	環境エネルギー	浄化槽	BTO	Ⅲ
198	沼津市営住宅自由ヶ丘団地整備事業	沼津市	市区町村	H17.7.29	まちづくり	公営住宅	宿舍住宅	住宅	BTO	Ⅲ
199	(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業	大阪府箕面市	都道府県市区町村	H17.8.24	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
200	(仮称)富士見こども施設整備計画	千代田区	市区町村	H17.8.24	その他	複合施設	医療福祉	医療福祉その他	BTO	Ⅲ
201	航空保安大学校本校移転整備等事業	国土交通省	国	H17.8.26	まちづくり	航空関連施設	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
202	愛知県産業労働センター(仮称)整備・運営事業	愛知県	都道府県	H17.8.29	産業	産業その他	活動生活	複合施設	BTO	Ⅱ
203	(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業	宇多津町	市区町村	H17.9.30	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	Ⅲ
204	神奈川県立花と緑のふれあいセンター(仮称)施設整備・運営等事業	神奈川県	都道府県	H17.10.20	産業	農業振興支援施設	活動生活	複合施設	BTO	Ⅲ
205	坂地区警察職員宿舎等整備事業	広島県	都道府県	H17.11.18	あんしん	警察施設	宿舍住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
206	九州大学(伊都)実験施設等整備事業	九州大学	独法等	H17.11.18	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	Ⅲ
207	大阪府警察金岡単身寮整備等事業	大阪府	都道府県	H17.11.30	あんしん	警察施設	消防・警察・行刑	宿舎等	BTO	Ⅲ
208	(仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業	仙台市	市区町村	H17.12.1	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BOT	Ⅲ
209	(仮称)墨田区総合体育館建設等事業	墨田区	市区町村	H17.12.2	教育と文化	社会体育施設	健康増進	体育施設	BTO	Ⅲ
210	(仮称)姫路市新美化センター整備運営事業	姫路市	市区町村	H17.12.14	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	DBO	Ⅲ
211	京都市伏見区総合庁舎整備等事業	京都市	市区町村	H17.12.15	庁舎と宿舎	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
212	がん・感染症医療センター(仮称)整備運営事業	東京都	都道府県	H17.12.19	健康と環境	病院	医療福祉	病院	RO	Ⅲ
213	PFIによる防府・高井県営住宅東ブロック整備等事業	山口県	都道府県	H17.12.20	まちづくり	公営住宅	宿舍住宅	住宅	BTO	Ⅲ
214	(仮称)宇都宮市新斎場整備・運営事業	宇都宮市	市区町村	H17.12.26	健康と環境	斎場	活動生活	斎場	BTO	Ⅲ
215	福井県立病院立体駐車場整備等運営事業	福井県	都道府県	H18.1.6	まちづくり	駐車場	まちづくり	駐車場	BTO	Ⅲ
216	(仮称)北九州市ストックヤード(プラスチック製容器包装選別施設)	北九州市	市区町村	H18.1.10	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BOO	Ⅲ
217	鹿児島県警察学校整備等事業	国土交通省	国	H18.1.13	あんしん	警察施設	消防・警察・行刑	庁舎等	BTO	Ⅲ
218	東京地裁裁立川支部(仮称)庁舎整備等事業	最高裁判所 国土交通省	国	H18.1.26	庁舎と宿舎	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
219	大阪府立消防学校再整備等事業	大阪府	都道府県	H18.1.31	あんしん	消防施設	消防・警察・行刑	庁舎等	BTO	Ⅲ
220	北九州市立思永中学校整備PFI事業	北九州市	市区町村	H18.2.27	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
221	公務員宿舎城北住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H18.2.28	庁舎と宿舎	宿舎	宿舍住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
222	東根市学校給食共同調理場整備等事業	東根市	市区町村	H18.4.6	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	Ⅲ
223	新潟市新焼却場施設整備・運営事業(仮称)	新潟市	市区町村	H18.5.12	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	DBO	Ⅲ
224	新文化センター整備運営事業	稲城市	市区町村	H18.5.15	教育と文化	文化その他	文化教養	文教その他	BOT	Ⅲ
225	加須市大越処理区農業集落排水事業	加須市	市区町村	H18.5.19	産業	かんがい用排水施設	産業振興	農業排水処理施設	BTO	Ⅲ

	事業名	公共施設等の管理者等		実施方針 公表日	事業区分 (内閣府)		事業区分 (本研究)		事業分類	
					事業分野	事業施設	事業分野	事業施設	事業方式	事業類型
226	愛媛県立中央病院整備運営事業	愛媛県	都道府県	H18.5.26	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO・RO	Ⅲ
227	奥州市(水沢区)市営浄化槽整備事業	奥州市	市区町村	H18.6.2	健康と環境	浄化槽	環境エネルギー	浄化槽	BTO	Ⅲ
228	那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業	国土交通省	国	H18.6.5	まちづくり	空港	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
229	市立つるせ台小学校、市立図書館瀬西分館及び市立つるせ台放課後児童クラブ整備並びに維持管理運営事業	富士見市	市区町村	H18.6.15	その他	複合施設	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
230	京都市立音楽高等学校移転整備事業	京都市	市区町村	H18.7.3	教育と文化	高校	教育研究	高校	BTO	Ⅲ
231	十和田市浄化槽整備推進事業	十和田市	市区町村	H18.7.14	健康と環境	浄化槽	環境エネルギー	浄化槽	BTO	Ⅲ
232	(仮称)小山小学校校舎建設等PFI事業	流山市	市区町村	H18.7.21	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
233	「(仮称)北海道札幌新定時制高等学校」及び「札幌市立中央幼稚園」整備等事業	札幌市	市区町村	H18.7.31	その他	複合施設	教育研究	高校	BTO	Ⅲ
234	神戸市立中央市民病院整備運営事業	神戸市	市区町村	H18.8.11	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO	Ⅲ
235	森地区新構想高等学校(仮称)整備事業	静岡県	都道府県	H18.8.11	教育と文化	高校	教育研究	高校	BTO	Ⅲ
236	木更津第一小学校改築及び(仮称)木更津市学校給食センター整備事業	木更津市	市区町村	H18.8.21	その他	複合施設	教育研究	給食センター	BTO	Ⅲ
237	喜連川社会復帰促進センター等運営事業	法務省	国	H18.9.6	あんしん	行刑施設	消防・警察・行刑	行刑施設	○	Ⅲ
238	播磨社会復帰促進センター等運営事業	法務省	国	H18.9.6	あんしん	行刑施設	消防・警察・行刑	行刑施設	○	Ⅲ
239	徳島県青少年センター整備運営事業	徳島県	都道府県	H18.10.6	教育と文化	文教その他	文化教養	青少年施設	RO	Ⅲ
240	米沢市公営住宅塩井町団地建替等事業	米沢市	市区町村	H18.10.12	まちづくり	公営住宅	宿舍住宅	住宅	BTO	Ⅲ
241	名古屋守山山スポーツセンター(仮称)整備・運営事業	名古屋市	市区町村	H18.10.31	教育と文化	社会体育施設	健康増進	体育施設	BTO	Ⅱ
242	長洲駅南側周辺駐車場整備事業	長洲町	市区町村	H18.11.1	まちづくり	駐車場	まちづくり	駐車場	BOT	Ⅱ
243	鹿児島市新鶴池公園水泳プール整備・運営事業	鹿児島市	市区町村	H18.11.9	教育と文化	社会体育施設	健康増進	体育施設	BTO	Ⅱ
244	(仮称)広島県東部運転免許センター整備事業	広島県	都道府県	H18.11.17	あんしん	警察施設	消防・警察・行刑	庁舎等	BTO	Ⅲ
245	名古屋港管理組合本庁舎等整備事業	名古屋港管理組合	組合	H18.11.30	庁舎と宿舍	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
246	保健所・保健センター及び地域療育センター(仮称)等整備・運営事業	豊橋市	市区町村	H18.12.1	その他	複合施設	医療福祉	医療福祉その他	BTO	Ⅲ
247	横浜市瀬谷区総合庁舎及び二子橋公園整備事業	横浜市	市区町村	H18.12.8	その他	複合施設	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
248	精神医療センター(仮称)整備運営事業	東京都	都道府県	H18.12.19	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO	Ⅲ
249	豊洲新市場整備等事業	東京都	都道府県	H18.12.19	産業	卸売市場	産業振興	卸売市場	BTO	Ⅲ
250	山形市学校給食センター整備運営事業	山形市	市区町村	H18.12.22	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	Ⅲ
251	下関地域総合武道館(仮称)整備等事業	山口県	都道府県	H18.12.27	教育と文化	社会体育施設	健康増進	体育施設	BTO	Ⅲ
252	大垣市南部学校給食センター整備事業	大垣市	市区町村	H19.1.9	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	Ⅲ
253	山形県営通町団地移転建替等事業	山形県	都道府県	H19.1.22	まちづくり	公営住宅	宿舍住宅	住宅	BTO	Ⅲ
254	狭山市立第一学校給食センター更新事業	狭山市	市区町村	H19.1.29	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	Ⅲ
255	鈴鹿市不燃物リサイクルセンター2期事業	鈴鹿市	市区町村	H19.2.15	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BTO	Ⅲ
256	筑波大学付属病院再開発に係る施設整備等事業	筑波大学	独法等	H19.2.23	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO・RO	Ⅲ
257	埼玉県県民活動総合センター-ESCO事業	埼玉県	都道府県	H19.3.19	教育と文化	文化その他	環境エネルギー	ESCO事業	BOT	Ⅲ
258	(仮称)柴波火葬場整備事業	柴波町	市区町村	H19.3.19	健康と環境	斎場	活動生活	斎場	BTO	Ⅲ
259	(仮称)豊田市交通安全教育施設整備・運営事業	豊田市	市区町村	H19.3.20	教育と文化	文教その他	文化教養	文教その他	BTO	Ⅲ
260	徳島市立高等学校校舎整備等事業	徳島市	市区町村	H19.3.26	教育と文化	高校	教育研究	高校	BTO	Ⅲ
261	東京大学(海洋研)総合研究棟施設整備等事業	東京大学	独法等	H19.4.9	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	Ⅲ
262	公務員宿舎伏見住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H19.4.16	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	Ⅲ

	事業名	公共施設等の管理者等		実施方針公表日	事業区分 (内閣府)		事業区分 (本研究)		事業分類	
					事業分野	事業施設	事業分野	事業施設	事業方式	事業類型
263	名古屋市浄化槽事業	名古屋市	市区町村	H19.4.17	健康と環境	浄化槽	環境エネルギー	浄化槽	BTO	Ⅲ
264	にしき園改築及び運営事業	新潟県	都道府県	H19.5.21	生活と福祉	身体福祉施設	医療福祉	医療福祉その他	BOO	Ⅱ
265	新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理事業	富山市	市区町村	H19.5.23	その他	複合施設	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
266	佐原広域交流拠点PFI事業	国土交通省 香取市	国 市区町村	H19.5.24	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BTO	Ⅱ
267	公務員宿舎綾瀬川住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H19.5.28	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
268	南部地区小学校等設計・建設・維持管理事業	滑川町	市区町村	H19.5.31	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
269	石巻地区広域行政事務組合養護老人ホーム万生園改築事業	石巻地区広域行政事務組合	組合	H19.6.1	生活と福祉	老人福祉施設	医療福祉	福祉施設	BOO	Ⅱ
270	岩手沿岸南部グリーンセンター整備運営事業	岩手沿岸南部広域環境組合	組合	H19.6.15	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	DBO	Ⅲ
271	千葉市新港学校給食センター整備事業	千葉市	市区町村	H19.6.12	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BOT	Ⅲ
272	身延町地域情報通信施設整備運営事業	身延町	市区町村	H19.6.22	その他	その他	活動生活	複合施設	BOO	Ⅱ
273	県庁立体駐車場整備事業	茨城県	都道府県	H19.6.26	まちづくり	駐車場	まちづくり	駐車場	BTO	Ⅲ
274	仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業	川崎市	市区町村	H19.6.28	教育と文化	社会体育施設	健康増進	体育施設	BTO	Ⅱ
275	枚方市学習環境整備PFI事業	枚方市	市区町村	H19.7.6	教育と文化	小中学校	活動生活	複合施設	BTO	Ⅲ
276	長岡京市立小中学校普通教室等空調調環境提供等事業	長岡京市	市区町村	H19.7.11	教育と文化	小中学校	教育研究	空調	BTO	Ⅲ
277	野田市リサイクルセンター整備運営事業	野田市	市区町村	H19.7.12	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	リサイクル施設	BOO	Ⅲ
278	公務員宿舎小金井住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H19.7.30	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
279	公務員宿舎東雲住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H19.8.9	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
280	横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業	横浜市	市区町村	H19.9.4	まちづくり	下水道施設	環境エネルギー	発電設備	BTO	Ⅲ
281	銚子市立銚子高等学校施設整備等事業	銚子市	市区町村	H19.9.5	教育と文化	高校	教育研究	高校	BTO	Ⅲ
282	(仮称)新高砂学校給食センター整備事業	仙台市	市区町村	H19.9.21	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BOT	Ⅲ
283	野々市小学校施設整備事業	野々市町	市区町村	H19.9.28	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
284	豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業	豊橋市	市区町村	H19.10.11	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	Ⅲ
285	紀宝町浄化槽整備推進事業	紀宝町	市区町村	H19.10.19	健康と環境	浄化槽	環境エネルギー	浄化槽	BTO	Ⅲ
286	御殿場市学校給食センター(仮称)整備事業	御殿場市	市区町村	H19.11.1	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	Ⅲ
287	西部地域振興ふれあい拠点施設(仮称)整備事業	埼玉県 川越市	都道府県 市区町村	H19.11.26	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BTO	Ⅲ
288	宮城県消防学校移転整備事業	宮城県	都道府県	H19.11.30	あんしん	消防施設	消防・警察・行刑	庁舎等	BTO	Ⅲ
289	川井浄水場再整備事業	横浜市	市区町村	H19.12.14	健康と環境	下水道施設	インフラ	下水道施設	BTO	Ⅲ
290	旭川市立高台小学校PFI整備事業	旭川市	市区町村	H19.12.21	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	Ⅲ
291	唐津市浄化槽市町村整備推進事業	唐津市	市区町村	H20.1.8	健康と環境	浄化槽	環境エネルギー	浄化槽	BTO	Ⅲ
292	黒部市下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業	黒部市	市区町村	H20.1.31	まちづくり	下水道施設	環境エネルギー	環境エネルギーその他	BTO	Ⅲ
293	国立循環器病センター青山台宿舎整備等事業	厚生労働省	国	H20.2.8	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
294	熊本合同庁舎B棟整備等事業	財務省 国土交通省	国	H20.2.15	庁舎と宿舎	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
295	久留米市中央学校給食センター(仮称)整備事業	久留米市	市区町村	H20.2.18	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	Ⅲ
296	公務員宿舎若水住宅及び千種東住宅整備事業	財務省	国	H20.2.26	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
297	甲府地方合同庁舎(仮称)・公務員宿舎甲府住宅(仮称)整備等事業	財務省 国土交通省	国	H20.2.28	その他	その他	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ
298	公務員宿舎稲毛海岸住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H20.3.10	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
299	公務員宿舎津田沼第2住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H20.3.10	庁舎と宿舎	宿舎	宿舎住宅	宿舎	BTO	Ⅲ
300	盛岡第2地方合同庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省	国	H20.3.13	庁舎と宿舎	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	Ⅲ

	事業名	公共施設等の管理者等		実施方針公表日	事業区分 (内閣府)		事業区分 (本研究)		事業分類	
					事業分野	事業施設	事業分野	事業施設	事業方式	事業類型
301	立川地方合同庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省	国	H20.3.13	庁舎と宿舍	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	III
302	大津地方合同庁舎(仮称)整備等事業	国土交通省	国	H20.3.17	庁舎と宿舍	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	III
303	埼玉県障害者交流センターESCO事業	埼玉県	都道府県	H20.3.25	生活と福祉	身体障害者福祉施設	環境エネルギー	ESCO事業	BOT	III
304	埼玉県環境科学国際センターESCO事業	埼玉県	都道府県	H20.3.25	その他	複合施設	環境エネルギー	ESCO事業	BOT	III
305	公務員宿舎方南町住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H20.3.31	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
306	公務員宿舎亀岡住宅(第2期)整備事業	財務省	国	H20.4.1	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
307	公務員宿舎月寒東住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H20.4.1	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
308	廿日市市新宮島水族館(仮称)整備・運営事業	廿日市市	市区町村	H20.4.1	産業	観光施設	産業振興	観光施設	BTO	III
309	静岡市立南部学校給食センター建築整備等事業	静岡市	市区町村	H20.4.16	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	III
310	埼玉県秩父農林振興センターほかエコオフィス化改修事業	埼玉県	都道府県	H20.4.25	その他	複合施設	産業振興	産業振興その他	BOT	III
311	川崎市立小学校及び聾学校冷房化等事業	川崎市	市区町村	H20.5.14	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	III
312	那覇港国際物流関連施設整備・運営事業	那覇港管理組合	組合	H18.5.16	まちづくり	港湾施設	インフラ	港湾施設	BOO	II
313	公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業	財務省	国	H20.6.10	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
314	(仮称)東根市立神町小学校分校分離校整備等事業	東根市	市区町村	H20.6.13	教育と文化	小中学校	教育研究	小中学校	BTO	III
315	中央区立人形町保育園等複合施設整備等事業	中央区	市区町村	H20.6.18	その他	複合施設	医療福祉	福祉施設	BTO	III
316	宇城市豊福南部地区農業集落排水事業	宇城市	市区町村	H20.6.19	産業	かんがい用排水施設	産業振興	農業排水処理施設	BTO	III
317	公務員宿舎堺住宅(仮称)(I期)整備事業	財務省	国	H20.7.3	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
318	公務員宿舎伊丹住宅(仮称)(I期)整備事業	財務省	国	H20.7.3	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
319	(仮称)名取市新学校給食共同調理場整備等事業	名取市	市区町村	H20.7.23	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	III
320	公務員宿舎牛田住宅(第I期)整備事業	財務省	国	H20.7.25	庁舎と宿舍	宿舍	宿舍住宅	宿舍	BTO	III
321	宮城県教育・福祉複合施設整備事業	宮城県	都道府県	H20.7.28	その他	複合施設	活動生活	複合施設	BTO	III
322	一宮畜場整備運営事業	一宮市	市区町村	H20.7.31	健康と環境	畜場	活動生活	畜場	BTO	III
323	神奈川県立がんセンター総合整備・運営事業	神奈川県	都道府県	H20.8.1	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO	III
324	(仮称)沼津市消防本部・北消防署庁舎整備事業	沼津市	市区町村	H20.8.5	あんしん	消防施設	消防・警察・刑務	庁舎等	BTO	III
325	大阪府立精神医療センター再編整備事業	大阪府立病院機構	独法等	H20.8.8	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO	III
326	清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業	静岡市	市区町村	H20.8.18	教育と文化	文化交流施設	文化教養	文化交流施設	BTO	II
327	京都市立病院整備運営事業	京都市	市区町村	H20.8.21	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO	III
328	豊橋市芸術文化交流施設整備等事業	豊橋市	市区町村	H20.8.26	教育と文化	文化交流施設	文化教養	文化交流施設	BTO	III
329	豊田市東部給食センター改築整備運営事業	豊田市	市区町村	H20.8.29	教育と文化	給食センター	教育研究	給食センター	BTO	III
330	熊本城桜の馬場観光交流施設(仮称)整備運営事業	熊本市	市区町村	H20.9.18	産業	観光施設	産業振興	観光施設	BTO	III
331	(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業	吹田市	市区町村	H20.10.10	教育と文化	文化交流施設	活動生活	複合施設	BTO	III
332	脇田漁港フィッシャリーナ整備等PFI事業 (H21年5月取消)	北九州市	市区町村	H20.10.31	産業	漁港	まちづくり	公園	BTO・BOO	II
333	北総浄水場排水処理施設設備更新等事業	千葉県	都道府県	H20.11.10	健康と環境	上水道施設	インフラ	上水道施設	BTO	III
334	新神戸ロープウェー再整備等事業	神戸市	市区町村	H20.12.15	まちづくり	都市公園	産業振興	観光施設	RO	II
335	(仮称)御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業	御殿場市・小山町広域行政組合	組合	H20.12.22	健康と環境	廃棄物処理施設	環境エネルギー	廃棄物処理施設	BTO	III
336	(仮称)おおぶ文化交流の杜整備運営事業	大府市	市区町村	H21.2.10	教育と文化	文化交流施設	文化教養	文化交流施設	BTO	III
337	仮称浦安市千鳥学校給食センター第三調理場整備運営事業	浦安市	市区町村	H21.2.16	教育と文化	給食センター	文化教養	給食センター	BTO	III
338	東京税関大井出張所(仮称)整備等事業	国土交通省	国	H21.2.24	庁舎と宿舍	事務庁舎	庁舎会館	庁舎	BTO	III
339	東京工業大学すずかけ台J3棟整備等事業	東京工業大学	独法等	H21.2.27	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	III

	事業名	公共施設等の管理者等		実施方針 公表日	事業区分（内閣府）		事業区分（本研究）		事業分類	
					事業分野	事業施設	事業分野	事業施設	事業方式	事業類型
340	京都大学（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等施設整備事業	京都大学	独法等	H21.3.24	教育と文化	大学・高専	教育研究	大学施設	BTO	Ⅲ
341	福岡市新病院整備運営事業	福岡市	市区町村	H21.3.26	健康と環境	病院	医療福祉	病院	BTO	Ⅲ
342	東京国税局（仮称）整備等事業	国土交通省	国	H21.3.30	庁舎と宿舍	事務庁舎	宿舍住宅	庁舎	BTO	Ⅲ
343	京都市立小中学校耐震化PFI事業	京都市	市区町村	H21.3.30	教育と環境	小中学校	教育研究	小中学校	RO	Ⅲ
344	戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業	横浜市	市区町村	H21.3.31	その他	複合施設	まちづくり	再開発	BTO	Ⅱ

出典：表中の項目のうち、「事業費」は、日本PFI協会（2008）『PFI年鑑』による。また、「事業区分（著者）」は、著者による。それ以外の項目については、公の施設等の管理者等の公表資料及びPFI推進室ホームページによる。

注：事業類型のⅠは独立採算型、Ⅱはミックス型、Ⅲはサービス購入型を意味する。

別紙2：PFI事業のマスターデータ（PFI事業契約締結済事業）

	事業名	事業契約締結日	事業区分(本研究)		契約期間(年)	事業費(百万円)			応募者数	VFM	
			事業分野	事業施設		全事業費	施設整備費	施設整備費割合		特定事業選定時	落札時
1	常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業	H12.6.8	インフラ	港湾施設	20	3,500	3,500	100%	N.A.	N.A.	N.A.
2	千葉市消費生活センター・計量検査所複合施設整備事業	H13.3.26	活動生活	複合施設	30	2,221	633	29%	16	29.0%	52.0%
3	福岡市臨海工場余熱利用施設整備事業	H13.1.18	健康増進	余熱利用施設	15	1,200	1,200	100%	2	21.0%	30.0%
4	神奈川県衛生研究所等施設整備等事業	H13.3.30	教育研究	教育研究その他	32	21,900	5,709	26%	6	N.A.	N.A.
5	ひびきコンテナターミナル整備及び運営	H16.2.5	インフラ	港湾施設	27	15,700	4,000	25%	7	N.A.	N.A.
6	神奈川県立近代美術館新館(仮称)等特定事業	H13.7.5	文化教養	美術館・博物館等	30	15,000	3,381	23%	8	N.A.	N.A.
7	神戸市摩耶ロッジ整備等事業	H12.12.15	産業振興	観光施設	20	360	360	100%	6	6.0%	N.A.
8	当新田環境センター余熱利用施設の整備・運営事業	H13.12.20	健康増進	余熱利用施設	15	1,966	1,078	55%	7	4.0%	45.0%
9	朝霞浄水場・三箇浄水場常用発電設備等整備事業	H13.10.18	インフラ	上水道施設	20	53,940	3,700	7%	7	5.0%	10.4%
10	調布市立調布小学校整備並びに運用及び維持管理事業	H13.3.22	教育研究	小中学校	16	4,379	3,398	78%	12	17.3%	30.5%
11	大館周辺広域市町村圏組合・ごみ処理事業	H15.7.15	環境エネルギー	廃棄物処理施設	15	8,390	2,400	29%	3	N.A.	N.A.
12	江坂駅南立体駐車場整備事業	H14.3.25	まちづくり	駐車場	15	2,000	100	5%	16	N.A.	N.A.
13	神奈川県立湘南海岸公園海洋総合文化ゾーン施設整備等事業	H14.3.20	まちづくり	公園	30	6,000	400	7%	1	N.A.	N.A.
14	(仮称)高知県・高知市新病院整備運営事業	H14.12.8	医療福祉	病院	27	230,000	50,000	22%	4	5.0%	4.2%
15	マリニピア神戸フィッシャリーナ施設整備等事業	H13.7.5	まちづくり	公園	20	130	130	100%	2	25.0%	N.A.
16	八雲村学校給食センター施設整備事業	H13.12.15	教育研究	給食センター	30	935	935	100%	3	7.0%	N.A.
17	区部ユース・プラザ(仮称)整備等事業	H14.6.27	文化教養	青少年施設	20	16,538	2,400	15%	1	7.0%	N.A.
18	近江八幡市民病院整備運営事業	H15.11.25	医療福祉	病院	30	66,100	15,000	23%	5	5%~8%	14.4%
19	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業	H14.3.15	環境エネルギー	廃棄物処理施設	20	40,000	10,361	26%	2	6.1%	11.1%
20	大分県女性・消費生活会館(仮称)整備事業	H13.11.30	活動生活	複合施設	30	1,350	500	37%	2	9.0%	N.A.
21	桑名市図書館等複合公共施設整備事業	H14.6.1	文化教養	図書館	30	12,000	2,500	21%	6	2.5-9.5	22.0%
22	(仮称)滋賀21会館整備PFI事業	H14.10.16	活動生活	複合施設	30	8,153	3,000	37%	4	N.A.	N.A.
23	とがやま温泉施設整備事業	H14.6.15	産業振興	観光施設	15	452	332	73%	4	N.A.	N.A.
24	岡山市サーチパーク・インキュベーションセンター(仮称)整備等事業	H14.3.15	産業振興	産業振興その他	15	2,900	1,289	44%	6	N.A.	N.A.
25	森ヶ崎水処理センター常用発電設備整備事業	H14.10.21	環境エネルギー	発電設備	20	26,590	1,000	4%	9	6.0%	43.0%
26	竹の塚西自転車駐車場整備運営事業	H14.8.7	まちづくり	駐輪場	10	100	100	100%	8	20.0%	N.A.
27	(仮称)新リサイクルセンター整備等事業	H14.12.15	環境エネルギー	廃棄物処理施設	15	10,000	4,000	40%	5	6%~11%	N.A.
28	(仮称)加古川市立総合体育館整備PFI事業	H14.12.13	健康増進	体育施設	20	8,860	4,000	45%	5	12.5%	N.A.
29	金沢競馬場省エネルギー対策事業	H14.1.15	環境エネルギー	ESCO事業	9	54	36	67%	10	25.0%	N.A.
30	留辺蘆町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業	H14.7.5	環境エネルギー	廃棄物処理施設	17	1,450	825	57%	8	9.0%	N.A.
31	彩の国資源循環工場整備事業	H14.12.20	環境エネルギー	廃棄物処理施設	25	20,000	20,000	100%	4	33.0%	N.A.
32	羽島市民プールの整備・運営事業	H14.4.11	健康増進	体育施設	10	700	150	21%	4	22.0%	N.A.
33	情報通信科学館(仮称)整備等事業	H15.3.18	文化教養	美術館・博物館等	11	4,125	4,000	97%	2	10.4%	N.A.
34	杉並公会堂改築並びに維持管理及び運営事業	H15.3.1	文化教養	文化交流施設	33	25,852	13,000	50%	3	14.0%	N.A.
35	長井海の手公園整備等事業	H15.9.29	まちづくり	公園	12	7,597	3,000	39%	5	13%~27%	N.A.
36	野洲町立野洲小学校及び野洲幼稚園整備並びに維持管理事業	H14.12.18	教育研究	小中学校	30	3,780	1,500	40%	9	17.0%	N.A.
37	杉並ケアハウス整備等事業	H14.10.1	医療福祉	ケアハウス	20	400	400	100%	12	N.A.	N.A.

	事業名	事業契約締結日	事業区分(本研究)		契約期間(年)	事業費(百万円)			応募者数	VFM	
			事業分野	事業施設		全事業費	施設整備費	施設整備費割合		特定事業選定時	落札時
38	認知症高齢者グループホーム等の整備運営事業	H15.6.30	医療福祉	福祉施設	20	2,700	2,000	74%	7	13.0%	N.A.
39	移動体通信試験施設整備運営事業	H14.12.1	教育研究	教育研究その他	0	430	400	93%	1	2.8%	N.A.
40	(仮称)山崎地区屋内温水プール施設整備事業	H15.8.14	健康増進	体育施設	15	1,233	1,000	81%	9	7.4%	N.A.
41	戸塚駅西口第1地区第二種市街地再開発事業・仮設店舗整備等	H14.9.26	まちづくり	再開発	5	2,147	2,000	93%	5	4.0%	N.A.
42	県営上安住宅(仮称)整備事業	H15.10.2	宿舍住宅	住宅	20	1,470	1,161	79%	4	19.0%	N.A.
43	千葉市少年自然の家(仮称)整備事業	H14.12.13	文化教養	青少年施設	17	11,735	5,800	49%	8	11.0%	21.8%
44	(仮称)札幌市第2斎場整備運営事業	H15.2.21	活動生活	斎場	23	18,548	7,000	38%	5	4.0%	6.0%
45	衆議院赤坂議員宿舎整備等事業	H15.2.28	宿舍住宅	宿舎	29	31,803	10,000	31%	3	8.7%	29.2%
46	公務員宿舎赤羽住宅(仮称)整備事業	H14.12.20	宿舍住宅	宿舎	10	6,077	4,500	74%	10	3.0%	17.5%
47	公務員宿舎駒沢住宅(仮称)及び池尻住宅(仮称)整備事業	H14.12.26	宿舍住宅	宿舎	10	7,018	6,500	93%	7	3.0%	27.7%
48	長岡市「高齢者センターしなの(仮称)」整備、運用及び維持管理事業	H16.2.24	医療福祉	福祉施設	20	1,400	500	36%	5	1%-9.7%	N.A.
49	中央合同庁舎第7号館整備等事業	H15.6.30	庁舎会館	庁舎	20	88,271	70,000	79%	3	N.A.	30.0%
50	市川市立第七中学校校舎・給食室・公会堂整備等並びに保育所整備PFI事業	H15.3.25	教育研究	小中学校	15	4,738	5,000	106%	3	9.0%	30.3%
51	市川市ケアハウス整備等PFI事業	H15.3.25	医療福祉	ケアハウス	15	4,739	5,000	106%	3	N.A.	5.9%
52	岡山市東部余熱利用健康増進施設の整備・運営事業	H15.9.25	健康増進	余熱利用施設	15	3,150	1,000	32%	2	6.0%	42.4%
53	(仮称)生涯学習センター整備等事業	H15.6.1	文化教養	文教その他	24	2,700	1,700	63%	5	6.4%	28.0%
54	多摩地域コース・プラザ(仮称)整備等事業	H15.6.1	文化教養	青少年施設	10	6,449	3,500	54%	4	5.4%	11.0%
55	寒川浄水場廃水処理施設更新等事業	H15.12.19	インフラ	上水道施設	24	14,305	5,500	38%	3	N.A.	N.A.
56	新型ケアハウス整備等事業	H15.5.19	医療福祉	ケアハウス	20	238	238	100%	4	N.A.	N.A.
57	横浜市下水道局改良土プラント増設・運営事業	H15.6.26	環境エネルギー	環境エネルギーその他	11	2,400	1,500	63%	1	N.A.	N.A.
58	八尾市立病院維持管理・運営事業	H16.3.30	医療福祉	病院	16	N.A.	N.A.	N.A.	4	6.3%	7.2-12.7%
59	総合地球環境学研究所施設整備事業	H15.10.10	教育研究	大学施設	15	5,489	4,325	79%	4	7.9%	23.1%
60	熊本大学(本荘)発生医学研究センター施設整備事業	H15.10.15	教育研究	大学施設	15	2,165	2,280	105%	6	8.0%	33.0%
61	鯖江駅周辺駐車場整備事業	H15.2.20	まちづくり	駐車場	7	65	65	100%	4	N.A.	N.A.
62	京都大学(桂)総合研究棟V、(桂)福利・保健管理棟の施設整備事業	H15.9.29	教育研究	大学施設	16	10,897	9,700	89%	4	21.8%	21.4%
63	京都大学(南部)総合研究棟施設整備事業	H15.8.22	教育研究	大学施設	16	2,120	2,655	125%	5	5.3%	47.0%
64	大阪大学(石橋)学生交流棟整備等事業	H15.10.10	教育研究	大学施設	16	1,292	1,477	114%	6	9.7%	N.A.
65	九州大学(元岡)研究教育棟I施設整備事業	H15.10.1	教育研究	大学施設	15	13,589	11,550	85%	6	14.2%	36.8%
66	金沢大学(角間II)附属図書館等棟施設整備事業	H15.9.16	教育研究	大学施設	15	3,292	3,266	99%	3	6.3%	22.4%
67	仮称越谷広域斎場整備等事業	H15.12.15	活動生活	斎場	20	9,250	3,300	36%	4	7.1%	N.A.
68	新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)等整備事業	H15.7.3	活動生活	複合施設	17	5,392	4,000	74%	4	2.4%	37.4%
69	東京大学(柏)総合研究棟(環境学研究室)施設整備事業	H15.10.24	教育研究	大学施設	15	5,926	7,280	123%	2	8.4%	45.9%
70	東京大学(地震)総合研究棟施設整備事業	H15.10.24	教育研究	大学施設	15	2,219	2,800	126%	5	9.2%	46.5%
71	東京大学(駒場II)駒場オープンラボラトリー施設整備事業	H15.10.24	教育研究	大学施設	15	1,690	1,400	83%	2	4.3%	23.9%
72	政策研究大学院大学施設整備等事業	H15.6.25	教育研究	大学施設	16	10,900	11,193	103%	4	9.2%	31.1%
73	岡山県総合教育センター(仮称)整備等事業	H17.3.18	文化教養	文教その他	22	2,993	1,856	62%	4	7.0%	36.0%
74	岐阜大学総合研究棟施設整備事業	H15.10.1	教育研究	大学施設	15	2,595	2,390	92%	1	15.0%	12.8%

	事業名	事業契約 締結日	事業区分(本研究)		契約 期間 (年)	事業費(百万円)			応募 者数	VFM	
			事業分野	事業施設		全事 業費	施 設 整備費	施設整備 費割合		特定事業 選定時	落札時
75	(仮称)松森工場関連市民利用施設整備事業	H16.3.19	健康増進	余熱利用施設	17	3,630	1,000	28%	3	2.8%	19.5%
76	筑波大学生命科学動物資源センター施設整備等事業	H16.3.26	教育研究	大学施設	15	3,985	3,133	79%	4	10.1%	24.6%
77	神戸大学医学部附属病院立体駐車場施設整備等事業	H16.4.30	教育研究	大学施設	15	350	350	100%	4	N.A.	N.A.
78	(仮称)呉市斎場整備等事業	H16.3.8	活動生活	斎場	22	4,520	3,000	66%	5	10.5%	42.1%
79	埼玉県総合リハビリテーションセンターESCO事業	H15.9.22	環境エネルギー	ESCO事業	12	250	100	40%	8	4.2%	10.6%
80	市川市クリーンセンター余熱利用施設整備・運営事業	H15.12.12	健康増進	余熱利用施設	17	2,532	2,000	79%	3	10.0%	60.9%
81	指宿地域交流施設整備等事業	H15.11.27	活動生活	複合施設	16	365	200	55%	3	23.4%	36.7%
82	尼崎の森中央緑地スポーツ健康増進施設整備事業	H15.12.22	まちづくり	公園	20	7,335	4,000	55%	3	11.0%	21.4%
83	四日市市立小中学校施設整備事業	H16.6.23	教育研究	小中学校	24	6,844	4,000	58%	7	10.0%	30.3%
84	緑風園改築及び運営事業	H15.12.26	医療福祉	医療福祉その他	12	1,500	1,500	100%	3	34.0%	40.8%
85	公務員宿舍仲田住宅及び千種東住宅整備事業	H15.12.11	宿舍住宅	宿舍	10	6,748	5,400	80%	1	3.0%	4.6%
86	(仮称)大分市鶴崎総合市民行政センター整備事業	H16.3.26	庁舎会館	庁舎	20	5,936	3,000	51%	3	5.3%	28.0%
87	(仮称)大分市種田総合市民行政センター整備事業	H16.3.26	庁舎会館	庁舎	20	5,936	3,000	51%	4	5.3%	23.6%
88	公務員宿舍枚方住宅(仮称)整備事業	H16.2.26	宿舍住宅	宿舍	10	4,000	3,733	93%	5	3.0%	27.4%
89	千葉県入富学校給食センター(仮称)整備事業	H15.12.11	教育研究	給食センター	11	8,477	2,000	24%	4	11.0%	24.4%
90	公務員宿舍三宿第二住宅(仮称)整備事業	H15.12.11	宿舍住宅	宿舍	9	3,500	4,300	123%	4	3.0%	22.4%
91	道立噴火湾パノラマパークピクニックセンター等整備運営事業	H16.6.25	まちづくり	公園	27	2,910	2,000	69%	3	5.4%	5.5%
92	九段第3合同庁舎・千代田区役所本庁舎整備等事業	H16.3.10	庁舎会館	庁舎	17	22,197	18,000	81%	7	N.A.	37.0%
93	江古田の森保健福祉施設整備・運営事業	H16.6.30	医療福祉	福祉施設	31	7,000	7,000	100%	9	29.0%	N.A.
94	京都御池中学校・複合施設整備等事業	H16.5.28	教育研究	小中学校	15	6,054	5,200	86%	5	10.0%	29.8%
95	長泉町一般廃棄物最終処分場(仮称)の整備・運営事業	H16.3.2	環境エネルギー	廃棄物処理施設	17	N.A.	N.A.	N.A.	9	7.0%	20.6%
96	立川公務員宿舍(仮称)整備等事業	H16.3.30	宿舍住宅	宿舍	8	4,000	4,000	100%	7	4.0%	25.7%
97	「豊川宝飯衛生組合斎場会館(仮称)」整備運営事業	H16.6.3	活動生活	斎場	22	5,363	3,000	56%	3	8.2%	35.3%
98	鯖江市ケアハウス整備等PFI事業	H16.2.24	医療福祉	福祉施設	21	N.A.	N.A.	N.A.	3	N.A.	N.A.
99	鯖江市地域交流センター・特定公共賃貸住宅整備等PFI事業	H16.2.24	活動生活	複合施設	21	N.A.	N.A.	N.A.	3	8.0%	N.A.
100	PFIによる県営住宅鈴川団地移転建替等事業	H16.6.23	宿舍住宅	住宅	22	674	850	126%	4	15.0%	N.A.
101	(仮称)稲城市立中央図書館等整備運営事業	H16.9.22	文化教養	図書館	22	3,892	1,200	31%	5	12.0%	18.5%
102	(仮称)古川南中学校設計、建設、維持管理及び運営事業	H16.6.24	教育研究	小中学校	17	2,656	2,500	94%	8	3.6%	N.A.
103	西遠地区新構想高等学校(仮称)整備事業	H16.10.14	教育研究	高校	22	5,100	4,000	78%	5	2.6%	12.4%
104	新浦安駅前複合施設整備運営事業	H16.9.21	まちづくり	再開発	22	6,194	3,300	53%	8	5.1%	N.A.
105	山陽町新型ケアハウス整備事業	H16.7.30	医療福祉	福祉施設	20	250	250	100%	4	N.A.	N.A.
106	山市学校給食センター建設・維持管理等事業	H16.6.23	教育研究	給食センター	22	1,452	800	55%	4	4.3%	N.A.
107	(仮称)泉大津市立戎小学校整備事業	H16.6.23	教育研究	小中学校	32	2,190	1,700	78%	2	21.0%	21.2%
108	いわき市文化交流施設整備等事業	H16.12.21	活動生活	複合施設	18	17,349	6,000	35%	4	11.6%	N.A.
109	在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業	H17.3.23	庁舎会館	庁舎	20	4,400	1,900	43%	2	5.0%	15.0%
110	名古屋市鳴海工場整備・運営事業	H17.3.4	環境エネルギー	廃棄物処理施設	24	36,416	22,000	60%	4	18.0%	27.8%
111	大久保浄水場排水処理施設等整備・運営事業	H16.12.24	インフラ	上水道施設	23	24,216	18,000	74%	4	12.1%	39.0%
112	(仮称)江戸川浄水場排水処理施設整備等事業	H17.3.25	インフラ	上水道施設	23	8,941	4,000	45%	4	7.0%	37.0%

	事業名	事業契約 締結日	事業区分(本研究)		契約 期間 (年)	事業費(百万円)			応募 者数	VFM	
			事業分野	事業施設		全事 業費	施 設 整備費	施設整備 費割合		特定事業 選定時	落札時
113	県管坂地区住宅整備事業	H16.10.6	宿舍住宅	住宅	22	1,500	1,500	100%	4	N.A.	N.A.
114	吉島地区ボートパーク(仮称)整備運営事業	H18.2.8	インフラ	港湾施設	22	2,000	2,000	100%	1	N.A.	N.A.
115	埼玉県浦和和方庁舎ESCO事業	H16.9.10	環境エネルギー	ESCO事業	12	N.A.	N.A.	N.A.	8	10.3%	32.4%
116	愛知県森林公園ゴルフ場施設整備等事業	H17.3.14	まちづくり	公園	22	1,900	1,972	104%	5	N.A.	N.A.
117	香春町浄化槽整備推進事業	H16.3.19	環境エネルギー	浄化槽	10	500	500	100%	4	14.2%	N.A.
118	(仮称)藤沢市有機質資源再生センター整備運営事業	H16.12.27	環境エネルギー	リサイクル施設	17	1,050	1,000	95%	5	20.0%	N.A.
119	苫小牧法務総合庁舎整備等事業	H16.12.20	庁舎会館	庁舎	15	1,280	700	55%	7	2.0%	26.0%
120	(仮称)東大阪市消防局・中消防署庁舎整備事業	H18.3.30	消防・警察・行刑	庁舎等	22	6,788	2,200	32%	3	7.2%	31.4%
121	(仮称)浜松市新清掃工場・新水泳場整備運営事業	H17.5.31	環境エネルギー	廃棄物処理施設	19	38,870	20,000	51%	3	9.9%	22.6%
122	富山県警察学校整備等事業	H17.1.27	庁舎会館	庁舎	15	2,760	2,000	72%	6	4.0%	32.0%
123	四国がんセンター職員宿舍等整備事業	H16.12.3	宿舍住宅	宿舍	21	1,185	1,100	93%	3	4.4%	25.2%
124	杉並区井草介護強化型ケアハウス整備等事業	H16.11.1	医療福祉	ケアハウス	21	483	483	100%	5	N.A.	N.A.
125	神戸市中央卸売市場本場再整備事業	H16.12.22	産業振興	卸売市場	29	16,838	9,780	58%	1	11.0%	12.5%
126	公務員宿舍観北住宅整備事業	H16.11.26	宿舍住宅	宿舍	10	5,170	4,700	91%	8	3.0%	23.1%
127	新仙台市天文台整備・運営事業	H17.6.24	文化教養	美術館・博物館等	33	20,000	8,000	40%	2	4.5%	12.9%
128	仮称浦安市千鳥学校給食センター整備運営事業	H16.12.13	教育研究	給食センター	16	9,451	3,000	32%	6	14.0%	30.0%
129	益田地区広域クリーンセンター整備及び運営事業	H17.5.31	環境エネルギー	廃棄物処理施設	18	N.A.	N.A.	N.A.	8	6.0%	35.0%
130	島根県立こころの医療センター(仮称)整備・運営事業	H17.12.12	医療福祉	病院	18	8,850	6,000	68%	1	9.0%	11.0%
131	県立長岡屋内総合プール(仮称)整備・運営事業	H17.7.15	健康増進	体育施設	17	11,300	4,000	35%	6	3.5%~7.5%	24.8%
132	横浜市立十日市場小学校整備事業	H17.9.30	教育研究	小中学校	15	3,000	2,370	79%	8	11.0%	29.6%
133	公務員宿舍舟入住宅整備事業	H16.12.22	宿舍住宅	宿舍	9	1,706	1,500	88%	2	3.0%	31.5%
134	熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業	H17.4.26	教育研究	大学施設	14	4,910	4,100	84%	1	6.0%	5.0%
135	美祿社会復帰促進センター整備・運営事業	H17.6.21	消防・警察・行刑	行刑施設	20	45,000	10,000	22%	3	2.0%	N.A.
136	北海道大学環境資源バイオサイエンス研究棟改修施設整備等事業	H17.3.31	教育研究	大学施設	14	6,196	4,600	74%	1	6.0%	10.4%
137	鹿児島大学(郡元)環境バイオ研究棟等改修施設整備等事業	H17.9.2	教育研究	大学施設	14	4,632	3,500	76%	1	3.3%	3.7%
138	京都大学(北部)総合研究棟改修(農学部総合館)施設整備等	H17.6.22	教育研究	大学施設	14	9,448	5,000	53%	1	6.3%	7.5%
139	長野市温湯地区温泉利用施設整備・運営PFI事業	H17.3.25	産業振興	観光施設	16	2,186	800	37%	5	7.3%	19.1%
140	(仮称)大竹市自転車駐車場施設整備・運営事業	H16.11.10	まちづくり	駐輪場	15	100	100	100%	3	N.A.	N.A.
141	東京簡易裁判所墨田分室庁舎整備等事業	H17.2.21	庁舎会館	庁舎	12	2,557	2,200	86%	5	3.0%	30.0%
142	金沢大学(宝町)総合研究棟改修施設整備等事業	H17.6.3	教育研究	大学施設	14	6,293	4,600	73%	1	11.2%	15.0%
143	九州大学(元岡)生活支援施設ウエストII、学生寄宿舎I施設整備等事業	H17.5.27	教育研究	大学施設	14	2,250	1,500	67%	3	2.8%	10.1%
144	九州大学(馬出)総合研究棟改修(旧医学部基礎A棟)施設整備等事業	H17.5.27	教育研究	大学施設	14	3,869	3,000	78%	1	5.0%	7.5%
145	東北大学(三条)学生寄宿舎整備事業	H17.3.16	教育研究	大学施設	13	2,490	1,800	72%	9	6.5%	37.0%
146	東京大学(駒場I)駒場コミュニケーション・プラザ施設整備等	H17.3.29	教育研究	大学施設	14	3,116	2,000	64%	6	5.5%	26.1%
147	大阪府警察寝屋川待機宿舎建替整備等事業	H17.3.22	消防・警察・行刑	宿舍等	34	13,763	10,000	73%	3	6.0%	N.A.
148	可見市学校給食センター整備・維持管理等事業	H17.3.23	教育研究	給食センター	15	2,427	2,000	82%	5	10.0%	25.8%
149	大阪大学(吹田I)研究棟改修(工学部)施設整備等事業	H17.5.31	教育研究	大学施設	14	5,786	4,800	83%	1	11.4%	15.2%

	事業名	事業契約 締結日	事業区分(本研究)		契約 期間 (年)	事業費(百万円)			応募 者数	VFM	
			事業分野	事業施設		全事 業費	施 設 整備費	施設整備 費割合		特定事業 選定時	落札時
150	(仮称)プラザノース整備事業	H17.10.11	活動生活	複合施設	18	15,000	1,000	7%	6	9.9%	17.6%
151	稚内市廃棄物最終処分場設備運 営事業	H17.2.8	環境エネ ルギー	廃棄物処 理施設	15	2,675	1,800	67%	9	4.0%	17.0%
152	(仮称)長崎市立図書館整備運 営事業	H17.6.23	文化教養	図書館	16	10,337	3,000	29%	3	12.2%	28.0%
153	水と緑の健康都市第1期整備等 事業	H17.10.21	まちづく り	再開発	11	13,212	11,000	83%	2	14.0%	N.A.
154	PFIによる京都府府営住宅常団地 整備等事業	H17.7.8	宿舍住宅	住宅	23	1,733	1,600	92%	3	6.0%	27.0%
155	大飯町複合型交流施設整備PFI事 業	H19.9.27	産業振興	産業振興 その他	18	5,947	2,100	35%	1	6.7%	N.A.
156	千葉県警察本部新庁舎建設等事 業	H17.10.17	消防・警 察・行刑	庁舎等	23	28,056	21,000	75%	4	12.3%	39.0%
157	海上自衛隊呉史料館(仮称)整 備等事業	H17.3.30	文化教養	文教その 他	9	3,028	1,000	33%	3	5.0%	14.9%
158	東郷町新設小学校施設整備事業	H17.8.30	教育研究	小中学校	17	2,744	2,500	91%	2	11.0%	7.3%
159	(仮称)岡崎げんき館整備運営 事業	H18.6.26	活動生活	複合施設	27	10,622	2,963	28%	3	7.7%	N.A.
160	府中市市民会館・中央図書館複 合施設整備事業	H17.12.20	文化教養	図書館	17	11,657	6,100	52%	3	7.0%	N.A.
161	多摩広域基幹病院(仮称)及び小 児総合医療センター(仮称)整備 等事業	H18.9.15	医療福祉	病院	17	249,092	53,560	22%	3	2.3%	6.7%
162	豊橋市資源化センター余熱利用 施設整備・運営事業	H17.12.20	健康増進	余熱利用 施設	17	3,072	2,500	81%	4	8.0%	45.0%
163	壮瞥町管理型浄化槽整備事業	H17.3.25	環境エネ ルギー	浄化槽	10	N.A.	N.A.	N.A.	2	28.4%	N.A.
164	伊方里市学校給食センター(仮 称)整備事業	H17.9.26	教育研究	給食セン ター	16	2,593	2,000	77%	4	16.0%	27.5%
165	神宮前一丁目民活再生プロジェ クト	H17.12.16	まちづく り	再開発	18	5,723	5,000	87%	5	8.8%	44.3%
166	知多浄水場始め4浄水場排水処 理施設整備・運営事業	H18.2.22	インフラ	上水道施 設	20	9,490	5,400	57%	1	10.0%	12.1%
167	衆議院新議員会館整備等事業	H17.3.3	庁舎会館	会館	15	110,683	66,400	60%	2	4.2%	29.0%
168	参議院新議員会館整備等事業	H17.3.3	庁舎会館	会館	15	58,364	35,000	60%	2	4.0%	24.0%
169	県立可部高等学校移転整備事業	H18.3.22	教育研究	高校	22	2,086	1,700	81%	5	17.9%	42.8%
170	堺市・資源循環型廃棄物処理施 設整備運営事業	H19.3.20	環境エネ ルギー	廃棄物処 理施設	25	44,453	15,000	34%	1	15.0%	18.2%
171	横浜市立科学技術高等学校(仮 称)整備事業	H18.2.9	教育研究	高校	15	9,050	6,000	66%	7	8.0%	40.1%
172	新北九州空港駐車場整備等事業	H17.5.31	インフラ	空港施設	16	N.A.	N.A.	N.A.	4	N.A.	N.A.
173	山梨県立中央病院駐車場整備運 営事業	H17.10.13	まちづく り	駐車場	16	1,203	660	55%	5	3.3%	N.A.
174	山形県営松境・住吉団地移転建 替及び酒田市琢成学区コミュニ ティ防災センター整備等事業	H17.12.16	活動生活	複合施設	22	1,367	1,200	88%	7	16-17%	30.0%
175	(仮称)「道の駅ようか」整備事 業	H17.12.22	産業振興	観光施設	16	400	220	55%	2	6.4%	N.A.
176	中部運転免許センター建設整備 事業	H18.3.20	消防・警 察・行刑	庁舎等	25	5,000	3,000	60%	5	3.2%	25.9%
177	(仮称)八千代市立荻田小学校分 離新設校及び総合生涯学習施設 整備・運営事業	H17.12.2	教育研究	小中学校	17	4,963	2,900	58%	4	7.0%	29.0%
178	津守下水処理場消化ガス発電設 備整備事業	H18.4.12	環境エネ ルギー	発電設備	21	7,480	2,200	29%	2	3.6%	N.A.
179	公務員宿舍清水町住宅(仮称) 整備事業	H17.12.16	宿舍住宅	宿舍	9	7,280	7,100	98%	6	8.0%	12.5%
180	総合科学技術高等学校(仮称) 整備事業	H18.7.12	教育研究	高校	22	5,300	4,800	91%	6	N.A.	27.7%
181	熊本市総合保健福祉センター (仮称)整備等事業	H18.3.24	医療福祉	医療福祉 その他	22	3,570	2,200	62%	5	6.8%	37.5%
182	公務員宿舍亀岡住宅整備事業	H18.2.9	宿舍住宅	宿舍	9	3,291	3,000	91%	6	8.0%	18.6%
183	山城町浄化槽整備事業	H17.7.4	環境エネ ルギー	浄化槽	10	800	75	9%	3	N.A.	N.A.
184	東京国際空港国際線地区旅客 ターミナルビル等整備・運営事 業	H18.7.7	インフラ	空港施設	30	105,000	72,000	69%	4	N.A.	N.A.
185	東京国際空港国際線地区貨物 ターミナル整備・運営事業	H18.7.7	インフラ	空港施設	30	105,000	72,000	69%	3	N.A.	N.A.
186	東京国際空港国際線地区エプロ ン整備等事業	H18.3.24	インフラ	空港施設	30	52,000	N.A.	N.A.	3	2.0%	30.0%

	事業名	事業契約締結日	事業区分(本研究)		契約期間(年)	事業費(百万円)			応募者数	VFM	
			事業分野	事業施設		全事業費	施設整備費	施設整備費割合		特定事業選定時	落札時
187	柴波町管理型浄化槽整備事業	H17.12.14	環境エネルギー	浄化槽	10	1,000	100	10%	6	38.8%	N.A.
188	神戸大学(六甲台2)総合研究棟(農学系)改修施設整備等事業	H18.3.27	教育研究	大学施設	14	3,950	2,300	58%	1	7.5%	8.0%
189	3小学校統合校設計・建設・維持管理事業	H18.3.24	教育研究	小中学校	17	2,947	2,000	68%	3	13.6%	28.0%
190	芝園小学校及び芝園中学校設計・建設・維持管理事業	H18.3.24	教育研究	小中学校	17	6,018	4,000	66%	6	18.8%	31.8%
191	京都市立小学校冷房化等事業	H18.3.17	教育研究	小中学校	13	4,413	4,170	94%	5	10.0%	28.0%
192	石巻地区広域行政事務組合消防本部(石巻消防署併設)庁舎移転整備事業	H17.12.27	消防・警察・行刑	庁舎等	21	2,930	1,350	46%	4	4.5%	33.8%
193	第2グリーンセンター(仮称)整備・運営事業	H18.6.30	環境エネルギー	廃棄物処理施設	25	4,000	4,000	100%	2	N.A.	N.A.
194	黒川地区小中学校新設事業	H18.9.4	教育研究	小中学校	17	5,490	3,600	66%	4	8.0%	9.1%
195	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業	H18.10.20	消防・警察・行刑	行刑施設	20	87,844	20,000	23%	2	3.0%	N.A.
196	(仮称)東根市消防庁舎整備事業	H18.4.21	消防・警察・行刑	庁舎等	16	673	550	82%	5	5.0%	10.0%
197	富田林市浄化槽整備推進事業	H17.12.21	環境エネルギー	浄化槽	10	450	45	10%	4	49.5%	N.A.
198	沼津市営住宅自由ヶ丘団地整備事業	H18.6.22	宿舍住宅	住宅	22	3,015	2,500	83%	4	4.0%	18.6%
199	(仮称)水と緑の健康都市小中一貫校整備等事業	H19.3.13	教育研究	小中学校	21	2,650	1,800	68%	2	2.0%	N.A.
200	(仮称)富士見子ども施設整備計画	H18.9.28	医療福祉	医療福祉その他	18	8,460	3,000	35%	6	7.1%	N.A.
201	航空保安大 schools 本校移転整備等事業	H18.3.24	庁舎会館	庁舎	17	12,886	10,000	78%	5	4.4%	33.9%
202	愛知県産業労働センター(仮称)整備・運営事業	H18.10.13	活動生活	複合施設	33	14,625	9,000	62%	4	22.1%	33.9%
203	(仮称)宇多津新給食センター整備運営事業	H18.3.16	教育研究	給食センター	21	4,015	800	20%	1	13.0%	14.1%
204	神奈川県立花と緑のふれあいセンター(仮称)施設整備・運営等	H19.3.13	活動生活	複合施設	23	5,344	3,890	73%	2	N.A.	24.0%
205	坂地区警察職員宿舎等整備事業	H18.12.1	宿舍住宅	宿舎	21	981	900	92%	4	10.5%	33.0%
206	九州大学(伊都)実験施設等整備事業	H18.8.18	教育研究	大学施設	15	2,688	2,000	74%	2	N.A.	N.A.
207	大阪府警察金岡単身寮整備等事業	H18.12.15	消防・警察・行刑	宿舍等	33	3,000	1,000	33%	5	8.0%	N.A.
208	(仮称)仙台市新野村学校給食センター整備事業	H18.12.15	教育研究	給食センター	16	10,000	2,400	24%	4	7.9%	8.0%
209	(仮称)墨田区総合体育館建設等事業	H19.3.15	健康増進	体育施設	23	15,210	3,200	21%	3	13.0%	26.4%
210	(仮称)姫路市新美化センター整備運営事業	H18.12.18	環境エネルギー	廃棄物処理施設	23	43,000	21,000	49%	1	11.0%	N.A.
211	京都市伏見区総合庁舎整備等事業	H19.10.5	庁舎会館	庁舎	17	6,445	3,600	56%	2	7.0%	7.0%
212	がん・感染症医療センター(仮称)整備運営事業	H19.12.21	医療福祉	病院	19	186,153	35,700	19%	1	4.9%	4.3%
213	PFIによる防府・高井県営住宅東ブロック整備等事業	H18.12.21	宿舍住宅	住宅	22	2,000	1,600	80%	5	14.2%	17.1%
214	(仮称)宇都宮市新畜場整備・運営事業	H19.7.2	活動生活	畜場	22	10,861	3,000	28%	3	9.2%	24.5%
215	福井県立病院立体駐車場整備等運営事業	H18.12.15	まちづくり	駐車場	22	1,960	400	20%	7	14.0%	49.3%
216	(仮称)北九州市ストックヤード(プラスチック製容器包装選)	H18.6.14	環境エネルギー	廃棄物処理施設	16	3,825	N.A.	N.A.	3	8.0%	N.A.
217	鹿児島県警察学校整備等事業	H19.2.7	消防・警察・行刑	庁舎等	15	4,355	3,100	71%	3	6.0%	30.0%
218	東京地家裁立川支部(仮称)庁舎整備等事業	H19.1.11	庁舎会館	庁舎	12	10,000	6,700	67%	3	8.0%	10.0%
219	大阪府立消防学校再整備等事業	H18.12.15	消防・警察・行刑	庁舎等	32	6,457	3,800	59%	4	7.0%	N.A.
220	北九州市立思永中学校整備PFI事業	H19.6.27	教育研究	小中学校	17	3,825	2,000	52%	4	21.0%	23.7%
221	公務員宿舎城北住宅(仮称)整備事業	H19.3.26	宿舍住宅	宿舎	9	6,200	5,600	90%	2	8.0%	16.2%
222	東根市学校給食共同調理場整備等事業	H19.3.1	教育研究	給食センター	16	3,982	1,000	25%	4	14.6%	18.4%
223	新潟市新焼却場施設整備・運営事業(仮称)	H20.7.1	環境エネルギー	廃棄物処理施設	24	23,900	12,500	52%	5	15.0%	39.7%
224	新文化センター整備運営事業	H19.7.2	文化教養	文教その他	22	6,937	1,200	17%	2	9.0%	11.0%

	事業名	事業契約 締結日	事業区分(本研究)		契約 期間 (年)	事業費(百万円)			応募 者数	VFM	
			事業分野	事業施設		全事 業費	施 設 整備費	施設整備 費割合		特定事業 選定時	落札時
225	加須市大越処理区農業集落排水 事業	H19.1.26	産業振興	農業排水 処理施設	18	2,760	2,250	82%	4	9.4%	40.7%
226	愛媛県立中央病院整備運営事業	H20.12.26	医療福祉	病院	24	165,000	32,000	19%	3	5.4%	N.A.
227	奥州市(水沢区)市営浄化槽整 備事業	H19.6.22	環境エネ ルギー	浄化槽	10	1,200	120	10%	2	37.8%	N.A.
228	那覇航空交通管制部管理棟建替 整備等事業	H19.3.30	庁舎会館	庁舎	18	4,872	2,000	41%	4	6.0%	19.4%
229	市立つるせ台小学校、市立図書館瀬 西分館及び市立つるせ台放課後児童ク ラブ整備並びに維持管理運営事業	H19.4.9	教育研究	小中学校	16	2,733	1,800	66%	1	6.3%	12.6%
230	京都市立音楽高等学校移転整備 事業	H20.6.5	教育研究	高校	17	3,808	2,400	63%	2	5.0%	N.A.
231	十和田市浄化槽整備推進事業	H19.3.19	環境エネ ルギー	浄化槽	15	2,380	238	10%	1	27.2%	27.0%
232	(仮称) 小山小学校校舎建設等 PFI事業	H19.7.2	教育研究	小中学校	22	4,180	1,600	38%	1	10.0%	15.0%
233	「(仮称)北海道札幌新定時制高等 学校」及び「札幌市立中央幼稚 園」整備等事業	H19.10.24	教育研究	高校	23	3,140	2,000	64%	2	12.0%	N.A.
234	神戸市立中央市民病院整備運営 事業	H20.2.12	医療福祉	病院	33	102,378	30,000	29%	1	8.0%	8.0%
235	森地区新構想高等学校(仮称) 整備事業	H19.12.20	教育研究	高校	20	4,650	2,500	54%	1	1.9%	1.8%
236	木更津第一小学校改築及び(仮 称)木更津市学校給食センター整 備事業	H19.3.20	教育研究	給食セン ター	17	6,630	3,000	45%	5	10.1%	11.0%
237	喜連川社会復帰促進センター等 運営事業	H19.5.31	消防・警 察・行刑	行刑施設	15	38,700	0	0%	3	1.1%	N.A.
238	播磨社会復帰促進センター等運 営事業	H19.6.1	消防・警 察・行刑	行刑施設	15	24,700	0	0%	3	3.9%	N.A.
239	徳島県青少年センター整備運営 事業	H20.2.21	文化教養	青少年施 設	10	1,796	1,380	77%	3	10.0%	N.A.
240	米沢市公営住宅塩井町団地建替 等事業	H20.3.11	宿舍住宅	住宅	22	845	500	59%	1	4.0%	10.6%
241	名古屋守山スポーツセンター (仮称) 整備・運営事業	H20.3.7	健康増進	体育施設	23	6,857	2,000	29%	1	3.1%	4.4%
242	長洲駅南側周辺駐車場整備事業	H19.9.27	まちづく り	駐車場	10	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.	N.A.
243	鹿児島市新鶴池公園水泳プール 整備・運営事業	H20.6.26	健康増進	体育施設	17	7,253	3,000	41%	1	4.6-5.2%	8.5%
244	(仮称) 広島県東部運転免許セ ンター整備事業	H20.3.18	消防・警 察・行刑	庁舎等	22	3,000	2,000	67%	6	8.5%	14.4%
245	名古屋港管理組合本庁舎等整備 事業	H20.3.27	庁舎会館	庁舎	27	8,679	4,000	46%	1	28.0%	30.1%
246	保健所・保健センター及び地域 療育センター(仮称)等整備・ 横浜市瀬谷区総合庁舎及び二ツ 橋公園整備事業	H19.12.17	医療福祉	医療福祉 その他	22	7,502	2,500	33%	2	8.8%	14.1%
247	精神医療センター(仮称)整備 運営事業	H20.12.22	医療福祉	病院	19	73,526	31,000	42%	1	4.6%	4.5%
249	山形市学校給食センター整備運 営事業	H19.12.14	教育研究	給食セン ター	16	14,993	4,000	27%	2	17.0%	N.A.
250	大垣市南部学校給食センター整 備事業	H20.6.16	教育研究	給食セン ター	17	4,095	2,000	49%	4	10.3%	28.9%
251	山形県営通町団地移転建替等事 業	H20.10.16	宿舍住宅	住宅	21	300	250	83%	2	3.6%	N.A.
252	狭山市立第一学校給食センター 更新事業	H19.12.13	教育研究	給食セン ター	16	6,663	2,000	30%	5	10.1%	17.0%
253	鈴鹿市不燃物リサイクルセン ター2期事業	H20.3.26	環境エネ ルギー	廃棄物処 理施設	23	12,196	6,000	49%	2	12.0%	14.5%
254	筑波大学付属病院再開発に係る 施設整備等事業	H21.2.6	医療福祉	病院	23	135,000	24,000	18%	1	5.3%	N.A.
255	埼玉県民活動総合センター ESCO事業	H19.9.18	環境エネ ルギー	ESCO事業	15	435	40	9%	3	13.0%	15.2%
256	(仮称) 紫波火葬場整備事業	H19.12.19	活動生活	斎場	11	550	370	67%	2	7.0%	N.A.
257	(仮称) 豊田市交通安全教育施 設整備・運営事業	H20.6.23	文化教養	文教その 他	17	5,654	3,000	53%	3	3.9%	10.6%
258	徳島市立高等学校校舎整備等事 業	H19.12.20	教育研究	高校	16	5,540	3,800	69%	4	17.7%	17.6%
259	東京大学(海洋研)総合研究棟 施設整備等事業	H20.3.28	教育研究	大学施設	12	5,352	3,000	56%	1	7.6%	N.A.
260	公務員宿舍伏見住宅(仮称)整 備事業	H20.3.31	宿舍住宅	宿舍	9	3,500	2,300	66%	1	6.0%	N.A.
261	宮古市浄化槽事業	H19.10.5	環境エネ ルギー	浄化槽	10	1,500	150	10%	N.A.	N.A.	N.A.

	事業名	事業契約締結日	事業区分(本研究)		契約期間(年)	事業費(百万円)			応募者数	VFM	
			事業分野	事業施設		全事業費	施設整備費	施設整備費割合		特定事業選定時	落札時
262	にしき園改築及び運営事業	H20.3.19	医療福祉	医療福祉その他	22	1,800	800	44%	2	35.0%	34.9%
263	新庄小学校分離新設校及び新設公民館等設計・建設・維持管理	H20.3.14	教育研究	小中学校	17	3,920	2,300	59%	1	11.3%	11.4%
264	佐原広域交流拠点PFI事業	H20.7.10	活動生活	複合施設	17	2,500	1,450	58%	2	17.0%	N.A.
265	公務員宿舎綾瀬川住宅(仮称)整備事業	H20.1.11	宿舎住宅	宿舎	9	15,858	10,500	66%	1	7.0%	5.1%
266	南部地区小学校等設計・建設・維持管理事業	H20.5.20	教育研究	小中学校	22	2,228	1,900	85%	1	3.9%	N.A.
267	石巻地区広域行政事務組合養護老人ホーム万生園改築事業	H20.2.13	医療福祉	福祉施設	17	1,465	400	27%	4	N.A.	51.0%
268	岩手沿岸南部クリーンセンター整備運営事業	H20.8.18	環境エネルギー	廃棄物処理施設	18	17,750	8,850	50%	1	10.0%	11.7%
269	千葉市新港学校給食センター整備事業	H20.9.19	教育研究	給食センター	17	8,800	2,500	28%	3	6.0%	8.0%
270	身延町地域情報通信施設整備運営事業	H20.12.15	活動生活	複合施設	12	280	200	71%	1	25.0%	N.A.
271	県庁立体駐車場整備事業	H19.9.27	まちづくり	駐車場	11	2,300	2,270	99%	5	5.0%	7.8%
272	仮称川崎市多摩スポーツセンター建設等事業	H20.6.19	健康増進	体育施設	12	3,486	1,250	36%	5	14.6%	23.5%
273	枚方市学習環境整備PFI事業	H20.6.26	活動生活	複合施設	13	5,146	4,000	78%	2	9.0%	N.A.
274	長岡京市立小中学校普通教室等空調環境提供等事業	H20.3.21	教育研究	空調	13	700	600	86%	2	6.5%	11.0%
275	公務員宿舎小金井住宅(仮称)整備事業	H20.3.31	宿舎住宅	宿舎	9	12,700	10,600	83%	1	8.0%	5.3%
276	公務員宿舎東雲住宅(仮称)整備事業	H20.3.31	宿舎住宅	宿舎	9	14,100	4,500	32%	1	7.0%	6.7%
277	横浜市環境創造局北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業	H20.8.29	環境エネルギー	発電設備	22	5,900	1,600	27%	1	5.7%	8.4%
278	銚子市立銚子高等学校施設整備等事業	H20.6.25	教育研究	高校	16	6,000	2,800	47%	4	8.0%	12.0%
279	(仮称)新高砂学校給食センター整備事業	H20.10.8	教育研究	給食センター	17	10,000	2,500	25%	3	4.3%	7.2%
280	野々市小学校施設整備事業	H20.8.26	教育研究	小中学校	18	3,000	2,000	67%	4	7.8%	14.9%
281	豊橋市北部学校給食共同調理場整備・運営事業	H20.12.22	教育研究	給食センター	18	9,000	2,400	27%	1	9.1%	9.7%
282	紀宝町浄化槽整備推進事業	H20.3.26	環境エネルギー	浄化槽	11	1,500	150	10%	3	37.7%	N.A.
283	御殿場市学校給食センター(仮称)整備事業	H20.10.15	教育研究	給食センター	18	1,867	1,100	59%	2	13.3%	1.6%
284	川井浄水場再整備事業	H21.2.27	インフラ	上水道施設	25	64,100	34,800	54%	1	7.0%	N.A.
285	旭川市立高台小学校PFI整備事業	H20.12.12	教育研究	小中学校	17	2,000	1,600	80%	2	12.1%	10.6%
286	唐津市浄化槽市町村整備推進事業	H21.3.25	環境エネルギー	浄化槽	10	2,500	250	10%	1	25.3%	N.A.
287	久留米市中央学校給食センター(仮称)整備事業	H21.3.26	教育研究	給食センター	16	6,000	2,000	33%	4	11.9%	23.0%
288	公務員宿舎若水住宅及び千種東住宅整備事業	H21.3.23	宿舎住宅	宿舎	9	7,200	6,500	90%	3	7.0%	9.4%
289	甲府地方合同庁舎(仮称)・公務員宿舎甲府住宅(仮称)整備等事業	H21.3.26	庁舎会館	庁舎	13	6,100	7,712	126%	1	2.5%	2.7%
290	公務員宿舎稲毛海岸住宅(仮称)整備事業	H21.3.27	宿舎住宅	宿舎	9	11,800	10,700	91%	2	7.0%	23.0%
291	公務員宿舎津田沼第2住宅(仮称)整備事業	H20.12.17	宿舎住宅	宿舎	9	5,000	4,000	80%	2	7.0%	6.6%
292	立川地方合同庁舎(仮称)整備等事業	H21.3.31	庁舎会館	庁舎	13	6,600	5,310	80%	1	2.8%	2.9%
293	大津地方合同庁舎(仮称)整備等事業	H21.3.13	庁舎会館	庁舎	13	6,000	4,800	80%	3	2.6%	15.0%
294	埼玉県障害者交流センターESCO事業	H20.10.21	環境エネルギー	ESCO事業	15	500	80	16%	2	10.7%	10.8%
295	埼玉県環境科学国際センターESCO事業	H20.10.7	環境エネルギー	ESCO事業	15	400	90	23%	1	7.8%	12.1%
296	公務員宿舎方南町住宅(仮称)整備事業	H21.3.27	宿舎住宅	宿舎	9	2,800	2,300	82%	2	7.0%	10.0%
297	公務員宿舎亀岡住宅(第2期)整備事業	H21.1.19	宿舎住宅	宿舎	9	2,436	1,800	74%	2	6.0%	4.7%
298	公務員宿舎月寒東住宅(仮称)整備事業	H21.1.23	宿舎住宅	宿舎	9	9,345	8,000	86%	3	6.0%	13.8%

	事業名	事業契約締結日	事業区分(本研究)		契約期間(年)	事業費(百万円)			応募者数	VFM	
			事業分野	事業施設		全事業費	施設整備費	施設整備費割合		特定事業選定時	落札時
299	廿日市市新宮島水族館(仮称)整備・運営事業	H21.3.17	産業振興	観光施設	17	5,061	1,500	30%	1	14.0%	14.0%
300	静岡市立南部学校給食センター建替整備等事業	H21.3.16	教育研究	給食センター	17	7,753	3,058	39%	1	4.3%	7.0%
301	埼玉県秩父農林振興センターほかエコオフィス化改修事業	H20.10.9	産業振興	産業振興その他	8	241	180	75%	2	8.0%	8.1%
302	川崎市立小学校及びびび学校冷房化等事業	H21.3.19	教育研究	小中学校	13	4,794	N.A.	N.A.	2	9.5%	11.8%
303	公務員宿舎朝霞住宅(仮称)整備事業	H21.3.31	宿舎住宅	宿舎	9	10,569	8,800	83%	3	7.0%	23.5%
304	中央区立人形町保育園等複合施設整備等事業	H20.11.28	医療福祉	福祉施設	23	2,187	1,000	46%	3	13.0%	14.6%
305	公務員宿舎堺住宅(仮称)(I期)整備事業	H21.3.27	宿舎住宅	宿舎	9	4,866	4,400	90%	5	7.0%	16.6%
306	公務員宿舎伊丹住宅(仮称)(I期)整備事業	H21.3.27	宿舎住宅	宿舎	9	5,082	4,800	94%	3	7.0%	24.1%
307	(仮称)名取市新学校給食共同調理場整備等事業	H21.3.4	教育研究	給食センター	17	7,073	2,528	36%	2	10.0%	18.0%
308	公務員宿舎牛田住宅(第I期)整備事業	H21.3.27	宿舎住宅	宿舎	9	8,530	6,700	79%	3	7.0%	11.3%
309	一宮畜場整備運営事業	H21.3.31	活動生活	畜場	17	4,595	1,400	30%	3	17.0%	26.0%

出典: 上表の「事業費」は、日本PFI協会(2009)『PFI年鑑』の「推定イニシャルコスト」及び「推定ライフサイクルコスト」による。VFMの値は、基本はPFI協会(2009)『PFI年鑑』によるが、同資料に未記載のものについては著者が独自に調べて追記した。「事業区分(著者)」は、著者による。それ以外の項目については、公の施設等の管理者等の公表資料及びPFI推進室ホームページによる。